

平成23年度

# 業務実績報告書

日本司法支援センター

# 目 次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	2
ア	情報提供業務（第1号）	2
イ	民事法律扶助業務（第2号）	2
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	2
エ	司法過疎対策業務（第4号）	2
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	2
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	2
2	法人の組織	3
	【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
3	法人の沿革	4
	【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成24年3月31日）	
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員状況	4
8	職員状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	5
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	5
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	5
(2)	業務運営の効率化に関する事項	5
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	6
2	平成23年度日本司法支援センター年度計画	6
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	6
(2)	業務運営の効率化に関する事項	7

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7
【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画	
<b>IV 平成23年度の事業概要</b>	<b>9</b>
<b>1 総括</b>	<b>9</b>
(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	9
(2) 地方協議会の開催	9
(3) 常勤弁護士の確保	9
【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧	
【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成23年3月31日現在）	
(4) コンプライアンス体制の整備状況	9
【資料6】法テラス運営理念	
<b>2 各業務</b>	<b>10</b>
(1) 情報提供業務	10
ア コールセンターにおける情報提供	10
【資料7】日本司法支援センター業務実績	
【資料8】平成23年度情報提供件数の推移	
イ 地方事務所における情報提供	10
【資料7】日本司法支援センター業務実績	
【資料8】平成23年度情報提供件数の推移	
ウ ホームページによる情報提供	10
エ 関係機関との連携・協力関係強化	10
オ 東日本大震災に対する対応	10
(2) 民事法律扶助業務	11
ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	11
【資料7】日本司法支援センター業務実績	
【資料9】援助申込み状況	
【資料10】援助決定件数等状況	
【資料11】代理援助事件の事件別内訳	
【資料12】書類作成援助事件の事件別内訳	
イ 契約弁護士・司法書士数	11
【資料7】日本司法支援センター業務実績	
【資料13】契約弁護士数	
【資料14】契約司法書士数	
ウ 立替金等の状況	11
(3) 国選弁護等関連業務	12
ア 受理件数	12

	【資料 7】日本司法支援センター業務実績	
	【資料 15】国選付添事件受理件数	
イ	国選弁護士契約の締結	12
	【資料 7】日本司法支援センター業務実績	
	【資料 16】国選弁護士契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）	
	【資料 17】国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）	
(4)	司法過疎対策	12
(5)	犯罪被害者支援業務等	12
ア	犯罪被害者支援業務	12
	【資料 7】日本司法支援センター業務実績	
	【資料 18】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移 （平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月）	
	【資料 19】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容	
	【資料 20】地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士の紹介状況	
イ	被害者国選弁護関連業務	13
	【資料 7】日本司法支援センター業務実績	
(6)	受託業務	13
ア	中国残留孤児援護基金委託援助業務	13
(ア)	業務内容	13
(イ)	件数	13
	【資料 21】平成 23 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）	
イ	日本弁護士連合会委託援助業務	14
(ア)	業務内容	14
(イ)	件数	14
	【資料 7】日本司法支援センター業務実績	
	【資料 21】平成 23 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）	
V	平成 23 年度における業務実績	15
1	総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	15
(1)	業務運営の基本的姿勢等	15
①	業務運営の基本的姿勢	15
ア	利用者の立場に立った業務運営	15
	【資料 6】法テラス運営理念	
1	組織運営理念の周知徹底	15
2	接遇水準の向上	15

3	東日本大震災に係る被災者支援の取組	16
1	開催状況	16
2	会議の概要	17
1	高齢者・障害者等への周知	18
2	出張法律相談体制の整備	18
イ	利用者の意見、苦情等への適切な対応	19
1	利用者からの苦情等の取扱い	19
2	業務改善の取組	20
ウ	効率的で効果的な業務運営	20
1	組織運営理念の周知徹底	20
2	業務改善の推奨（業務改善事例の把握と紹介）	21
②	支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	21
1	効率性の観点を踏まえた効果的な広報の実施	21
2	広報効果の高い媒体を活用した効果的な広報の実施	22
3	マスコミへの積極的な情報発信と関係機関との更なる連携強化策の展開	22
	【資料 22】平成 23 年度プレスリリース実施一覧	
4	認知度調査の実施	23
	【資料 23】広報活動関連資料	
(2)	組織の基盤整備等	23
①	一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	23
ア	一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保	23
1	契約弁護士・司法書士の確保	23
	【資料 9】援助申込み状況	
	【資料 10】援助決定件数等状況	
	【資料 13】契約弁護士数	
	【資料 14】契約司法書士数	
	【資料 24】最近 5 年間の援助決定件数の推移	
2	常勤弁護士の配置等	24
	【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（平成 24 年 3 月 31 日現在）	
	【資料 25】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧	
1	説明会等の実施	25
2	契約弁護士の確保	25
	【資料 16】国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）	
	【資料 17】国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）	
	【資料 26】国選弁護事件受理件数（被疑者）	
	【資料 27】国選弁護事件受理件数（被告人）	
1	被害者参加弁護士確保の取組	26

2	契約弁護士の確保	26
	【資料 31】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	
	【資料 32】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	
1	就職説明会・採用案内の周知等	26
	【資料 28】 常勤弁護士就職説明会等実施状況	
2	選択型実務修習、エクスターンシップ	27
	【資料 29】 平成 23 年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
	【資料 30】 平成 23 年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
イ	法律サービスの提供に係る体制の整備	27
1	司法過疎地域事務所の設置	27
	【資料 5】 常勤弁護士配置先一覧（平成 23 年 3 月 31 日現在）	
2	常勤弁護士の巡回による司法サービスの提供	28
	【資料 25】 常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧	
ウ	常勤弁護士の採用	28
1	募集活動の推進	29
2	総合評価に基づく人材の確保	29
	【資料 4】 常勤弁護士の採用実績一覧	
	【資料 28】 常勤弁護士就職説明会等実施状況	
	【資料 29】 平成 23 年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
	【資料 30】 平成 23 年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
エ	常勤弁護士の待遇	29
②	職員の質の向上等	30
1	採用について	30
2	人事配置について	30
1	一般職員に対する研修	31
2	常勤弁護士に対する研修	31
	【資料 33】 常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況	
③	内部統制・ガバナンスの強化等	33
1	本部決定事項等の伝達	33
2	本部会議の充実	33
3	ガバナンス推進委員会の設置	34
1	会計監査人監査の実施（連携強化）	34
2	監事監査の実施	35
3	内部監査の実施	35
1	内部監査体制の整備・強化	36
2	情報セキュリティ監査の指摘事項の改善	36
3	全国地方事務所長会議における取組	36
4	職員研修の実施	36

1	過誤事案への対処	37
2	職員研修等の実施	37
(3)	外部機関等との関係	38
①	地方協議会の開催等	38
1	地方協議会開催状況	38
	【資料 34】平成 23 年度地方協議会開催一覧	
	【資料 35】平成 23 年度地方協議会参考事例一覧	
	【資料 36】平成 23 年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧	
2	アンケートの実施	38
3	先進事例の紹介	38
②	関係機関との連携強化	39
1	中央レベルでの連携に関する取組状況	39
2	地方事務所における連携に関する取組状況	39
3	新たに創設される関係機関・団体等との連携に関する取組状況	39
1	被害者支援連絡協議会への参加	40
2	DV防止法第 9 条連絡協議会への参加	40
3	関係機関との連携	40
	【資料 18】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移 (平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月)	
	【資料 19】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容	
	【資料 20】地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士の紹介状況	
	【資料 37】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手 続」の問合せに関する紹介先	
	【資料 38】地方事務所における問合せ件数の推移 (平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月)	
	【資料 39】平成 23 年度地方事務所で対応した問合せ内容	
2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	41
(1)	総括	41
①	一般管理費等	41
1	一般管理費の効率化減	42
2	事業費の効率化減	42
②	組織の見直し	43
1	事件数等に応じた適切な配置と採用	43
2	真に必要な職員数の検証	43
	【資料 5】常勤弁護士配置先一覧(平成 24 年 3 月 31 日現在)	
(2)	情報提供・犯罪被害者支援	44

①	コールセンターの利用促進	45
1	コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知	45
2	コールセンターへの転送	45
	【資料 8】平成 23 年度情報提供件数の推移	
	【資料 40】平成 23 年度における相談分野の概要（問合せ上位 20 件）	
	【資料 41】平成 23 年度における関係機関紹介状況	
②	コールセンターの設置場所等	45
1	コールセンターの運営経費削減と利用者サービスの質の維持	46
2	運営コストの削減についての検討内容	46
(3)	民事法律扶助・国選弁護士等確保	46
①	民事法律扶助業務の事務手続の効率化	46
1	書面審査の活用	46
2	審査方法の合理化	47
②	国選弁護業務の効率化	47
1	不服申立ての事務手続の変更	48
	【資料 42】平成 23 年度不服申立件数一覧表	
2	一括契約弁護士数の増加	48
3	関係機関との協議	48
(4)	司法過疎対策	48
	【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（平成 24 年 3 月 31 日現在）	
3	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのとるべき措置	49
(1)	情報提供	49
①	利用者のニーズの把握と業務への反映等	49
ア	客観的評価の実施	49
1	コールセンターに対する客観的評価の実施	49
2	地方事務所に対する客観的評価	50
イ	関係機関情報の充実	50
1	関係機関との情報交換	50
2	関係機関情報の充実・共有化	50
ウ	アンケート調査の実施	51
1	ホームページにおけるアンケート（評価値 3.4）	51
2	コールセンターにおけるアンケート（評価値 4.6）	51
3	地方事務所におけるアンケート（評価値 4.4）	51
	【資料 43】利用者満足度調査	
エ	オペレーター等の質の向上	51
1	研修計画の策定	52

2	研修の実施	52
②	提供する情報の内容及びその提供方法	53
1	F A Qの追加更新	53
2	東日本大震災相談実例Q & A集の作成、配布	53
3	Q & A集のホームページへの掲載及び更新	53
4	情報提供の環境整備	53
5	会話通訳サービスの試行	53
1	システムの改修	54
③	最適な情報の迅速な提供	55
1	事故情報データベースへの参画	56
2	関係機関情報等の充実・周知	56
④	法教育に資する情報の提供等	56
1	法教育普及の基盤整備	56
2	法に関する教育の実施	57
(2)	民事法律扶助	57
①	利用者のニーズの把握と業務への反映等	57
②	サービスの質の向上	59
1	審査の合理化等	59
2	援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮	59
1	契約弁護士・司法書士への適時適切な周知	61
2	契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に関する取組	61
	<b>【資料 46】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況</b>	
1	地方事務所における取組	62
2	専門分野に精通した契約弁護士・司法書士の確保	62
(3)	国選弁護人等確保	63
①	迅速かつ確実な選任態勢の確保	63
1	関係機関との協議	63
2	十分な知識や経験を有する契約弁護士の選任	63
	<b>【資料 47】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況</b>	
	(平成 24 年 3 月末現在)	
②	通知時間の短縮	64
1	目標設定	64
2	達成度合い	64
	<b>【資料 48】 平成 23 年度被疑者国選事件指名通知状況</b>	
③	契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	64
1	国選弁護契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	64
2	犯罪被害者支援に係わる弁護士のサービスの質の向上に資する	

取組	65
(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	66
① 体制整備	66
【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（平成 24 年 3 月 31 日現在）	
② サービスの質の向上	66
1 研修の実施	66
2 日本弁護士連合会との協議	67
(5) 犯罪被害者支援	67
① 利用者のニーズの把握と業務への反映	67
1 意見の聴取	67
2 被害者等からの意見	68
3 その他の取組	68
② 提供するサービスの質の向上	68
1 効率性と犯罪被害者等の心情に配慮した情報提供	68
2 被害者支援に精通した職員態勢	69
【資料 31】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	
【資料 32】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	
1 犯罪被害者への支援の充実	71
2 専門相談の推進	72
3 その他の取組	72
4 民事法律扶助事業の増加	72
<b>4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>	<b>72</b>
(1) 総括	72
(2) 民事法律扶助	73
1 立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収の実施	73
2 償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減	74
【資料 49】立替金残高表	
【資料 50】法律相談費	
【資料 51】代理援助立替金実績	
【資料 52】書類作成援助立替金実績	
① コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備	75
② 償還率の高い地方事務所の取組分析及び全国一律の督促指針の作成	76
③ 集中的な督促体制の整備	76
④ 援助開始時における償還制度の説明徹底による被援助者への償	

還の意識付け強化	77
⑤ 被援助者の状況を踏まえた継続的な償還の促進	77
⑥ 督促方法の検討・実施	77
⑦ 債権管理のためのシステム改修	77
(3) 司法過疎対策	78
① 有償受任等による自己収入	78
② 財政的支援の獲得	78
(4) 委託援助業務	79
1 日本弁護士連合会委託援助業務	79
2 中国残留孤児援護基金委託援助業務	79
3 委託業務に関わる広報	79
【資料 21】平成 23 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）	
【資料 53】平成 22 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）	
(5) 財務内容の公表	80
(6) 予算、収支計画及び資金計画	80
5 短期借入金の限度額	80
6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	80
7 剰余金の使途	80
8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	80

以上

## I はじめに

平成 23 年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第二期中期目標の期間（平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）における 2 年度目である。

支援センターは、総合法律支援を担う組織として平成 18 年 4 月 10 日に設立され、同年 10 月 2 日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、犯罪被害者支援業務、司法過疎対策業務及び国選弁護等関連業務の主要 5 業務と受託事業について、第一期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件範囲の大幅な拡大等に対処してきた。

平成 23 年度は、第二期中期目標期間における 2 年度目として、これまでの取組を踏まえ、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善により着実な業務の推進を図ることとした。こうした中で、平成 23 年度の開始直前の平成 23 年 3 月 11 日には、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生し、支援センターとしても東北地域を中心に深刻な被害を受けたが、役職員の一体となった取組で復旧に当たってきた。また、東日本大震災の被災者がその権利の回復を求めるために弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセス及び法的問題の解決の大きな障害との指摘がなされ、平成 24 年 3 月 23 日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」）が成立し、同法施行の日から 3 年間にわたって「東日本大震災法律援助事業」が支援センターの新たな事業とされた。

これを受け、本年 4 月 1 日の同法施行に向け、組織一丸となって、平成 23 年度中に業務方法書の変更などの所要の準備を終え、同業務を開始したところである。

現在、震災からの復旧復興に当たって様々な場面で法的な問題の解決が求められているが、関係機関との連携の下、被災者支援に全力で取り組むこととしている。

本報告書は、このような平成 23 年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

## II 日本司法支援センターの概要

### 1 業務の内容

総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

#### (1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

##### ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

##### イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

##### ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

##### エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

##### オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎをし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

#### (2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

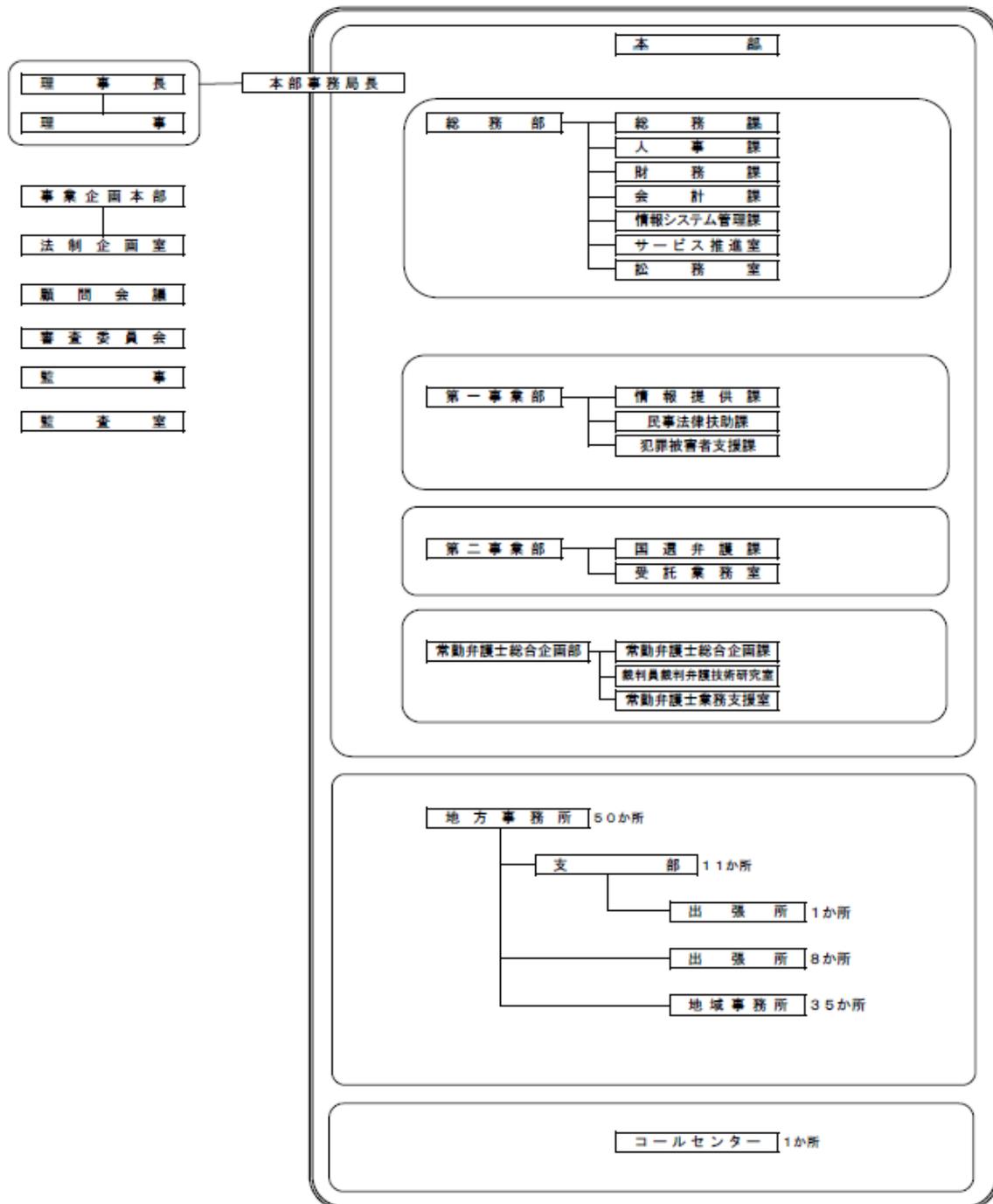
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

## 2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成24年3月31日現在）。

日本司法支援センター（法テラス）組織図

平成24年3月31日現在



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

**【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧**

**3 法人の沿革**

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成24年3月31日までの沿革については、【資料2】のとおりである。

**【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成24年3月31日）**

**4 根拠法**

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

**5 主務大臣**

法務大臣

**6 資本金**

3億5,100万円（政府全額出資）

**7 役員状況**

理事長 梶谷 剛（平成23年4月10日就任）

理事 大川 真郎（平成22年4月10日再任）

同 菅野 富邇子（ ” ）

同 廣瀬 健二（ ” ）

同 安岡 崇志（平成23年4月10日就任）

監事 羽田 悦朗（平成22年4月10日再任）

同 藤原 藤一（ ” 就任）

**8 職員状況**

平成24年3月31日現在、常勤職員数は913名（常勤弁護士を含む。）である。

### Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

#### 1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成 22 年 2 月、法務大臣から指示された平成 26 年 3 月 31 日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

##### (1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に 1 回以上開催すること。
- 支援センターの業務を周知するための方策について工夫・検討し、出張法律相談を充実させるなど必要な情報やサービスの提供を容易に受けられるような業務運営を推進すること。
- 広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組み、広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を事後分析して、その結果を翌年度の広報計画に反映すること。
- テレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用して事業等に関する情報を効果的に提供し、認知度を毎年度上昇させること。
- 民事法律扶助の担手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士による常駐若しくは巡回を行うこと。
- 国選弁護事件及び国選付添事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 被害者参加人のための国選弁護制度の担手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会と連携協力して、契約弁護士を確保すること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 利用者及び関係機関等の意見を聴取し、地域の実情に応じた業務運営を行うこと。

##### (2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえて真に必要な職員数を検証して職員の採用を行うこと。
- 関係機関・団体、利用者に対して、コールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報等を通じて周知を図ること。
- 民事法律扶助・国選弁護関連業務の効率化を図ること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を行い、より質の高い窓口対応・サービスを目指すこと。
- 情報提供業務に関し、ホームページを利用した利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 新たな法制度に速やかに対応し、社会情勢の変化に柔軟かつ速やかに対応するため、FAQの追加・更新を行い、利用者により有用な情報提供が行えるデータベースの構築を進めること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮すること。
- 国選弁護士確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。
- 司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努めること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。

## 2 平成23年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成23年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、平成23年3月30日、法務大臣に届け出た。年度計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 利用者の立場から幅広い意見を聴取し、外部有識者から構成される顧問会議を平成23年度内に2回以上開催すること。
- 高齢者・障害者等への周知に関し、高齢者・障害者等の身近な存在である民生委員等の研修会において、既存の民生委員等向けのパンフレットを活用した業務説明会を行う。
- 利用者からの意見・苦情等を集約分析して接遇研修等に活用すること。
- 広報計画を策定し広報活動に取り組み、広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を事後分析して、その結果を平成24年度の広報計画に反映すること。
- 認知度調査を実施し、支援センターが、より多くの国民に利用されるよう業務内容等について周知し、認知度を上昇させること。
- 民事法律扶助の担手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士の常駐若しくは巡回を行うこと。

また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させること。

なお、常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から、常勤弁護士を採用すること。

- 常勤弁護士確保のため、日本弁護士連合会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生等に対する説明を行うこと。
- 実質的な「弁護士ゼロワン地域」等に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
- 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行い、職員の資質向上や人材育成と関係機関との更に密接な連携関係の構築を図るため、関係機関との人事交流を図り、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を実施すること。
- 人材育成の観点から、職場内研修(OJT)、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するような研修体系の見直し等を図ること。
- 内部統制・ガバナンスの強化等のため、組織としての決定事項については、速やかに組織内に伝達するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議等を定期に開催すること。

また、同会議等において、特にコンプライアンスの徹底を呼び掛けること。

- 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて、関係機関との連携強化に努めること。
- (2) 業務運営の効率化に関する事項
- 総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえて真に必要な職員数を検証して職員の採用を行うこと。
  - 関係機関・団体、利用者に対して、コールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報等を通じて周知を図ること。
  - 民事法律扶助・国選弁護関連業務の効率化を図ること。
  - 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。
- (3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を平成23年度中に1回以上行い、より質の高い窓口対応・サービスを目指すこと。
  - 情報提供業務に関し、ホームページを利用した利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。

また、より効果的な調査方法等について検討し、実施すること。

- 新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの拡充を図り、最新かつ正確なデータの維持に努めること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮すること。
- 司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、これに近接する地への常勤弁護士重点配置等の工夫に努めること。
- 犯罪被害者の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速適切な情報提供に努め、地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。

**【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画**

## IV 平成 23 年度の事業概要

### 1 総括

#### (1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

第二期中期目標期間中に認知度を高め、支援センターの利用を促進するため、広報活動を戦略的に実施した。

また、利用者の立場に立った業務遂行のため、接遇リーダー育成に向けた研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障害者を対象とした出張法律相談を行った。

広報関係については、V 1 (1)②支援センターの存在及びその業務の内容についての周知(21 頁)の項を参照のこと。

#### (2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、内容に工夫を加えながら地方協議会を開催した。

地方協議会関係については、V 1 (3)①地方協議会の開催等(38 頁)の項を参照のこと。

#### (3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、綜合法律支援法第 30 条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士(常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成 18 年規程第 22 号)第 1 条)である。

平成 24 年 3 月 31 日現在で、常勤弁護士は合計 220 名となり、合計 82 か所(全国 40 か所の地方事務所、7 か所の支部、35 か所の地域事務所)に配置した(人数につき【資料 4】、配置先につき【資料 5】)。

常勤弁護士の確保については、V 1 (2)ウ常勤弁護士の採用(28 頁)の項を参照のこと。

#### 【資料 4】常勤弁護士の採用実績一覧

#### 【資料 5】常勤弁護士配置先一覧(平成 24 年 3 月 31 日現在)

#### (4) コンプライアンス体制の整備状況

支援センターは、各種規程に基づく監査体制の強化を図ってきたが、平成 22 年度に策定した役職員の行動指針である「法テラス運営理念」を定着させる一つの方策として、カードサイズに印刷し、常時携帯用として役職員に配布した。

また、コンプライアンス体制の構築、点検、改善策の検討のため、ガバナンス推進委員会を設置した。

コンプライアンスについては、V 1 (2)③内部統制・ガバナンスの強化等(33 頁)の項を参照のこと。

## 【資料6】法テラス運営理念

### 2 各業務

#### (1) 情報提供業務

##### ア コールセンターにおける情報提供

平成22年12月、仙台に設置したコールセンターは、平成23年4月から本格的な自主運営を開始する予定であったが、同年3月に発生した東日本大震災により被害を受け、単独稼働は同年7月にずれ込まざるを得なかった。このような事態に対して、本部内に臨時コールセンターを設置して並行稼働させたため、被災による影響を最小限にとどめることができた。そして、この間の情報提供に係る応答率は従前どおり維持され、サービスレベルの低下を招くことはなかった。

平成23年度の間合せ件数は、339,334件で、前年度に比べて30,790件の減少であった。

平成18年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、【資料7】、【資料8】のとおりである。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料8】平成23年度情報提供件数の推移**

##### イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は、全国合計で198,963件で、前年度と比べ35,651件の減少であった（【資料8】）。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料8】平成23年度情報提供件数の推移**

##### ウ ホームページによる情報提供

通常のものに加え、東日本大震災に対する情報提供として、関係機関と連携をとって、ホームページに相談窓口情報一覧を掲示し、随時更新したほか、法テラス・東日本大震災相談事例Q&Aについても、掲示、更新を行った。

##### エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所において社会福祉協議会・地域包括支援センター等の関係機関との連携・協力関係強化を引き続き実施するとともに、コールセンターにおいても、国民生活センター・公害等調整委員会等の関係機関の協力を得て当該機関の業務説明を実施し、協力関係を強化した。

情報提供業務については、V1(3)②関係機関との連携強化(39頁)、V2(2)情報提供・犯罪被害者支援(44頁)、V3(1)情報提供の各項(49頁)を参照のこと。

##### オ 東日本大震災に対する対応

東日本大震災直後から開始した日本弁護士連合会及び東京三弁護士会との電話相談に加えて、仙台弁護士会、岩手弁護士会、日本司法書士会連合会とも電話相談を実施し、その相談事例を基に東日本大震災相談事例Q&

Aを作成して、地方公共団体等を通じて被災地住民等に配布した。

また、被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・国民生活センターと協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成23年11月からは、震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル)を設置し、被災者からの問合せに応じた。

## (2) 民事法律扶助業務

### ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成23年度の法律相談援助実施件数は280,389件(前年度比9.2%増)、代理援助開始決定件数は103,751件(同5.9%減)、書類作成援助開始決定件数は6,164件(同16.3%減)であり、法律相談援助件数では前年度の実績と比べて増加したものの、代理援助開始決定件数や書類作成援助開始決定件数ではいずれも前年度の実績と比べて減少した(【資料9】及び【資料10】)。特に多重債務事件の減少幅が大きく、法律相談援助件数が15,669件減少、代理援助開始決定件数が14,189件の減少となっており、多重債務事件の減少傾向が大きく業務実績に影響を与えている。代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、【資料11】、【資料12】のとおりである。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料9】援助申込み状況**

**【資料10】援助決定件数等状況**

**【資料11】代理援助事件の事件別内訳**

**【資料12】書類作成援助事件の事件別内訳**

### イ 契約弁護士・司法書士数

民事法律扶助の担手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、平成23年度末時点における契約弁護士数(受任予定者契約)は16,570名(前年度比1,533名増)、契約司法書士数(受託予定者契約)は6,065名(同448名増)となり、いずれも前年度より増加した(【資料13】及び【資料14】)。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料13】契約弁護士数**

**【資料14】契約司法書士数**

### ウ 立替金等の状況

平成23年度の代理援助に係る立替金合計(常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。)は150億1,009万円、書類作成援助に係る立替金合計(前同)は5億9,098万円、法律相談援助に係る費用は、14億2,530万円であり、平成23年度中の償還金は、103億5,876万円であった。

平成22年度同様、生活保護受給者の償還猶予、免除を原則としたこともあり、償還免除は29億8,976万円となり、前年に比して、3億1,876万円増えた。

民事法律扶助業務については、V 1 (2)①ア一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保(23 頁)、V 2 (3)①民事法律扶助業務の事務手続の効率化(46 頁)、V 3 (2)民事法律扶助(57 頁)、V 4 (2)民事法律扶助(73 頁)の各項を参照のこと。

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

平成 23 年度の被疑者国選弁護事件受理件数は 73,209 件（前年度比 3.2% 増）、被告人国選弁護事件受理件数は 67,374 件（同 3.2% 減）である。

国選付添事件の受理件数は 469 件（同 10.9% 増）である（【資料 15】）。

**【資料 7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料 15】国選付添事件受理件数**

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、平成 23 年 4 月 1 日時点で 19,566 名であったが、平成 24 年 4 月 1 日時点で 21,259 名となり、1,693 名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成 23 年 4 月 1 日時点で 6,564 名であったが、平成 24 年 4 月 1 日時点で 7,701 名となり、1,137 名増加した（【資料 16】及び【資料 17】）。

**【資料 7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料 16】国選弁護人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)**

**【資料 17】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)**

国選弁護等関連業務については、V 1 (2)①ア一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保(23 頁)、V 2 (3)②国選弁護業務の効率化(47 頁)、V 3 (3)国選弁護人等確保(63 頁)の各項を参照のこと。

(4) 司法過疎対策

平成 23 年度末において、司法過疎対策として設置した地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）の数は 31 か所（前年度比 2 か所増）であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士の数は、52 名（同 1 人増）となった。

司法過疎対策業務については、V 1 (2)①ア一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保(23 頁)、V 2 (4)司法過疎対策(48 頁)、V 3 (4)司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務(66 頁)、V 4 (3)司法過疎対策(78 頁)の各項を参照のこと。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が二次的被害を与えることがないよう、心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成 23 年度の間合せ件数は、合計 9,780 件で、

前年度に比べて702件の減少であった（【資料18】）。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、さらには、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介業務を行った。「犯罪被害・刑事手続等」に関する問合せは、全国で13,096件であり、前年度に比べ993件の減少となっている。また、精通弁護士の紹介は877件であり、前年度に比べ52件の減少となっている（【資料20】）。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料18】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移(平成19年4月～平成24年3月)**

**【資料19】平成23年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容**

**【資料20】平成23年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況**

イ 被害者国選弁護関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は3,014名(平成24年4月1日現在)で前年度に比べ538名増となっている。

また、平成23年度における被害者参加人からの選定請求件数は282件(前年度比51件増)であった。

犯罪被害者支援業務については、V1(2)①ア一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保(23頁)、V1(3)②関係機関との連携強化(39頁)、V2(2)情報提供・犯罪被害者支援(44頁)、V3(5)犯罪被害者支援(67頁)の各項を参照のこと。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成19年4月1日から開始された、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年10月1日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の2種類のものが行われている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(ア) 業務内容

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等が行われることとなるところ、支援センターは、このうち、身元判明者に対する弁護士による法的援助につき受託している。

(イ) 件数

平成23年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は

10 件であるところ、申込件数は 10 件であった（【資料 21】）。

**【資料 21】平成 23 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）**

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の 9 つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

(イ) 件数

日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 19,826 件（前年度比 2,239 件増）、事業計画上の予定件数は 20,220 件（同 1,525 件増）であった（【資料 21】）。

受託業務については、V 4 (4) 委託援助業務(79 頁)の項を参照のこと。

**【資料 7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料 21】平成 23 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）**

## V 平成 23 年度における業務実績

### 1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 業務運営の基本的姿勢等

##### ① 業務運営の基本的姿勢

##### ア 利用者の立場に立った業務運営

#### 年度計画内容

(7) 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他、高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者、障害者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切なサービスを迅速に提供することが求められている。

平成 23 年度は次の取組を行なった。

#### 1 組織運営理念の周知徹底

平成 22 年度に制定した「法テラス運営理念」の下、役職員が常日頃からコスト意識を持って効率的で効果的な業務運営が実現できるよう、全国の事務所内に運営理念を掲げたポスターを掲示して、基本姿勢の意識啓発・行動促進を図ったほか、役職員に運営理念を定着させる試みとして、運営理念をカードサイズに印刷して携帯させるなど、基本姿勢の意識高揚が図られるよう取り組んだ。また、全国所長会議を始めとした本部会議において組織運営理念についての説明の機会を設けるとともに、各職員研修においてはカリキュラムの中に組み込むなどして、基本姿勢の意識啓発・行動促進がより一層図られるようにした。

#### 2 待遇水準の向上

待遇に関する知識及び技能を習得させ待遇能力の向上を図ること及び職場ごとに待遇リーダーを育成することを目的とした「待遇研修」を、地方事務所職員を対象として、平成 23 年 6 月に 2 回に分けて実施した。研修は、2 日間にわたるカリキュラムの中で、外部講師を招聘して接遇及びクレーム対応の基本に関する知識を習得するなど、利用者の立場に立った、親切・丁寧かつ迅速・適切な対応を意識付けた。

また、研修員が習得した知識及び技能を職場内で反映させ、支援センター全体として接遇水準向上の意識付けを図るため、待遇研修実施後の平成 23 年 8 月から月間目標を掲げて、全国の事務所においてサービス向上の推進に努めた。独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事

長のリーダーシップの下、高齢者、障害者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切なサービスを迅速に提供することが求められている。

### 3 東日本大震災に係る被災者支援の取組

東日本大震災を受けて、法的支援が必要な被災者に対し、以下の取組を行なった。

#### (1) 被災者支援特命室の設置

平成 23 年 4 月 15 日、被災者支援特命室を設置し、震災に関する情報収集・調整を行うとともに、被災地出張所についての検討等に集中的に取り組むこととした。

#### (2) 情報提供業務

- ① 震災時の初期的対応として、法律専門家が直接に電話による情報提供を実施した。
- ② 震災からの復旧又は復興に向けての悩みを抱える方に対して、平成 23 年 11 月 1 日から震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を開設した。
- ③ 東日本大震災相談事例 Q & A 集を発行した。

#### (3) 民事法律扶助業務

- ① 巡回・出張相談制度を活用して、避難所等での法律相談を実施した。
- ② 被災者を対象とした特例措置（自己破産の予納金の立替え等）を実施した。

#### (4) 出張所の設置

- ① 宮城県内に 3 か所（南三陸町、東松島市及び山元町）、岩手県内に 1 か所（大槌町）、出張所を設置した。
- ② 弁護士による法律相談（営業時間内は常時弁護士が待機）及び各種専門家による「よろず相談」を実施し、ワンストップで被災者の多様なニーズに対応した。
- ③ 機動的な相談の実施のため、車内での相談が可能な巡回相談車を配備した。

### 【資料 6】法テラス運営理念

#### 年度計画内容

- (i) 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成 23 年度内に 2 回以上開催する。

#### 1 開催状況

平成 23 年 10 月 24 日に第 7 回顧問会議を、平成 24 年 3 月 5 日に第 8 回顧問会議を開催し、「平成 23 年度内に 2 回以上開催する」という年度計

画を達成した。

## 2 会議の概要

### (1) 第7回顧問会議

第7回顧問会議においては、東日本大震災に対する取組などを報告するとともに、民事法律扶助業務の拡充策について意見を伺った。

東日本大震災の取組については、被災地における常勤弁護士の献身的な活動などに対し高い評価をいただいた。民事法律扶助業務の拡充策については、同業務が抱える現状の問題点あるいは拡充に向けての検討状況等について報告し、これに対し、支援センターが知られること、支援センターが利用しやすいシステムになることという視点から、解決事例集の作成や本部、地方事務所の連携の強化、関係機関との連携等について意見をいただいた。

### (2) 第8回顧問会議

第8回顧問会議においては、平成23年度業務実績の見込み、東日本大震災に対する取組、法教育シンポジウムなどについて報告するとともに、内部統制の充実・強化及びサービス水準の現状と改善策について意見を伺った。被災地出張所において多数の各種専門家が共同して被災者支援に当たっていることや消費者庁との連携について画期的な取組であるとの評価をいただいた。また、法教育については、広報的な意義からも積極的に取り組むことが必要であるとのご意見をいただいた。ガバナンスの推進については、組織を外部から見て分かりやすいものとするものの必要性など、顧問の経験を踏まえた貴重な指摘をいただいた。

(注) 顧問会議のメンバーは、次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾	東京商工会議所副会頭
金平輝子	元日本司法支援センター理事長
高木 剛	財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄	株式会社読売巨人軍取締役オーナー (平成23年6月8日より取締役最高顧問)
竹下守夫	一橋大学名誉教授
夏樹静子	作家
兵頭美代子	主婦連合会参与

### 年度計画内容

(ウ) 高齢者・障害者等への周知に関しては、平成22年度に作成した民生委員等向けパンフレットを活用し、民生委員等の研修会において業務説明を行うとともに、同様に作成した知的障害者向けパンフレットを活用し、関係機関と連携を取り、業務説明会を行なう。

高齢者及び障害者等自ら相談場所に赴くことが困難な方を対象とする出張法律

相談などを充実させるため、引き続き関係機関・団体と連携協力しつつ、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、出張法律相談に対応することが可能な体制を整備する。

## 1 高齢者・障害者等への周知

### (1) パンフレットを活用した業務説明

各地の社会福祉協議会、民生委員・児童委員連絡協議会等にパンフレットを送付し、説明会、意見交換会の開催等を呼び掛けた結果、24 地方事務所においてパンフレットを活用した業務説明を実施した。

### (2) 関係機関・団体との連携協力

各地方事務所において社会福祉協議会等との連携を重視し、35 地方事務所において、直接訪問しての協力申入れや資料の送付を行っている。

本部においては、知的障害者団体との連携を強化するため社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会本部と協議を行い、平成 24 年度において同会の支部と地方事務所とで意見交換会等を実施することを準備している。

また、静岡地方事務所においては、弁護士・司法書士が精神に悩みを抱えた方に適切な法律相談を実施できるよう、静岡県と共催で、精神保健福祉士による弁護士、司法書士対象の研修会(4回、200名参加)、精神保健福祉士同席による法律相談会(2回、利用者7名)、シンポジウム「多重債務で命をなくさないために」を開催したほか、愛知地方事務所三河支部では、「高齢者・障害者をめぐる法的トラブル支援へのアプローチ」をテーマに地方協議会を開催し、管内の行政機関、社会福祉協議会、地域包括支援センターと意見交換を行った。

## 2 出張法律相談体制の整備

### (1) 出張法律相談の充実

関係機関との連携を構築する中で高齢者及び障害者等自ら相談場所に赴くことが困難な方を対象とした出張法律相談の周知に努め、49 地方事務所において 1,863 件(うち東日本大震災関係 510 件)の出張法律相談を実施し、高齢者及び障害者等自ら相談場所に赴くことが困難な方を対象とする法律相談の充実に努めた。東日本大震災の被災者に対しても積極的な実施に努めた。

### (2) 支援センターの事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回法律相談の実施自治体等の公共施設や地元の病院等を巡回することにより、24 地方事務所において 8,313 件(うち東日本震災関係 7,175 件)の法律相談援助を実施しており、支援センターの地方事務所、支部、出張所へのアクセスが困難な相談者も法律相談援助を容易に受けられるよう努めた。特に被災者に対する巡回法律相談は、弁護士会・司法

書士会等関係機関と連携して、各地から被災地への巡回相談を積極的に実施し、被災者の喫緊のニーズに応えるとともに、法的ニーズの掘り起こしに繋ぐ活動を行った。

### (3) 契約弁護士・司法書士の確保

高齢者及び障害者等自ら相談場所へ赴くことが困難な方を対象とする出張法律相談に対応することが可能な契約弁護士・司法書士を確保するため、本年度の実績が増加している地方事務所の取組（例：弁護士等を対象とした説明会の実施や広報の手法等）を他の地方事務所に情報提供することなどに取り組んだ結果、平成23年度末の時点で契約弁護士が16,570名（平成22年度末から1,533名増）、契約司法書士が6,065名（平成22年度末から448名増）となった。

なお、上記のとおり出張法律相談や巡回法律相談の実績値（件数）、そして、契約弁護士・司法書士の人員は昨年度末よりも上回った。特に、積極的に被災地への巡回法律相談企画を実施したことが件数増加に影響を与えている。今後も支援センター事務所へのアクセスが困難な方を対象とした出張法律相談・巡回法律相談に取り組むことにより、関係機関・団体との協力を得ながら取り組んだことで、支援センターへの理解を深めていただき、高齢者及び障害者等が必要な情報やサービスの提供をより容易に受けられる協力関係が順調に構築されていると言える。実績増加を見込んでいる。

#### (参考)

実績が増加している地方事務所の取組例を紹介するなど情報を提供する。また、震災被災者を対象とした巡回法律相談については、被災地の地方事務所を中心に引き続き積極的に実施する。

## イ 利用者の意見、苦情等への適切な対応

年度計画内容  
支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。また、意見、苦情等を集約・分析して接遇研修を始め各研修に活用するとともに、関係機関に提供する。

### 1 利用者からの苦情等の取扱い

利用者から寄せられる苦情や意見を、「利用者から寄せられた声」として取りまとめ、毎月執行部会に報告するとともに、全国の職員が閲覧できるよう業務の改善を図った。寄せられた苦情等に関して、苦情等の件数の推移、苦情等の内容（例えば職員の対応に対するもの、契約弁護士等に対するものなど）を分析するとともに、対応策を検討し、可能なものから実

施している。

## 2 業務改善の取組

### (1) リーダー養成研修の実施

平成 23 年 7 月に接遇リーダー養成のための研修を実施し、63 名の職員を参加させ、ロールプレイングやディスカッションなどにより参加職員の接遇スキルの向上を図るとともに、研修内容を地方事務所に持ち帰り、他の職員に伝達することによって、地方事務所における接遇スキルの向上を図った。

### (2) サービス向上月間の実施

研修員が職場で研修内容を伝達するための手助けとするとともに、支援センター全体としての接遇水準向上の意識付けを図るため、接遇研修実施後の同年 8 月から月間目標を決めてサービス向上運動に取り組んだ。

テーマ 「あいさつを意識してみよう」  
「クッション言葉を使ってみよう」  
「共感の言葉って何?」  
「お詫び・感謝の言葉にチャレンジ」  
「おさらい月間」

### (3) 日本弁護士連合会への働きかけ

日本弁護士連合会で会員向けに行った扶助研修の資料として、引き続き「利用者から寄せられた声」を提供し、弁護士に関する苦情の実際が周知されるようにした。

## ウ 効率的で効果的な業務運営

年度計画内容  
国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等に十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。

### 1 組織運営理念の周知徹底

平成 22 年度に制定した「法テラス運営理念」の下、役職員が常日頃からコスト意識を持って、効率的で効果的な業務運営を実現できるよう、基本姿勢の意識啓発・行動促進を図ることを目的として、全国の事務所内に運営理念を掲げたポスターを掲示したほか、役職員に運営理念を定着させる試みとして、運営理念をカードサイズに印刷して携帯させるなど、基本姿勢の意識高揚の浸透に取り組んだ。

また、研修においては、業務に必要な知識の習得を目的とした講義や身

近な課題に対するグループ討議を行ったほか、研修終了後、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実について論じさせ、課題を提出させることにより、職員がコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識することができるような基盤整備を行った。

## 2 業務改善の推奨（業務改善事例の把握と紹介）

効率的で効果的な業務運営を実現するための取組として、

- (1) 地方協議会において関係機関・団体等から出された意見等に基づいて具体化された地方事務所の業務改善の実施状況を把握するとともに、地方事務所から報告を受けた業務改善事例のうち、先進的な取組事例を全国所長会議において紹介し、各地方事務所が自発的に創意工夫して、業務運営の改善が推進されるよう努めた。
- (2) 全国事務局長会議において、「業務改善について」をグループ討議の議題に取り上げ、各地方事務所の取組状況について報告を求め討議するとともに、優れた取組事例を紹介して推奨事例の普及に努めた。

## ② 支援センターの存在及びその業務の内容についての周知

### 年度計画内容

- ア 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にするなどして事後に分析し、その結果を平成24年度の広報計画に反映させる。
- イ テレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用し、支援センターの事業等に関する情報を効果的に提供する。
- ウ 様々な機会を通じて、本部地方事務所において、平成22年度を上回る回数の記者説明会（プレスリリース）を実施する。
- エ 金融庁、日本弁護士連合会等とともに、多重債務問題への取組を継続するほか、民生委員への周知活動に向け、機動的な業務説明会等を実施するなど、省庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携を通じた周知活動に努める。
- オ 認知度調査を実施する。支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について上記方法により周知し、認知度を上昇させる。

平成23年度においては、支援センターの存在や業務内容を周知するために、年度計画を踏まえ、以下の広報活動を実施した。

## 1 効率性の観点を踏まえた効果的な広報の実施

### (1) 広報計画の策定

本部において基本的な広報計画を策定し、これを踏まえて地方事務所が管轄地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じ

て、例えば、本部のマスメディア広告とタイミングを合わせて地方事務所が地域的な広報活動を実施するなど、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることによって、個々の広報活動の効果を最大化するように努めた。

## (2) 効果測定

支援センターの認知度調査のほか、情報提供業務・民事法律扶助業務の利用者に対する認知経路アンケートの結果などを基に、潜在的な需要の掘り起こしや各業務の利用促進のために、どのような広報手段の広報効果が高く、費用対効果の点から有効であるかについての分析を進めた。

その分析の結果、認知度にはテレビ広報、情報提供（コールセンター）利用件数にはホームページ広報が有効であることが明らかとなった。また、民事法律扶助の利用件数については、地方自治体等の関係機関への周知が有効であることが確認された。

本分析をもとに次年度について、ホームページにおける広報活動及び関係機関への周知活動を中心とした広報活動計画の策定を行った。

## 2 広報効果の高い媒体を活用した効果的な広報の実施

平成 22 年度に実施した支援センター認知度調査では、テレビが認知媒体として高い割合を占めていることから、全国都道府県の主要な放送局においてテレビ広告を実施した。

また、コールセンター利用者の認知経路調査においては、ホームページが高い割合を占めていることから、コンテンツをリニューアルするなどしてホームページの充実を図るとともに、インターネット・リスティング広告（Yahoo!Japan 等の検索サイトで、「多重債務」など法的トラブルに関連するキーワードを入力して検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるもの。）を実施した。この他、東日本大震災に関連する支援情報のコンテンツを新たに制作するなどしてホームページの充実を図った。

また、マスメディア広告以外にも、平成 22 年度に引き続き、一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国約 60 の鉄道会社の駅施設等に約 1,300 枚のポスターを無料掲出したほか、現在、公益社団法人日本バス協会を通じて、全国の路線バス車内へのポスター無料掲出等を依頼するなど、費用を抑えつつも効果的な広報活動の実施にも努めた。

## 3 マスコミへの積極的な情報発信と関係機関との更なる連携強化策の展開

### (1) プレスリリースの実施

本部においては、支援センターの取組や関係機関と連携した施策などについてのプレスリリースを、昨年を上回る 14 回行った。地方事務所

においては、地方の報道機関に対して、本部のプレスリリースに合わせて情報を提供したほか、「一斉無料法律相談会」など地方事務所独自の取組について年間約 172 回のプレスリリースを行った。その結果、新聞・テレビ等で度々報道される機会を得た。

#### 【資料 22】平成 23 年度プレスリリース実施一覧

##### (2) 関係機関との連携の強化

平成 22 年度に引き続き、金融庁等と「多重債務者相談強化キャンペーン」を共催するなどしたほか、民生委員向けのパンフレットを 17,290 部作成し、各地方事務所を通じて全国の民生委員及び関係機関に広く配布した。また、平成 23 年度より公益財団法人日本調停協会連合会と連携し、調停委員向けに民事法律扶助制度を解説するパンフレットを 25,500 部作成し、全国の調停委員に配布した。

#### 4 認知度調査の実施

平成 23 年 12 月に実施した認知度調査では、認知度が 42.1%と前年度に比べ 3.4%上昇した。

また、職業別の調査では「公務員」に対する法テラスの認知度が 68.0%と前年度に比べ 20.2%上昇し、支援センターの「名前も業務内容も知っている」と回答している層の割合が 20.0%となり、全ての職業の中で最も多いことから、地方自治体を中心とした関係機関・団体への連携を通じた周知活動が大きな成果をあげているものと考えられる。

また、同調査においては、男女ともに 20 代の認知度が上昇しており、特に女性 20 代では前年度から 12.5%上昇し、52.8%であった。これは、平成 22 年度において「若年層」を重点訴求対象として、積極的に広報活動を行った成果であると考えられる。

#### 【資料 23】広報活動関連資料

##### (2) 組織の基盤整備等

###### ① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等

###### ア 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保

#### 年度計画内容

- (7) 民事法律扶助の担手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会・司法書士会と連携協力し、新規登録時期に合わせた説明会や研修会、取り組むべきテーマごとの協議会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士を確保する。また、弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士の常駐若しくは巡回を行う。

#### 1 契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助の担手となる弁護士・司法書士を確保するため、全国の地方事務所から各単位弁護士会及び単位司法書士会へ基本契約締結の働きかけを積極的に行うとともに、本部においても平成 24 年 3 月に日本弁護士連合会主催の講習会「民事法律扶助ってなあに～活用のノウハウ～」へ講師を派遣し、民事法律扶助業務の周知及び利用促進に努めた。このような取組の結果、平成 22 年度末と比較して契約弁護士が 1,533 名、契約司法書士が 448 名増加した。

なお、本年度の実績が増加している地方事務所の取組（例：弁護士等を対象とした説明会の実施や広報の手法等）を他の地方事務所に情報提供するなど、契約弁護士・司法書士の確保について引き続き取り組んでいるところである。

東日本大震災の被災地特有のニーズに対応するため、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人債務者の私的整理に関するガイドラインの申出といった新しい制度に関わる支援に関し、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会や、いわゆる原発弁護団等と密に情報交換を行うとともに、随時、支援センター内や契約弁護士・司法書士との間でこれらの制度に関する知識・ノウハウの共有に努めた。

また、震災特例法の成立・施行に当たっては、平成 24 年 3 月 26 日に全国地方事務所副所長会議を開催するなど地方事務所との迅速な情報共有に努めるとともに、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等関係機関と密接な連携・協力を行うなどし、業務内容の周知や契約弁護士・司法書士の確保について理解を深め、短い準備期間で新規事業である震災法律援助業務を立ち上げることに力を注いだ。

**【資料 9】 援助申込み状況**

**【資料 10】 援助決定件数等状況**

**【資料 13】 契約弁護士数**

**【資料 14】 契約司法書士数**

**【資料 24】 最近 5 年間の援助決定件数の推移**

## 2 常勤弁護士の配置等

これまで、常勤弁護士の必要な地域に順次新たな常勤弁護士の配置又は増員を行っており、平成 23 年度末までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計 82 か所である。

そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は 9 か所、地域事務所は 8 か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ 1 ないし 8 名の常勤弁護士を常駐させた。なお、地域事務所 8 か所のうち、中津川及びむつ地域事務所については、平成 23 年度に新設した地域事務所である。

また、民事法律扶助の担手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部及び紋別支部については、上記各地方裁判所支部に近接する旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が合計15回にわたり巡回して民事法律扶助事件等を取り扱った。

**【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成24年3月31日現在）**

**【資料25】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧**

#### 年度計画内容

(i) 各地において、弁護士会の協力を得て引き続き、国選弁護人及び付添人契約に関する説明会の実施や説明資料の配付等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させる。

### 1 説明会等の実施

#### (1) 説明会の開催・説明資料の配布

各地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会や研修会において、独自の広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

#### (2) 解説書の配布

各地方事務所において、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対し、配布した。

### 2 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士の契約数は、平成23年4月1日時点の19,566名から平成24年4月1日時点の21,259名に増加しており、後者は、全国の弁護士の66.2%に相当する。また、国選付添人契約弁護士の契約数は平成23年4月1日時点の6,564名から平成24年4月1日時点の7,701名に増加している。

**【資料16】国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）**

**【資料17】国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）**

**【資料26】国選弁護事件受理件数（被疑者）**

**【資料27】国選弁護事件受理件数（被告人）**

年度計画内容

- (ウ) 被害者参加人のための国選弁護制度の担手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会と連携協力し、被害者参加弁護士契約に関する説明会の実施や説明資料の配付等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。

1 被害者参加弁護士確保の取組

(1) 本部における取組

日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明、被害者参加弁護士契約弁護士締結の要請等を行った。

(2) 地方事務所における取組

各地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行った。

- ① 弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等へ参加した。
- ② 地方事務所主催の説明会を開催した。
- ③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会を行った。

2 契約弁護士の確保

様々な取組の結果、平成 23 年 4 月 1 日現在で 2,476 名であった契約弁護士は、平成 24 年 4 月 1 日現在で 3,014 名（538 名増）となっている。また、平成 23 年度には全ての地方事務所でも女性契約弁護士の登録があり、女性契約弁護士のいない地方事務所がなくなった。

**【資料 31】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移**

**【資料 32】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移**

年度計画内容

- (エ) 常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関・団体の協力を得て、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等について、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行い、応募を促すとともに、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、60 歳未満の既登録弁護士に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類等を送付し、応募を促す。

1 就職説明会・採用案内の周知等

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、大手司法試験予備校等の関係機関・団体の協力を得て、常勤弁護士

の業務内容や魅力、採用情報等について、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明会を15回にわたり実施した。また、新たに日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すなどし、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図った。この結果、8名の法曹経験者を含む39名を新たに採用した。また、退職者数が前年度の25名から36名と大幅に増えたが、退職者数を見込んで積極的に採用活動を行ったことにより3名の純増となった。

#### 【資料28】常勤弁護士就職説明会等実施状況

### 2 選択型実務修習、エクスターンシップ

常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことによりその業務の意義・魅力をより理解してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、合計32回にわたり各地の法律事務所に司法修習生を受け入れたほか、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受け入れも積極的に行い、各地の法律事務所において、合計38回にわたり、全国13の法科大学院の学生を受け入れた。

#### 【資料29】平成23年度司法研修所選択型実務修習受入状況

#### 【資料30】平成23年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

## イ 法律サービスの提供に係る体制の整備

### 年度計画内容

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。前述の地域に隣接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

### 1 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供者がより少ない地域の解消に優先的に取り組む必要がある

ることから、司法過疎地域事務所は、（i）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいなく1名しかおらず、（ii）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先とし、加えて、（iii）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、（iv）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、（v）当該地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。平成23年度末までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計82か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は31か所である。同年度に新設した司法過疎地域事務所は、（ア）岐阜県の中津川地域事務所、（イ）青森県のむつ地域事務所の2か所である。いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし4名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取り扱い、過疎と高齢者の複合的問題を抱える事件に地元関係機関と連携して総合解決を図るなど、地域住民の法的ニーズに応えた。

#### 【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成24年3月31日現在）

### 2 常勤弁護士の巡回による司法サービスの提供

旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部及び紋別支部は、上記（i）及び（ii）の基準に適合する司法過疎地域であったことから、常勤弁護士が巡回して司法サービスを提供することとし、上記各地方裁判所支部に近接する旭川地方事務所配置した常勤弁護士が合計15回にわたり巡回することにより、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等を取り扱った。

#### 【資料25】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧

### ウ 常勤弁護士の採用

年度計画内容
常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生及び既登録弁護士等に対する説明を積極的に行い、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努める

上記1(2)①ア（一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保）に記載のとおり。

## 1 募集活動の推進

平成 23 年度は、司法修習生や法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、15 回にわたり、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。また、新たな取組として、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載した上、会員向けに毎月 2 回発信されているメールマガジンの求人案内欄にも同広告の URL を常時掲載してアクセスを促すなどし、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図った。

## 2 総合評価に基づく人材の確保

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず弁護士としての素養を見極め、総合法律支援に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることができる人材を確保するという観点から、各応募者について日本弁護士連合会から弁護士としての基本的能力も含めた常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、採用面接を実施し、他者とのコミュニケーション能力等も含めた総合的な能力・適性・意欲の高さなどを審査した上、採用を行った。

【資料 4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料 28】常勤弁護士就職説明会等実施状況

【資料 29】平成 23 年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料 30】平成 23 年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

## エ 常勤弁護士の待遇

### 年度計画内容

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習終了直後の者等から常勤弁護士を採用する。

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることとしている。なお、司法修習生から採用した常勤弁護士については、3回まで任期の更新を可能とし、当初の任期は1年として、養成事務所において指導、教育を行い、最初の任期の更新後、法律事務所に赴任することとしている。報酬については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考としている。

## ② 職員の質の向上等

### 年度計画内容

ア 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。

#### 1 採用について

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題、論文問題及び面接により、能力及び支援センターへの適性を判断し、広い知識と利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めている。面接の実施に際しては、理事、局部長、課長、課長補佐及び地方事務所職員を面接官とし、採用対象者に応じて、面接回数及び面接官の構成を決定している。

有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、上記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の属する職場の管理者による評価をも、採用決定の資料としている。

平成 23 年度は、一般公募により、応募のあった 1,758 名を対象とし、新卒・中途の採用試験を行い、23 名の採用を行った。また、特に有能な有期契約職員の活用を図るため、有期契約職員のうち、申込みのあった 40 名を対象に、常勤職員への登用試験を実施し、10 名の合格者を決定した。

また、平成 23 度末に地方事務所の管理職員が相当数退職することの補充として、管理職経験があり、組織運営に造詣が深い人材を公募により 4 名採用した。面接試験に際しては、理事を面接官とした。

#### 2 人事配置について

人事異動計画の策定に当たっては、勤務評定による評価、管理者の適性に関する意見及び職員の意向等を考慮の上、各地方事務所の事件数を勘案し、組織の強化及びサービスの質の向上を図るための適正配置に努めている。

組織の活性化を図るため、広範にわたる人事異動計画を策定し、平成 24 年 4 月 1 日付けで 104 名を異動させた。また、昇格試験受験申込のあった 1 級から 4 級の者 235 名に対し、各級に求められる能力・適性を測れる内容とした筆記試験及び面接試験を実施し、合格者 120 名を決定した。

### 年度計画内容

イ 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。

関係機関との更に緊密な連携関係の構築と職員のスキルアップ等のために人事交流の充実を図る。

組織の中核を担う職員として幅広く活躍することが期待される者に対し、国等の他組織における業務を経験させることにより、職員のスキルアップ及び組織の充実強化を図ることを目的として、国民生活センターとの間で職員1名を相互に派遣し、人事交流を行った。

#### 年度計画内容

ウ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。

人材育成の観点から、職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するような研修体系の見直し等を図る。

また、常勤弁護士に対して支援センター本部主催の研修を体系的に実施するとともに、各ブロック単位の研修を充実させる。

#### 1 一般職員に対する研修

職員の資質及び能力の向上を図るため、職責に応じた研修を実施している。具体的には、採用から2年間を「基礎形成期間」、その後の2年間を「ブラッシュアップ期間」とし、経験年数に応じたカリキュラムを組み、それぞれの期間に新規採用者研修、ブラッシュアップ研修を実施している。管理職に対しては、事務局長登用時にマネジメント基礎研修を実施している。

他方で、各職員の担当する業務を適性・円滑に行うため、実務能力の向上を目的とした実務研修を実施している。実務研修の実施に際しては、職場における指導的立場の職員を研修員とし、研修効果のフィードバックを義務付けることにより、経費節約と効率化に努めている。

平成23年度新たに人事課主催の研修体系を職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するよう見直した。研修は6回実施し、延べ21日間に延べ126名の職員を受講させ、内容については、全研修で「法テラス運営理念」の講義を行い、組織としての方向性を各個人に植え付けるとともに、研修事後レポートを研修員に課すことで、研修の効果をより高めた。専門性向上のため、会計、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ16日間に延べ447名の研修を実施した。また、人事院主催の課長級及び課長補佐級の研修に各1名・延べ7日間職員を参加させたほか、東京都の実施する課長級及び係長級の職員研修に各2名・延べ6日間職員を聴講させた。

#### 2 常勤弁護士に対する研修

##### (1) 実務研修

支援センターの各法律事務所に配置した常勤弁護士に対しては、日ごろの実務を通して学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような本部主催の研修を実施した。また、よりきめ細やかなニーズに的確に対応するため、全国を7つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士に必要と感じる研修をそれぞれ企画・実施させ、各地の実情を反映させた少人数制のきめ細やかな研修（ブロック別研修）を実現して、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図るとともに、全体的な能力・技量の向上を図った。また、特に、常勤弁護士の担うべき重要な役割の一つである裁判員裁判については、最高裁判所の協力も得て、実際の裁判員法廷を使用し、参加者全員が複数回模擬尋問を行うなど、効果の高い参加型の研修を実施した。

司法修習修了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、1年間の任期満了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容の通年の研修スケジュールにより研修を実施した。

### 【資料 33】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

#### (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者であるベテラン弁護士を室長・研究員として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。これに加えて、平成23年6月に、支援センター本部内に新たに常勤弁護士業務支援室を設置し、弁護士実務経験の豊富なベテラン弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、常勤弁護士のOB等を室長・専門員等として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導まで行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図った。さらに、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室の全面的な協力を得て、常勤弁護士に対する研修の内容を見直し、より充実した研修の実施に努めた。

#### (3) 法律事務所事務職員研修

法律事務所事務職員に対して実践的かつ網羅的な業務手順マニュアルを配布した上、法律事務所事務職員を対象にした実践的な業務研修を実施するなどして、常勤弁護士の業務の効率化を図った。

#### (4) 常勤弁護士支援メーリングリストの活用

常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとと

もに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事・家事・刑事等各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスをを行った。

### ③ 内部統制・ガバナンスの強化等

#### 年度計画内容

ア 理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。

(イ) 執行部会議を定期的で開催し、決定事項については速やかに組織内に伝達する。

(ロ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議・事務局長会議、ブロック別協議会を開催する。

#### 1 本部決定事項等の伝達

執行部会は、理事長が支援センターの業務を総理するに当たり、その業務遂行が適正かつ円滑に行なわれるよう、支援センターの業務運営に関する重要事項を審議することを目的として開催されており、平成23年度は、理事長の召集により毎月2回以上（合計25回）開催された。

執行部会において審議された議事内容は、会議開催後、指示事項及び報告事項等の議事の要旨を取りまとめ、本部役職員を始め地方事務所職員に対し伝達しており、理事長の決定事項及び法人の課題等が速やかに職員に周知されるよう努めた。

#### 2 本部会議の充実

社会情勢の変化に伴い支援センターが抱える業務運営上の喫緊の課題を協議するため、全国地方事務所所長会議及び事務局長会議を各1回、ブロック別協議会を延べ8回開催した。本部会議においては、支援センターが抱える課題について、地方事務所の実情を把握するとともに本部と地方事務所が問題意識を共有することによって、会議出席者から闊達な意見を集約することができた。

また、業務運営に係る重要な施策等を決定するに当たっては、本部会議での意見を踏まえて関係機関との協議を重ね、理事長の指示に基づいて本部方針を決定し、理事長自ら又は本部執行部役員から適切に地方事務所への周知が行なわれた。

平成24年3月には、本部会議において地方事務所から出された意見・要望を踏まえて、理事長の指示の下、国選弁護等関連業務担当副所長会議

及び民事法律扶助業務担当副所長会議を開催した。各会議には、地方事務所及び支部から各業務を担当する副所長等を本部に招集して、効率的で効果的な業務運営を実現するための協議・意見交換が行なわれた。

### 3 ガバナンス推進委員会の設置

業務・組織体制の構築・運用状況や規程・通達等の実施状況及びコンプライアンス体制構築の点検、改善策の検討のため、ガバナンス推進委員会を設置し、平成24年3月21日に第1回会議を開催した。委員会は当面、①全組織を対象とする業務の点検を実施し、その結果を内部統制報告書としてまとめること、②コンプライアンス・マニュアルを作成し、職員の行動指針とすること、を中心とする活動を進めることとし、実施に着手した。

ガバナンス推進委員会は、常勤理事を委員長とし、組織業務小委員会とコンプライアンス委員会を下部組織として擁する委員会であり、業務フローを点検して潜在的リスクを把握し対応策を明らかにするとともに、内部規程について、必要なルールが整備されているか否かを点検し、不足がある場合は新たに内部規程を整備することを目的としており、1年程度を目途として、理事長に報告をすべく作業を開始している。

#### 年度計画内容

イ 会計監査人による監査の指摘を踏まえ、監事監査及び内部監査の際にその改善状況を点検するとともに、情報共有の場を設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図る。監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査とも、基本的には平成22年度と同程度の規模とする。

内部監査については、特にコンプライアンスに関する監査を強化するとともに、国選弁護報酬に関する監査方法を更に検討し、実施する。

#### 1 会計監査人監査の実施（連携強化）

会計監査人による監査は、支援センターの財務運営が確実に実施され、それらの内容が財務諸表等に適正に開示されていることを検証している。

平成23年度会計監査は、これまでの指摘事項を踏まえて会計監査人が策定した重点監査項目や監査計画を事前に監事及び監査室へ報告し、ディスカッションを経て問題意識を共有した上で実施した。

期中における監査指摘事項は、本部において内容を整理し、対応策を検討後、地方事務所等へ改善を求め、後日、改善状況の報告を受けた。そして、その改善状況は会計監査人により再チェックされ、監事及び監査室へ報告された。

監事監査及び内部監査では、会計監査人からの報告に基づき、各指摘

事項の改善状況を確認した。

## 2 監事監査の実施

本部及び 6 地方事務所につき、監事監査を実施した。監査結果は理事長に報告するとともに、当該事務所に通知し、改善を要する事項については改善を求め、後日改善状況の報告を受けることにした。

## 3 内部監査の実施

本部、コールセンター及び 35 か所の地方事務所・地域事務所の内部監査を実施した。このほか、地方事務所 3 か所への情報セキュリティ監査を実施した。また、国選弁護報酬監査（国選段階）の監査を実施した。内部監査結果は理事長に報告するとともに、当該事務所に通知し、改善を要する事項については改善を求めた。

なお、情報セキュリティ監査については、質の底上げを図る観点から過年度における監査の実施内容を分析した結果を勘案して、情報セキュリティ監査チェックリストのチェックポイントを明確化する等により監査の効率化を図るとともに、地方事務所として、今後採るべき対策の指針を具体的に明示する等により、事務手続の明瞭化を図るとともに、監査内容の充実も図った。

内部監査においては、業務執行部門における内部統制の構築状況をモニターする独立の監査として、業務経験と専門的トレーニングを積んだ職員の増員により、質的充実を伴う監査体制の整備を要する。

	監事監査	内部監査	情報セキュリティ監査
本部	全課・室	総務課、財務課、会計課、情報提供課、民事法律扶助課、常勤弁護士総合企画課、コールセンター	
地方事務所(本所)	高知地方事務所、青森地方事務所 奈良地方事務所、岡山地方事務所 沖縄地方事務所、東京地方事務所	東京地方事務所、栃木地方事務所 群馬地方事務所、静岡地方事務所 長野地方事務所、三重地方事務所 札幌地方事務所、山口地方事務所 広島地方事務所、新潟地方事務所 京都地方事務所、滋賀地方事務所 鹿児島地方事務所、佐賀地方事務所 福岡地方事務所、長崎地方事務所 宮城地方事務所、徳島地方事務所	香川地方事務所、函館地方事務所、 熊本地方事務所
地方事務所(支部)		神奈川地方事務所川崎支部、静岡地方事務所浜松支部、兵庫地方事務所阪神支部	
地方事務所(出張所)		東京地方事務所八王子出張所	
地方事務所(分室)		東京地方事務所霞が関分室	
地域事務所		熊谷地域事務所、松本地域事務所、 佐渡地域事務所、福知山地域事務所、 奄美地域事務所、指宿地域事務所、 鹿屋地域事務所、西郷地域事務所、 君吉地域事務所、五島地域事務所、 佐世保地域事務所、平戸地域事務所、	
実地監査を行った本部及び地方事務所等の数	本部 全課・室 地方事務所 本所 6	本部 課・室 6 コールセンター 1 地方事務所 本所 18 支部 3 出張所 1 分室 1 地域事務所 12	地方事務所 3

## 年度計画内容

ウ 監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査の結果を本部各課室及び地方事務所に伝え、改善事項については早急な改善を求めるとともに、全国地方事務所長会議等において、特にコンプライアンスの徹底を呼び掛ける。また、同監査結果等を踏まえ、規程の整備等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対する研修を実施するなどして法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

### 1 内部統制の整備・強化

内部統制を整備・強化するために必要な措置について検討し、コンプライアンスを含む内部統制の再構築・運用及びその点検等を目的とする、ガバナンス推進委員会を設置した。監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査の結果を本部各課室及び地方事務所に伝え、改善事項については早急な改善を求めるとともに、全国地方事務所長会議、全国事務局長会議等において、監査結果を報告し、特にコンプライアンスの徹底について事例を挙げながら呼び掛けた。

### 2 情報セキュリティ監査の指摘事項の改善

情報セキュリティ監査チェックリストの内容を再点検し、チェック項目を見直すとともに、チェック項目と関連規程を対比表示することによりチェックポイントを明確化し、監査の効率化を図った。また、過去の監査指摘事項の点検結果に基づき、地方事務所として、今後採るべき対策の指針を具体的に明示するとともに、改善取組の実効性向上を図るため改善ポイントに関する管理書式雛形等を配布する等により監査内容の充実を図った。全国事務局長会議において、各地の「情報セキュリティ対策の具体的な取組状況」を報告し、効果的な取組等についてグループ討議を実施した。新規採用者（管理職含む。）に対して、情報セキュリティ関連規程等について、研修を実施した。

### 3 全国地方事務所長会議における取組

全国地方事務所長会議において、コンプライアンスの徹底を呼び掛けた。

### 4 職員研修の実施

平成23年10月25・26日の2日間にわたり、法令・規程及び会計基準等に基づく、適正な会計処理及び手続の徹底や新財務会計システムに関する研修を全国の会計担当者を対象に実施した。

綜合法律支援法における区分経理や会計規程等で定められる月次決算、年度決算作業について再確認するとともに、常勤弁護士受任事件に関する発生主義による会計処理について解説をするなど、国費の適正な支出を徹

底するための講義を行った。

また、期中監査における会計監査人による指摘事項についても解説をし、不適切な会計処理が招くリスクに関し、注意喚起を行った。

さらに、多くの会計担当者が、総務担当も兼務していることから、情報公開法、個人情報保護法、文書管理規程等に基づく、適正な文書管理についても講義を行った。

#### 年度計画内容

エ 国選弁護業務に係る契約弁護士による不祥事を防止するため、支援センターとして採り得る対策を関係機関とも協議の上、可能な限り速やかに実施する。また、契約弁護士に対して関連する規則等を周知徹底し、過誤事案が発覚した場合には、事案に応じて適切な対応をすることにより、コンプライアンスの一層の推進を図る。

#### 1 過誤事案への対処

前年度までに被疑者国選弁護事件における接見回数の申告状況に関する調査を終えたが、調査で相違が認められた契約弁護士について、破産手続中や所在不明などの理由で回収ができなかった4名を除いて、回収可能な全ての者から全額の回収を終えた（なお、157名（4,379,370円）のうち153名（4,232,511円）から回収した。）。

上記の調査で特に問題があると認められた契約弁護士19名については、契約上の措置をとることを前提とする調査手続を開始し、故意に過大請求をしたと認定できた契約弁護士3名に対して、契約解除措置をとった。

なお、平成21年に導入した接見資料の制度については、既に周知済みであり、現に報酬請求に当たって漏れなく添付されるようになっており、制度として定着してきた。

#### 2 職員研修等の実施

報酬基準は毎年改訂を繰り返して複雑化しており、過誤を生じる危険があることから、本年度も、前年度までと同様、業務に関する各種知識を習得させることで過誤・不祥事案を防止することを目的として、平成23年11月28・29日の2日間にわたり、各地方事務所・支部の算定担当職員を対象とする研修を実施した。同研修においては、報酬算定業務に必要な各種規程について解説するとともに、報酬算定について過誤を招きやすい算定項目を盛り込んだ報酬算定演習を実施した。

そのほか、平成24年3月23日に、各地方事務所・支部において算定担当職員を指導する立場にある副所長・副支部長を集めた会議を実施し、算定基準の解釈が問題となる種々の点につき協議を行い、解釈の整理と

統一を図った。

また、算定担当職員の上位者としてダブルチェックを行う立場にある事務局長に対して、ダブルチェックの着眼点を具体的に示した文書を配布して、ダブルチェック手続の徹底を図った。

### (3) 外部機関等との関係

#### ① 地方協議会の開催等

##### 年度計画内容

ア 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることにより、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。

また、全国地方事務所の取組状況について、会議等の場で意見交換を行なうなどして、参考となる開催事例を全国に普及する。

#### 1 地方協議会開催状況

平成 23 年度は、全国の地方事務所において、合計 92 回（平成 22 年度：83 回）の地方協議会を開催した。各地方事務所においては、地域別に開催したり、多重債務問題、家庭問題、法教育などのテーマごとに開催するなど、適宜工夫しながら開催し、関係機関・団体との一層の連携強化を図った。

#### 2 アンケートの実施

関係機関・団体に対し、あらかじめアンケート調査を実施して、支援センターに対する問題提起、疑問点等を寄せてもらい、地方協議会の際に寄せられた意見等を聴取するとともに、その意見等を業務に反映させるなどして、関係機関・団体との相互理解を深めるなど、更なる連携の強化が図られた。

#### 3 先進事例の紹介

地方協議会を通じて、より一層当該地域の実情に応じた業務運営を行なうため、全国所長会議において、次の取組を行なった。

(1) 地方協議会で出された意見等に基づいて具体化された業務改善事例の報告

(2) 地域別・分野別に分けて地方協議会を開催するなど、地方協議会の開催に工夫を凝らしている高知地方事務所長による報告

【資料 34】平成 23 年度地方協議会開催一覧

【資料 35】平成 23 年度地方協議会参考事例一覧

【資料 36】平成 23 年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧

年度計画内容

イ 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。

地方協議会を開催するに当たっては、各地方事務所において、議題や開催方法などにより、参加してもらい関係機関・団体を検討した上で出席依頼を行ない、利用者その他の関係者の意見が反映されるよう考慮した。平成 23 年度においては、例えば、高齢化社会を取り巻く問題について、成年後見制度を始めとする高齢者福祉に関する法律制度をテーマに掲げ、裁判所、地元自治体、弁護士会、司法書士会等に出席を要請するなど、利用者の意見が反映されるような人選を行った。

② 関係機関との連携強化

年度計画内容

ア 内閣官房・法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年 1 回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。

イ 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて連携の充実に努める。

ウ 社会情勢等に伴い新たに創設される関係機関・団体に関する情報収集に努め、支援センターの業務についての理解を得て、連携・協力関係の構築に努める。

1 中央レベルでの連携に関する取組状況

(1) 法務省と連携し内閣官房が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（8月、17府省庁が参加（1庁欠席））に参加し、関係機関から支援センターの業務内容についての理解を得るとともに、連携強化を依頼した。

(2) 東日本大震災に対し、日本弁護士連合会、東京三会（東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会）、仙台弁護士会、岩手弁護士会、日本司法書士会連合会と連携し、震災電話相談を共催実施した（相談件数 13,284 件）。

(3) 一般財団法人日本ADR協会が行ったシンポジウムに、本部からパネリストを派遣し、業務に関する説明を行って、連携への理解を求めた（12月）。

2 地方事務所における連携に関する取組状況

全国の各地方事務所、支部において、地方協議会や相互研修会・打合せ会を開催（694回）し、関係機関・団体との連携の充実に努めた。

3 新たに創設される関係機関・団体等との連携に関する取組状況

- (1) 震災に対し、消費者庁、独立行政法人国民生活センターが行っている被災地への専門家派遣事業と連携し、支援センター被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した（南三陸町、山元町、東松島市、大槌町）。
- (2) 震災に伴う福島原子力発電所事故損害賠償制度に関する相談会の実施について、原子力損害賠償支援機構との連携を協議した。
- (3) 震災に伴う個人債務者の私的整理に関するFAQについて、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会と調整を行った上で、これを作成し、問合せに備えた。

#### 年度計画内容

エ 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に設置されている分科会や犯罪被害者支援に関する協議会等に参画し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。

#### 1 被害者支援連絡協議会への参加

各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」（全地方事務所で加盟済。昨年度は49か所で参加した。）の場で、支援センターの犯罪被害者支援業務実績を報告し、かつ、他の機関・団体における取組状況等について情報交換を行うことなどによって、各関係機関・団体が行っている犯罪被害者支援業務に関する相互理解に努めることにより、連携の維持・強化を図った。また、日本弁護士連合会委託援助、被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度の各制度の利用についても説明し、支援センターの提供できる被害者支援制度について総合的な理解を深めることに努めた。

#### 2 DV防止法第9条連絡協議会への参加

各地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った（平成23年度は37地方事務所が参加した。）。

#### 3 関係機関との連携

「犯罪被害者週間」（11/25～12/1）には、関係機関とともに啓発・広報活動を行った。具体的には、啓発用グッズやリーフレット、チラシの配布を行い、あるいはイベント会場にブースを設置して、ポスター、パネルの展示などを行った。

本部では犯罪被害者支援ダイヤルのポケットカードを作成し、同ダイヤルの周知に努めた。ポケットカードの作成と犯罪被害者支援業務担当職員研修について、内閣府が発行している「犯罪被害者等施策情報メールマガ

ジン（第66号 平成23年11月15日発行）に掲載いただき、支援センターの犯罪被害者支援業務について周知した。また、内容を分かりやすくするため展示パネルの改定を行い、犯罪被害者週間のイベントに利用した。

本部では検察庁の協力を得て、支援センターの被害者支援についての解説を検察庁の関係者用ウェブ掲示板に掲示いただいた。検察官の方に被害者に対し制度利用をより一層促していただけるようにした。

さらに、内閣府男女共同参画局と連携して、被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業の一つとして法テラス南三陸で「女性の悩みごと相談」を開始した。

【資料18】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移（平成19年4月～平成24年3月）

【資料19】 平成23年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

【資料20】 平成23年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料37】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続」の問合せに関する紹介先

【資料38】 地方事務所における問合せ件数の推移（平成19年4月～平成24年3月）

【資料39】 平成23年度地方事務所に対応した問合せ内容

## 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 総括

#### ① 一般管理費等

年度計画内容  
ア 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。

業務の繁閑・内容に応じ、常勤職員及びパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、柔軟な雇用形態の活用に努めており、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持している。給与規程については、平成24年の国家公務員給与法改正を踏まえ、支援センターの規程を改正した。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、82.9ポイントとなっている。

## 年度計画内容

イ 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。

### 1 一般管理費の効率化減

平成23年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（2,295,217千円）のうち、新規追加・拡充分（232,076千円。東日本大震災対応分176,266千円を含む。）を除いた額は2,063,141千円である。これは、前年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（2,170,193千円）と比べ、対前年度▲107,052千円の削減となった（▲4.9%減）。その結果、人件費及び公租公課を除く一般管理費について、前年度比3%（65,106千円）を上回る削減額を達成した。

経費削減の主な内容としては、広報活動に係る経費について、平成23年度では広報活動の在り方を見直し、費用のかかるテレビ広告の代替として記者説明会等を利用することにより、87,046千円（平成22年度196,465千円）に削減した（削減額109,419千円）。また、光熱水料について、平成23年度では更なる省エネルギー対策を実施したことにより、65,507千円（平成22年度67,295千円）に削減した（削減額1,788千円）。

### 2 事業費の効率化減

平成23年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（1,292,735千円）のうち、新規追加・拡充分（震災対応分90,149千円。）を除いた額は、1,202,586千円である。これは、前年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（1,313,094千円）と比べ、対前年度▲110,508千円の削減となった（▲8.4%減）。その結果、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費について、前年度比1%（13,131千円）を上回る削減額を達成した。

経費削減の主な内容としては、コールセンター運営費について、平成23年度ではコールセンターの自主運営を行うことなどにより、206,845千円（平成22年度566,631千円）に削減した（削減額359,786千円）。

## 年度計画内容

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。また、いわゆる少額随契による場合においても、見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によることとする。これらの取組によって、経費の節減を図る。

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに際し、目的が特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないもの及びいわゆる小額随意契約に該当するものを除いて、一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によった。

これに加え、これら競争的手法において、競争性が十分確保されるよう、一者応札となった契約を精査し、応募者を増やすための改善方策である「一者応札・応募に係る改善方策について」に従い、入札参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行うとともに、入札に関する情報として、公告文に加え入札説明書等をホームページに掲示する等の措置を講じた。

さらに、小額随意契約の場合においても、複数の業者から見積りを徴取し、最も低額な価格で契約すること等により、経費の削減を図った。

なお、支援センターにおける平成23年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。

## ② 組織の見直し

### 年度計画内容

ア 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

#### 1 事件数等に応じた適切な配置と採用

利用者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、事件数等を考慮して真に必要な職員数を配置するよう努めた。

平成23年度においては、東日本大震災対応のために、任期付職員を採用し配置を行った。

#### 2 真に必要な職員数の検証

真に必要な職員数の検証のためには、合理的な事務処理方法の確立が不可欠であるところ、事務処理の合理化・標準化に資するものとして、前年度に引き続き、実務トレーニー制度を実施し、延べ23日・15名を参加させた。その結果、他の地方事務所の効率的な業務の仕方等を経験することにより地方事務所の業務の合理化を図る環境を整備した。

年度計画内容

イ 常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等を検討する。

常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性について、各地方事務所の事件数、弁護士数及び常勤弁護士への配点状況等に関する最新の情報を収集した上で、日本弁護士連合会との協議も重ねるなどして、配置の必要性について検討した。

地域の関係機関との連携協力関係の確保・強化については、常勤弁護士に対する研修の中に福祉機関との連携をテーマとした参加型の講義を盛り込んだ上、日本弁護士連合会と共同で、「スタッフ事務所の設置等に関する検討会」を設置し、関係機関との連携による紛争の総合的解決の在り方について調査・検討を重ね、意見書及び報告書を作成・提出した。意見書において提案された、関係機関等との連携による紛争の総合的解決を専門的に実践し、その効果等を検証して、全国的に展開していくためのパイロット事務所の設置に関する、新たな検討会を立ち上げた。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成24年3月31日現在）

年度計画内容

ウ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所の体制、費用対効果等を総合的に考慮して、引き続き必要な見直しを行う。

東日本大震災に伴い被害が甚大であった宮城県及び岩手県については、地方事務所の相談窓口が各1か所に限られ、関係機関・団体の協力を得ても、多くの被災者に対する法的支援に地理的な限界があったため、宮城県内の被災地に3か所、岩手県内の被災地に1か所の出張所を開設することとし、被災者の法的支援の充実を図った。

具体的には、平成23年10月には南三陸町を中心に気仙沼市・登米市を含めた地域の支援のため南三陸出張所を、同年12月には県南部の地域を支援するための山元出張所を、平成24年2月には東松島市に石巻市・女川町などの被災地域を支援する東松島出張所を開設した。また、平成24年3月には岩手県大槌町を中心に釜石市・山田町を含めた地域を支援する大槌出張所を開設した。

(2) 情報提供・犯罪被害者支援

## ① コールセンターの利用促進

### 年度計画内容

- ア 利用者にとって適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所のそれぞれの利点を活かした役割分担の検討・明確化を図り、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等の際に周知を図る。
- イ 地方事務所への電話による問合せのうち、コールセンターで対応が可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの内線転送を行う。

### 1 コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知

- (1) ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議等において、電話による問合せはコールセンターを案内することを原則とし、最初から民事法律扶助を希望の方、面談による情報提供（参考資料等を利用して情報提供を行う必要がある場合）を希望の方は、地方事務所へ案内するよう説明を継続して実施した。
- (2) ホームページの掲載や震災Q&A小冊子、カードの配布等の広報により、東日本大震災に関する法制度の紹介や相談窓口についての情報提供については、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を案内した。
- (3) 以上の結果、情報提供件数全体に占めるコールセンターでの対応件数の割合は、平成22年度の61.2%から平成23年度は63.0%となり、やや増加した。

### 2 コールセンターへの転送

震災により一時中止していた内線転送を平成23年4月26日から再開したほか、地方事務所に対し、同年7月1日付けで内線転送の実施を再度徹底した結果、内線転送件数は、平成22年度の9,719件から、平成23年度は13,962件へと増加した。

**【資料8】平成23年度情報提供件数の推移**

**【資料40】平成23年度における相談分野の概要(問合せ上位20件)**

**【資料41】平成23年度における関係機関紹介状況**

## ② コールセンターの設置場所等

### 年度計画内容

- ア コールセンターの運用に当たっては、利用者へのサービスレベルの向上を目指し、安定的な運用に努めるとともに、受電件数の増減などを予測し、経済的かつ柔軟な運用を図り、経費削減に努める。
- イ コールセンターの運用に当たっては、支援センターの他の業務との連携や利用者のニーズに対応するためのコールセンターの活用を図るため、コールセンター

における民事法律扶助に関する資力要件の確認の実施を検討するなど、支援センターの業務全体の効率化も視野に業務運営の経費削減に努める。

## 1 コールセンターの運営経費削減と利用者サービスの質の維持

(1) 平成 23 年度にコールセンターに要した費用は、職員・オペレーターの賃金・社会保険料、研修費用、賃料、システム関連費用を含めて約 3 億 7,000 万円強であった。なお、平成 22 年度の業務委託費用は、約 5 億 3,000 万円強であった。

(2) コールセンターでは、曜日・時間帯ごとの入電傾向を把握し、件数予測に基づいてオペレーターの配置人員を決定することで、繁忙期に放棄呼（着電があったが応答できずに利用者が切電してしまう状況）を発生させないように努めるとともに余剰人員が生じることを防止していたが、平成 22 年 12 月の業務開始 3 か月後の震災の発生により、仙台コールセンターは、業務を一時停止し、平成 23 年 4 月 4 日から平日のみの 9 時～17 時までの受電（同年 4 月 23 日土曜業務、同年 5 月 16 日夜間業務をそれぞれ再開）となった。しかし、本部内に臨時のコールセンターを同年 6 月まで設置することで、応答率はおおむね 95%以上となり、利用者へのサービスレベルの低下を招くことはなく、質の維持が図られた。

## 2 運営コストの削減についての検討内容

支援センターの他の業務との連携を進めるため、コールセンターにおいて、オペレーターが民事法律扶助業務に関する概要説明を行い、利用者のニーズに応じて積極的に全国の地方事務所に電話を転送した。また、支援センターの業務全体の効率化を図るため、民事法律扶助に関する資力要件の確認をコールセンターで行うための業務フロー等の検討を行った。

### (3) 民事法律扶助・国選弁護士等確保

#### ① 民事法律扶助業務の事務手続の効率化

#### 年度計画内容

事務手続の効率化を図るため、現状の事務手続の簡略化が可能かどうかの徹底的な洗い出しを図るとともに、最も合理的かつ効率的な標準事務の検討を進める。また、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、審査の適正を確保しつつ、援助審査方法の合理化を図る。

## 1 書面審査の活用

事務手続の効率化を図るため、援助開始決定時における書面審査の活用を推進し、平成 23 年度も前年度に引き続き、全ての地方事務所で書面審査が行われた。

## 2 審査方法の合理化

### (1) 単独審査の推進

審査委員の人数について、事案に応じ合理化を図り、平成 23 年度も前年度に引き続き、同時廃止決定が見込める破産事件、公示送達による離婚事件、敗訴その他の理由により報酬金決定を伴わない終結事件等の審査については、審査委員 1 名による単独審査を推進し、40 地方事務所で実施された。

### (2) 専門審査委員制度の拡充

民事法律扶助の援助審査実務に精通した審査委員が集中的に審査の事前準備を行うことで、援助審査の合理化・効率化を図ることを目的として、平成 20 年度から地方扶助専門審査委員制度が導入されている。平成 23 年度は 31 事務所が本制度を実施しており、平成 20 年度の 5 事務所、平成 21 年度の 17 事務所、平成 22 年度の 18 事務所と段階的に拡充し、合理化が図られている。

### (3) 援助申込者からの提出書類の合理化等

援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、合理化を図るべく、引き続き検討を継続する。

東日本大震災の被災者に対する援助については、被災の実情をふまえた審査要領を別途作成し、援助要件の判断や立替決定を合理化した。東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）成立後は、これに対応する業務運営細則や審査要領を別途作成するなどし、審査の効率化に努めた。

なお、中期計画の到達状況の観点からは、平成 23 年度民事法律扶助業務に関する職員研修において、各地方事務所での援助開始決定までの事務手続に関する調査を行い、更に合理化が見込まれる点について問題意識を共有するなど書面審査や単独審査などの活用により、審査の合理化を進めているが、事務処理方法等に検討の余地があり、更なる合理化が必要であると考えている。

## ② 国選弁護業務の効率化

### 年度計画内容

- ア 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てに関する再算定について、前年度に実施した見直しによる事務手続の簡素化・合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する
- イ 国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。
- ウ 一括契約に基づく算定の対象となり得る複数の即決申立被告事件の配点方法等の実務運用について、裁判所等関係機関との間で協議を行う。

## 1 不服申立ての事務手続の変更

昨年度に、報酬算定に対する不服申立てについて「判断が容易であり、理事長の判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理できる制度を導入したが、本年度は、合計 375 件の不服申立てのうち 76 件（約 20.3%）について地方事務所限りで処理されている。

### 【資料 42】平成 23 年度不服申立件数一覧表

## 2 一括契約弁護士数の増加

すべての地方事務所において、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成 23 年 4 月 1 日時点では 6,413 名であったところ、平成 24 年 4 月 1 日時点では、7,300 名と増加した。

なお、一括国選弁護人契約に基づき報酬算定がなされた事件数は、平成 22 年度の 34 件から平成 23 年度 2 件と減少している（前年度比約 6%）。しかし、一括契約は、複数の即決被告事件について報酬及び費用が一括して定められる契約であることから、これに基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事件の指名通知請求があることが必要になる。しかるに、①即決被告事件の数自体が平成 22 年度の 2,654 件から 1,731 件に減少し、②そのうちで一括契約の対象から外れる被疑者段階から弁護人が選任されている事件の数は平成 22 年度 1,418 件、平成 23 年度 1,143 件となっていることから、論理的に一括契約の対象となり得る事件の総数（すなわち、①から②を差し引いた事件の数）は、平成 22 年度の 1,236 件から平成 23 年度の 588 件へと減少している（前年度比約 48%）。一括契約に基づき報酬算定がなされた事件の件数は低い水準で推移しているが、これは外部的要因によるところが大きいと考えられる。

## 3 関係機関との協議

各地方事務所において、必要に応じて、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する事件の配点方法について確認した。

## (4) 司法過疎対策

年度計画内容
上記 I 2 (1)②の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。
地域事務所の設置後においても、当該地域の司法過疎状態の状況把握を行い、所要の検討を行う。

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士によるサービスの提供者がより少ない地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、（i）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、（ii）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先とし、加えて、（iii）地方裁判所支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、（iv）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、（v）当該地方裁判所支部管内の人口・民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関連機関の支援体制等を考慮して設置し、常勤弁護士を常駐させることとした。平成23年度に新設した司法過疎地域事務所は、岐阜県の中津川地域事務所、青森県のむつ地域事務所の2か所である。

また、平成23年度末までに設置した上記2か所を含む司法過疎地域事務所31か所について、当該地域の最新の事件数、実働弁護士数等の情報を取得し、司法過疎状態の状況把握を行った上、当該司法過疎地域事務所の存続の必要性を検証した。

#### 【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成24年3月31日現在）

### 3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 情報提供

##### ① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

##### ア 客観的評価の実施

年度計画内容  
情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成23年度中にそれぞれ1回以上実施し、その結果を分析した上で、業務内容や電話応対等にフィードバックする。

#### 1 コールセンターに対する客観的評価の実施

##### (1) 評価の概要

平成23年11月にあらかじめランダムに抽出した音声ログ45コールと、いわゆるミステリーコール(電話対応状況覆面調査)3事例(多重債務・相続・労働)を各2回の計6コールを対象に、①コミュニケーションスキル、②対応スキル、③対応プロセス、④その他(再架電ないし人にも勧めたい対応であったか)の4項目について、それぞれの評価を行

った。

## (2) 評価内容のフィードバック

コールセンターでは定期的に管理スタッフによるモニタリングや個別指導を実施し、応対レベルの向上に努めているところであるが、今回の調査結果を踏まえ、コールセンター長に対して、評価結果を伝えるとともに、指摘された点を踏まえたオペレーターへの個別指導等のフィードバックを実施するよう指導した。

## 2 地方事務所に対する客観的評価

### (1) 評価の概要

平成 23 年 12 月及び平成 24 年 2 月に、窓口対応専門職員が配置されている 61 全地方事務所・支部(昨年度は 20 地方事務所)に対し、コールセンターと同様の事例(これまでの実施実績を踏まえて 1～3 事例)のミステリーコールを実施し、計 120 コールについてコールセンターとほぼ同様の項目に基づき評価を行った。

### (2) 評価内容のフィードバック

今回の調査結果を踏まえ、地方事務所に対して、評価結果を伝えるとともに、「お客様の状況や気持ちに共感する言葉や気持ちのこもった復唱を行う。」「お客様の話は最後まで聞き取り復唱した上で案内する。」といった指摘事項を、11 月に行った情報提供担当職員研修において実施したコーチングの手法を用いてフィードバックするよう指導し、研修を行った。

## イ 関係機関情報の充実

### 年度計画内容

関係機関・団体との相互理解を深めるため、関係機関・団体との協議会や研修会等を開催又は積極的に参加する。

関係機関情報について、全国どこからでも一定水準以上の関係機関情報の提供を行うため、地域の事情に即した情報の収集・登録を行い、関係機関情報の充実・共有化を図る。

### 1 関係機関との情報交換

地方事務所等において、地方協議会を開催するなどして、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明し、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持っていただくとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。

### 2 関係機関情報の充実・共有化

- (1) 関係機関情報については、地方事務所を中心に、関係機関・団体等のデータベースの更新作業（利用のない窓口の登録の抹消等）を行うとともに、地域の実情に応じた新たな窓口を加えることにより、既に 24,400 件余の登録を行っており、目標はほぼ達成できた。
- (2) 東日本大震災関連については、ホームページ上の東日本大震災関連情報として、関係機関と連携をとって相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。
- (3) また、東北被災 3 県の市町村の窓口一覧を各公共団体のホームページから作成、随時内容を更新の上、コールセンターに提供し、利用者からの照会に備えた。

#### ウ アンケート調査の実施

##### 年度計画内容

通年のホームページにおけるアンケート調査や期間を設定したコールセンター及び地方事務所での情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

また、より利用者のニーズを把握するための調査方法等について更に検討し、実施する。

##### 1 ホームページにおけるアンケート（評価値 3.4）

地方事務所やコールセンター、メールによる情報提供を利用された方が、情報提供を受けた際の職員対応、情報提供内容の的確性、支援センターをどのように知り、どのように利用したのかについて、ホームページ上でのウェブによる利用者アンケートを行っている。なお、有効回答率の向上を目指して、メールによる利用者に対しては、返信文にアンケートへの協力を依頼する文言を掲載した。

##### 2 コールセンターにおけるアンケート（評価値 4.6）

コールセンターについては、平成 24 年 1 月 25 日から同年 2 月 24 日までの間（調査対象総件数 28,952 件中 1,283 件回答。有効回答率 4.4%。）、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、5段階評価で 4.6 の満足度を果たした。

##### 3 地方事務所におけるアンケート（評価値 4.4）

地方事務所については、平成 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間（総面談件数 5,145 件中 1,516 件回答。有効回答率 29.5%。）、面談による情報提供を受けた利用者に対し、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼する方式で実施し、5段階評価で 4.4 の満足度の評価を得た。

#### 【資料 43】利用者満足度調査

#### エ オペレーター等の質の向上

## 年度計画内容

客観的評価結果や満足度調査の結果を踏まえた業務の見直しに努めるとともに、利用者の声を反映させ、サービスの向上とより効果的な情報提供を行うため、コールセンターのオペレーター及び地方事務所情報提供担当職員・窓口対応専門職員に対する研修計画を策定する。

利用者からの問合せに対する事案の整理や利用者の抱えるトラブルに最適な情報提供が行えるような能力を養成するため、オペレーター相互間のケーススタディやロールプレイ等の実践に即した研修を行う。

### 1 研修計画の策定

平成 23 年度新たに、コールセンターについては、これまで外部講師による研修を受講していないオペレーターに対する応対研修を、また、オペレーターを指導する S V、管理スタッフに管理的業務遂行のために必要な実践型外部研修受講をそれぞれ計画した。

地方事務所については、窓口対応専門職員を指導・監督する立場の職員に対して、コーチング手法を中心とした研修を計画したほか、窓口対応専門職員の応対に関する直接研修も計画した。

### 2 研修の実施

アンケート調査や第三者による評価結果を踏まえ、以下のとおりオペレーター等の質の向上に努めた。

#### (1) コールセンターオペレーター等について

- ・ 上記計画に基づき、問合せ対応だけでなく、相談者が「相談してよかった」と思えるような「聴き方」「話し方」のスキル向上、ステップアップを目的に、ペアワーク、グループワーク、ロールプレイングを行って信頼される応対の確立を図った。
- ・ S V、管理スタッフに専門家を対象とした外部講習を受講させ、オペレーターの指導育成、マネジメント、リーダーシップスキル等、コールセンターの自主運営に必要不可欠なスキルの習得を図った。
- ・ 東日本大震災に関する問合せに対応するため、相談者の心情に配慮した対応ができるよう、臨床心理士による応対研修を実施した。

#### (2) 地方事務所の窓口対応専門職員について

窓口対応専門職員の対応の質の向上のため、これを指導する立場の職員に対し、いわゆる顧客満足度向上のために組織内でどのようなコミュニケーションをとるべきかを考えさせ、その手段としてのティーチング、カウンセリング、コーチングスキルをグループディスカッション、ペアワーク、ロールプレイングを通じて取得させ、窓口対応専門職員の指導・監督の徹底を図ることで、地方事務所における情報提供業務の質の均一化を図った。また、当該研修内容を DVD 化して、地方事務所に配布す

ることで職員の更なる能力向上のための実践の用に供するとともに、その徹底を図った。さらに、窓口対応専門職員（36名）に対する応対研修をロールプレイ等の実践に則して行った。

② 提供する情報の内容及びその提供方法

年度計画内容

ア 新規に関係を構築した関係機関情報、新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図るとともに、定期的に内容を見直し・更新作業を行い、最新かつ正確なデータの維持に努める。また、特に頻繁に利用されるFAQを抽出し、模範的な情報提供事例やトールフローを整理するなどして、より均一で正確な情報提供を行うための環境整備に努める。

1 FAQの追加更新

業務開始以降コールセンターに寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーターが業務上必要と感じる案件のFAQ化にも努め、データベース上のFAQの随時更新・増加を図った。また、よく利用されるFAQ約750問をホームページで公開した。

平成23年度におけるFAQ更新件数は以下のとおり。

FAQ更新件数： 230件（うち震災関連69件）

FAQ新規投入件数： 554件（うち震災関連467件）

FAQ総件数： 3,988件（うち震災関連517件）

2 東日本大震災相談事例Q&Aの作成、配布

弁護士会等と共催で行った震災電話相談の結果に基づき、Q&A集を10万部作成し、被災地域の市町村を通じて住民・職員等に配布したほか、図書館にも送付して住民の方々が閲覧できるようにした。

3 Q&A集のホームページへの掲載及び更新

上記2のQ&A集（173問）をホームページに掲載し、広く一般の方々が利用できるよう配慮したほか、新たな情報にも対応するため内容の更新（1問）及び追加（41問）を行った。

4 情報提供の環境整備

コールセンター内に震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を平成23年11月に開設し、被災者及び被災関係者からの問合せに応じた（問合せ件数1,143件）。

5 会話通訳サービスの試行

地方事務所において、日本在住外国人からの面談問合せに対し、専門の業者に委託する電話による会話通訳サービスについて試行を始めた。

年度計画内容

イ 検索機能の充実や簡易な後処理機能など、オペレーター等にとってより使いやすく、また、利用者にとって適切な情報を速やかに提供が行えるようなシステムの構築・改修に努める。

1 システムの改修

(1) 仙台コールセンター内の震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）の開設に伴い、電話着信をオペレーターの既存のパソコンと連動させ、FAQ検索、対応結果入力の後処理も行えるようにして、次の問合せに速やかに対応できるよう改修を行った。

(2) 内線転送の本格実施に伴い、地方事務所からコールセンターに内線転送を行った場合、新規案件登録画面が自動で立ち上がるよう改修し、着信時間、対応時間等の着信対応記録の正確性を向上させた。

年度計画内容

ウ 利用者へのサービス向上のため、法律専門家等の情報提供業務への関与が可能な体制作りのための、関係機関・団体との協力関係の強化・充実に努め、オペレーター等へのアドバイス対応やFAQの充実、メール対応等の情報提供業務の正確性の確保と内容の充実を図る。

1 東日本大震災を受け、日本弁護士連合会、東京三会（東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会）、仙台弁護士会、岩手弁護士会、日本司法書士会連合会と連携し、震災電話相談を共催実施した（相談件数13,284件）。

2 弁護士会等と共催で行った震災電話相談の結果に基づき、東日本大震災相談実例Q&Aを10万部作成し、被災地域の市町村を通じて住民・職員等に配布したほか、図書館にも送付して住民の方々が閲覧できるようにした。

3 情報提供の正確性を確保し併せて質の向上を図るため、関係機関等の協力を得て、法律専門家を以下のとおり配置した。

・メール対応及びFAQ更新・追加、震災FAQ・Q&A作成・更新・追加等のため、本部に専門員として弁護士・司法書士を配置した。

・コールセンターに常勤の弁護士2名を配置するとともに、仙台弁護士会の協力を得て弁護士の非常勤専門員を配置した。

4 平成23年度新たに、東日本大震災に対し、消費者庁、独立行政法人国民生活センターが行っている被災地への専門家派遣事業と連携し、支援センター被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した（南三陸町、山元町、東松島市、大槌町）。

年度計画内容

エ 転送・取次を可能とする関係機関・団体との連携関係の構築を進めるとともに、利用者に対して、関係機関・団体への問合せの際に必要な書類の教示や各種申請書様式の提示・配布等を行うなど、より利用者の立場に立ったきめ細やかなサービスの充実に努める。

- 1 東日本大震災を受け、消費者庁、独立行政法人国民生活センターが行っている被災地への専門家派遣事業と連携し、支援センター被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した（南三陸町、山元町、東松島市、大槌町）。
- 2 コールセンター内に震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を開設し、被災者及び被災関係者からの問合せに応じた。
- 3 関係機関と連携して利用者からの電話を転送して相談予約を取る等の外線転送の実施を検討した。
- 4 平成 23 年度、新たに、経済産業省原子力安全・保安院石炭保安室と協力して、石炭じん肺訴訟の和解手続による賠償金等の支払いに関する問合せ先として、コールセンターを掲出し、同支払いに関するリーフレット及びポスターを地方事務所に備え付けた。

年度計画内容

オ ホームページやリーフレット等の内容の充実に努め、積極的な情報発信を行う。引き続き、LGWANやテレビ電話などのIT技術を駆使した情報提供サービスについて情報収集に努め、その実現可能性について検討する。

- 1 弁護士会等と共催で行った震災電話相談の結果に基づき、Q&A集を作成し、被災地域の市町村を通じて住民・職員等に配布したほか、ホームページへの掲載及び新たな情報にも対応するため内容の更新、追加を行った。
  - 2 震災関連については、ホームページ上の東日本大震災関連情報として、関係機関と連携をとって相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。
  - 3 コールセンター内に震災専用のフリーダイヤルを開設し、被災者及び被災関係者からの問合せに応じた。
  - 4 東日本大震災に関連する各種専門家によるワンストップ相談会において、各被災地出張所におけるテレビ電話による電話相談を検討した。
- ③ 最適な情報の迅速な提供

年度計画内容

- ア 消費者庁が進める事故情報データベースに参画する。
- イ ホームページ上の関係機関情報やFAQの充実を図るとともに、関係機関情報の積極的な利用の促進を図るための周知を行う。

- 1 事故情報データベースへの参画  
コールセンターにおいて事故情報を聴取し、事故情報データベースに対して情報提供を行った（5件）。
  - 2 関係機関情報等の充実・周知
    - (1) 東日本大震災相談実例Q&Aの作成、配布  
弁護士会等と共催で行った震災電話相談の結果に基づき、Q&A集を10万部作成し、被災地域の市町村を通じて住民等に配布したほか、図書館にも送付して住民の方々が閲覧できるようにした。
    - (2) Q&A集のホームページへの掲載及び更新  
(1)のQ&A集をホームページに掲載し、広く一般の方々にも見られるよう配慮したほか、新たな情報にも対応するため内容の更新、追加を行った。
    - (3) 東日本大震災関連について、ホームページ上の震災関連情報として、関係機関と連携をとって相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。
    - (4) 震災に対し、消費者庁、独立行政法人国民生活センターが行っている被災地への専門家派遣事業と連携し、支援センター被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した（南三陸町、山元町、東松島市、大槌町）。
- ④ 法教育に資する情報の提供等

年度計画内容

情報提供の一環として、支援センターとしての中・長期的な法教育への関与の在り方について、企画・検討を行うとともに、関係機関・団体と連携し、地域社会での法教育の取組に参加するなど、地域における法教育において適切な役割を担うための取組を進める。

法教育の普及・発展に向けた具体的取組として、平成23年度は、全国3か所以上の地域において、関係機関等と連携・協力の上、法教育をテーマとしたシンポジウムを開催する。

- 1 法教育普及の基盤整備  
法教育への理解を高め、地域における法教育の実践を促進することを目的として、平成24年2月及び3月に全国3か所（香川・山梨・福井）で

法教育シンポジウムを開催した。シンポジウムでは、最高裁、法務省、日弁連、日司連、各地の弁護士会、司法書士会、教育委員会等の関係機関の協力の下、法教育関係者を始め多数の人々の参加を得た。またシンポジウム実施後には、地元新聞社の協力を得て、シンポジウムの内容を社告に掲載することで、広く一般の方々にも周知を図った。

## 2 法に関する教育の実施

昨年度に引き続き、市民講座における講演、学校における出前授業の実施及び支援センターの業務内容の説明等の法教育（法に関する教育）活動を実施した。

実施件数は、総計 734 件であり、内訳は市民講座における講演等が 73 件、学校における出前授業等が 45 件、支援センターの業務内容説明等が 616 件であった。

### (2) 民事法律扶助

#### ① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

##### 年度計画内容

ア これまでに書類作成援助や簡易援助の実施の検討を促した事案の分析等により、事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供するための環境整備として、援助類型ごとにモデルケースを作成して研修や法律相談担当者ガイドへの記載などにより、契約弁護士・司法書士への周知を行なう。同時に審査委員や支援センター職員に対しても周知を行い、利用者に対して援助類型のモデルケースを説明できるようにする。

1 書類作成援助や簡易援助の実施を検討すべき事案については、引き続きその旨を積極的に地方事務所に伝え、受任予定者、受託予定者に検討を促した。また、書類作成援助や代理援助が相応しい事件のモデルケース作成の検討については、日本司法書士会連合会と、まずは家事事件について具体的な事案の洗い出しに着手したが、まだ分析の段階にまでは至っていない。

2 このほか、未曾有の被害となった東日本大震災被災者の法的ニーズに急遽対応するに当たっては、被災地の実状や被災者のニーズに応じた、迅速かつ適切な法律相談等の援助を行うとともに、代理援助等の申込みに当たって求める提出資料等について適切な運用に努めた。また、償還猶予の特例や、自己破産事件の予納金の立替えを認めるよう業務方法書の改定を行うなど、被災者が法的支援を受けやすくなるよう各種の対応を講じた。

また、当初計画にはなかったが、平成 24 年 3 月 23 日に震災特例法が成立したことを受け、10 日足らずの短い準備期間の中で業務方法書の改定

や震災法律援助業務運営細則の制定等、関連する事務ルール・関係書式のほぼ全てを同年4月1日の施行に間に合わせて策定・周知し、運用直後の同年4月には2,000件を超える震災法律相談援助を実施することに成功した。

年度計画内容

イ 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果及び同23年3月に提出された答申書を踏まえ、ニーズを反映した事業の在り方について検討・立案する。

1 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果を踏まえ、民事法律扶助制度も含めた司法アクセス全般の改善についての検討を引き続き行った。また、DVによる離婚等家事事件における法的ニーズも多いと想定されること、現状では代理援助の利用件数がいまだ少ないと考え、より利用が促進されるような制度改善に向け、事案の収集や関係機関との意見交換を開始した。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災者という特殊な状況におかれた方の法的ニーズへの対応を急遽検討するに当たっては、同調査結果も踏まえ現行の民事法律扶助制度の範囲内で柔軟な運用に努めた。

2 同調査の結果、法律トラブルがあっても法律相談を受けなかった理由として、「自分で解決したいから」「何をしても無駄だと思うから」「時間がかかりそうだから」といった心情的な面を重視した回答が、「費用がかかりそうだから」といった価値的な面を重視した回答よりも上位となっており、特に壮年層・高齢層ではその割合が高いことから、専門分野に精通した弁護士による専門法律相談を推進することも、潜在的な法的ニーズを掘り上げるためには効果的であると考え、専門法律相談の実施を推進している。

専門分野についての法律相談援助は、東京地方事務所が従前から多重債務、労働問題、DV、医療過誤、消費者問題、外国人の専門相談を実施しているほか、平成23年2月から大阪地方事務所において弁護士会と共催して外国人の専門相談を実施している。その他、全国の地方事務所では各契約弁護士・司法書士の取扱分野を契約時のアンケート調査等により把握していることから、相談の予約時に相談担当者の取扱分野を考慮するなどの工夫も行っている。

この他、未曾有の被害となった東日本大震災被災者の法的ニーズに急遽対応するに当たっては、被災地の実情や被災者のニーズに応じ

た、迅速かつ適切な法律相談等の援助を行うとともに、代理援助等の申込みに当たって求める提出資料等について適切な運用に努めた。また、償還猶予の特例や、自己破産事件の予納金の立替えを認めるよう業務方法書の改定をするなど、被災者が法的支援を受けやすくなるよう各種の対応を講じた。

また、当初計画にはなかったが、平成 24 年 3 月 23 日に震災特例法が成立し、短い準備期間の中で業務方法書の改定と震災法律援助業務運営細則の制定や関連する事務ルールを策定し、同年 4 月 1 日の施行に間に合わせ、運用直後の同年 4 月には 2,000 件を超える震災法律相談援助を実施することに成功した。

- 3 引き続き、平成 20 年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果及び民事法律扶助制度改善プロジェクトチームが平成 23 年 3 月に提出した答申書を踏まえ、震災被災者という特殊状況にある方も含めて、ニーズを反映した事業の在り方について検討・立案する。

## ② サービスの質の向上

### 年度計画内容

ア 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、援助審査方法の合理化を図るとともに、審査以外についても標準的な事務処理方法を地方事務所に提示することで事務全般の効率化を図るなどにより、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を平成 22 年度と比較して短縮させるよう努める。

#### 1 審査の合理化等

援助開始決定時に支援センター事務所まで来訪せずとも援助審査が可能な書面審査の活用を推進し、平成 23 年度も前年度に引き続き、全ての地方事務所で書面審査が行われており、援助申込者の負担軽減を図った。援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、援助申込者の負担を軽減すべく、引き続き合理化を検討していく。

また、原子力損害賠償請求事件を含む東日本大震災被災者を被援助者とする援助については、被災の実情を踏まえた審査要領を別途作成し、援助要件の判断や立替決定を迅速かつ適切に行うよう努めた。

#### 2 援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮

平成 23 年度における援助申込みから援助開始決定までの平均所要

日数が2週間以内の事務所は、平成23年度は50地方事務所のうち47地方事務所であり、平成22年度の44地方事務所と比べ3地方事務所の増加となり、全地方事務所での期間短縮が図られつつある。具体的には、援助申込みから援助開始決定が行われるまでの期間は、大阪地方事務所では、平成23年度は平均11日間であり、平成22年度の平均17日間と比べ6日間短縮した。岡山地方事務所では、平成23年度は平均10日間であり、平成22年度の平均18日間と比べ8日間短縮した。

なお、DV案件等により、相談者の身体に危険が及ぶ場合などの緊急な対応を要する案件については、相談登録弁護士の法律事務所を紹介して緊急に法律相談援助を実施することで対応している。ただし、一部の事務所では、申込み件数が増加したことにより相談や援助開始決定までの所要日数が長くなっているため、今後も、同日数が長い事務所の改善方策を引き続き検討する。援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間については、被援助者による書類の追完など、その協力が得られないような案件を除き、おおむね期間短縮が図られていると考えている。

このように、書面審査や単独審査などの活用により、審査の適正を確保しつつ迅速化が進んでいる。しかし、一部では審査が長期化した地方事務所があることから、事務処理等の更なる合理化が必要である。

(参考) 書面審査・単独審査については多くの地方事務所において活用されており、審査の迅速化が図られていると考えているが、依然として書面審査・単独審査の積極的な活用には慎重な姿勢の地方事務所も見受けられることから、引き続き、これら審査方法の活用を促していく。

援助申込者から提出を求める書類については、依然として地方事務所によりばらつきがあることから、これを統一化・合理化するため、平成24年度において、資力に関する資料や定型的な事件で提出を求めている資料について地方事務所の運用調査を行う予定である。その調査結果を踏まえて、資力審査などの事務処理方法について、援助申込者の負担軽減を図りつつ、適正な判断を可能とするような標準的・統一的なマニュアルを作成することを検討している。それとともに、将来的には資力要件を確認するためのソフトウェアやチェックリストの作成も検討するなどして統一的かつ効率的な審査を推し進め、援助申込者の負担軽減に努めたい。

また、東日本大震災被災者についても、震災法律援助業務の中で更に柔軟な運用改善に努め、援助申込者の負担軽減に努めたい。

## 年度計画内容

- イ 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知する。

### 1 契約弁護士・司法書士への適時適切な周知

新たな制度、利用者からの意見等については、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知しており、平成 23 年度は、「準生保要件該当者の猶予及び免除申請」についての説明を行った事務所があった。39 地方事務所においては、民事法律扶助事業の現状や問題点、案件担当に当たっての注意事項等について、独自に工夫したり、あるいは、弁護士会及び司法書士会の主催する説明会に参加・共催する等により、契約弁護士・司法書士を対象とする説明会を実施した。説明会を実施しなかった 8 地方事務所においても、契約弁護士・司法書士に個別に文書を発出する等により新たな制度の周知や案件担当に当たっての注意事項の徹底等に努めた。

本部民事法律扶助課においては日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会と頻繁に会合を持ち、制度変更等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に対する周知を図るなどして、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上に努めた。

また、震災特例法の成立・施行に当たっては、平成 24 年 3 月 26 日に全国地方事務所副所長会議を開催するなど地方事務所との迅速な情報共有に努めるとともに、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等関係機関と密接な連携・協力を行うなどし、業務内容の周知や契約弁護士・司法書士の確保について理解を深め、短い準備期間で新規事業である震災法律援助業務を立ち上げることに力を注ぎ、成功した。

### 2 契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に関する取組

本部民事法律扶助課において、平成 24 年 2 月に、日本弁護士連合会主催の講習会（「民事法律扶助ってなあに～活用のノウハウ～」全国 36 弁護士会及び 19 支部の計 55 か所にてテレビ会議実施）において、民事法律扶助制度の概要について説明し、契約弁護士の制度理解の向上に努めるなど、サービスの質の向上を図る取組を行った。

また、東日本大震災の被災者支援に当たっては、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会と密に連携し、被災地の実状や被災者のニ

ーズに応じた迅速かつ適切な法律相談等のサービスを提供するべく、各種の取組を行った。

なお、平成 23 年度も関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に対する周知を図るなどして、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上に努めた。

#### 【資料 46】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

##### 年度計画内容

ウ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、一定規模以上の地方事務所では専門相談の実施・拡充に努める。

#### 1 地方事務所における取組

東京地方事務所において、多重債務、労働問題、DV、医療過誤、消費者問題、外国人の専門相談、大阪地方事務所において弁護士会と共催で外国人の専門相談を実施しているほか、愛知地方事務所においてはDVを、埼玉地方事務所では平成 23 年 6 月から労働、8 月からDVの専門相談を実施している。

弁護士・司法書士数が少ない地域では専門相談の実施が困難であるが、契約時のアンケート調査等で把握した各契約弁護士・司法書士の取扱分野を相談予約時に考慮したり、DV案件等で相談者の身体に危険が及ぶような緊急対応を要する場合などは、相談登録弁護士の法律事務所を紹介して緊急に法律相談援助を実施するなどの工夫で対応している。

#### 2 専門分野に精通した契約弁護士・司法書士の確保

平成 23 年度は、長崎地方事務所では債務整理事件に関する専門分野の説明会を行っている。その他の地方事務所では、弁護士会・司法書士会が主催する講習会等への参加を呼びかけるなどして、契約弁護士・司法書士が専門分野を広げられるよう努めている。

また、東日本大震災の被災地特有のニーズに対応するため、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人債務者の私的整理に関するガイドラインの申出といった新しい制度に関わる支援に関し、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会や、いわゆる原発弁護団等と密に情報交換を行うとともに、随時、支援センター内や契約弁護士・司法書士との間でこれらの制度に関する知識・ノウハウの共有に努めた。

さらに、被災地出張所（南三陸：平成 23 年 10 月 2 日～同年 3 月 31 日、山元：平成 23 年 12 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日、東松島：平成 24 年 2 月 5 日～同年 3 月 31 日、大槌：平成 24 年 3 月 10 日～同年 3 月 31 日）では、弁護士や司法書士のほか、一度に複数の各種専門家団体から相談担当者を派遣いただいた無料相談会（569 件）や内閣府男女共同参画局との連携により女性の悩みごと相談（10 件）を実施し、東日本大震災の被災者が短時間に様々な問題を相談できる場を提供するなど、ニーズの掘り起こしにも努めた。

（参考）平成 24 年度以降も各地方事務所において、弁護士・司法書士数等各地の実情に応じて、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談を充実するとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。震災法律援助業務では、各地の弁護団が原発被害者への支援に取り組んでいることもあり、弁護団との間で協議を行い、これまでの実績を凌ぐようさらに被災者に対する専門性の高い法的支援を更に充実させていきたい。

### (3) 国選弁護人等確保

#### ① 迅速かつ確実な選任態勢の確保

##### 年度計画内容

地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成23年度に1回以上設ける。

裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する国選弁護人を選任するための態勢や、その知識や経験を多くの弁護士が共有し得るような選任の運用につき、地方事務所ごとに裁判所及び弁護士会と協議して、各地の実情に応じた適切な在り方を検討し、その実現に努める。

#### 1 関係機関との協議

支部を含む全ての地方事務所において1回以上関係機関との協議が行われ、同協議の席上、国選弁護人及び国選付添人の選任態勢について協議した。

#### 2 十分な知識や経験を有する契約弁護士の選任

上記協議の席上、特に裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する契約弁護士が国選弁護人に選任されるとともに、その知識や経験を多くの契約弁護士が共有できるようにするため、国選弁護人を複数選任するときに裁判員裁判経験者と非経験者を組み合わせるなどの工夫等についても協議した。

【資料 47】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況（平成 24 年 3

## 月末現在)

### ② 通知時間の短縮

#### 年度計画内容

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護士等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも 24 時間以内等）を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

#### 1 目標設定

支部を含む全ての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、被疑者国選弁護事件については、すべての地方事務所において、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも 24 時間以内としている。被告人国選弁護事件については、多くの地方事務所で、原則 24 時間以内、遅くとも 48 時間以内としている。また、国選付添事件の指名通知の目標時間についても、裁判所・弁護士会と協議の上、ほとんどの地方事務所で原則数時間以内、遅くとも 48 時間以内としている。

#### 2 達成度合い

被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件及び国選付添事件とも、支部を含め、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われている。特に被疑者国選弁護事件については、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、業務時間外に指名通知請求があったなどの事情から当日中に指名通知に至らなかった事件も少数あるが、全事件の約 99.2% について、指名通知請求から 24 時間以内に指名通知が行われている。

#### 【資料 48】平成 23 年度被疑者国選事件指名通知状況

### ③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

#### 年度計画内容

関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得て、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

弁護士会と連携・協力し、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見等について情報交換等をする場を設けるとともに、支援センターの業務運営の参考とするなど、必要に応じて適切な対応を行う。

#### 1 国選弁護契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

##### (1) 説明会の実施等

支部を含めたすべての地方事務所において、年度計画に基づく説明会

等を実施した。説明会等の内容としては、解説書等を配布したものが 56 か所、支援センター主催の説明会を実施したものが 22 か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが 29 か所であった。

## (2) それ以外の取組

5 か所の地方事務所・支部において、合計 7 回にわたり、各地の弁護士会と共催又は地方事務所が主催する形で、より直接的に弁護活動の質を向上させることを目的とした研修を実施した。研修の内容としては、「無罪判決を獲得した弁護士が、体験談を交えながら、刑事弁護活動の在り方や心構えについて講義する」、「裁判員裁判事件を担当した弁護士による弁護活動報告及び質疑応答を行う」など、実践的な内容のものが行われた。

平成 23 年 8 月 8 日、9 日（東京会場）及び同月 15 日、16 日（大阪会場）に、支援センター本部と裁判所との共催により実施した常勤弁護士業務研修（法廷弁護技術研修）に一般契約弁護士の参加を認める形で研修を実施し、合計 22 名の一般契約弁護士の参加を得た。同研修では、主として裁判員裁判を想定した刑事弁護の法廷技術に係る講義・演習や、現に裁判員裁判を担当している裁判官による講義が行われた。

## 2 犯罪被害者支援に係わる弁護士のサービスの質の向上に資する取組

### (1) 説明会の実施等

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所主催、地方事務所・弁護士会共催による説明会・意見交換会の実施等により、被害者国選弁護関連業務の説明や被害者対応における留意点についての講義等が行われた。

また、弁護士会等との共催により、臨床心理士を講師とする二次的被害の防止など、被害者等の心情に配慮した対応についての講義等の研修を開催した。また本部において、被害者国選弁護に関する解説書である「被害者国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、説明会等で同解説書を配布し、被害者国選弁護関連業務に対する理解を得るために活用した。

### (2) その他の取組

日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、精通弁護士に対する苦情・意見について情報提供を行い、日本弁護士連合会が行っている被害者等の方へのアンケートなどを通じ、二次的被害防止に留意した被害者対応の重要性について更なる意見交換を進めた。

また、新規に常勤弁護士になった方を対象とした研修において、経験の深い常勤弁護士が犯罪被害者支援の実務に即した講義を行った。二次的被害防止に関するカリキュラムを盛り込んだ本部主催の担当職員研

修を常勤弁護士も受講した。

(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務

① 体制整備

年度計画内容

司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。

民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整えるため、法律事務所に複数の常勤弁護士を配置するよう努める。

平成23年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計82か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は9か所、地域事務所は8か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし8名の常勤弁護士を常駐させており、常勤弁護士を複数名配置した法律事務所は合計57か所である。また、中津川及びむつ地域事務所を新設した。

なお、平成23年度中に複数配置となった支援センター法律事務所は、茨城、佐渡、高森、中村の4か所であった。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成24年3月31日現在）

② サービスの質の向上

年度計画内容

常勤弁護士において、関係機関等に常勤弁護士及び法テラスの業務内容の理解を求めて連携を図り、関係機関等が認知する法的トラブルを把握・対応していくとともに、担当事件の状況に応じ、事件処理後も関係機関に引き継ぐなどして、法的トラブルの総合的な解決を図る。

1 研修の実施

支援センター本部主催の常勤弁護士を対象とする研修において、常勤弁護士のOBを講師として、地域の福祉機関や行政機関等といかに効果的に連携していくかをテーマとする参加型の講義を盛り込み、常勤弁護士ならではの連携の具体的なノウハウを伝授するとともに、研修参加者間でグループ討議を実施するなどして、連携に関する各常勤弁護士の経験や知識及び各地域ごとの特殊性とこれに対する対応策等の情報を常勤弁護士間で共有させ、関係機関との連携に対する意欲及びスキルを高めて、積極的に取り組んでいくよう促した。

また、各地に需要が見込まれる公害紛争に対応するため、行政ADRを

活用した公害紛争処理について、総務省公害等調整委員会事務局審査官による講義を研修に盛り込むなどして、常勤弁護士の職域の拡大・積極的な事件受任を促した。

## 2 日本弁護士連合会との協議

支援センター本部、地方事務所及び日本弁護士連合会が共同して、「スタッフ弁護士の役割及びパイロット事務所の設置等に関する検討会」を設置し、関係機関との連携による紛争の総合的解決の在り方・具体的方策について調査・検討を重ね、意見書及び報告書を作成・提出した。意見書において提案された、関係機関等との連携による紛争の総合的解決を専門的に実践し、これを継続的に観察してその効果等を検証した上、全国的に展開していくためのパイロット事務所の設置を実現すべく、平成 23 年 8 月、支援センター本部、地方事務所及び日本弁護士連合会が共同して、「地域連携パイロット事務所の設置に関する検討会」を新たに立ち上げた。

## (5) 犯罪被害者支援

### ① 利用者のニーズの把握と業務への反映

#### 年度計画内容

地方事務所ごとに、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を、平成 23 年度に 1 回以上設ける。

## 1 意見の聴取

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴き、今後の業務に在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施期間：平成 24 年 1 月から同年 3 月まで

アンケート送付機関・団体数：2,862（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）

実施方法：各地方事務所からアンケートを郵送。

#### 聴取項目

○支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況

○支援センターとの連携（紹介・取次ぎ等）状況

○支援センター等に対する被害者等からの意見

○各機関のセミナーやイベントの主催・共催状況

○その他意見・要望

・支援センターの行う犯罪被害者支援業務は 90%以上の関係機関・団体に周知されている。

・支援センターの行う業務のうち、被害者参加人のための国選弁護制

度の認知度が50%程度であるため更なる周知に努めたい。

- ・連携（紹介・取次ぎ等）状況は、支援センターからの紹介数3,553名、関係機関・団体からの紹介数18,120名であった。

## 2 被害者等からの意見

ご意見の中に、刑事事件から民事法律扶助等への適切な引継ぎを求めるものがあった。支援センターでは犯罪被害者等が経済的に困っている場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に関し弁護士の援助を受けることが可能であり、精通弁護士紹介後、被害者等にとって最も必要な支援が受けられるよう制度の更なる周知に努めたい。同一弁護士による切れ目のない援助のために、また、精通弁護士・被害者参加契約弁護士に契約いただいている弁護士に対して、民事法律扶助契約や日本弁護士連合会委託援助契約の締結もしていただけるよう働きかけた。この結果、被害者参加契約弁護士のうち、精通弁護士・民事法律扶助・日弁連委託援助の全てに契約いただいている弁護士は平成23年4月の41.6%から平成24年4月は46.1%に増加した。

## 3 その他の取組

平成23年3月に策定された第2次犯罪被害者等基本計画において、支援センターに関係がある主な課題として①被害者参加人への旅費等の支給②損害賠償請求等に伴うカウンセラー等に要する経費の公費負担の二つがあり、現在、検討が進められている。また、犯罪被害者支援とDVのQ&A（リーフレット）の改定にあたり、関係機関に照会し、ご意見をいただいた。その結果、字を大きくし、読みやすいQ&A（リーフレット）を作成した。

### ② 提供するサービスの質の向上

#### 年度計画内容

ア 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行い、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した迅速適切な情報提供に努める。

犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所の窓口対応専門職員に、犯罪被害者支援に精通している職員を効率的・効果的に配置する。

## 1 効率性と犯罪被害者等の心情に配慮した情報提供

### (1) 担当職員研修

本部主催の平成23年度犯罪被害者支援業務担当職員研修では、犯罪被害者の御遺族の方のお話や関係機関との連携に積極的な地方事務所の業務報告、子どもの事件に精通した弁護士のお話、弁護士による被害

者参加制度の事例報告などをカリキュラムに組み込んだ。この研修の受講者が、所属事務所職員に対し当該講義内容等の研修を実施するなどし、犯罪被害者の心情に十分に配慮した対応に関し、職員全体の質の向上及び提供するサービス（対応）の均質化を図った。また、業務の流れを整理したマニュアルを改訂し、業務の効率化を図った。

## (2) 外部研修への派遣

各地方事務所において、関係機関が行う犯罪被害者支援員養成研修等に担当職員（窓口専門対応職員を含む）が参加したり、関係機関から講師を招き、職員研修を行うなど、犯罪被害者の心情に配慮した対応の質の向上を図っている。

## (3) オペレーターからの意見聴取

コールセンター犯罪被害者支援ダイヤルオペレーターへ意見聴取を行い、オペレーターから提示された対応方法に関する改善意見等をコールセンターや地方事務所へフィードバックすることにより、コールセンターと地方事務所の連携を図った。また東日本大震災の影響で延長になっていた東京コールセンターのオペレーターに対し、4年間の業務を振り返っていただき、アンケートの形でご意見をいただいた。

## (4) コールセンターオペレーターの養成

犯罪被害者支援ダイヤルオペレーター研修において、二次的被害に留意した対応や、犯罪被害者支援業務についての講義を行い、犯罪被害者の心情に配慮したオペレーターの養成を行った。

また、一般ダイヤルのオペレーターの中でスキルの高いオペレーターに対し、犯罪被害者支援スキルを付与する研修を行い、11名により犯罪被害者支援ダイヤルのバックアップを開始した。さらに、外部講師を招き、オペレーターのメンタルヘルスの保持の方法について研修会を行った。

## 2 被害者支援に精通した職員態勢

犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所を主な対象として、全国8か所の地方事務所等（東京、神奈川、埼玉、千葉、京都、兵庫、愛知、札幌）に、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問合せに対し、二次的被害を与えないよう心情に十分配慮して対応した。また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の職員（窓口対応専門職員を含む）が犯罪被害者等からの問合せに対応している。これらの職員に関しても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、上記本部研修の内容に係る研修等を行い、犯罪被害者の心情に十分配慮した適切な情報提

供の態勢を整えている。また内閣府が作成した「民間被害者支援団体における支援員養成研修のためのDVD（初級編・中級編）」を各地方事務所へ配布した。これは前年度に配布したものの続編にあたるもので、より知識を深めるためのものである。

年度計画内容

イ 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を始めとする犯罪被害者支援に関する研修を、平成23年度に1回以上実施する。

平成23年3月に第2次犯罪被害者等基本計画が策定され、国の犯罪被害者等施策が新たな段階へ進みつつあるため、担当職員が犯罪被害者支援の意義や実情を学ぶことによって知見を広め、また、犯罪被害者支援業務における二次的被害防止等の留意点の確認や意見交換を通じ、犯罪被害者支援に係るサービスの質を全国的に均質なものとするための情報共有等を目的とした職員研修と意見交換会を平成23年10月に実施した。犯罪被害者支援担当窓口専門職員以外で犯罪被害者等に対して情報提供を担当する職員に対し、上記職員研修の講義レジュメ及び講義録を作成し、地方事務所内で研修を行い、犯罪被害者等の心情に十分配慮した適切なサービスの提供を図っている。さらにまた、平成23年11月に行われた情報提供課の研修では、地方事務所の情報提供業務の中で犯罪被害者等に対する業務の留意点についてレジュメを作成し説明を行った。本部では地方事務所に対する業務執行状況調査と意見交換を開始し、均質的なサービスの提供を図った。

年度計画内容

ウ 各地方事務所ごとに、弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し必要なサービス提供ができるよう、適切に紹介を行う。

犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図るべく、各地方事務所において、精通弁護士の確保に取り組んできたところ、その結果、下記のとおり、精通弁護士名簿登載者数は増加している。しかし、精通弁護士紹介件数は昨年より減少している。

〔精通弁護士の確保状況〕

平成23年4月1日現在 2,028人

平成24年4月1日現在 2,364人（336名増加 約16.5%増）

平成23年度には全ての地方事務所で女性弁護士の登録があり、女性弁護士の登録がない地方事務所がなくなった。

〔精通弁護士紹介実績〕

平成 22 年度 929 件

平成 23 年度 877 件

サービスの質の向上を図るために、日本弁護士連合会と協議の上、支援センターに寄せられた精通弁護士に対する苦情・意見につき、当該事例の概要及び利用者からの弁護士に対する意見・要望を日本弁護士連合会に提供している。また、当センターと協議の上、日本弁護士連合会において、被害者の方のご意見をいただくためのアンケートを実施している。

【資料 31】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

【資料 32】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

#### 年度計画内容

エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。  
犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。

### 1 犯罪被害者への支援の充実

コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、利用希望の情報を取次依頼書に記載するなど、統一した対応が行えるよう配慮している。取次ぎを受けた地方事務所においては、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かを精通弁護士名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じ、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。さらに、精通弁護士・被害者参加契約弁護士の新規登録時や、既に登録・契約いただいている弁護士に対しても、民事法律扶助契約や日本弁護士連合会委託援助契約の締結もしていただけるよう働きかけた。

そして、これらの上記各援助制度に関する適切かつ積極的な情報提供及び各援助制度間の連携が円滑に図られるよう、職員向けに犯罪被害者支援業務マニュアル、トークスクリプト、ポンチ絵を整備して、職員に対し各援助制度の連携について理解を深めさせるなどして、対応の均質化を図っている。

併せて、上記各援助制度の周知等を図るため、できる限り平易な言葉を使用したFAQを整備し、全国の地方事務所から関係機関等を通じた、相談者に対するリーフレットの配布依頼、関係機関等による協議会や犯罪被害者週間における各種啓発活動への参加等の取組を行い、上記各援助制度の周知を図った。ホームページ上においても、上記各制度の概要を掲載し、

制度利用に必要な書類がダウンロードできるようにするなど工夫をすることで、上記各制度に係る情報入手・利用に関する利便性の向上を図っている。

## 2 専門相談の推進

犯罪被害者に関する専門相談については、東京、埼玉、愛知地方事務所において、DVの専門相談を実施している。

## 3 その他の取組

専門相談の実施が困難な地方事務所においても、契約時のアンケート調査等で把握した各契約弁護士・司法書士の取扱分野を相談予約時に考慮して法律相談援助を実施したり、精通弁護士の紹介をしており、DV案件等で相談者の身体上の安全に危険が及ぶような緊急対応を要する場合などは、対応可能な相談登録弁護士の法律事務所を紹介して緊急に法律相談援助を実施するなどの工夫で対応している。

## 4 民事法律扶助事業の増加

平成23年度の損害賠償命令申立件数は171件となり、平成22年度の同件数141件と比べ30件増加した。

# 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

## (1) 総括

### 年度計画内容

刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附の受入れを主軸としつつも、広報誌、ホームページ及びメールマガジンといった広報手段を利用して、広く一般人からの寄附金の受入れを呼びかけ、支援センターの寄附制度による自己収入の獲得に努めるほか、新たな寄附制度の調査・検討を実施する。

支援センターの寄附制度には、広く一般から募る「一般寄附」のほか、刑事裁判の被疑者・被告人から受け入れる「しよく罪寄附」があり、一般寄附については、主として一般から小口の寄附を募る「サポーターズクラブ」、保護観察対象者から受け入れる「更生寄附」、それ以外の「その他寄附」の3つの制度から構成されている。

これらの寄附への協力を呼びかけるため、ホームページ上に案内コーナーを設けているほか、関係機関等に広く配布する広報誌（年4回発行）やメールマガジンにおいても寄附募集のアナウンスをするなどして、制度の周知を図った。

特に、刑事裁判の被疑者・被告人から受け入れているしよく罪寄附については、支援センターの全ての契約弁護士に対して寄附制度の案内チラシを発送した。

（平成23年度実績）

しよく罪寄附	64,606 千円
一般寄附	42,827 千円
計	107,433 千円

(2) 民事法律扶助

年度計画内容

① 立替金債権等の管理・回収計画等

地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者等に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図ることなどにより、債権管理コストの削減を図る。

1 立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収の実施

平成 22 年度同様、本部において初期滞納者に対する督促を強化するとともに、長期滞納者に対して計画的で網羅的な督促を行った。

また、本部において、基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の項目事項を作成し、地方事務所に提示した。地方事務所においては、本部が示した債権管理・回収計画の項目事項を踏まえた上で、実際に被援助者に対応している経験やノウハウ、地域の実情等を反映した具体的な債権管理・回収計画を策定し、実施した。さらに、本部において、毎月基本的な償還に関するデータを提供するとともに、2か月に1回程度、各地方事務所における回収実績（速報値）が容易に把握できる一覧表を作成し、地方事務所に提示した。地方事務所においては、債権管理・回収計画に基づく各施策の結果の目安としてこの実績値を活用し、随時施策を追加するなどの計画の見直しを行った。

地方事務所の担当職員を対象にした業務研修においては、支援センターの予算の構造や債権管理・回収に関する状況を検証・共有した上で、償還率の高い地方事務所における効果的な取組を紹介し、他の地方事務所における導入を促した。また、昨年度作成した「立替金債権管理回収の手引き」により、初期滞納者に対する早期督促による長期滞納債権化の抑制や、被援助者の滞納状況や生活状況等に応じた郵便督促、電話督促、所在調査、法的手続等の督促方法を連動させることの必要性・重要性等を共通認識とした上で、同手引きを基に債権管理・回収計画を進め、全組織的に立替金債権の管理・回収に取り組んだ。なお、債権管理システムの稼動に伴い、

同システムの利用に連動するよう、年度末には同手引きを改訂した。

こうした取組の成果として、平成 23 年度は新規立替額が前年度比 7.5% 減となったにもかかわらず、償還金額が 103 億 5,876 万円(前年度比 1.7% 増)となったほか、後述するように、初期滞納者に対する督促、長期滞納者に対する督促のそれぞれについても、具体的な回収効果が生じた。

平成 23 年度における新たな取組としては、長期滞納者の自宅を訪問して償還を促す、「返済のしおり」をパンフレット形式で印刷して被援助者に配布して償還への意識付けを強化する、回収結果を地方事務所にフィードバックして本部と地方事務所の連携強化を図るなどの施策に取り組み、償還金額の増加に一定の成果を上げた。

さらに、償還を要する者の償還額や督促状況・償還状況等を正確に把握して実効的な回収を行うために、システムの改修を行って新たな機能を追加した。

## 2 償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減

平成 22 年度同様、被援助者が援助継続中に生活保護を受給している場合は、原則として援助終結まで立替金の償還を猶予するとともに、援助終結時に生活保護を受給しているなどの要件を満たす場合には、当該被援助者に対し、立替金の償還を免除することが可能な旨の周知徹底を図った。書面・電話・訪問等の督促の結果所在不明が判明し、所在調査を行ったものの所在が確認できないと結論付けられる被援助者の立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討するなどして、償還の見込みがない立替金債権等についての償却処理を行うことによって、債権管理における将来発生する見込みコストの削減を図った。

この結果、平成 23 年度の償還免除金額は 29 億 8,976 万円(前年度比 12% 増)、みなし消滅額は 1,293 万円(前年度比 26% 増)となった。

また、ゆうちょ銀行口座からの自動引落しの登録を推進するとともに、システムの改修を行い、償還を要する者の償還額や督促・償還状況等を迅速かつ正確に把握する機能を付することによって、督促業務に必要なコストの合理化による削減を図った。

なお、東日本大震災の被災者については特別の配慮が求められたことから、平成 23 年 10 月に業務方法書を改正して償還猶予を可能にした。また、平成 24 年 3 月には、震災特例法の成立を受けて業務方法書を改定し、震災法律援助の被援助者について、事件進行中の償還を猶予する規定を定めた。

**【資料 49】立替金残高表**

**【資料 50】法律相談費**

**【資料 51】代理援助立替金実績**

## 【資料 52】書類作成援助立替金実績

### 年度計画内容

#### ② 効率的で効果的な回収方法の工夫等

償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図るために、以下の取組について検討し、費用対効果の観点も踏まえ、実施可能なものから速やかに実施する。

ア コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備して、初期滞納の段階での回収の改善を図る。

イ 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する。

ウ 集中的に督促を行うための体制を整備する。

エ 援助開始時における償還制度の説明を更に徹底して被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。

オ 電話による督促を引き続き実施することで、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。

カ 電話等による督促の実施により、債権回収の現状を常に把握し、現状に応じた督促方法を検討・実施する。

これらの取組により、平成 22 年度と比較して償還率を向上させるよう努めるほか、より適切かつ機動的な債権管理を実現するための環境整備としてシステム改修を検討・開始する。

立替金債権の効果的な回収を目的として平成 23 年度に行った取組は、以下のとおりである。

#### ① コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備

平成 22 年度同様、1 か月滞納者から 6 か月連続滞納者までを対象として、全国の提携コンビニエンスストアで償還金を支払うことのできる振込用紙付きのはがきを発送した（以下「コンビニ督促」という。）。また、ゆうちょ銀行から償還金の初回引落としができずにコンビニ督促が行われた者に対し、電話督促を継続的に実施した。

これらの方法により継続的な支払いを促すなどして、初期滞納者に対する早期督促に努めた結果、平成 23 年度には、ゆうちょ銀行から償還金の引落ができなかった者のうち 6 億 1,400 万円（自動引落はできなかったがコンビニ督促を実施した結果償還に至ったものの割合が 7.1%、前年度は 7.2%）をコンビニ督促によって回収し、長期滞納債権化を抑えるという一定の効果を得ることができた。

#### ② 償還率の高い地方事務所の取組分析及び全国一律の督促指針の作成

平成 22 年度同様、償還率の高い地方事務所の具体的な取組を分析して効果的な督促方法を検討し、督促状の文面や裁判手続の利用等を全国の地方事務所に紹介した。

また、滞納状況や生活状況等の個々の被援助者の状況に応じて、郵便督促、電話督促、所在調査、法的手続等の督促方法を連動させることの必要性や、初期滞納者に対する早期督促による長期滞納債権化抑制の重要性等の視点を盛り込んで作成した「立替金債権管理回収の手引き」を、債権管理システムの稼動に合わせて改訂し、全国一律の督促指針として周知した。

### ③ 集中的な督促体制の整備

長期滞納者に対する督促については、比較的償還意識の高い初期滞納者に対する督促とは異なり、集中的な体制を整備して督促に取り組むことによって一定の類型化を図った上で、継続的に管理することが必要と考え、平成 22 年度に引き続き、本部において督促を実施した。

具体的には、償還を行うべき状態にもかかわらず、6 か月を超えて償還のない長期滞納者に対して、本部から一斉に郵便督促（被援助者に普通郵便で督促状を発送する）及び電話督促を行った結果、平成 22 年度末における対象者 46,052 件、立替残高 50 億 4,940 万円について、平成 24 年 4 月時点で 6,295 件(14%)の償還が開始され、約 1 億円を回収した。また、対象者のうち 171 件、1,712 万円の立替金を免除した。

なお、長期滞納者については、13%は転居先不明で督促状が返送された。これらの所在不明者については、引き続き所在調査等を実施して督促に努めた。また、後記⑥のとおり、郵便督促を行っても償還のない者に対しては、電話督促や自宅訪問を行った。

これらの取組によって督促状を送付した滞納者のうち一定の者には、新たな試みとして、ゆうちょ銀行の払込取扱票を同封し、償還を促したところ、792 件、890 万円を回収することができた。また、長期滞納者のうち一定の要件を満たす東京近県の在住者を対象にして、本部主導により 371 件（延べ 435 件）の自宅訪問督促を行い、償還意識の改善に努めた。この結果、償還再開 60 件、地方事務所との会話再開 54 件、償還猶予申請 2 件、免除申請 5 件の効果があった。

さらに、昨年度に引き続き、12 月を強化月間として、本部において銀行振込推進キャンペーンを実施し、銀行振込にて償還を行いたいとする者に対して、銀行振込方法（又は払込取扱票）を案内し、地方事務所と連携をとって入金確認を行った。この結果、払込取扱票による入金も併せて 96 件、200 万円の回収があった（前年度比 106%増）。併せて、立替残高が少額になったためコンビニ督促のはがきが発送されなくなった者等に対し、手紙及び電話による督促を行って入金を促したところ、860 件、573

万円の回収があり、294 件が完済となった。また、ゆうちょ銀行の自動引落登録を行っていない者に対し、自動引落利用申込書を送付して自動引落登録を促したところ、平成 24 年 5 月当初時点で 550 件の登録があった（登録率 12%）。

このように、回収方法、入金手段や督促対象者の選定に工夫を加えた結果、一定の効果があつた。

#### ④ 援助開始時における償還制度の説明徹底による被援助者への償還の意識付け強化

平成 22 年度に作成を開始し、償還の意義や償還方法等を記載した「返済のしおり」については、表現等をよりわかりやすく記載するとともに、被援助者が保管しやすいように、本部においてパンフレット形式で印刷して地方事務所に配布した。地方事務所においては、援助開始時にこのしおりを被援助者に交付することによって、償還制度の説明の徹底と償還の意識付けの強化を図った。

#### ⑤ 被援助者の状況を踏まえた継続的な償還の促進

被援助者との連絡を密にすることにより、約束どおりの償還が難しい被援助者に対しては、償還月額の調整や猶予を行うなど、生活状況等に応じつつ償還を継続的に行うことを促した。また、初回滞納者に対しては、電話督促により早期に償還の意識付けを行い、長期滞納者に対しては、郵便督促、電話督促、訪問督促を行うことによって、償還の再開を促した。

これらの取組によって、個々の被援助者の生活状況や償還状況を踏まえつつ継続的な償還を図った。

#### ⑥ 督促方法の検討・実施

立替残高が月額償還額以下の者と月額償還額を超える者とに分けて督促を行うとともに、自動引落口座の登録の有無等、個々の長期滞納者の状況に応じて工夫した督促を行った。

具体的には、立替残高が月額償還額以下の者については、ゆうちょ銀行の払込取扱票を督促状に同封し、払込取扱票を利用して支払うか、ゆうちょ銀行の口座に入金するよう促すとともに、自動引落口座未登録の者については、自動払込利用申込書を同封して、ゆうちょ銀行口座の登録を促した。また、支払方法について、銀行振込により支払を希望する者については、12 月を強化月間として、地方事務所と連携しつつ、本部において振込口座を案内する施策を行った。さらに、立替残高が少額になりコンビニ督促のはがきが発送されなくなっている者を対象にした督促や、自動引落口座の登録のない者を対象にした自動払込利用申込書の送付、長期滞納者を対象にした自宅訪問督促の試行を実施した。

#### ⑦ 債権管理のためのシステム改修

これまでのシステムでは、滞納の有無や督促結果等の被援助者の償還

状況を的確に把握することが難しいなどの課題があったため、システム改修を行った。この改修により、償還方法や生活環境等を踏まえた属性の付与、滞納ステージの設定、償還予定表の作成、督促履歴の管理等の新しい機能が追加され、被援助者の状況に応じた適切かつ機動的な債権管理が可能になった。

以上の取組により、平成 22 年度と比較して償還率を向上させるよう努めた。

(参考) 平成 24 年度以降は、システム改修によって追加された機能を有効に活用し、個々の被援助者の状況に応じた督促を実施するとともに、コンビニ督促の対象者の拡大、法的手続の活用、本部と地方事務所が連動した督促等についても検討を進め、償還率の向上に努めてまいりたいと考えている。

### (3) 司法過疎対策

#### ① 有償受任等による自己収入

##### 年度計画内容

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により自己収入を確保する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに応じてバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて事件を受任することとした。平成 23 年度末までに司法過疎対策として設置した 31 か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の 3 割程度が 4 号有償事件 (999 件)、4 割程度が民事法律扶助事件 (1,207 件)、3 割程度が国選弁護・付添事件 (1,005 件) であるが、各々の地域事務所については、設置された各地域の需要に応じ、その内訳は様々であった。なお、司法過疎地域事務所の事業収益は、平成 23 年度については 379,994 千円であり、平成 22 年度の 434,166 千円に比べて 54,172 千円(前年度比 12%減) 減少した。

#### ② 財政的支援の獲得

##### 年度計画内容

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等)の獲得に努める。

平成 23 年度に移転・新設した事務所のうち、東日本大震災の被災地に新設した南三陸出張所、山元出張所、東松島出張所及び大槌出張所の敷地に

については、地方自治体の協力を得て、無償で貸与を受けた。

#### (4) 委託援助業務

##### 年度計画内容

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

##### ① 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

##### ② 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

#### 1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成 23 年度の援助申込総受理件数は 19,826 件であり、平成 22 年度の 17,587 件と比較して 2,239 件増加している。平成 21 年 5 月以降、被疑者国選制度における対象範囲拡大の影響により刑事被疑者弁護援助が減少傾向にあったが、平成 22 年度の 5,556 件の申込受理に対し、平成 23 年度は 6,961 件受理しており、1,405 件増加している。平成 23 年度の受理件数は平成 21 年度の 7,165 件にかなり近づいてきている。少年保護事件付添援助においても、平成 22 年度に 7,867 件受理したのに対し、平成 23 年度は 8,742 件受理し、875 件増加している。その他の援助については、顕著な動きはない。

支援センターが業務を行うことにより、広く全国に同一のサービスを提供するという日弁連委託援助業務の目的は、着実に成果をあげてきている。

#### 2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成 23 年度は 10 件の援助申込みがあり、そのすべてについて援助開始した。10 件の内訳は、9 件は就籍許可申立、1 件は戸籍訂正許可申立である。

#### 3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介して、制度の広報に努めている。

#### 【資料 21】平成 23 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

### 【資料 53】平成 22 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

#### (5) 財務内容の公表

年度計画内容  
財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、セグメント情報の充実その他事業報告書の明解な表示を工夫する等より分かりやすい形で情報開示を行なう。

事業報告書へ図表や経年比較を盛り込むことによって、視覚的にも情報を読み取りやすくする工夫を行い、財務データと業務実績と関連付けた情報開示を行った。しかし、財務諸表上の一般勘定の数値を、さらには情報提供、民事法律扶助及び司法過疎対策等の各事業の数値（セグメント情報）へ分解して表示することは、困難な状況にある。

#### (6) 予算、収支計画及び資金計画

別紙 1 から別紙 3 のとおりである。

### 5 短期借入金の限度額

年度計画内容  
短期借入金の限度額は、36 億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

該当なし。

### 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

年度計画内容  
重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

### 7 剰余金の使途

年度計画内容  
剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

### 8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

## 年度計画内容

施設・設備、人事に関する計画

業務量に応じた施設・設備・人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づいた確かな職員の採用及び人事配置に取り組む。

### 1 施設・設備に関する計画

増配置に合わせた備品整備を行うとともに、当該人数により事務所面積の調整が必要となる場合には、建物の形状等を踏まえて適切な規模となるような調整を行った。また、業務量の増加に伴う書棚等の設備の増設に際しては、将来的な予測をも勘案して適切な整備を行った。

### 2 人事に関する計画

職員人数に合わせた備品整備を行った。

勤務評定及び勤務成績評価を実施し、人事配置等の資料として活用の上、人事異動計画を策定するとともに、職員の採用においても、十分な能力と適性の判断材料とするため、多肢択一式問題、論文問題及び面接による試験を実施し、利用者サービスの向上に資する人材という観点から選考を行った。面接の実施に際しては、局部長、課長、課長補佐及び地方事務所職員を面接官とし、採用対象者に応じて、面接回数及び面接官の構成を決定している。

また、幹部候補生として、管理職経験があり組織運営に造詣が深い人材を公募により7名採用した。

さらに、平成23年度の職員給与規程改正において、従来は昇給の際に1級上の級への昇格とされていたところ、能力を有する職員には2級上の級への昇格を可能とし、勤務成績又は業務能率が不良である職員等は降格又は降号を可能とした。これにより、能力主義に基づいた職員の配置を行い、組織の活性化を図っている。

以上

## ○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	1,169	1,169	(注1)
運営費交付金	16,554	16,554	-	
受託収入	17,319	17,150	△ 168	(注2)
補助金等収入	166	84	△ 81	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	12,173	11,394	△ 779	(注4)
事業外収入	73	173	100	(注5)
計	46,285	46,525	240	
支 出				
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	6,880	7,729	849	
うち人件費	4,889	4,857	△ 32	(注6)
物件費	1,991	2,872	881	(注7)
事業経費	22,086	17,987	△ 4,099	
うち民事法律扶助事業経費	20,780	16,741	△ 4,039	(注8)
その他事業経費	1,306	1,246	△ 60	(注9)
受託経費	15,367	15,323	△ 44	(注2)
うち国選弁護人確保事業経費	12,639	12,606	△ 33	
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	2,728	2,717	△ 12	
うち人件費	2,147	2,263	116	
物件費	581	454	△ 127	
受託経費	1,951	1,827	△ 124	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,860	1,736	△ 124	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	-	
うち人件費	74	74	-	
物件費	17	17	-	
計	46,285	42,866	△ 3,419	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分818百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人確保事業経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

事業外収入の予算額と決算額の差は、過年度の消費税が還付されたことなどによる。

(注6)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注7)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注8)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助実績が少なかったことなどによる。

(注9)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター関係経費の支出が少なかったことなどによる。

(注10)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

## ○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	1,169	1,169	(注1)
運営費交付金	16,554	16,554	-	
補助金等収入	166	84	△ 81	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	12,173	11,394	△ 779	(注3)
事業外収入	73	173	100	(注4)
受託収入	1,951	1,827	△ 124	
計	30,917	31,202	285	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,880	7,729	849	
うち人件費	4,889	4,857	△ 32	(注5)
物件費	1,991	2,872	881	(注6)
事業経費	22,086	17,987	△ 4,099	
うち民事法律扶助事業経費	20,780	16,741	△ 4,039	(注7)
その他事業経費	1,306	1,246	△ 60	(注8)
受託経費	1,951	1,827	△ 124	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,860	1,736	△ 124	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	-	
うち人件費	74	74	-	
物件費	17	17	-	
計	30,917	27,543	△ 3,374	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分818百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

事業外収入の予算額と決算額の差は、過年度の消費税が還付されたことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注7)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助実績が少なかったことなどによる。

(注8)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター関係経費の支出が少なかったことなどによる。

(注9)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

## ○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	15,367	15,323	△ 44	(注1)
計	15,367	15,323	△ 44	
支 出				
受託経費	15,367	15,323	△ 44	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	12,639	12,606	△ 33	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,728	2,717	△ 12	
うち人件費	2,147	2,263	116	
物件費	581	454	△ 127	
計	15,367	15,323	△ 44	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

## ○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	46,285	42,866	△ 3,419	
経常費用	46,285	42,866	△ 3,419	
事業経費	22,086	17,987	△ 4,099	
うち民事法律扶助事業経費	20,780	16,741	△ 4,039	(注1)
その他事業経費	1,306	1,246	△ 60	(注2)
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,880	7,729	849	
うち人件費	4,889	4,857	△ 32	(注3)
物件費	1,991	2,872	881	(注4)
受託経費	15,367	15,323	△ 44	(注5)
うち国選弁護士確保事業経費	12,639	12,606	△ 33	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,728	2,717	△ 12	
うち人件費	2,147	2,263	116	
物件費	581	454	△ 127	
受託経費	1,951	1,827	△ 124	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,860	1,736	△ 124	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	-	
うち人件費	74	74	-	
物件費	17	17	-	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	46,285	46,525	240	
前年度繰越金	-	1,169	1,169	(注6)
運営費交付金	16,554	16,554	-	
受託収入	17,319	17,150	△ 168	(注5)
補助金等収入	166	84	△ 81	(注7)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	12,173	11,394	△ 779	(注8)
事業外収入	73	173	100	(注9)
純利益	-	3,659	3,659	(注10)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	3,659	3,659	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助実績が少なかったことなどによる。

(注2)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター関係経費の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

受託経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注6)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分818百万円及び政府出資金351百万円である。

(注7)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注8)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注9)

事業外収入の計画額と実績額の差は、過年度の消費税が還付されたことなどによる。

(注10)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、以下(注11)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注11)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## ○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	30,917	27,543	△ 3,374	
経常費用	30,917	27,543	△ 3,374	
事業経費	22,086	17,987	△ 4,099	
うち民事法律扶助事業経費	20,780	16,741	△ 4,039	(注1)
その他事業経費	1,306	1,246	△ 60	(注2)
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,880	7,729	849	
うち人件費	4,889	4,857	△ 32	(注3)
物件費	1,991	2,872	881	(注4)
受託経費	1,951	1,827	△ 124	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,860	1,736	△ 124	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	-	
うち人件費	74	74	-	
物件費	17	17	-	
収益の部	30,917	31,202	285	
前年度繰越金	-	1,169	1,169	(注5)
運営費交付金	16,554	16,554	-	
受託収入	1,951	1,827	△ 124	
補助金等収入	166	84	△ 81	(注6)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	12,173	11,394	△ 779	(注7)
事業外収入	73	173	100	(注8)
純利益	-	3,659	3,659	(注9)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	3,659	3,659	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助実績が少なかったことなどによる。

(注2)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター関係経費の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分818百万円及び政府出資金351百万円である。

(注6)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注7)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注8)

事業外収入の計画額と実績額の差は、過年度の消費税が還付されたことなどによる。

(注9)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、以下(注10)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注10)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## ○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	15,367	15,323	△ 44	
受託経費	15,367	15,323	△ 44	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	12,639	12,606	△ 33	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,728	2,717	△ 12	
うち人件費	2,147	2,263	116	
物件費	581	454	△ 127	
収益の部	15,367	15,323	△ 44	
受託収入	15,367	15,323	△ 44	(注1)
純利益	-	-	-	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	46,285	42,866	△ 3,419	
経常費用	46,285	42,866	△ 3,419	
業務活動による支出	46,285	42,866	△ 3,419	(注1、2)
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	46,285	46,525	240	
前年度繰越金	-	1,169	1,169	(注3)
業務活動による収入	46,285	45,356	△ 928	
運営費交付金による収入	16,554	16,554	-	
受託収入	17,319	17,150	△ 168	(注2)
その他の収入	12,412	11,652	△ 760	(注4)
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、民事法律扶助事業の代理援助実績が少なかったことなどによる。

(注2)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分818百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## ○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	30,917	27,543	△ 3,374	
経常費用	30,917	27,543	△ 3,374	
業務活動による支出	30,917	27,543	△ 3,374	(注1)
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	30,917	31,202	285	
前年度繰越金	-	1,169	1,169	(注2)
業務活動による収入	30,917	30,034	△ 884	
運営費交付金による収入	16,554	16,554	-	
受託収入	1,951	1,827	△ 124	
その他の収入	12,412	11,652	△ 760	(注3)
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、民事法律扶助事業の代理援助実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分818百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## ○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	15,367	15,323	△ 44	
経常費用	15,367	15,323	△ 44	
業務活動による支出	15,367	15,323	△ 44	(注1)
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
資金収入	15,367	15,323	△ 44	
業務活動による収入	15,367	15,323	△ 44	
受託収入	15,367	15,323	△ 44	(注1)
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人確保事業経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## 平成23年度日本司法支援センター契約状況表

第1表

## 総 表

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	50	28.1	878,562,855	54.6
うち一般競争入札	47	26.4	821,611,120	51.1
うち企画競争	3	1.7	56,951,735	3.5
競争性のない随意契約	128	71.9	728,229,131	45.4
事務所・宿舍の賃貸借契約	94	52.8	279,107,667	17.4
会計監査人契約	1	0.6	28,350,000	1.8
官報公告契約	1	0.6	4,123,656	0.3
他との互換性がない契約	28	15.7	366,836,564	22.8
その他の契約	4	2.2	49,811,244	3.1
合計	178	100.0	1,606,791,986	100.0

(参考)

平成22年度

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	44	22.4	1,198,048,155	57.1
うち一般競争入札	39	19.9	981,735,300	46.8
うち企画競争	5	2.6	216,312,855	10.3
競争性のない随意契約	152	77.6	901,007,130	42.9
事務所・宿舍の賃貸借契約	121	61.7	536,125,487	25.5
会計監査人契約	1	0.5	29,925,000	1.4
官報公告契約	1	0.5	3,796,848	0.2
他との互換性がない契約	25	12.8	250,080,595	11.9
その他の契約	4	2.0	81,079,200	3.9
合計	196	100.0	2,099,055,285	100.0

## 一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	社会保険手続等委託契約	H23.4.1	2,310,000	入札	4,117,520	56.1%	東京都江戸川区船堀3-1-6 社会保険労務士法人山本事務所	
2	総合メンタルヘルスケア等体制構築プログラム(EAP)に関する業務委託契約	H23.4.1	1,491,000	入札	2,026,384	73.6%	東京都中央区八重洲2-2-1 株式会社ピースマインド・イーブ	
3	産業医業務委託契約	H23.4.1	4,032,000	入札	4,347,000	92.8%	東京都新宿区西新宿3-9-3 株式会社メディアカルトラスト	一者入札
4	平成23年度戸籍附票及び住民票の写しの取得代行業務	H23.4.1	2,520,000	入札	5,737,200	43.9%	福岡県福岡市博多区上呉服町10-10 呉服町ビジネスセンタービル9階 株式会社シー・ヴィ・シー	
5	日本司法支援センター本部事務所労働者派遣委託契約	H23.4.1	24,455,340	入札	31,384,017	77.9%	東京都千代田区丸の内1-6-5 株式会社ヒューマントラスト	
6	中津川地域事務所什器・備品一式	H23.4.11	2,467,500	入札	2,539,705	97.2%	岐阜県岐阜市水海道3-22-14 株式会社喜文堂事務機	
7	カメラ付インターホン設備等設置作業契約	H23.4.27	4,168,500	入札	8,281,444	50.3%	東京港区元赤坂1-6-6 総合警備保障株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
8	非常通報システム設置及び警備業務委託契約	H23.4.27	2,256,240	入札	7,069,235	31.9%	東京港区元赤坂1-6-7 総合警備保障株式会社	
9	次世代インフラ構築に係るインフラ・共通基盤等の供給及び構築作業等業務契約	H23.5.11	395,087,402	入札	806,381,917	49.0%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
10	プリンタ・デジタルカラー複合機保守付リース契約一式	H23.5.27	1,699,545	入札	8,330,812	20.4%	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社	5年契約
11	ルータ・スイッチ保守付リース契約一式	H23.5.27	220,846	入札	413,562	53.4%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	5年契約
12	平成23年度定期広報誌「ほうてらす」印刷・発送業務一式	H23.7.11	8,520,120	入札	9,397,500	90.7%	熊本県熊本市八幡10丁目2-181 敷島印刷株式会社	
13	次世代インフラ構築に係る情報提供業務ホームページ及びCMSの提供並びに各種コンテンツの制作・運用役務一式	H23.7.27	44,192,400	入札	90,539,400	48.8%	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 モビル2階彼方株式会社	
14	被災地臨時出張所(南三陸町)設置業務及び建物賃貸借一式	H23.8.8	5,197,500	入札	13,753,971	37.8%	東京都千代田区飯田橋3-13-1 大和リース株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
15	法テラス債権管理システム及び給及び構築並びに保守業務委託契約	H23.8.24	107,835,000	入札	128,003,400	84.2%	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	一者入札
16	法テラス東京 交通広告作成及び掲出業務に係る業務委託契約	H23.8.26	1,434,048	入札	1,871,625	76.6%	東京都新宿区歌舞伎町1-1-15 株式会社キョウエイアドインターナショナル	
17	次世代インフラ構築に係るFAX連携・配信システムの供給及び構築作業等業務契約	H23.9.1	30,471,000	入札	41,470,327	73.5%	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランド トリンスクエア オフィスタワーZ 住商情報システム株式会社	一者入札
18	日本司法支援センター臨時出張所(南三陸町)什器・備品等購入一式	H23.9.2	2,121,000	入札	2,901,123	73.1%	東京都千代田区神田淡路町2-21-15 株式会社東洋ノリツ	
19	臨時出張所巡回相談用車両(ワンボックス車)メンテナンス付リース契約一式	H23.9.7	7,291,620	入札	9,598,050	76.0%	東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル 東京オートリース株式会社	一者入札
20	日本司法支援センター自動車運行管理業務請負契約一式	H23.9.12	8,302,234	入札	12,484,927	66.5%	東京都港区港南1-6-34 日本総合サービス株式会社	
21	東日本大震災Q&A冊子作製、印刷及び納入業務一式	H23.10.5	8,925,000	入札	9,014,250	99.0%	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町16-2 株式会社ポートサイド印刷	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
22	日本司法支援センター臨時出張所(山元町)什器・備品等購入一式	H23.10.12	1,512,000	入札	2,788,868	54.2%	神奈川県横浜市神奈川区台町13-19 株式会社三栄社	
23	一般乗用旅客自動車(ハイヤー)供給契約	H23.10.14	11,638,540	入札	単価 初乗8時間まで 28,800円 加算(30分ごと) 2,290円	100.0%	東京都中央区日本橋兜町1-13先 日本交通株式会社	一者入札
24	弁護士賠償責任保険契約	H23.10.24	1,410,300	入札	2,303,287	61.2%	東京都新宿区西新宿1-26-1 株式会社損害保険ジャパン	一者入札
25	日本司法支援センターサポートダイヤル及び地方事務所における品質評価業務委託	H23.10.24	540,750	入札	1,648,500	32.8%	東京都渋谷区代々木2-6-5 テレコムコミュニケーションビル 株式会社もしもしホットライン	
26	源泉所得税及び消費税に関する税務コンサルタント委託業務契約	H23.11.1	945,000	入札	2,058,000	45.9%	東京都新宿区四谷1丁目4 税理士法人あると会計社	
27	東日本大震災用Q&A冊子配送等請負業務契約	H23.11.11	935,172	入札	1,295,700	72.2%	東京都文京区本郷4-24-8 春日タワービル8階 株式会社ジェイピーエル	
28	被災地臨時出張所(東松島)設置業務及び建物賃貸借一式契約	H23.11.14	18,375,000	入札	24,020,787	76.5%	東京都千代田区飯田橋3-13-1 大和リース株式会社	一者入札

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
29	平成23年度法教育シンポジウム運営業務契約	H23.11.18	16,830,450	入札	19,981,500	84.2%	東京都港区東新橋1-8-1 株式会社電通	
30	次世代インフラ構築に係る統計・集計システムの供給及び構築作業等業務契約	H23.12.8	22,050,000	入札	32,063,171	68.8%	川崎市川崎区田辺新田1-1 富士電機株式会社	
31	日本司法支援センター認知状況等(電話調査方式)業務委託契約	H23.12.16	1,680,000	入札	2,201,325	76.3%	東京都渋谷区代々木2-6-5 株式会社もしもしホットライン	
32	日本司法支援センター新聞広告出稿一式	H23.12.20	4,545,836	入札	5,355,000	84.9%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
33	日本司法支援センター臨時出張所(東松島市)什器・備品等購入契約一式	H24.1.18	1,417,500	入札	2,950,500	48.0%	東京都千代田区神田淡路町2-21-15 株式会社東洋ノーリツ	
34	被災地臨時出張所(大槌町)設置業務及び建物賃貸借契約一式	H24.1.25	12,180,000	入札	16,339,800	74.5%	東京都港区六本木6-11-17 郡リース株式会社	一者入札
35	日本司法支援センター臨時出張所(大槌町)巡回相談用車輛(ワンボックス車)メンテナンス付リース契約一式	H24.2.9	1,625,400	入札	2,591,400	62.7%	東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル 東京オートリース株式会社	一者入札

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
36	日本司法支援センター自動車運行管理業務請負契約一式(大槌町)	H24.2.9	2,627,100	入札	3,576,358	73.5%	東京都渋谷区 神南1-12-13 大新東株式会社	
37	「平成23年度版民事法律扶助業務の解説」印刷・発送業務一式	H24.2.17	2,420,250	入札	3,704,400	65.3%	岡山県岡山市 北区青江1-2 4-19 協同精版株式会社	
38	法テラス広報パンフレット等印刷業務一式	H24.2.20	2,987,379	入札	4,000,500	74.7%	熊本県熊本市 近見4-8-31 敷島印刷株式会社	
39	日本司法支援センター臨時出張所(大槌町)什器・備品等購入一式	H24.2.20	1,890,000	入札	2,041,200	92.6%	東京都千代田区 神田淡路町 2-21-15 株式会社東洋 ノリツ	
40	法テラス宮城事務所移転作業契約	H24.3.1	2,028,600	入札	2,901,629	69.91%	東京都江東区 新木場2-14 -11 佐川引越センター株式会社	
41	日本司法支援センター「法テラスの日」新聞広告出稿一式	H24.3.9	13,230,000	入札	18,203,850	72.67%	東京都港区東 新橋1-8-1 株式会社電通	
42	平成24年度社会保険手続等委託契約	H24.3.15	1,614,585	入札	3,177,999	50.81%	東京都江戸川区 船堀3-1- 6 社会保険労務 士法人 人事 給与	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
43	職員採用試験事務	H24.3.22	2,520,000	入札	4,111,789	61.28%	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館10階 株式会社シンカ	
44	法テラス法律事務所ファイルサーバー用UPSの購入及び導入契約	H24.3.23	1,178,520	入札	2,978,220	39.57%	東京都大田区中馬込1-3-6 株式会社リコー	
45	平成24年度産業医業務委託契約	H24.3.29	3,654,000	入札	3,822,000	95.60%	東京都新宿区西新宿3-9-3 第3梅村ビル9F 株式会社メデイカルトラスト	一者入札
46	源泉所得税及び消費税等に関する税務コンサルタント業務委託契約	H24.3.30	1,207,500	入札	3,082,270	39.17%	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館19階 税理士法人山田&パートナーズ	
47	日本司法支援センター本部事務所労働者派遣委託契約	H24.3.30	25,568,943	入札	33,243,399	76.91%	千葉県船橋市本町7丁目11番5号 テックソフトアンドサービス株式会社	

企画競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	広報誌「ほうてらす」デザイン制作業務委託契約	H23.4.25	5,065,200	企画競争	5,166,000	98.0%	本件は、法テラス広報誌の作成業務を委託するものであるが、同業務の手法には様々な方法があるため、細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区銀座6-8-7 廣告社株式会社	
2	平成23年度職員昇格試験の試験問題作成及び採点業務委託契約	H23.9.20	1,886,535	企画競争	1,886,535	100.0%	本件は、法テラスの職員の昇格試験の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 株式会社日本経営協会総合研究所	
3	平成24年度日本司法支援センターリスティング広告出稿一式	H24.3.30	50,000,000	企画競争	50,000,000	100.0%	本件は、Yahoo!及びGoogleサイト上で、リスティング(特定のキーワードを設定して法テラスが検索・表示させるようにするもの)及びインタレストマッチ(利用者の過去の検索履歴から関心傾向を分析し、サイト上に広告を表示させるもの)の広告業務を委託するものであるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	神奈川県地方事務所川崎支部貸借契約(更新)	H23.5.19	25,378,416	随意	25,378,416	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー18階ユナイテッド・アーバン投資法人	
2	北九州支部貸借契約(借増し部分)	H23.9.2	2,017,008	随意	2,017,008	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	北九州市小倉北区魚町1-4-21株式会社リアルエステートサービス	
3	被災地臨時出張所(山元町)設置業務及び建物貸借一式に係る変更契約	H23.11.1	7,350,000	随意	7,350,000	100.0%	作業中の原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区六本木6-11-17郡リース株式会社	変更契約前10,710,000円 変更契約後18,060,000円
4	宮城地方事務所貸借契約(移転)	H23.12.20	73,214,463	随意	73,214,463	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区日本橋兜町1-10平和不動産株式会社	
5	被災地臨時出張所(東松島)設置業務及び建物貸借一式に係る変更契約	H24.1.19	1,291,500	随意	1,291,500	100.0%	作業中の原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区飯田橋3-13-1大和リース株式会社	変更契約前18,375,000円 変更契約後19,666,500円
6	下田地域事務所増床部分に係る貸借契約(更新)	H24.1.20	2,268,000	随意	2,268,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
7	被災地臨時出張所(大槌町)設置業務及び建物貸借一式に係る変更契約	H24.2.3	2,730,000	随意	2,730,000	100.0%	作業中の原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区六本木6-11-17郡リース株式会社	変更契約前12,180,000円 変更契約後14,910,000円
8	京都地方事務所貸借契約(更新)	H24.2.6	4,304,640	随意	4,304,640	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪市北区中之島3-2-4株式会社朝日ビルディング	
9	法テラス宮城移転に係る新事務所建築等工事一式	H24.2.28	14,437,500	随意	15,004,500	96.2%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市青葉区一番町3-1-1大成建設株式会社東北支店	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
10	八雲地域事務所に係る賃貸借契約	H24.3.30	3,907,500	随意	3,907,500	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	北海道二海郡八雲町相生町105-7 有限会社まるよ林商店	月額借料 150,000円 権利金 150,000円 仲介料 157,500円
11	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H23.4.1	2,766,750	随意	2,766,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
12	仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H23.4.12	2,118,000	随意	2,118,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60 41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
13	本部借上宿舍賃貸借契約	H23.4.21	1,450,800	随意	1,450,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
14	仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H23.4.23	2,066,000	随意	2,066,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60 41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
15	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H23.4.27	1,639,200	随意	1,639,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
16	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H23.4.28	1,235,400	随意	1,235,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
17	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H23.4.28	1,640,000	随意	1,640,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	青森県むつ市中央二丁目13番14号 大漆興業株式会社	
18	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H23.5.19	2,384,250	随意	2,384,250	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
19	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.6.27	1,543,200	随意	1,543,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
20	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.6.27	1,463,160	随意	1,463,160	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
21	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.8.22	1,461,600	随意	1,461,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
22	茨城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.8.31	2,716,500	随意	2,716,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	茨城県水戸市南町2-4-33 香陵住販株式会社	
23	宮城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.9.9	3,725,250	随意	3,725,250	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
24	鳥取地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.9.28	2,103,750	随意	2,103,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
25	函館地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.9.29	1,662,000	随意	1,662,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
26	函館地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.10.3	2,380,400	随意	2,380,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	(貸主代理人)北海道札幌市中央区北2条西3丁目1-12 敷島ビル3階 株式会社常口アトム	
27	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.10.28	1,604,400	随意	1,604,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
28	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.11.15	2,158,800	随意	2,158,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
29	本部借上宿舎賃貸借契約	H23.11.30	1,413,600	随意	1,413,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
30	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.2	1,578,600	随意	1,578,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	岐阜県高山市下岡本町3030 有限会社飛騨プロバティマネジメント	
31	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.2	1,765,500	随意	1,765,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
32	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.7	2,413,150	随意	2,413,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都目黒区東山2丁目10-8 滝野川自動車株式会社	
33	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.7	2,272,050	随意	2,272,050	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
34	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.7	2,066,350	随意	2,066,350	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
35	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.7	2,570,300	随意	2,570,300	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
36	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.8	2,461,750	随意	2,461,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	群馬県高崎市通町76 株式会社群馬総合土地販売	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
37	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.15	2,256,100	随意	2,256,100	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
38	高知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.15	1,152,750	随意	1,152,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
39	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.15	3,190,500	随意	3,190,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	滋賀県大津市中央区4丁目2-4 サニービル 有限会社	
40	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.16	1,174,800	随意	1,174,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
41	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.16	1,639,320	随意	1,639,320	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
42	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.16	1,188,000	随意	1,188,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
43	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.16	1,090,800	随意	1,090,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
44	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.16	1,368,600	随意	1,368,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
45	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.16	1,047,600	随意	1,047,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
46	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.16	1,047,600	随意	1,047,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
47	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.21	2,035,500	随意	2,035,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
48	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.21	2,356,200	随意	2,356,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
49	三重地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.21	2,200,750	随意	2,200,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
50	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,154,400	随意	1,154,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
51	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,680,000	随意	1,680,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
52	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,368,000	随意	1,368,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
53	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,047,600	随意	1,047,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
54	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	3,085,500	随意	3,085,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
55	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,147,200	随意	1,147,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
56	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,208,400	随意	1,208,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
57	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,050,000	随意	1,050,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
58	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,294,560	随意	1,294,560	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
59	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,095,840	随意	1,095,840	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
60	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,375,200	随意	1,375,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
61	京都地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.22	1,066,080	随意	1,066,080	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
62	熊本地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.23	1,506,600	随意	1,506,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
63	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.26	1,105,200	随意	1,105,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
64	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.28	1,069,200	随意	1,069,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
65	栃木地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.12.28	2,800,650	随意	2,800,650	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
66	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.1.20	1,650,050	随意	1,650,050	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
67	広島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.1.31	2,394,900	随意	2,394,900	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
68	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.2.27	1,513,750	随意	1,513,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	新潟県佐渡市市野沢138 有限会社北剛	
69	和歌山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.8	2,324,000	随意	2,324,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
70	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.12	2,219,700	随意	2,219,700	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	滋賀県大津市別保2丁目7番20号 株式会社高栄ホーム	
71	富山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.12	1,478,600	随意	1,478,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
72	鳥取地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.13	1,474,500	随意	1,474,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
73	仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H24.3.15	2,370,000	随意	2,370,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市若林区六丁目北町7番地23 有限会社法華商事	
74	長野地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.3.19	2,035,500	随意	2,035,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
75	宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.3.19	1,662,750	随意	1,662,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市青葉区木町通1丁目5-5 山屋商事株式会社	
76	徳島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.3.19	2,083,500	随意	2,083,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	徳島県徳島市末広町1丁目5-10-1F 株式会社井上産業	
77	山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.3.26	1,614,750	随意	1,614,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	山口県山口市白石3丁目6番1号 マネジメント山口有限公司	
78	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.3.26	2,164,450	随意	2,164,450	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人につき公表しない	
79	本部借上宿舍賃貸借契約	H24.3.30	1,101,360	随意	1,101,360	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
80	本部借上宿舍賃貸借契約	H24.3.30	1,325,760	随意	1,325,760	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
81	本部借上宿舍賃貸借契約	H24.3.30	1,050,960	随意	1,050,960	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
82	本部借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,091,760	随意	1,091,760	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
83	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,398,960	随意	1,398,960	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
84	神奈川県地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,303,200	随意	1,303,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
85	本部借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,570,800	随意	1,570,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
86	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,320,720	随意	1,320,720	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
87	本部借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,215,600	随意	1,215,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
88	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,266,000	随意	1,266,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
89	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,250,400	随意	1,250,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
90	本部借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,457,760	随意	1,457,760	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
91	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,042,800	随意	1,042,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
92	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,094,400	随意	1,094,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
93	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,147,200	随意	1,147,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
94	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.3.30	1,120,800	随意	1,120,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
95	平成23事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	H23.9.22	28,350,000	随意	30,398,550	93.3%	法務大臣が選任するため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1番2号 有限責任あずさ監査法人	候補者名簿の作成に当たり、公募を実施した。
96	平成22事業年度財務諸表に関する公告	H23.10.5	4,123,656	随意	4,123,656	100.0%	本件を実施できるものは、同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	
97	NHK放送受信料	H23.4.1	1,645,105	随意	1,645,105	100.0%	本件契約は放送法により定められたものであり、同法に基づき日本放送協会に受信料を支払うものである。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル38F NHK新宿営業センター	
98	南三陸町臨時出張所電気・給水等工事契約	H23.9.14	1,837,500	随意	2,066,183	88.9%	設置中の南三陸町臨時出張所建物と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区飯田橋3-13-1 大和リース株式会社	
99	秩父法律事務所内装工事一式	H23.10.7	1,397,403	随意	1,400,133	99.8%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第18条第1項第1号	さいたま県秩父市番場町11-1 サンウッド東和104 株式会社 トーフホーム	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
100	法テラス宮城移転に係る旧事務所原状回復工事一式	H24.3.15	16,800,000	随意	19,582,523	85.8%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市青葉区一番町2-10-17 イオンディスプレイ株式会社	
101	ルータに対するDHCP機能追加工事	H23.8.16	2,048,760	随意	2,048,760	100.0%	本件を整備できるものは、同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区海岸1-2-20 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
102	日本司法支援センター次世代システム構築支援業務に係る変更契約	H23.6.1	5,785,500	随意	5,785,500	100.0%	原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-10 トリノスクエアタワーX14階 ウルシステムズ株式会社	変更契約前 77,038,500 円 変更契約後 82,824,000 円
103	次世代インフラ導入に伴う運用業務受入作業及びインターネットデータセンター受入作業一式	H23.8.3	18,637,500	随意	18,637,500	100.0%	同社が管理するインターネットデータセンターにおける運用業務及び受入作業であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリノスクエア オフィスタワー2 住商情報システム株式会社	
104	次世代情報システムに係る移行データ変換プログラム開発作業一式	H23.8.18	6,823,740	随意	6,823,740	100.0%	構築中の次世代情報共有システムと一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
105	被害者国選弁護関連業務管理システム改修作業	H23.8.22	1,386,000	随意	1,386,000	100.0%	本件を整備できるものは、同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都台東区花川戸2-17-8 ハン六ビル6階 株式会社インターアーク	
106	現行システムに係る次世代システム移行作業一式	H23.8.25	72,404,976	随意	72,404,976	100.0%	同システムの開発、構築及び保守は、同社によって行われており同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
107	日本司法支援センター次世代システム構築支援業務に係る変更契約	H23.9.1	7,612,500	随意	7,612,500	100.0%	原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-10 トリノスクエアタワーX14階 ウルシステムズ株式会社	変更契約前 82,824,000 円 変更契約後 90,436,500 円
108	次世代インフラ・共通基盤追加構築作業契約	H23.9.22	6,265,560	随意	6,265,560	100.0%	構築中の次世代情報共有システムと一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
109	現行システムに係る次世代システム移行作業に係る変更契約	H23.10.5	33,937,596	随意	33,937,596	100.0%	構築中の次世代情報共有システムと一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更契約前 72,404,976 円 変更契約後 106,342,572 円
110	被災者支援フリーダイヤル構築作業	H23.10.7	4,559,940	随意	4,559,940	100.0%	本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
111	日本司法支援センター次世代システム構築支援業務に係る変更契約	H23.12.1	9,439,500	随意	9,439,500	100.0%	原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-10 トリンスクエアタワーX14階 ウルシステムズ株式会社	変更契約前 90,436,500 円 変更契約後 99,876,000 円
112	次世代インフラ構築に係る人事・給与・勤怠システム等の供給及び構築並びに保守業務の変更契約	H23.12.16	5,995,027	随意	5,995,027	100.0%	原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	変更契約前 123,923,145 円 変更契約後 129,918,172 円
113	現行システムに係る次世代システム移行作業に係る変更契約	H23.12.22	18,052,188	随意	18,052,188	100.0%	同システムの開発、構築及び保守は、同社によって行われており同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更契約前 106,342,572 円 変更契約後 124,394,760 円
114	次世代インフラ・共通基盤追加構築作業契約	H23.12.26	10,882,410	随意	10,882,410	100.0%	構築中の次世代インフラ・共通基盤システムと一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
115	次世代インフラ構築に係る財務・会計システムの供給及び構築並びに保守業務の変更契約	H23.12.28	2,245,320	随意	2,245,320	100.0%	原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクスソリューションズ株式会社	変更契約前 67,273,290 円 変更契約後 69,518,610 円
116	日本司法支援センター次世代システム構築支援業務に係る変更契約	H24.2.1	9,591,750	随意	9,591,750	100.0%	原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-10 トリンスクエアタワーX14階 ウルシステムズ株式会社	変更契約前 99,876,000 円 変更契約後 109,467,750 円
117	メールプロトコル及びアリアドネ従業員ID変更対応作業契約	H24.2.10	1,317,855	随意	1,317,855	100.0%	同システムの開発、構築及び保守は、同社によって行われており同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
118	次世代債権管理システムの供給及び構築作業並びに保守業務委託に係る変更契約	H24.2.20	7,683,984	随意	7,683,984	100.0%	原契約と一体不可分の関係にあり、同社以外に遂行できる者がいないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更契約前 107,835,000 円 変更契約後 115,518,984 円
119	平成24年度仙台コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守契約	H24.3.22	41,551,020	随意	41,551,020	100.0%	当システムの開発は同社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
120	情報管理用ログ収集・解析ソフト Systemwalkerの保守契約	H24.3.26	3,284,820	随意	3,424,680	95.9%	当システムの開発は同社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
121	法テラス業務管理システムに係る改修作業等委託契約	H24.3.30	29,073,660	随意	29,073,660	100.0%	当システムの開発は同社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	
122	平成23年度広報業務委託契約の変更契約	H23.12.21	15,750,000	随意	15,750,000	100.0%	原契約から継続的・効果的に本件業務を実施するため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	変更契約前 119,017,500 円 変更契約後 134,767,500 円
123	判例秘書DVD年間賃貸借契約	H23.4.1	29,199,450	随意	29,199,450	100.0%	本製品は契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売していないため、同社の提供する価格以外では、賃借を受けることは不可能であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
124	平成23年度情報提供業務に関する研修DVD企画業務委託契約	H24.2.13	1,627,500	随意	1,627,500	100.0%	本件は研修を実施した相手方のみ企画できるものであり、同社以外には委託することが不可能であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区麹町4-8 麹町クリスタルシティ8階 株式会社ザ・アール	
125	法テラスコールセンターサポートダイヤル業務委託契約	H23.4.1	25,860,744	随意	25,860,744	100.0%	本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在しなく、緊急に対応可能であったのも同社のみであったため。	会計規程第18条第1項第1号、第2号	東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターステイクセンチュア株式会社	
126	常勤弁護士業務支援室(仮称)間仕切り工事契約	H23.5.18	2,971,500	随意	3,015,337	98.5%	競争に付しても予定価格を下回る入札者がなかったため。	会計規程第18条第2項第2号	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
127	被災地臨時出張所(山元町)設置業務及び建物賃貸借一式契約	H23.9.2	10,710,000	随意	10,805,886	99.1%	競争に付しても予定価格を下回る入札者がなかったため。	会計規程第18条第2項第2号	東京都港区六本木6-11-17 郡リース株式会社	
128	仮想PCシミュレーション端末の供給、賃貸借及び保守業務委託	H24.3.13	10,269,000	随意	10,275,325	99.9%	競争に付しても予定価格を下回る入札者がなかったため。	会計規程第18条第2項第2号	東京都港区港南2-18-1 日立ソリューションズ株式会社	

## 「平成23年度日本司法支援センター契約状況表」附属説明書

### 1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）におけるすべての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第23条）。

#### (1) 「競争性のある契約」について

件数が50件で契約全体の28.1%、金額が約8億7,900万円で全体の54.6%であり、平成22年度に比べ、件数において全体に占める比率は高くなっているが、金額において低くなっている。

#### (2) 「競争性のない随意契約」について

件数が128件で全体の71.9%、金額が約7億2,800万円で全体の45.4%と、平成22年度に比べ、件数において全体に占める比率は低くなっているが、金額において高くなっている。

### 2 随意契約の内容等

#### (1) 事務所・宿舍の賃貸借契約

随意契約の件数の比率が高い要因としては、主、常勤弁護士・職員の採用・配置に伴う事務所の増床による賃貸借契約件数の増加や職員宿舍借上数の増加による賃貸借契約件数が94件と多数に上り、全体（178件）の52.8%を占めていることによる。

こうした土地・建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は特定

され、随意契約によることがやむを得ないものである。

なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、複数の物件を選定し、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約

会計監査人契約は金額にして全体の約 1.8%、官報公告契約は金額にして全体の約 0.3%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第 1 表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、その件数が 28 件で全体の 15.7%、金額にして約 3 億 6,700 万円で全体の 22.8%、「その他の契約」については、件数が 4 件で全体の 2.2%、金額にして約 5,000 万円で全体の 3.1%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした各理由は下記のとおりである。

① 第 3 表「随意契約一覧表」No. 97 の「NHK放送受信料」

これは、放送法第 6 4 条第 1 項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

② 同表 No. 98 の「南三陸町臨時出張所電気・給水等工事契約」

これは、事務所の設置に係る電気・給水等の工事契約であり、建物の設置と一体不可分の設備工事であるため、随意契約にならざるを得なかったものである。

③ 同表 No. 99～100 の「事務所内装及び原状回復工事」

これらは、事務所の内装工事、原状回復工事であり、建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が当該事務所の賃貸人から指定されているため、随意契約とならざるを得なかったものである。

④ 同表 No. 101 の「ルータに対する DHCP 機能追加工事」

これは、業務端末がネットワークに接続する際に必要となる IP アドレス等の必要な情報を割り当てる機能を追加する工事であるが、プロバイダが設置するルータに対する追加工事であり、プロバイダである同社以外の者が取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑤ 同表 No. 102～121 の「システム開発、保守、移行作業等業務委託」

これらは、支援センターの業務システムの開発及び保守を行っている会社以外の社に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得な

かったものである。

⑥ 同表 No. 122 の「平成 23 年度広報業務委託契約の変更契約」

これは、支援センターの広報を効果的に実施するため、リスティング広告規模の拡大及び契約期間を延長するものであるが、継続的・効果的に本件業務を実施するために原契約の一部を変更したものであるため、原契約の相手方との随意契約となったものである。

⑦ 同表 No. 123 の「判例秘書DVD年間賃貸借契約」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約であり、本ソフトは製造元のほか同社の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであって、販売店間での競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑧ 同表 No. 124 の「平成 23 年度情報提供業務に関する研修DVD企画業務委託契約」

これは、研修カリキュラムに基づいた教育用DVDの製作企画に係る契約であるが、本件は当該研修を実施した相手方のみ企画できるものであり、同社以外に委託することはできないため、随意契約となったものである。

⑨ 同表 No. 125 の「法テラスコールセンターサポートダイヤル業務委託契約」

これは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により仙台コールセンターが被害を受け、同年 4 月から予定されていた同コールセンターの単独稼働が困難となり、緊急に他にコールセンターを設置して対応せざるを得なかったものであるが、本件業務のノウハウを有している者は、高円寺コールセンターを運営していた同社以外にはなく、緊急に対応可能であったのも同社のみであったため、随意契約となったものである。

⑩ 同表 No. 126～128 の「常勤弁護士業務支援室（仮称）間仕切り工事契約」、「被災地臨時出張所（山元町）設置業務及び建物賃貸借一式契約」、「仮想 PC シンクライアント端末の供給、賃貸借及び保守業務委託」

これらは、調達に当たって一般競争入札に付したものの、入札に際して、予定価格を下回る入札者がいなかったことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

### 3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成 22 年度において、一般競争入札 39 件中一者応札は 7 件であったが、平成 23 年度においては 47 件中 10 件となっている。

各入札の応札条件は、いずれも各調達案件の特性に応じて適切に設定しており、入札参加の範囲を不当に狭めるような条件設定はしていないことから、一者応札となった原因は、支援センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられるため、ホームページ等を活用して公告するこ

とに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成22年度において、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表し、競争性の確保に努めている。

#### 4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第25条の規定に基づきいわゆる少額随契を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成21年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成22年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

#### 5 契約に関する規程類の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めており、これら規程等の中で、契約を締結する場合は、原則として一般競争入札によることとし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるとしている。

なお、平成22年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の契約の期間に関する規定を設けて運用している。

##### ※ 会計規程（平成18年規程第1号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第14条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が1年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7年以内

(3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3年以内

#### 6 契約事務に係る執行体制について

契約に関しては、会計規程及び契約事務取扱細則に従って事務処理を行っている。具体的には、契約に当たり、財務課の担当者において、いわゆる少額随意契約が可能な金額を超える契約か否かについて、可能な範囲で見積書等により見極めた

上、さらに、当該契約の競争性の可否について慎重に検討している。その上で、一般競争入札又は随意契約とするか方針を決定し、財務課内の決裁又は金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐこととして、その適正性を担保している。

※ 文書決裁規程（平成 18 年規程第 6 号）により、予定価格が 50 万円未満の契約は財務課長、50 万円以上 300 万円未満のものは総務部長、300 万円以上 1,000 万円未満のものは事務局長、1,000 万円以上のものは理事長決裁となっている。

平成23年度

業務実績報告書  
( 資 料 )

日本司法支援センター

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

平成24年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
裁判員裁判弁護士技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300	03-3359-3652
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503381-2312	03-3207-3917
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨシダビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮Nビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業㈱第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005	0574-61-2940
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ビエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
杵岐地域事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510 森貸事務所1F	0503383-0468	0950-23-8286
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-4558
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210	0226-47-1071
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213	0223-33-8037
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350	0193-41-1536
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

## 【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成24年3月31日）

平成11年7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年6月	総合法律支援法公布
11月～12月	全国50か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成17年9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年	
4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
4月28日	法務大臣、中期計画を認可
5月25日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程・国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
10月2日	業務開始
12月14日	4月10日を「法テラスの日」とすることを決定
平成19年	
3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務について、日本弁護士連合会、公益財団法人中国残留孤児援護基金との契約締結
10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
平成20年	
4月10日	寺井一弘理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
7月31日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款の変更を認可（算定基準関連）
11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可、業務方法書・法律事務取扱規程・国選付添人の事務に関する契約約款の変更を認可
平成21年	
4月2日	法務大臣、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更を認可
平成22年	
2月26日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・中期計画の変更を認可、第2期中期目標を指示
3月25日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
平成23年	
3月7日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・業務方法書の変更を認可
4月10日	梶谷剛理事長就任
9月21日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
平成24年	
3月30日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程の変更を認可

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画（～平成24年3月31日）

中期目標		中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項		I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 業務運営の基本的姿勢等		1 業務運営の基本的姿勢等	1 業務運営の基本的姿勢等
① 業務運営の基本的姿勢		(1) 業務運営の基本的姿勢	(1) 業務運営の基本的姿勢
1	ア 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心がける姿勢を基本とする。	① 利用者の立場に立った業務運営 ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	① 利用者の立場に立った業務運営 ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。
	2	イ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催する。	イ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成23年度内に2回以上開催する。
3	ウ 高齢者及び障害者等の法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある方に対しては、その置かれた環境に特別に配慮し、関係機関・団体との連携協力体制を確保しつつ、支援センターの業務を周知するための方策について工夫・検討するとともに、出張法律相談を充実させるなど高齢者及び障害者等が必要な情報やサービスの提供をより容易に受けられるような業務運営を推進する。	ウ 高齢者・障害者等への周知に関しては、平成22年度に作成した民生委員等向けパンフレットを活用し、民生委員等の研修会において業務説明を行うとともに、同様に作成した知的障害者向けパンフレットを活用し、関係機関と連携を取り、業務説明会を行なう。 高齢者及び障害者等自ら相談場所に赴くことが困難な方を対象とする出張法律相談などを充実させるため、引き続き関係機関・団体と連携協力しつつ、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、出張法律相談に対応することが可能な体制を整備する。	
4	イ 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。	② 利用者の意見、苦情等への適切な対応 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。	② 利用者の意見、苦情等への適切な対応 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。また、意見、苦情等を集約・分析して接遇研修を始め各研修に活用するとともに、関係機関に提供す
5	ウ 国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。	③ 効率的で効果的な業務運営 国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。	③ 効率的で効果的な業務運営 国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
②支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	(2)支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	(2)支援センターの存在及びその業務の内容についての周知
<p>ア 支援センターがその役割を十分に果たすことができるよう、支援センターの存在及びその業務の内容について周知を図る。</p>	<p>① 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にするなどして事後に分析し、その結果を翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>② 支援センターの利用経験がある者等の認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用し、支援センターの事業等に関する情報を効果的に提供する。</p> <p>③ 記者説明会の機動的な開催や、省庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携を通じた周知活動に努める。</p>	<p>① 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にするなどして事後に分析し、その結果を平成24年度の広報計画に反映させる。</p> <p>② テレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用し、支援センターの事業等に関する情報を効果的に提供する。</p> <p>③ 様々な機会を通じて、本部地方事務所において、平成22年度を上回る回数の記者説明会（プレスリリース）を実施する。</p> <p>④ 金融庁、日本弁護士連合会等とともに、多重債務問題への取組を継続するほか、民生委員への周知活動に向け、機動的な業務説明会等を実施するなど、省庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携を通じた周知活動に努める。</p>
<p>イ 広報に関しては、効率性の観点を踏まえつつ効果的に実施するものとする。広報効果とこれに要した費用について事後に分析し、その結果を後の広報戦略に反映させる。</p>	<p>④ 支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について上記方法により周知し、認知度を毎年度上昇させる。</p>	<p>⑤ 認知度調査を実施する。支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について上記方法により周知し、認知度を上昇させる。</p>

6

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
(2) 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等
①一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	(1)一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	(1)一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等
7 ア 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保及び常勤弁護士の所要の数の確保に努める。	① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保 ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会・司法書士会と連携協力し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして、契約弁護士・司法書士を確保する。また、弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士による常駐若しくは巡回を行う。	① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保 ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会・司法書士会と連携協力し、新規登録時期に合わせた説明会や研修会、取り組むべきテーマごとの協議会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士を確保する。また、弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士の常駐若しくは巡回を行う。
8	イ 捜査及び公判又は少年審判を通じ一貫した弁護人及び付添人確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会とも連携協力し、捜査及び公判又は少年審判を通じ一貫して弁護活動及び付添活動を担う弁護士を確保する。また、国選弁護事件及び国選付添事件の受け手となる弁護士が少ない地域に、常勤弁護士による常駐又は巡回を行う。  ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会と連携協力して、契約弁護士を確保する。	イ 各地において、弁護士会の協力を得て引き続き、国選弁護人及び付添人契約に関する説明会の実施や説明資料の配付等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させる。  エ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会と連携協力し、被害者参加弁護士契約に関する説明会の実施や説明資料の配付等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。
9	エ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、所要の常勤弁護士の確保に努める。	ウ 常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関・団体の協力を得て、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等について、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行い、応募を促すとともに、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、60歳未満の既登録弁護士に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類等を送付し、応募を促す。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
<p>イ 司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域を始め、人口、事件数、実働弁護士数、地域の交通の実情等を総合考慮して弁護士等に法律事務の取扱いを依頼することに困難のあると考えられる地域の解消に取り組むこととし、実働弁護士が多数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、必要な地域において、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。</p>	<p>② 法律サービスの提供に係る体制の整備</p> <p>ア 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域のうち、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワ地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p> <p>イ 加えて、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、法律サービスの需要も考慮しつつ、弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p>	<p>② 法律サービスの提供に係る体制の整備</p> <p>地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。</p> <p>前述の地域に隣接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。</p>
<p>ウ 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い人材の中から、例えば、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>エ 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p>	<p>③ 常勤弁護士の採用</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材等を含む、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>④ 常勤弁護士の待遇</p> <p>常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p>	<p>③ 常勤弁護士の採用</p> <p>常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生及び既登録弁護士等に対する説明を積極的に行い、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努める</p> <p>④ 常勤弁護士の待遇</p> <p>常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習終了直後の者等から常勤弁護士を採用する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
②職員の質の向上等	(2)職員の質の向上等	(2)職員の質の向上等
<p>12</p> <p>ア 能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。</p> <p>イ 人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。</p>	<p>① 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。</p> <p>② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。</p>	<p>① 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。</p> <p>② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。 関係機関との更に緊密な連携関係の構築と職員のスキルアップ等のために人事交流の充実を図る。</p>
<p>13</p> <p>ウ 常勤弁護士による裁判員裁判への適切な対応を可能とするための研修等、常勤弁護士を含む職員の専門性を向上させるとともに、効率的で効果的な業務遂行ができるようにするための研修の実施及び研修内容の充実に努める。他方で、研修を行うに当たっては、過去に行った研修の内容や効果、研修に要した費用等を考慮して、効率的で効果的な研修の実施を心がける。</p>	<p>③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。 また、常勤弁護士に対する研修を体系的に実施し、裁判員裁判その他の事件への適切な対応が可能となるよう常勤弁護士の能力向上を図る。</p>	<p>③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。 人材育成の観点から、職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するような研修体系の見直し等を図る。 また、常勤弁護士に対して支援センター本部主催の研修を体系的に実施するとともに、各ブロック単位の研修を充実させる。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
③内部統制・ガバナンスの強化等	(3)内部統制・ガバナンスの強化等	(3)内部統制・ガバナンスの強化等
<p>14</p> <p>ア 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を受けるとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備、強化を図るよう努める。</p> <p>イ 内部統制を強化するために必要な措置について検討し、実施する。また、支援センターが行う業務が、法令及び諸規程を遵守して行われる体制を確立するため、コンプライアンス体制の確立に向けた検討を進め、所要の施策を順次実施する。</p>	<p>① 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、内部監査、会計監査人の監査及び監事監査の連携の在り方を検討するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備・強化を図るなどして、監査の質・量について充実・強化を図る。</p> <p>② 上記監査結果等を踏まえ、規程の整備等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対する研修を実施するなどして法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>	<p>① 理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。</p> <p>ア 執行部会議を定期的に開催し、決定事項については速やかに組織内に伝達する。</p> <p>イ 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議・事務局長会議、ブロック別協議会を開催する。</p> <p>② 会計監査人による監査の指摘を踏まえ、監事監査及び内部監査の際にその改善状況を点検するとともに、情報共有の場を設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図る。監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査とも、基本的には平成22年度と同程度の規模とする。 内部監査については、特にコンプライアンスに関する監査を強化するとともに、国選弁護報酬に関する監査方法を更に検討し、実施する。</p> <p>③ 監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査の結果を本部各課室及び地方事務所に伝え、改善事項については早急な改善を求めるとともに、全国地方事務所長会議等において、特にコンプライアンスの徹底を呼び掛ける。また、同監査結果等を踏まえ、規程の整備等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対する研修を実施するなどして法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>
<p>15</p> <p>ウ 業務に関する不祥事の発生を防止するために支援センターがとり得る対策を検討し、実施する。</p>	<p>③ 平成20年10月に発覚した、国選弁護業務に係る契約弁護士による報酬の不正請求事案を契機として、支援センターでは、接見回数3回以上の被疑者国選弁護報酬請求があった事案全件について、調査を実施するとともに、同様の不祥事を防止するため、報酬請求の際に疎明資料の添付を必要とする措置を講じたところであるが、更なる対策を要する点及び採り得る対策を検討した上で、必要な対策を速やかに実施する。また、契約弁護士等に対して関連する規則等の周知を徹底し、二度と不適切な事案が発生しないよう万全の措置を講じ、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>	<p>④ 国選弁護業務に係る契約弁護士による不祥事を防止するため、支援センターとして採り得る対策を関係機関とも協議の上、可能な限り速やかに実施する。また、契約弁護士に対して関連する規則等を周知徹底し、過誤事案が発覚した場合には、事案に応じて適切な対応をすることにより、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
(3) 外部機関等との関係	3 外部機関等との関係	3 外部機関等との関係
① 地方協議会の開催等	(1) 地方協議会の開催等	(1) 地方協議会の開催等
16 ア 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。	① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることなどにより、関係機関・団体との一層の連携強化を図り、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。	① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることにより、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。 また、全国地方事務所の取組状況について、会議等の場で意見交換を行なうなどして、参考となる開催事例を全国に普及する。
17 イ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、その人選を行う。	② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。	② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。
② 関係機関との連携強化	(2) 関係機関との連携強化	(2) 関係機関との連携強化
18 ア 弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにし、また、法による紛争解決のために有益な情報を幅広く提供するため、弁護士及び司法書士その他の隣接法律専門職者の団体並びにその他の関係機関・団体との連携の維持・強化を図る。	① 窓口設置機関・団体数については、現在約25,000の相談窓口が情報提供システムに登録され、量的な部分での目標は達成したところ、今後は、これまで構築してきた関係機関・団体との連携を引き続き良好な状態で維持するとともに、支援センターの業務について相互に共通の認識を共有できるようにするための意見交換や相互研修を行うことなどにより、利用者にとってより有益な情報提供ができるよう、関係機関・団体との連携の強化・充実を図る。	① 内閣官房・法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。 ② 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて連携の充実に努める。 ③ 社会情勢等に伴い新たに創設される関係機関・団体に関する情報収集に努め、支援センターの業務についての理解を得て、連携・協力関係の構築に努める。
19 イ 犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関は必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、犯罪被害者に対して的確な情報を効率的に提供するなど犯罪被害者に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者支援関係機関・団体との連携の維持・強化を図る。	② 犯罪被害者に対する充実したサービスの提供のため、被害者支援連絡協議会を、犯罪被害者に対して的確な情報を効率的に提供するための情報交換の場として積極的に活用するなどして、同協議会に参画している犯罪被害者支援関係機関・団体等との連携の維持・強化を図る。	④ 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に設置されている分科会や犯罪被害者支援に関する協議会等に参画し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
3 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 総括 支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。	1 総括	1 総括
①一般管理費 ア 役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化、効率化を行う。	(1)一般管理費等 ① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。	(1)一般管理費等 ① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。
イ 人件費以外の一般管理費について、無駄を排除するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正を維持し、全体として効率化に努める。	② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。  ア 平成22年度は、一般管理費（人件費を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。  イ 平成23年度以降は、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。  ③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。また、いわゆる少額随契による場合においても、見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によることとする。これらの取組によって、経費の節減を図る。	② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。  ③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。また、いわゆる少額随契による場合においても、見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によることとする。これらの取組によって、経費の節減を図る。

中期目標		中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
21	②組織の見直し	(2)組織の見直し	(2)組織の見直し
	ア 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。	① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。	① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。
	イ 常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数を厳格に検証する。常勤弁護士の配置に当たっては、民事法律扶助事件及び国選事件の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性、地域における一般契約弁護士の事件の受任体制等を総合考慮し、適正な配置になるよう事前に十分な検討を行う。	② 常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数の厳格な検証を怠らないものとする。具体的な常勤弁護士の採用及び配置の検討に当たっては、総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等の要素を総合考慮する。	② 常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等を検討する。
22	ウ 支部、出張所については、業務量、対応する地方事務所への体制、支部・出張所を維持するための費用と維持による効果等の点を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。	③ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所への体制、費用対効果等を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。	③ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所への体制、費用対効果等を総合的に考慮して、引き続き必要な見直しを行う。
23			

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
(2) 情報提供・犯罪被害者支援	2 情報提供・犯罪被害者支援	2 情報提供・犯罪被害者支援
① コールセンターの利用促進	(1) コールセンターの利用促進	(1) コールセンターの利用促進
<p>24</p> <p>情報提供業務について、効率的で効果的な業務運営を行うため、コールセンターと地方事務所の役割を明確化した上で、コールセンターで対応可能なものについては、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、コールセンター及び地方事務所で提供している情報の種類や内容等について、関係機関・団体や利用者に対する周知を図る。また、地方事務所からのコールセンターへの電話転送について、地方事務所において行っている電話による情報提供の件数やコールセンターの体制、費用対効果等の点を考慮した上、その導入を検討する。</p>	<p>コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的で効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについてはコールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。</p> <p>地方事務所で行っている情報提供の件数や内容を分析し、地方事務所からの電話転送を行うことが費用対効果の観点から合理的である場合には、効率性・効果性の観点を踏まえつつ地方事務所からのコールセンターへの電話転送を行うことについて、平成22年度中に検討する。</p>	<p>① 利用者にとって適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所のそれぞれの利点を活かした役割分担の検討・明確化を図り、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等の際に周知を図る。</p> <p>地方事務所への電話による問い合わせのうち、コールセンターで対応が可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの内線転送を行う。</p> <p>②</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
<p>②コールセンターの設置場所等</p> <p>25</p> <p>コールセンター業務の委託契約を次に更新するに当たっては、経済性やサービスの質の確保に留意しつつ、効率的な業務運営の観点から、その設置場所を地方に移すことも含めて、必要な検討を行う。</p>	<p>(2)コールセンターの設置場所等</p> <p>コールセンターの運用に当たっては、受電件数の増減や社会情勢の変化、支援センターの業務効率化のためのニーズに対応できるような柔軟な体制の構築に努めるとともに、コールセンターの委託契約更新時において、コールセンターの人材の確保や研修の充実等によるサービス品質の確保に努めつつ、設置場所の地方移転等による経済性・効率性の観点からの検討を行い、コールセンター運営に要する経費削減に努める。</p>	<p>(2)コールセンターの設置場所等</p> <p>① コールセンターの運用に当たっては、利用者へのサービスレベルの向上を目指し、安定的な運用に努めるとともに、受電件数の増減などを予測し、経済的かつ柔軟な運用を図り、経費削減に努める。</p> <p>② コールセンターの運用に当たっては、支援センターの他の業務との連携や利用者のニーズに対応するためのコールセンターの活用を図るため、コールセンターにおける民事法律扶助に関する資力要件の確認の実施を検討するなど、支援センターの業務全体の効率化も視野に業務運営の経費削減に努める。</p>
<p>(3)民事法律扶助・国選弁護人等確保</p>	<p>3 民事法律扶助・国選弁護人等確保</p>	<p>3 民事法律扶助・国選弁護人等確保</p>
<p>①民事法律扶助業務の事務手続の効率化</p>	<p>(1)民事法律扶助業務の事務手続の効率化</p>	<p>(1)民事法律扶助業務の事務手続の効率化</p>
<p>26</p> <p>審査の適正を確保しつつ、書面審査を活用する方法により、事務手続の効率化を図る。</p>	<p>審査の適正を確保しつつ、援助審査の方法を合理化すること（合議制の審査に代え、事案に応じて単独審査方法を活用する、援助開始決定時において書面審査を活用する、援助申込者からの提出書類を合理化するなど）などにより、事務手続の効率化を図る。</p>	<p>事務手続の効率化を図るため、現状の事務手続の簡略化が可能かどうかの徹底的な洗い出しを図るとともに、最も合理的かつ効率的な標準事務の検討を進める。また、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、審査の適正を確保しつつ、援助審査方法の合理化を図る。</p>
<p>②国選弁護関連業務の効率化</p>	<p>(2)国選弁護関連業務の効率化</p>	<p>(2)国選弁護関連業務の効率化</p>
<p>27</p> <p>業務運営の効率化の観点から、国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の簡素化、合理化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、現在は、一律に本部で再算定しているところ、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理できるようにするなど、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、適切に業務を分担し、事務手続の簡素・合理化を図る。</p> <p>② 業務処理の効率化を図るため、複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。</p>	<p>① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てに関する再算定について、前年度に実施した見直しによる事務手続の簡素化・合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する</p> <p>② 国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。</p> <p>③ 一括契約に基づく算定の対象となり得る複数の即決申立被告事件の配点方法等の実務運用について、裁判所等関係機関との間で協議を行う。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
(4) 司法過疎対策	4 司法過疎対策	4 司法過疎対策
<p>① 司法過疎対策地域事務所の設置要素の明確化          司法過疎対策地域事務所の設置、廃止の要否について、事後の厳格な検証の実施に資するよう、司法過疎対策地域事務所を設置する際に考慮する要素を中期計画等において具体的に明らかにする。</p> <p>② 司法過疎対策地域事務所設置等に関する検討及び日本司法支援センター評価委員会による評価          地域の実働弁護士の数、地域のニーズ、日本弁護士連合会によるひまわり基金公設事務所の設置状況その他の支援センターが司法過疎対策地域事務所を設置する際に考慮するものとして明らかにした要素を的確に把握することにより、司法過疎対策地域事務所の設置、廃止について、不断に検討し、必要な見直しを行うものとし、毎年度、日本司法支援センター評価委員会において一定の指標（現行の項目別評価表の「評価の指標」又はこれに相当するもの）に基づく評価を受けることとする。</p>	<p>司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的・効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）の観点をも踏まえて総合勘案した上で、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から毎事業年度ごとに見直しを行う。</p>	<p>上記 I 2 (1) ②の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。</p> <p>地域事務所の設置後においても、当該地域の司法過疎状態の状況把握を行い、所要の検討を行う。</p>

28

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 総括		
支援センターの業務が国民の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性が高いものであることにかんがみ、業務の質の向上を図る。その際、利用者の視点で、各地域における実情を考慮しつつ、職員の創意工夫をも活用し、効率的な方法で、利用者の満足度の向上を図ることを目指す。		
(2) 情報提供		
① 利用者のニーズの把握と業務への反映等	1 情報提供	1 情報提供
ア 業務の質を客観的に評価し、業務内容の改善向上に役立てる。	① 客観的評価の実施 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を行い、その評価結果をフィードバックするなどして、より質の高い窓口対応・サービスを目指す。	① 客観的評価の実施 情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成23年度中にそれぞれ1回以上実施し、その結果を分析した上で、業務内容や電話応対等にフィードバックする。
イ 利用者のニーズを踏まえ、利用者に最適で質の高い情報を提供するとともに、利用者の関係機関への橋渡しを行う。	② 関係機関情報の充実 関係機関・団体との連携の構築を引き続き進めるとともに、関係機関・団体に関するより詳細な情報収集を行い、関係機関情報の充実を図る。また、関係機関・団体との協議会・研究会等を通じてより緊密な関係を構築し、利用者が求める関係機関・団体へのスムーズな橋渡しを行う。	② 関係機関情報の充実 関係機関・団体との相互理解を深めるため、関係機関・団体との協議会や研究会等を開催又は積極的に参加する。関係機関情報について、全国どこからでも一定水準以上の関係機関情報の提供を行うため、地域の事情に即した情報の収集・登録を行い、関係機関情報の充実・共有化を図る。
ウ 利用者の意見を適切に業務に反映させる仕組みを構築して業務の質の向上を図るとともに、オペレーター等の質の向上に努める。	③ アンケート調査の実施及びオペレーター等の質の向上等 ア 情報提供に係る国民のニーズを把握し、情報提供業務に反映させ、より利用しやすく、かつ満足度の高いものとするため、ホームページを利用した通年のアンケート調査や情報提供後に利用者に依頼する等の方法によるアンケート調査を行い、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。	③ アンケート調査の実施 通年のホームページにおけるアンケート調査や期間を設定したコールセンター及び地方事務所での情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。また、より利用者のニーズを把握するための調査方法等について更に検討し、実施する。
31	イ アンケート調査結果や評価結果を踏まえて業務内容の見直し等を行うとともに、これらをオペレーター等の研修内容に反映し、ケーススタディー等を内容とするオペレーター等の研修計画を策定・実施するなど、利用者の抱えるトラブルを整理し、最適な情報提供を行うことができる能力を養成するための研修を充実させ、オペレーター等の質の向上を図る。	④ オペレーター等の質の向上 客観的評価結果や満足度調査の結果を踏まえた業務の見直しに努めるとともに、利用者の声を反映させ、サービスの向上とより効果的な情報提供を行うため、コールセンターのオペレーター及び地方事務所情報提供担当職員・窓口対応専門職員に対する研修計画を策定する。利用者からの問い合わせに対する事案の整理や利用者の抱えるトラブルに最適な情報提供が行えるような能力を養成するため、オペレーター相互間のケーススタディーやロールプレイ等の実践に即した研修を行う。

中期目標		中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
②提供する情報の内容及びその提供方法		(2)提供する情報の内容及びその提供方法	(2)提供する情報の内容及びその提供方法
32	<p>ア 制度の新設，制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供に努め，利用者の利便性の向上を図る。</p>	<p>① 利用者の利便性の向上            新たな法制度に速やかに対応し，社会情勢の変化に柔軟かつ速やかに対応するため，FAQの追加・更新を行い，利用者にとって，より有用な情報提供が行えるデータベースの構築を進める。</p>	<p>① 新規に関係を構築した関係機関情報、新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図るとともに、定期的に内容を見直し・更新作業を行い、最新かつ正確なデータの維持に努める。また、特に頻繁に利用されるFAQを抽出し、模範的な情報提供事例やトークフローを整理するなどして、より均一で正確な情報提供を行うための環境整備に努める。</p> <p>② 検索機能の充実や簡易な後処理機能など、オペレーター等にとってより使いやすく、また、利用者にとって適切な情報を速やかに提供が行えるようなシステムの構築・改修に努める。</p> <p>③ 利用者へのサービス向上のため、法律専門家等の情報提供業務への関与が可能な体制作りのための、関係機関・団体との協力関係の強化・充実に努め、オペレーター等へのアドバイス対応やFAQの充実、メール対応等の情報提供業務の正確性の確保と内容の充実を図る。</p>
33	<p>イ 情報提供の方法を工夫し，充実した情報提供を行うよう努める。</p>	<p>② 充実した情報提供の実施            ア 正確な情報提供を行うための法律専門家の情報提供業務への関与や、紹介した関係機関・団体における必要書類に係る情報提供等、情報提供の方法・内容の更なる充実を図る。</p> <p>イ 広く国民に対して法制度等に関する情報提供を行うため、情報発信のための媒体（ホームページ、印刷物等のうち広報効果の高い媒体）の充実を図るとともに、今後の情報提供手段としてIT技術を積極的に利用した情報提供について検討するなど、今後の情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>④ 転送・取次を可能とする関係機関・団体との連携関係の構築を進めるとともに、利用者に対して、関係機関・団体への問い合わせの際に必要な書類の教示や各種申請書様式の提示・配布等を行うなど、より利用者の立場に立ったきめ細やかなサービスの充実に努める。</p> <p>⑤ ホームページやリーフレット等の内容の充実に努め、積極的な情報発信を行う。引き続き、L G W A Nやテレビ電話などのIT技術を駆使した情報提供サービスについて情報収集に努め、その実現可能性について検討する。</p>

	中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
34	③最適な情報の迅速な提供 消費者庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携・協力関係を強化し、支援センターと関係機関・団体の業務内容についての情報を相互に把握し共有するなど、利用者が必要とする最適な情報を簡易迅速に入手できるようにするために必要な措置を講じる。	(3)最適な情報の迅速な提供 消費者庁、地方公共団体等の関係機関・団体との情報交換・情報共有が可能な信頼関係を構築し、利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するとともに、関係機関・団体における支援センターのホームページの関係機関情報の積極的活用を促進する。	(3)最適な情報の迅速な提供 ① 消費者庁が進める事故情報データバンクに参画する。 ② ホームページ上の関係機関情報やFAQの充実を図るとともに、関係機関情報の積極的な利用の促進を図るための周知を行う。
	④法教育に資する情報の提供等 国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。	(4)法教育に資する情報の提供等 法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえつつ、情報提供の一環として、高齢者、学生、地域住民等にとってより身近な司法の実現を目指して、関係機関と十分な連携を図り、地域の法教育に関する取組において適切な役割を果たす。	(4)法教育に資する情報の提供等 情報提供の一環として、支援センターとしての中・長期的な法教育への関与の在り方について、企画・検討を行うとともに、関係機関・団体と連携し、地域社会での法教育の取組に参加するなど、地域における法教育において適切な役割を担うための取組を進める。 法教育の普及・発展に向けた具体的取組として、平成23年度は、全国3か所以上の地域において、関係機関等と連携・協力の上、法教育をテーマとしたシンポジウムを開催する。
35	(3)民事法律扶助 ①利用者のニーズの把握と業務への反映 ア 利用者に最適な援助を提供するための方策を検討し、実施する。	2 民事法律扶助 (1)利用者のニーズの把握と業務への反映 ① 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供することのできる環境を整備する。	2 民事法律扶助 (1)利用者のニーズの把握と業務への反映 ① これまでに書類作成援助や簡易援助の実施の検討を促した事案の分析等により、事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供するための環境整備として、援助類型ごとにモデルケースを作成して研修や法律相談担当者ガイドへの記載などにより、契約弁護士・司法書士への周知を行なう。同時に審査委員や支援センター職員に対しても周知を行い、利用者に対して援助タイプのモデルケースを説明できるようにする。
	イ 民事法律扶助のニーズ調査の結果を踏まえ、利用者のニーズを適切に反映した事業計画を立案し、実施する。また、必要に応じ、適時適切な方法で、民事法律扶助に関するニーズを把握するよう努める。	② 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果を踏まえ、例えば、特定の紛争類型における専門的サービスの提供方法について検討することなどにより、ニーズを的確に反映した事業計画を立案し、同計画に基づく事業を実施する。 また、民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、必要な調査を実施する。	② 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果及び同23年3月に出された答申書を踏まえ、ニーズを反映した事業の在り方について検討・立案する。
36			
37			

中期目標		中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
38	②サービスの質の向上	(2)サービスの質の向上	(2)サービスの質の向上
	ア 迅速な援助を提供するという観点から、審査の適正を確保しつつ、事務処理方法の工夫等により、援助申込から必要な援助の提供までの期間の短縮を図る。	① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、援助審査の方法を合理化すること（合議制の審査に代え、事案に応じて単独審査方法を活用する、援助開始決定時において書面審査を活用する、援助申込者からの提出書類を合理化するなど）により、毎年度、前年度と比較して、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮させるよう努める。	① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、援助審査方法の合理化を図るとともに、審査以外についても標準的な事務処理方法を地方事務所へ提示することで事務全般の効率化を図るなどにより、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を平成22年度と比較して短縮させるよう努める。
39	イ 関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に対する周知を図るなどして、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上を図る。	② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知することにより、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上を図る。	② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知する。
	ウ 専門性を必要とする事件への適切な対応を検討する。	③ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談を充実するとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。	③ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、一定規模以上の地方事務所では専門相談の実施・拡充に努める。
40	(4)国選弁護士等確保	3 国選弁護士等確保	3 国選弁護士等確保
	①迅速かつ確実な選任態勢の確保等	(1)迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	(1)迅速かつ確実な選任態勢の確保
	各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護士、国選付添人の選任、国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図る。とりわけ、裁判員裁判の円滑な実施が我が国の司法制度における喫緊の課題であることにかんがみ、同裁判につき、裁判所及び弁護士会と連携の上、刑事弁護に関する十分な知識や経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が行われる態勢の確保に努めるとともに、その知識や経験を多くの弁護士が共有することができるよう、国選弁護人の選任の運用の工夫に努める。	迅速かつ確実に国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。とりわけ、裁判員裁判につき、裁判所及び弁護士会と連携の上、刑事弁護に関する十分な知識や経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が行われる態勢の確保に努めるとともに、その知識や経験を多くの弁護士が共有することができるよう、国選弁護人の選任の運用の工夫に努める。	地方事務所ごとに、国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成23年度に1回以上設ける。 裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する国選弁護人を選任するための態勢や、その知識や経験を多くの弁護士が共有し得るような選任の運用につき、地方事務所ごとに裁判所及び弁護士会と協議して、各地の実情に応じた適切な在り方を検討し、その実現に努める。
41			

	中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
42	②通知時間の短縮	(2)通知時間の短縮	(2)通知時間の短縮
	裁判所からの国選弁護士等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。	裁判所からの国選弁護士等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、引き続き、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、実行する。	地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護士等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。
43	③契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	(3)契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	(3)契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組
	関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。	弁護士会等の関係機関・団体と連携協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図り、国選弁護等サービスの質の向上を図る。	関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得て、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。 弁護士会と連携・協力し、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見等について情報交換等をする場を設けるとともに、支援センターの業務運営の参考とするなど、必要に応じて適切な対応を行う。
44	(5)司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	4 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	4 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務
	①体制整備	(1)体制整備	(1)体制整備
	必要に応じて常勤弁護士を複数配置するなど、常勤弁護士が受任事件に的確に対応でき、また、地域のニーズに適切に対応できる体制を整える。 司法過疎対策地域事務所を設置していない司法過疎地域において、より多くの利用者に、ニーズに応じたサービスを提供するため、ニーズを十分に把握し、このような司法過疎地域に近接する地方事務所への常勤弁護士の重点配置等の工夫により、司法過疎地域における法律サービスを充実させる。	法律事務所を備えた事務所のうち必要な地域においては、常勤弁護士を複数配置し、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整える。 司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。	司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。 民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整えるため、法律事務所に複数の常勤弁護士を配置するよう努める。
45	②サービスの質の向上	(2)サービスの質の向上	(2)サービスの質の向上
	関係機関等と連携協力し、利用者のニーズに適切に対応したきめの細かいサービスの提供に努める。	法律事務所を備えた事務所においては、配置地域の関係機関等との連携を図り、必要に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等の当事者が抱える法的トラブルの総合的な解決に努める。	常勤弁護士において、関係機関等に常勤弁護士及び法テラスの業務内容の理解を求めて連携を図り、関係機関等が認知する法的トラブルを把握・対応していくとともに、担当事件の状況に応じ、事件処理後も関係機関に引き継ぐなどして、法的トラブルの総合的な解決を図る。

中期目標		中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
46	(6) 犯罪被害者支援	5 犯罪被害者支援	5 犯罪被害者支援
	① 利用者のニーズの把握と業務への反映	(1) 利用者のニーズの把握と業務への反映	(1) 利用者のニーズの把握と業務への反映
	支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者やその支援に携わる関係者の意見を聴取する機会を設ける。	犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。	地方事務所ごとに、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を、平成23年度に1回以上設ける。
47	② 提供するサービスの質の向上	(2) 提供するサービスの質の向上	(2) 提供するサービスの質の向上
	ア 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な情報提供に努める。犯罪被害者に対する情報提供に関して、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえてできるだけ効果的な業務運営を行いつつ、質の向上を図るよう努める。	① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速適切な情報提供に努める。 犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所には、効率性の観点も踏まえ、犯罪被害者支援に精通している職員を適切に配置するなどしてより質の高い情報提供に努める。	① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した迅速適切な情報提供に努める。 犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所の窓口対応専門職員に、犯罪被害者支援に精通している職員を効率的・効果的に配置する。
48	イ 効率的な業務運営を行いつつサービスの質の向上を図るため、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されている地方事務所における犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が勤務していない時間帯における犯罪被害者に対する窓口での情報提供、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されていない地方事務所における犯罪被害者に対する窓口での情報提供に当たっては、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、必要な研修を行うことなどにより二次被害を防止するなど、犯罪被害者の心情に配慮した質	② 支援センターが提供する犯罪被害支援の内容及び質を全国的に均質なものとし、かつ、一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を図ることなどを始めた犯罪被害者支援に関する研修を各事業年度に1回以上実施することなどにより、犯罪被害者の心情に配慮した質の高いサービスの提供を図る。	② 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を始めとする犯罪被害者支援に関する研修を、平成23年度に1回以上実施する。
	ウ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図るとともに、犯罪被害者及びその支援に携わる関係者の意見等を踏まえつつ、日本弁護士連合会、弁護士会等の関係機関・団体と連携・協力して、犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上が図られるよう努める。	③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者及びその支援に携わる関係者の意見等を踏まえつつ、弁護士会等の関係機関・団体と連携協力して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を図る。	③ 各地方事務所ごとに、弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し必要なサービス提供ができるよう、適切に紹介を行う。
50	エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、被害回復を行えるように、適切な情報提供に努める。犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じた充実した援助の提供	④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な助言を徹底する。 犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。	④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。 犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
5 財務内容の改善に関する事項	IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
(1) 総括	1 総括	1 総括
51 引き続き、自己収入（寄附金等）の獲得に努める。	広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附を受け入れる。	刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附の受入れを主軸としつつも、広報誌、ホームページ及びメールマガジンといった広報手段を利用して、広く一般人からの寄附金の受入れを呼びかけ、支援センターの寄附制度による自己収入の獲得に努めるほか、新たな寄附制度の調査・検討を実施する。
(2) 民事法律扶助	2 民事法律扶助	2 民事法律扶助
	(1) 民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供するためには、償還金の確保が極めて重要である。そのために、以下の取組等を行う。	
①立替金債権等の管理・回収計画等	(2)立替金債権等の管理・回収計画等	(1)立替金債権等の管理・回収計画等
52 民事法律扶助の立替金債権等の回収に最大限努める。そのために、年度ごと、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、立替金債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行う。その上で、生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却	年度ごと、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図ることなどにより、債権管理コストの削減を図る。	地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者等に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図ることなどにより、債権管理コストの削減を図る。

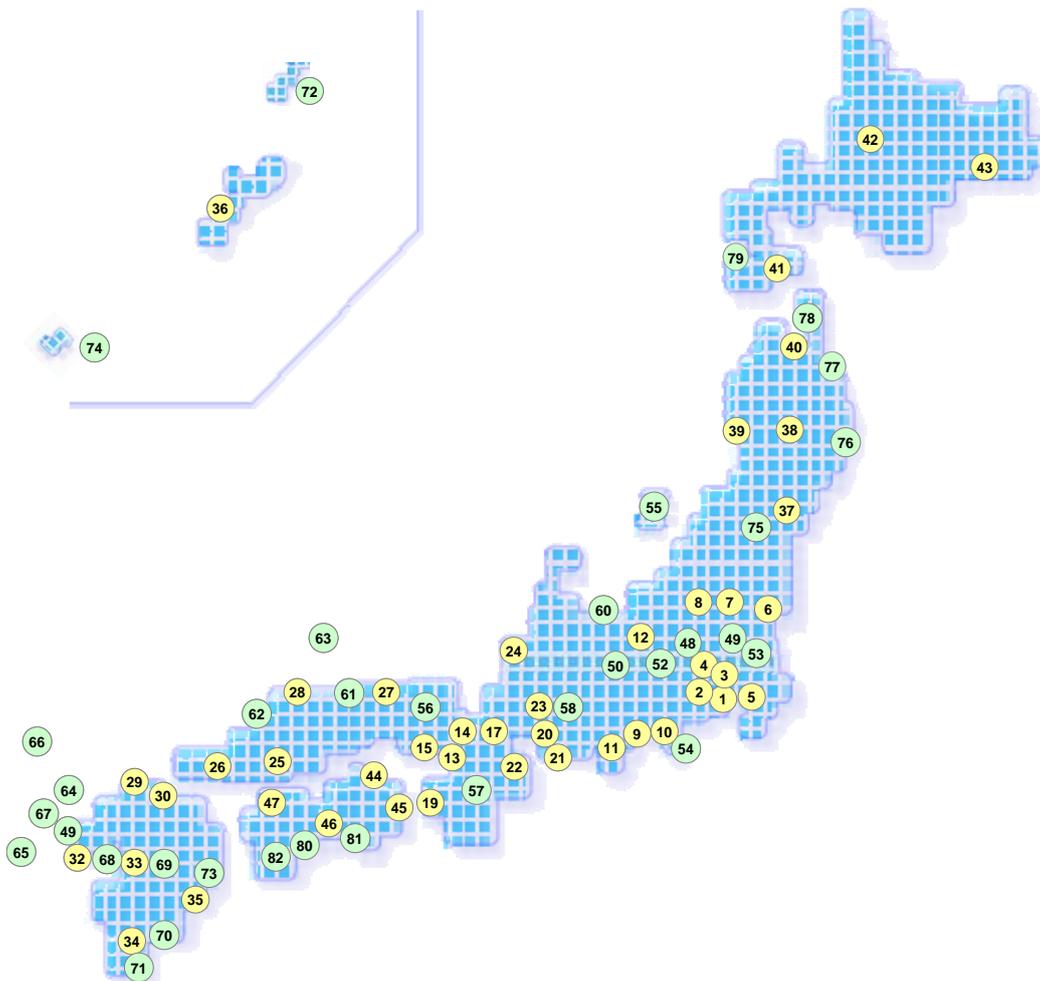
中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
②効率的で効果的な回収方法の工夫等	(3) 効率的で効果的な回収方法の工夫等	(2) 効率的で効果的な回収方法の工夫等
<p>償還を要すべき者に対しては、初期滞納の段階での回収率の向上を図る、長期滞納者に対するものも含め効率的で効果的な回収方法を工夫する、償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かして、支援センター全体として効率的で効果的な回収を行うなどの対策を検討し、適切に実施する。</p>	<p>コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備して初期滞納の段階での回収の改善を図るとともに、例えば、①償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する、②集中的に督促を行うための体制を整備する、③援助開始時における償還制度の説明を更に徹底して被援助者の償還に向けた意識付けを強化する、④電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図るなどの方法により、償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図る。これらの取組を的確に実施することにより、毎年度、前年度と比較して償還率を向上させるよう努める。</p>	<p>償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図るために、以下の取組について検討し、費用対効果の観点も踏まえ、実施可能なものから速やかに実施する。</p> <p>① コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備して、初期滞納の段階での回収の改善を図る。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する。</p> <p>③ 集中的に督促を行うための体制を整備する。</p> <p>④ 援助開始時における償還制度の説明を更に徹底して被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>⑤ 電話による督促を引き続き実施することで、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ 電話等による督促の実施により、債権回収の現状を常に把握し、現状に応じた督促方法を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、平成22年度と比較して償還率を向上させるよう努めるほか、より適切かつ機動的な債権管理を実現するための環境整備としてシステム改修を検討・開始する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成23年度）
(3) 司法過疎対策	3 司法過疎対策	3 司法過疎対策
①有償受任等による自己収入	(1)有償受任等による自己収入	(1)有償受任等による自己収入
54 有償事件の受任等により自己収入を適切に確保する。	司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。	司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により自己収入を確保する。
②財政的支援の獲得	(2)財政的支援の獲得	(2)財政的支援の獲得
55	国と地方の役割分担の観点から踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。	地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。
(4)財務内容の公表	4 財務内容の公表	5 財務内容の公表
56 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、セグメント情報の充実その他事業報告書の明解な表示を工夫する等より分かりやすい形で情報開示を行なう。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、セグメント情報の充実その他事業報告書の明解な表示を工夫する等より分かりやすい形で情報開示を行なう。
6 その他業務運営に関する重要事項	5 予算、収支計画及び資金計画	6 予算、収支計画及び資金計画
57 利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応して業務運営を行うことができ、また、効率的で効果的な業務遂行のために必要な人的・物的体制の維持を図る。	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	
	V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額
	短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。
	VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。	重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。
	VII 剰余金の使途	VII 剰余金の使途
	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。
	VIII その他法務省令で定める業務運営に関する事項	VIII その他法務省令で定める業務運営に関する事項
	施設・設備、人事に関する計画	施設・設備、人事に関する計画
58	業務量に応じた施設・設備・人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づいた確かな職員の採用及び人事配置に取り組む。	業務量に応じた施設・設備・人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づいた確かな職員の採用及び人事配置に取り組む。

【資料4】 常勤弁護士の採用実績一覧

	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
常勤弁護士数	24	96	151	200	217	220
うち赴任中	24	57	100	149	182	189
うち養成中	0	39	51	51	35	31
対前年度増分	24	73	59	66	42	39
対前年度減分	0	1	4	17	25	36

【資料5】 常勤弁護士配置先一覧(平成 24 年 3 月 31 日現在)



地方事務所 (40か所) ・ 支部 (7か所)					
1	東京地方事務所	15	25	広島地方事務所	2
2	東京地方事務所多摩支部	6	26	山口地方事務所	4
3	埼玉地方事務所	7	27	鳥取地方事務所	1
4	埼玉地方事務所川越支部	4	28	島根地方事務所	2
5	千葉地方事務所	9	29	福岡地方事務所	5
6	茨城地方事務所	3	30	福岡地方事務所北九州支部	4
7	栃木地方事務所	1	31	佐賀地方事務所	1
8	群馬地方事務所	2	32	長崎地方事務所	2
9	静岡地方事務所	5	33	熊本地方事務所	3
10	静岡地方事務所沼津支部	3	34	鹿児島地方事務所	1
11	静岡地方事務所浜松支部	3	35	宮崎地方事務所	2
12	長野地方事務所	1	36	沖縄地方事務所	5
13	大阪地方事務所	9	37	福島地方事務所	2
14	京都地方事務所	4	38	岩手地方事務所	1
15	兵庫地方事務所	2	39	秋田地方事務所	2
16	兵庫地方事務所阪神支部	4	40	青森地方事務所	3
17	奈良地方事務所	1	41	函館地方事務所	3
18	滋賀地方事務所	6	42	旭川地方事務所	1
19	和歌山地方事務所	2	43	釧路地方事務所	2
20	愛知地方事務所	3	44	香川地方事務所	4
21	愛知地方事務所三河支部	4	45	徳島地方事務所	1
22	三重地方事務所	3	46	高知地方事務所	2
23	岐阜地方事務所	5	47	愛媛地方事務所	3
24	福井地方事務所	1			

地域事務所 (35か所)					
48	熊谷地域事務所	3	66	対馬地域事務所	1
49	下妻地域事務所	3	67	平戸地域事務所	3
50	松本地域事務所	1	68	雲仙地域事務所	1
51	佐世保地域事務所	2	69	高森地域事務所	2
52	秩父地域事務所	3	70	鹿屋地域事務所	1
53	牛久地域事務所	2	71	指宿地域事務所	1
54	下田地域事務所	2	72	奄美地域事務所	1
55	佐渡地域事務所	2	73	延岡地域事務所	1
56	福知山地域事務所	1	74	宮古島地域事務所	2
57	南和地域事務所	2	75	会津若松地域事務所	1
58	可児地域事務所	4	76	宮古地域事務所	1
59	中津川地域事務所	1	77	八戸地域事務所	2
60	魚津地域事務所	2	78	むつ地域事務所	1
61	倉吉地域事務所	2	79	江差地域事務所	2
62	浜田地域事務所	2	80	須崎地域事務所	2
63	西郷地域事務所	1	81	安芸地域事務所	2
64	彦岐地域事務所	1	82	中村地域事務所	2
65	五島地域事務所	1			

: 増員配置  
 : 新たな配置

# 法テラス運営理念

## 使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

## 心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

## 行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

日本司法支援センター組織運営理念起草委員会 審議等の経過

開催日時	会議名	主要議事
平成22年11月15日	第1回委員会開催	○ プレーンストーミング ○ 策定手続(小委員会を設置し、「叩き台」のとりまとめを委嘱すること、答申に先立ち意見照会手続を実施する)について決定
平成22年12月6日	第1回小委員会	○ プレーンストーミング
平成22年12月21日	第2回小委員会	○ 「叩き台(案)」に基づき検討
平成23年1月5日	第3回小委員会	○ 「叩き台」のとりまとめ
平成23年1月13日	第2回委員会	○ 「叩き台」に基づき検討, 意見聴取に付すための「組織運営理念(案)」を決定
平成23年1月20日	※全役職員への意見照会(2月15日まで)	○ 個人意見及び職場等集約意見として全44件の意見
平成23年2月23日	第4回小委員会	○ 意見照会結果に基づく「組織運営理念(案)」修正の検討 ○ 「答申(案)」のとりまとめ
平成23年3月3日	第3回委員会	○ 「答申(案)」に基づく議論 ○ 「答申」の決定
平成23年3月5日	顧問会議	
平成23年3月11日	執行部会	

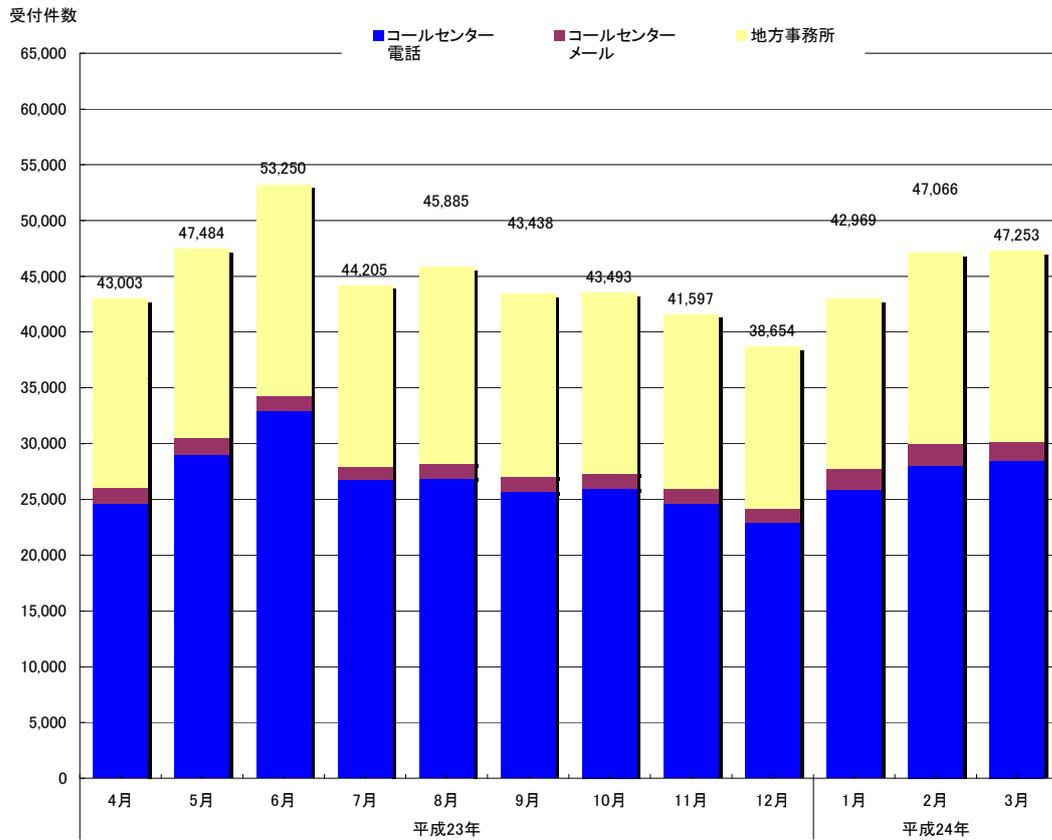
## 日本司法支援センター業務実績

【資料7】 日本司法支援センター業務実績

業 務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
<b>情報提供業務</b>						
コールセンター問い合わせ件数	128,741 件	220,727 件	287,897 件	401,841 件	370,124 件	339,334 件
地方事務所問い合わせ件数	—	—	188,661 件	247,172 件	234,614 件	198,963 件
<b>民事法律扶助業務</b>						
法律相談援助件数	64,837 件	147,430 件	179,546 件	237,306 件	256,719 件	280,389 件
代理援助件数 <small>※ 当期開始決定分</small>	32,768 件	68,910 件	80,442 件	101,222 件	110,217 件	103,751 件
書類作成援助件数 <small>※ 当期開始決定分</small>	2,024 件	4,197 件	5,101 件	6,769 件	7,366 件	6,164 件
契約弁護士数 <small>平成19年3月現在</small>	8,523 人	10,318 人 <small>平成20年3月現在</small>	11,802 人 <small>平成21年3月現在</small>	13,401 人 <small>平成22年3月現在</small>	15,037 人 <small>平成23年3月現在</small>	16,570 人 <small>平成24年3月現在</small>
契約司法書士数 <small>平成19年3月現在</small>	3,463 人	4,174 人 <small>平成20年3月現在</small>	4,670 人 <small>平成21年3月現在</small>	5,090 人 <small>平成22年3月現在</small>	5,617 人 <small>平成23年3月現在</small>	6,065 人 <small>平成24年3月現在</small>
<b>国選弁護関連業務</b>						
被疑者国選弁護事件受理件数 <small>※ 平成21年5月21日から被疑者国選弁護事件の範囲拡大</small>	3,436 件	6,775 件	7,415 件	61,857 件	70,917 件	73,209 件
被告人国選弁護事件受理件数	37,717 件	71,305 件	69,756 件	74,658 件	69,634 件	67,374 件
国選付添事件受理件数	—	210 件 <small>※平成19年11月～</small>	533 件	552 件	423 件	469 件
国選弁護人契約弁護士数 <small>平成18年10月現在</small>	8,427 人	11,229 人 <small>平成19年10月現在</small>	13,768 人 <small>平成20年10月現在</small>	15,905 人 <small>平成21年10月現在</small>	19,566 人 <small>平成23年4月現在</small>	21,259 人 <small>平成24年4月現在</small>
国選付添人契約弁護士数	—	654 人 <small>平成19年11月現在</small>	3,339 人 <small>平成20年10月現在</small>	4,778 人 <small>平成21年10月現在</small>	6,564 人 <small>平成23年4月現在</small>	7,701 人 <small>平成24年4月現在</small>
<b>犯罪被害者支援業務</b>						
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	3,679 件	6,296 件	8,541 件	10,429 件	10,482 件	9,780 件
地方事務所受付件数	715 件	8,301 件	11,403 件	15,616 件	14,089 件	13,096 件
精通弁護士紹介件数	97 件	590 件	696 件	898 件	929 件	877 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	—	—	29 件 <small>※平成20年12月～</small>	204 件	231 件	282 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	—	—	1,844 人 <small>平成21年4月現在</small>	2,219 人 <small>平成22年4月現在</small>	2,476 人 <small>平成23年4月現在</small>	3,014 人 <small>平成24年4月現在</small>
<b>受託業務</b>						
申込受付件数	—	7,194 件 <small>※平成19年10月～</small>	18,816 件	18,164 件	17,587 件	19,826 件
<b>認知度</b>						
認知度	—	22.6 % <small>平成20年2月調査</small>	24.3 % <small>平成21年2月調査</small>	37.3 % <small>平成22年2月調査</small>	38.7 % <small>平成23年1月調査</small>	42.1 % <small>平成23年12月調査</small>

【資料8】平成23年度情報提供件数の推移

区 分	平成23年										平成24年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コールセンター 電話	24,599	29,004	32,955	26,728	26,895	25,701	25,917	24,652	22,937	25,887	28,065	28,441	321,781	
コールセンター メール	1,459	1,497	1,365	1,222	1,289	1,323	1,336	1,361	1,229	1,858	1,893	1,721	17,553	
地方事務所	16,945	16,983	18,930	16,255	17,701	16,414	16,240	15,584	14,488	15,224	17,108	17,091	198,963	
合計	43,003	47,484	53,250	44,205	45,885	43,438	43,493	41,597	38,654	42,969	47,066	47,253	538,297	



【資料9】 援助申込み状況

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東京	40,555	17,660	444	228	81	135
神奈川	17,309	7,422	83	59	16	8
埼玉	11,528	4,791	28	17	3	8
千葉	10,076	3,444	19	7	4	8
茨城	4,362	1,448	10	6	4	0
栃木	2,445	1,156	20	12	2	6
群馬	2,107	1,263	11	8	0	3
静岡	6,074	2,264	10	3	3	4
山梨	2,385	595	2	2	0	0
長野	2,369	991	24	11	6	7
新潟	4,601	1,551	9	3	1	5
大阪	23,692	10,511	94	10	46	38
京都	6,667	3,105	33	14	6	13
兵庫	11,269	4,535	38	3	22	13
奈良	3,187	1,280	5	0	3	2
滋賀	2,338	791	3	2	1	0
和歌山	1,799	822	13	9	2	2
愛知	7,278	3,736	43	10	23	10
三重	2,157	773	11	5	5	1
岐阜	2,693	846	18	9	4	5
福井	1,220	485	4	0	4	0
石川	1,743	980	6	0	4	2
富山	1,213	479	12	5	0	7
広島	6,971	2,213	1	1	0	0
山口	3,218	792	3	0	2	1
岡山	2,305	1,169	10	5	2	3
鳥取	1,835	640	2	1	0	1
島根	1,367	477	2	0	0	2
福岡	13,250	6,377	13	1	4	8
佐賀	2,156	773	8	3	2	3
長崎	4,743	1,242	11	8	1	2
大分	4,392	1,188	6	2	2	2
熊本	4,399	1,663	4	0	2	2
鹿児島	4,267	1,494	3	2	0	1
宮崎	4,927	1,611	12	5	0	7
沖縄	4,667	1,367	10	1	3	6
宮城	11,618	2,564	9	0	7	2
福島	3,430	872	10	8	0	2
山形	2,394	1,076	5	4	1	0
岩手	3,634	926	17	12	3	2
秋田	2,707	875	16	7	5	4
青森	3,902	1,238	9	1	5	3
札幌	10,241	5,022	44	13	18	13
函館	1,436	645	3	0	2	1
旭川	2,198	1,074	5	1	2	2
釧路	3,452	1,366	5	3	2	0
香川	1,957	433	8	1	1	6
徳島	1,789	575	6	3	0	3
高知	2,087	660	10	3	7	0
愛媛	1,980	655	8	4	2	2
合計	280,389	109,915	1,180	512	313	355

【資料10】 援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	29,169	17,378	17,621	28,926	347	282	250	379
神奈川	9,130	7,175	6,907	9,398	212	247	229	230
埼玉	4,982	4,549	3,923	5,608	194	242	187	249
千葉	3,403	3,263	2,989	3,677	141	181	199	123
茨城	2,591	1,417	1,851	2,157	32	31	31	32
栃木	1,407	1,128	1,123	1,412	26	28	29	25
群馬	1,821	1,214	1,200	1,835	81	49	52	78
静岡	3,522	2,017	1,881	3,658	312	247	275	284
山梨	573	576	490	659	29	19	17	31
長野	1,077	899	812	1,164	88	92	76	104
新潟	1,737	1,425	1,515	1,647	116	126	158	84
大阪	13,051	9,981	9,954	13,078	546	530	543	533
京都	2,953	2,939	2,675	3,217	126	166	138	154
兵庫	5,669	4,059	3,911	5,817	525	476	538	463
奈良	1,248	1,202	1,126	1,324	85	78	85	78
滋賀	846	753	843	756	59	38	58	39
和歌山	1,208	761	753	1,216	59	61	43	77
愛知	3,714	3,598	3,386	3,926	133	138	181	90
三重	690	667	668	689	105	106	148	63
岐阜	798	800	785	813	47	46	62	31
福井	556	466	434	588	12	19	24	7
石川	1,055	941	1,071	925	35	39	48	26
富山	493	444	426	511	95	35	73	57
広島	2,451	2,089	2,150	2,390	94	124	116	102
山口	1,356	754	1,101	1,009	62	38	48	52
岡山	1,850	1,120	1,790	1,180	87	49	80	56
鳥取	634	618	598	654	51	22	27	46
島根	486	460	487	459	9	17	16	10
福岡	6,306	5,752	5,426	6,632	558	625	672	511
佐賀	678	674	622	730	71	99	115	55
長崎	1,736	1,176	1,431	1,481	67	66	72	61
大分	1,156	1,148	1,182	1,122	43	40	53	30
熊本	2,114	1,543	1,456	2,201	206	120	136	190
鹿児島	1,172	1,270	1,129	1,313	169	224	255	138
宮崎	1,887	1,511	1,497	1,901	106	100	94	112
沖縄	1,083	997	710	1,370	382	370	371	381
宮城	4,626	2,520	3,066	4,080	84	44	52	76
福島	1,169	821	997	993	101	51	81	71
山形	1,129	1,051	1,002	1,178	28	25	34	19
岩手	1,386	890	1,134	1,142	57	36	71	22
秋田	1,096	795	990	901	94	80	115	59
青森	1,174	1,109	1,111	1,172	109	129	154	84
札幌	3,197	4,819	4,353	3,663	97	203	193	107
函館	643	619	721	541	30	26	26	30
旭川	957	1,017	946	1,028	43	57	45	55
釧路	1,070	1,329	1,284	1,115	14	37	25	26
香川	423	416	465	374	18	17	15	20
徳島	621	534	553	602	27	41	35	33
高知	512	459	498	473	160	201	253	108
愛媛	858	608	689	777	43	47	49	41
全国合計	133,463	103,751	103,732	133,482	6,215	6,164	6,647	5,732

【資料11】代理援助事件の事件別内訳

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東京	872	830	1,702	444	2,585	879	3,464	514	184	7,353	3,451	10,804	158	108	17,378
神奈川	375	224	599	135	1,547	355	1,902	156	63	2,796	1,416	4,212	72	36	7,175
埼玉	254	160	414	91	895	240	1,135	100	55	2,044	651	2,695	38	21	4,549
千葉	154	87	241	39	566	162	728	57	30	1,508	616	2,124	29	15	3,263
茨城	70	52	122	25	276	59	335	20	19	513	368	881	9	6	1,417
栃木	72	29	101	8	236	82	318	18	17	397	241	638	15	13	1,128
群馬	110	46	156	14	335	70	405	42	21	361	178	539	13	24	1,214
静岡	159	83	242	46	384	135	519	70	31	687	393	1,080	15	14	2,017
山梨	30	20	50	5	126	24	150	9	4	238	102	340	16	2	576
長野	69	53	122	11	196	68	264	23	12	309	133	442	19	6	899
新潟	106	72	178	33	304	71	375	31	19	492	274	766	5	18	1,425
大阪	789	409	1,198	199	1,523	571	2,094	252	130	4,332	1,605	5,937	101	70	9,981
京都	278	177	455	110	643	182	825	92	78	870	428	1,298	44	37	2,939
兵庫	331	216	547	94	739	251	990	101	57	1,425	766	2,191	50	29	4,059
奈良	93	67	160	32	234	88	322	31	10	448	181	629	13	5	1,202
滋賀	70	36	106	11	148	29	177	31	14	293	113	406	5	3	753
和歌山	54	42	96	12	149	52	201	12	12	285	118	403	19	6	761
愛知	265	142	407	71	956	222	1,178	103	40	1,241	496	1,737	32	30	3,598
三重	43	38	81	16	184	47	231	10	12	212	92	304	10	3	667
岐阜	65	24	89	7	195	29	224	30	9	322	105	427	8	6	800
福井	29	24	53	6	99	37	136	16	6	153	84	237	7	5	466
石川	75	52	127	20	239	86	325	25	13	233	161	394	23	14	941
富山	22	29	51	5	94	19	113	14	6	156	90	246	4	5	444
広島	143	74	217	31	393	137	530	56	27	874	327	1,201	16	11	2,089
山口	58	43	101	13	116	43	159	16	4	300	156	456	4	1	754
岡山	84	73	157	14	257	89	346	35	3	444	96	540	13	12	1,120
鳥取	47	29	76	16	131	34	165	8	3	194	144	338	3	9	618
島根	45	24	69	12	77	21	98	13	3	185	74	259	4	2	460
福岡	373	241	614	111	902	345	1,247	139	68	1,969	1,477	3,446	55	72	5,752
佐賀	58	33	91	10	165	52	217	15	7	260	71	331	2	1	674
長崎	70	43	113	18	167	67	234	26	6	497	265	762	12	5	1,176
大分	75	45	120	12	247	65	312	40	26	374	247	621	9	8	1,148
熊本	150	79	229	28	235	89	324	28	19	511	365	876	15	24	1,543
鹿児島	113	65	178	41	248	77	325	25	19	388	272	660	16	6	1,270
宮崎	84	85	169	36	159	45	204	31	11	524	505	1,029	19	12	1,511
沖縄	89	69	158	36	163	100	263	36	15	270	194	464	18	7	997
宮城	199	115	314	80	566	194	760	82	29	800	422	1,222	18	15	2,520
福島	48	35	83	24	145	59	204	21	18	264	188	452	16	3	821
山形	66	46	112	11	174	65	239	6	11	348	309	657	12	3	1,051
岩手	38	38	76	8	178	89	267	10	5	347	164	511	13	0	890
秋田	34	28	62	11	113	49	162	9	9	322	210	532	6	4	795
青森	65	19	84	14	92	38	130	19	0	538	310	848	9	5	1,109
札幌	246	172	418	76	826	268	1,094	172	96	2,274	601	2,875	55	33	4,819
函館	31	8	39	4	49	13	62	10	1	313	184	497	3	3	619
旭川	50	45	95	13	141	42	183	23	15	343	325	668	13	7	1,017
釧路	36	47	83	16	206	87	293	33	10	589	281	870	13	11	1,329
香川	24	25	49	7	70	24	94	8	2	176	70	246	0	10	416
徳島	33	30	63	7	128	48	176	4	5	185	82	267	8	4	534
高知	49	27	76	10	68	17	85	10	2	216	53	269	1	6	459
愛媛	25	16	41	4	52	28	80	6	6	295	172	467	2	2	608
合計	6,718	4,466	11,184	2,097	18,721	5,943	24,664	2,638	1,262	40,468	19,626	60,094	1,060	752	103,751
割合	6.5%	4.3%	10.8%	2.0%	18.0%	5.8%	23.8%	2.6%	1.2%	39.0%	18.9%	57.9%	1.0%	0.7%	100.0%

【資料12】書類作成援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事 件	家事事件			労働 事 件	保全 事 件	多重債務事件			執行・ 競 売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	5	7	12	2	3	17	20	3	0	234	7	241	1	3	282
神奈川	4	2	6	0	2	4	6	0	0	229	1	230	1	4	247
埼 玉	1	2	3	0	5	7	12	0	1	219	3	222	1	3	242
千 葉	2	0	2	1	3	5	8	1	0	167	2	169	0	0	181
茨 城	0	1	1	0	1	2	3	0	0	25	2	27	0	0	31
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	2	28	0	0	28
群 馬	1	0	1	0	0	0	0	0	0	45	3	48	0	0	49
静 岡	1	5	6	0	3	7	10	1	0	220	5	225	5	0	247
山 梨	1	0	1	0	0	1	1	0	0	13	4	17	0	0	19
長 野	0	0	0	1	0	2	2	0	0	87	2	89	0	0	92
新 潟	0	1	1	0	0	3	3	0	0	114	8	122	0	0	126
大 阪	2	6	8	3	1	23	24	0	1	487	6	493	1	0	530
京 都	0	5	5	0	6	22	28	0	0	128	4	132	1	0	166
兵 庫	0	0	0	1	2	31	33	1	0	424	14	438	3	0	476
奈 良	0	0	0	2	0	4	4	0	0	69	2	71	0	1	78
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	1	38	0	0	38
和歌山	1	0	1	0	0	4	4	0	0	56	0	56	0	0	61
愛 知	0	2	2	1	1	9	10	2	0	122	1	123	0	0	138
三 重	0	0	0	0	0	1	1	0	0	96	7	103	1	1	106
岐 阜	0	1	1	0	0	0	0	0	0	43	2	45	0	0	46
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19	0	0	19
石 川	0	1	1	0	0	5	5	0	0	29	4	33	0	0	39
富 山	0	1	1	0	0	1	1	0	0	27	6	33	0	0	35
広 島	0	1	1	0	1	9	10	0	1	112	0	112	0	0	124
山 口	1	0	1	0	0	0	0	0	0	37	0	37	0	0	38
岡 山	0	1	1	1	0	3	3	0	0	43	0	43	1	0	49
鳥 取	1	0	1	1	0	0	0	0	0	20	0	20	0	0	22
鳥 根	0	0	0	0	1	0	1	0	0	16	0	16	0	0	17
福 岡	0	2	2	1	2	11	13	1	0	571	37	608	0	0	625
佐 賀	1	0	1	0	1	0	1	0	0	92	5	97	0	0	99
長 崎	0	1	1	0	1	7	8	0	0	57	0	57	0	0	66
大 分	0	1	1	0	0	2	2	2	0	35	0	35	0	0	40
熊 本	1	1	2	0	0	6	6	0	0	108	4	112	0	0	120
鹿 児 島	0	1	1	1	2	1	3	1	0	212	5	217	0	1	224
宮 崎	0	1	1	1	0	6	6	0	0	88	3	91	1	0	100
沖 縄	0	1	1	1	2	6	8	0	0	355	4	359	1	0	370
宮 城	0	1	1	0	0	0	0	1	0	42	0	42	0	0	44
福 島	2	0	2	0	0	1	1	0	0	45	3	48	0	0	51
山 形	0	0	0	0	0	3	3	0	0	20	1	21	0	1	25
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	35	1	0	36
秋 田	0	0	0	0	0	4	4	0	0	72	3	75	1	0	80
青 森	0	1	1	0	0	2	2	0	0	117	7	124	2	0	129
札 幌	2	1	3	0	1	12	13	1	0	183	2	185	1	0	203
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	26	0	0	26
旭 川	0	0	0	0	0	1	1	1	1	54	0	54	0	0	57
釧 路	0	1	1	1	4	4	8	0	0	26	1	27	0	0	37
香 川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	16	0	16	0	0	17
徳 島	0	0	0	2	0	0	0	0	0	37	2	39	0	0	41
高 知	0	2	2	0	0	0	0	1	0	196	1	197	1	0	201
愛 媛	1	0	1	0	1	6	7	0	0	39	0	39	0	0	47
合計	27	50	77	20	43	233	276	16	4	5,570	164	5,734	23	14	6,164
割合	0.4%	0.8%	1.2%	0.3%	0.7%	3.8%	4.5%	0.3%	0.1%	90.4%	2.6%	93.0%	0.4%	0.2%	100.0%

【資料13】 契約弁護士数

地方 事務所	契約弁護士数				(参考) 単体会 会員数	受任 予定者 契約率	契約弁護士法人数			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東京	3,518	3,038	4,185	3,521	15,090	27.7%	41	48	57	46
神奈川	783	782	869	702	1,294	67.2%	12	12	13	11
埼玉	333	395	424	400	639	66.4%	10	10	10	10
千葉	282	394	416	389	581	71.6%	6	6	6	6
茨城	160	168	168	166	209	80.4%	3	3	3	3
栃木	112	124	127	122	175	72.6%	3	3	3	3
群馬	171	180	183	181	237	77.2%	5	5	5	5
静岡	300	286	296	270	381	77.7%	2	2	2	2
山梨	87	87	86	84	103	83.5%	0	0	0	0
長野	161	171	169	166	200	84.5%	1	1	1	1
新潟	199	202	203	201	233	87.1%	6	6	6	6
大阪	2,161	2,262	2,533	1,265	3,857	65.7%	50	52	53	41
京都	467	441	477	437	589	81.0%	11	12	12	11
兵庫	534	552	560	523	715	78.3%	14	14	14	14
奈良	119	121	120	116	141	85.1%	1	1	1	1
滋賀	104	106	106	103	124	85.5%	0	0	0	0
和歌山	90	101	107	102	124	86.3%	1	1	1	1
愛知	657	638	896	250	1,545	58.0%	19	20	23	20
三重	108	116	117	106	151	77.5%	1	1	1	1
岐阜	98	102	106	100	156	67.9%	6	6	6	6
福井	78	79	79	76	91	86.8%	1	1	1	1
石川	121	122	122	121	141	86.5%	3	3	3	3
富山	73	75	75	65	97	77.3%	0	0	0	0
広島	322	349	366	357	478	76.6%	7	7	7	7
山口	109	119	111	111	133	83.5%	6	7	7	7
岡山	255	257	261	255	313	83.4%	2	2	2	2
鳥取	52	52	51	51	60	85.0%	3	3	3	3
島根	53	53	53	53	64	82.8%	1	1	1	1
福岡	659	669	713	668	985	72.4%	12	11	12	10
佐賀	74	80	78	77	86	90.7%	3	3	3	3
長崎	123	125	125	124	147	85.0%	4	4	4	4
大分	109	110	111	111	131	84.7%	13	13	13	13
熊本	173	171	174	169	220	79.1%	3	3	3	3
鹿児島	121	122	123	122	167	73.7%	9	9	9	9
宮崎	98	99	99	100	111	89.2%	9	9	9	9
沖縄	128	134	134	128	234	57.3%	1	1	2	2
宮城	289	300	309	267	376	82.2%	5	5	5	5
福島	134	136	137	135	153	89.5%	6	6	6	6
山形	73	75	74	73	83	89.2%	3	3	3	3
岩手	77	79	80	77	95	84.2%	1	1	1	1
秋田	61	64	65	61	70	92.9%	2	2	2	1
青森	83	83	83	81	97	85.6%	2	2	2	2
札幌	451	502	529	505	632	83.7%	12	13	14	13
函館	37	37	37	37	44	84.1%	1	1	1	1
旭川	48	57	57	54	63	90.5%	2	2	2	2
釧路	51	54	54	54	64	84.4%	8	8	8	8
香川	92	91	91	90	139	65.5%	1	1	1	1
徳島	73	73	73	73	83	88.0%	4	4	4	4
高知	61	59	63	49	87	72.4%	0	0	0	0
愛媛	91	97	95	91	146	65.1%	2	3	3	3
全国合計	14,613	14,589	16,570	13,439	32,134	51.6%	318	331	348	315

注1) 契約弁護士・法人数は、平成24年3月末日現在。

注2) 弁護士数(会員数)は、日弁連資料(平成24年4月1日現在)による。

【資料14】 契約司法書士数

地方 事務所	契約司法書士数				(参考) 単体会 会員数	受託 予定者 契約率	契約司法書士法人数			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東京	392	518	526	543	3,461	15.7%	19	26	29	30
神奈川	217	276	284	296	1,008	29.4%	13	17	17	17
埼玉	174	215	213	216	805	26.8%	3	5	5	5
千葉	115	138	140	143	673	21.2%	1	2	2	2
茨城	56	83	68	70	301	23.3%	0	0	0	0
栃木	56	72	72	72	224	32.1%	0	0	0	0
群馬	94	99	98	100	294	34.0%	0	0	0	0
静岡	100	115	117	119	454	26.2%	4	4	4	4
山梨	37	37	37	37	128	28.9%	0	0	0	0
長野	100	122	124	130	368	35.3%	0	0	0	0
新潟	73	90	89	94	296	31.8%	3	3	3	3
大阪	396	452	462	465	2,225	20.9%	9	13	14	14
京都	181	211	213	216	523	41.3%	3	5	5	5
兵庫	340	400	397	409	977	41.9%	10	12	12	12
奈良	63	68	68	69	206	33.5%	1	1	1	1
滋賀	56	61	61	62	213	29.1%	1	1	1	1
和歌山	40	44	45	48	159	30.2%	0	0	0	0
愛知	263	309	311	318	1,168	27.2%	12	16	18	18
三重	79	94	95	95	265	35.8%	2	2	2	2
岐阜	67	83	77	85	351	24.2%	4	5	5	5
福井	20	26	25	31	131	23.7%	2	2	2	2
石川	55	65	65	68	189	36.0%	0	0	0	0
富山	30	42	47	48	168	28.6%	0	1	1	1
広島	183	194	192	200	490	40.8%	8	8	8	8
山口	81	89	88	94	247	38.1%	2	2	2	2
岡山	88	103	96	100	349	28.7%	2	5	6	6
鳥取	28	42	35	40	104	38.5%	1	1	1	1
島根	24	28	28	30	127	23.6%	0	0	0	0
福岡	284	368	388	401	865	46.4%	2	5	5	5
佐賀	40	42	42	42	119	35.3%	5	5	5	5
長崎	52	57	56	58	159	36.5%	3	3	3	3
大分	46	55	50	55	166	33.1%	0	0	0	0
熊本	99	117	114	120	317	37.9%	5	6	6	6
鹿児島	120	129	130	135	308	43.8%	4	4	4	4
宮崎	56	64	63	64	168	38.1%	2	2	2	2
沖縄	50	73	75	75	209	35.9%	1	1	1	1
宮城	86	93	94	94	292	32.2%	2	2	2	2
福島	98	102	100	103	279	36.9%	1	1	2	2
山形	59	69	68	70	159	44.0%	0	0	0	0
岩手	28	32	32	32	150	21.3%	1	1	1	1
秋田	52	53	54	64	117	54.7%	0	0	0	0
青森	35	40	41	43	128	33.6%	2	2	2	2
札幌	163	189	204	209	438	47.7%	3	4	4	4
函館	13	15	15	15	49	30.6%	1	1	1	1
旭川	22	30	28	30	72	41.7%	0	0	0	0
釧路	25	27	27	31	87	35.6%	1	1	1	1
香川	56	56	57	59	171	34.5%	0	0	0	0
徳島	40	42	43	45	143	31.5%	1	1	1	1
高知	64	64	62	64	119	53.8%	2	2	2	2
愛媛	44	57	57	58	251	23.1%	1	1	1	1
全国	4,940	5,850	5,873	6,065	20,670	29.3%	137	173	181	182

注1) 契約司法書士・法人数は、平成24年3月末日現在。

注2) 司法書士数(会員数)は、日司連資料(平成24年4月1日現在)による。

【資料15】 国選付添事件受理件数

地方 事務所	平成23年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	6	6	4	0	1	0	6	1	2	2	2	5	35
多摩	2	2	5	2	8	0	5	4	5	3	1	1	38
神奈川	10	1	7	4	4	6	4	5	0	1	5	1	48
川崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
小田原	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	4
埼玉	1	3	3	2	2	1	2	0	3	0	1	3	21
川越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
千葉	5	10	18	8	4	4	1	8	3	8	1	0	70
松戸	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4
茨城	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	5
栃木	0	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	6
群馬	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	4
静岡	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	0	6
沼津	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
浜松	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	5
山梨	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	3
長野	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3
新潟	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
大阪	1	4	4	3	6	2	1	3	4	3	2	0	33
京都	1	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	6
兵庫	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0	5
阪神	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
姫路	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	4
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
愛知	6	2	1	2	2	2	1	2	2	0	3	5	28
三河	0	2	0	3	2	1	0	0	0	0	2	0	10
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	4
福井	0	0	3	1	0	1	1	0	0	0	0	0	6
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
富山	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
山口	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岡山	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
鳥取	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
島根	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
福岡	0	1	7	1	2	0	7	2	1	0	4	2	27
北九州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	6
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
鹿児島	1	0	0	2	0	0	0	16	2	1	2	1	25
宮崎	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
宮城	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	1	6
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
山形	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0	5
岩手	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
札幌	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	6
函館	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
旭川	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	36	47	68	39	37	29	39	58	34	24	31	27	469

注) 集計日(平成24年4月23日)時点の件数。

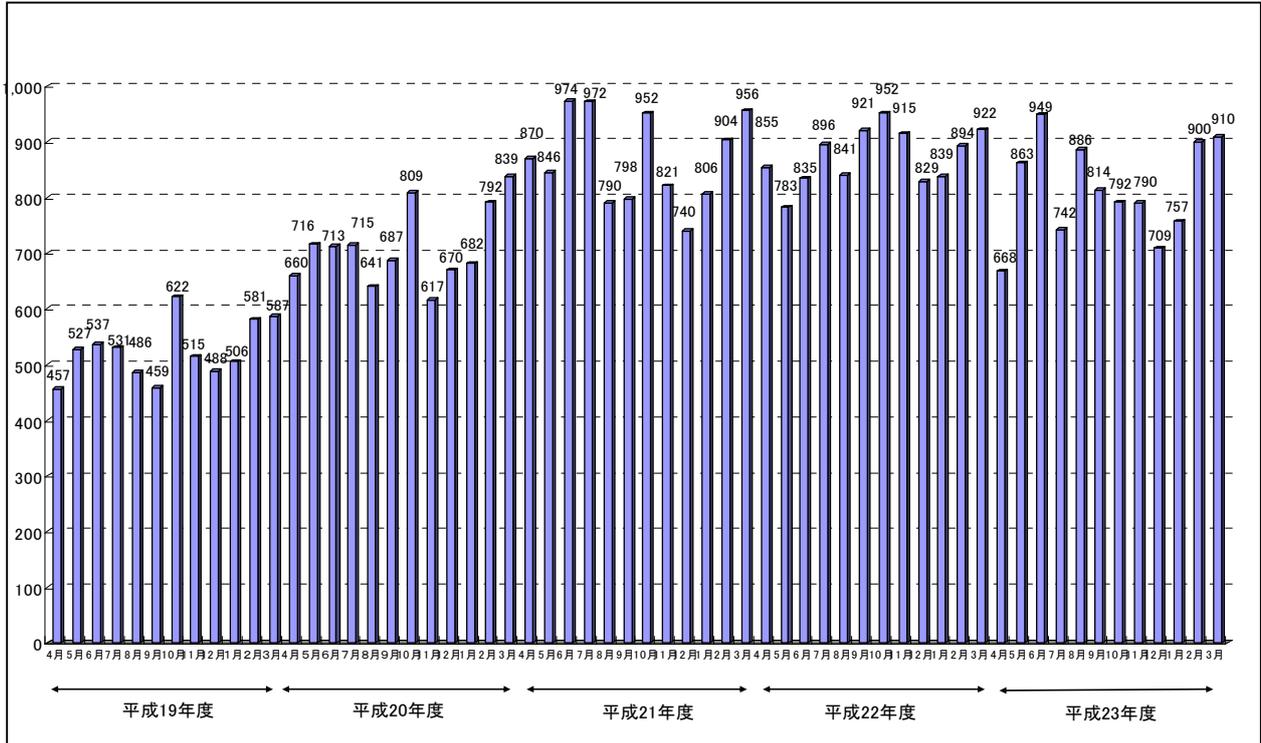
【資料16】 国選弁護士契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方 事務所	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年
	10月2日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在									
東京	1,906	3,267	3,571	4,669	4,995	5,847	6,069	6,769	7,082	7,791	7,907	8,452	
神奈川	435	525	550	641	637	699	704	804	815	897	913	991	
埼玉	195	248	257	314	317	358	364	415	418	456	460	511	
千葉	194	224	228	272	270	326	333	383	392	432	433	471	
茨城	86	99	101	109	110	125	130	147	148	155	164	181	
栃木	79	83	83	96	96	104	105	115	117	128	125	139	
群馬	114	121	122	136	133	149	153	166	165	179	178	199	
静岡	165	188	195	216	220	246	249	270	273	288	295	324	
山梨	60	61	62	67	69	75	74	78	76	84	83	91	
長野	105	112	119	123	122	131	131	142	143	161	167	175	
新潟	111	124	126	138	138	149	150	168	174	184	187	201	
大阪	1,289	1,474	1,501	1,735	1,709	1,876	1,804	1,978	1,942	2,075	2,030	2,191	
京都	241	256	260	290	292	333	340	375	383	414	420	462	
兵庫	247	280	297	344	344	394	406	442	440	485	490	536	
奈良	82	86	88	98	95	107	108	114	113	116	120	120	
滋賀	46	55	57	63	63	73	70	78	77	87	90	103	
和歌山	58	66	66	72	73	85	84	97	98	104	104	108	
愛知	544	636	642	763	774	788	889	999	1,008	1,091	1,104	1,198	
三重	63	67	66	74	76	101	106	113	112	124	125	139	
岐阜	76	83	87	97	98	103	104	110	110	122	123	133	
福井	40	45	45	57	56	61	61	66	66	77	77	79	
石川	84	91	91	99	100	106	110	113	113	115	118	131	
富山	48	50	52	56	53	56	57	67	70	75	77	82	
広島	117	182	187	215	223	244	251	290	289	318	321	352	
山口	61	66	69	84	87	99	104	109	106	115	113	120	
岡山	132	138	138	161	171	189	192	214	211	230	227	245	
鳥取	31	32	36	43	43	46	46	53	52	54	56	59	
島根	26	30	32	36	36	42	43	48	49	54	54	60	
福岡	383	457	457	529	537	604	605	658	652	701	704	735	
佐賀	42	47	47	52	53	56	58	65	65	74	72	78	
長崎	64	70	78	82	84	95	95	108	106	121	121	129	
大分	59	70	75	80	82	94	94	99	102	111	112	118	
熊本	79	105	108	122	125	134	136	151	156	165	167	183	
鹿児島	62	66	68	81	81	102	106	123	123	139	137	155	
宮崎	55	59	59	70	71	79	79	83	83	88	92	102	
沖縄	95	112	113	120	123	137	140	135	134	143	147	151	
宮城	143	170	181	198	206	231	233	256	260	287	289	308	
福島	85	92	97	107	109	111	113	132	135	139	143	149	
山形	50	55	56	57	56	62	61	62	61	69	70	73	
岩手	49	53	55	56	56	59	59	66	67	71	73	84	
秋田	43	45	48	48	48	50	48	53	53	55	54	59	
青森	33	38	41	52	53	61	60	72	72	79	77	86	
札幌	266	293	293	341	326	373	375	391	396	438	430	472	
函館	20	22	22	26	27	26	29	31	31	33	34	39	
旭川	21	27	30	36	31	35	36	42	40	43	48	56	
釧路	37	37	38	42	41	45	47	50	50	52	52	57	
香川	53	58	59	66	66	80	84	86	88	97	94	101	
徳島	42	45	47	52	52	60	60	69	69	70	70	80	
高知	40	43	47	53	53	55	54	62	63	65	66	71	
愛媛	71	80	82	89	88	95	96	103	106	115	117	120	
合計	8,427	10,733	11,229	13,427	13,768	15,556	15,905	17,620	17,954	19,566	19,730	21,259	

【資料17】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

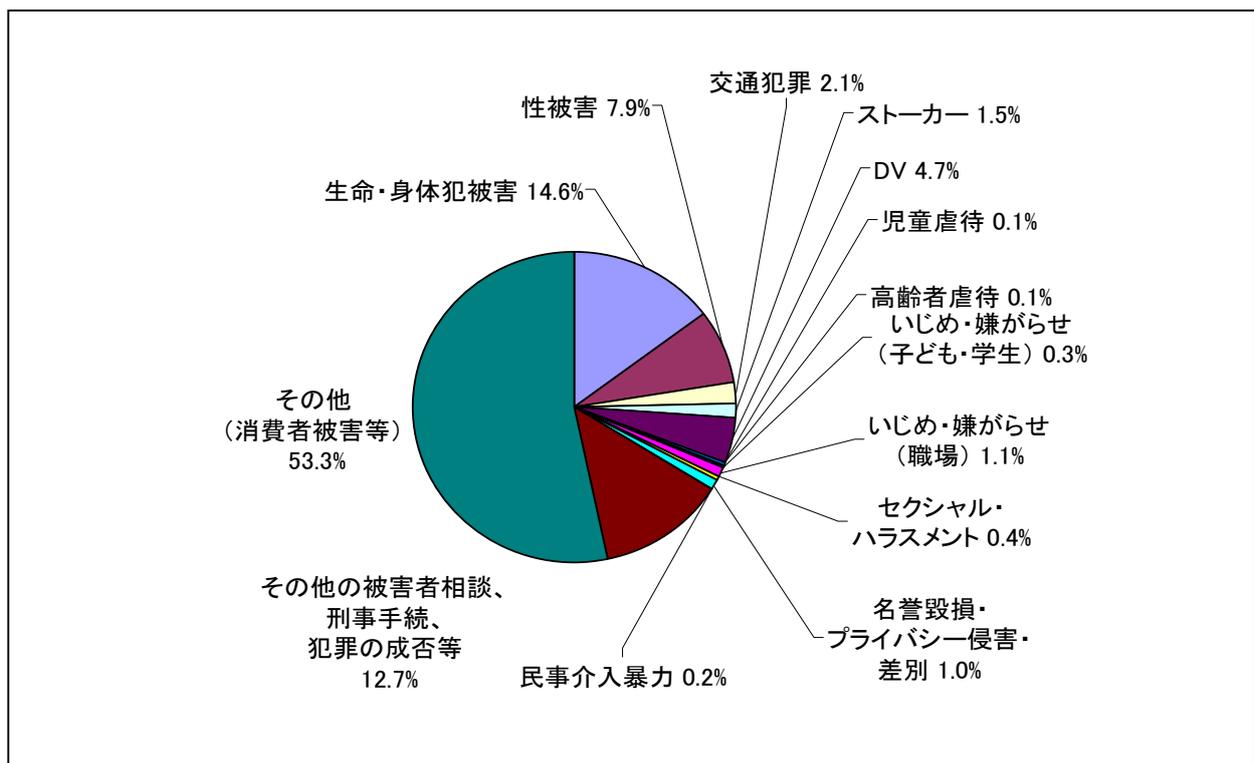
地方 事務所	平成19年	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年
	11月7日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	6	352	387	530	579	661	711	791	827	1,023
神奈川	0	109	126	185	198	268	283	344	371	441
埼玉	4	99	112	139	144	164	169	189	192	211
千葉	0	108	112	134	146	180	182	214	222	247
茨城	67	72	72	83	86	102	103	110	116	131
栃木	12	19	21	33	36	47	49	64	66	79
群馬	35	47	48	51	77	91	90	107	107	128
静岡	0	70	152	176	178	198	201	219	226	254
山梨	0	27	28	33	32	35	45	50	49	62
長野	9	46	49	58	59	69	71	92	101	110
新潟	0	45	48	64	65	80	84	94	96	109
大阪	2	305	363	510	533	658	639	752	722	853
京都	6	117	123	155	159	190	196	222	224	260
兵庫	0	18	82	108	117	138	137	162	168	194
奈良	0	52	54	64	75	85	84	86	90	89
滋賀	0	16	19	71	67	74	74	82	86	99
和歌山	1	28	35	41	46	52	53	59	58	59
愛知	0	9	21	151	169	175	188	195	208	218
三重	0	31	31	47	50	59	58	69	70	81
岐阜	46	60	61	62	62	67	74	82	81	90
福井	0	42	42	50	50	54	54	65	65	68
石川	25	42	46	53	56	60	61	65	69	82
富山	38	42	42	45	45	45	45	47	47	47
広島	1	5	7	24	29	54	58	62	64	86
山口	36	37	39	42	55	59	58	69	68	75
岡山	0	34	33	90	94	117	119	141	144	160
鳥取	36	38	38	41	41	48	46	48	48	49
島根	0	27	27	32	33	39	40	44	44	49
福岡	116	166	207	240	256	378	374	389	421	470
佐賀	0	35	37	47	48	55	55	65	64	71
長崎	0	64	66	76	76	90	88	103	103	111
大分	0	27	32	43	45	51	53	62	63	69
熊本	66	68	69	70	82	85	89	94	100	104
鹿児島	0	27	32	40	56	71	73	89	90	107
宮崎	0	37	39	49	62	66	66	73	77	87
沖縄	0	35	36	44	61	72	74	82	86	85
宮城	51	54	82	108	109	129	133	160	164	185
福島	0	55	60	65	67	81	83	87	94	96
山形	6	38	38	46	45	48	47	56	57	60
岩手	35	36	36	37	36	47	48	52	54	65
秋田	0	25	26	28	29	34	34	35	34	39
青森	0	22	23	32	33	44	46	53	52	60
札幌	0	130	130	236	244	266	280	322	328	369
函館	0	21	22	21	24	27	27	29	30	35
旭川	0	20	19	22	22	28	27	29	34	42
釧路	0	26	26	30	32	36	36	38	39	45
香川	20	27	28	38	40	44	46	54	53	58
徳島	0	47	48	56	56	64	64	65	65	75
高知	0	26	26	30	28	38	39	41	42	47
愛媛	36	39	39	43	46	52	55	62	64	67
合計	654	2,922	3,339	4,473	4,778	5,675	5,809	6,564	6,743	7,701

【資料18】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移(平成19年4月～平成24年3月)

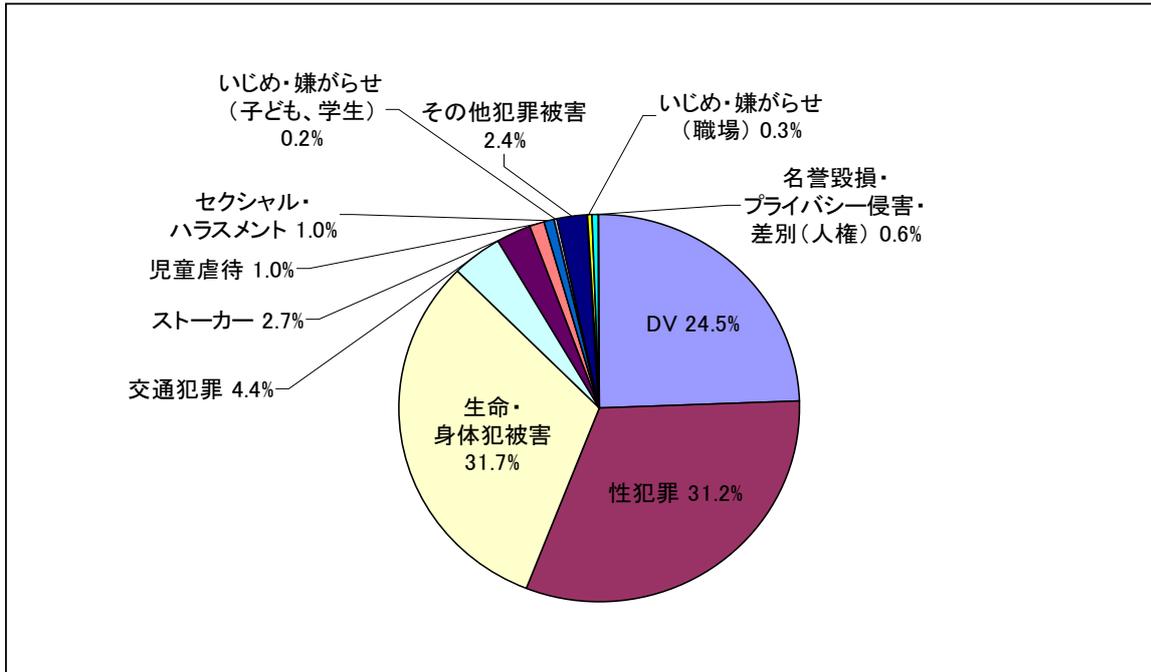


平成18年度	3,679件
平成19年度	6,296件
平成20年度	8,541件
平成21年度	10,429件
平成22年度	10,482件
平成23年度	9,780件
合計	49,207件

【資料19】平成23年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容



【資料20】平成23年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況



(参考)	平成18年度	97件
	平成19年度	590件
	平成20年度	696件
	平成21年度	898件
	平成22年度	929件
	平成23年度	877件
	合計	4,087件

【資料21】平成23年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

H23.4.1 ~ H24.3.31

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談 (内数)
東京	1,961	968	104	394	51	480	12	423	4,393	486
神奈川	235	685	55	3	20	35	2	35	1,070	8
埼玉	366	474	24	0	1	11	0	113	989	9
千葉	143	456	24	15	5	30	0	55	728	24
茨城	25	63	4	1	2	28	0	10	133	14
栃木	7	137	2	0	0	4	0	6	156	0
群馬	21	133	5	3	0	6	1	18	187	0
静岡	148	174	14	0	0	3	1	17	357	3
山梨	17	56	1	0	0	0	5	4	83	4
長野	20	100	3	0	0	2	0	1	126	0
新潟	73	121	6	0	0	3	0	5	208	4
大阪	910	698	49	44	5	142	13	166	2,027	123
京都	206	299	24	1	3	5	9	24	571	9
兵庫	83	284	12	6	0	15	5	53	458	4
奈良	34	87	12	0	0	1	1	19	154	2
滋賀	23	67	8	0	3	1	0	8	110	4
和歌山	17	79	1	0	1	0	2	3	103	0
愛知	306	636	42	17	15	112	13	78	1,219	71
三重	37	104	2	0	1	2	0	17	163	0
岐阜	43	103	2	0	0	1	0	21	170	0
福井	31	37	5	0	0	0	0	13	86	0
石川	31	36	6	0	1	0	0	15	89	0
富山	17	23	3	0	0	0	0	5	48	2
広島	132	234	23	0	12	3	18	24	446	19
山口	56	77	2	0	0	0	0	3	138	0
岡山	164	152	12	0	14	1	4	15	362	1
鳥取	16	27	4	0	0	0	0	4	51	1
島根	13	36	5	0	0	3	2	1	60	5
福岡	530	664	37	0	4	4	349	145	1,733	320
佐賀	55	102	5	0	0	0	16	13	191	12
長崎	46	61	9	0	3	1	1	6	127	1
大分	52	46	19	0	0	0	2	3	122	11
熊本	50	125	15	0	0	0	0	2	192	0
鹿児島	23	78	18	0	3	4	10	8	144	11
宮崎	98	97	2	0	0	0	1	4	202	0
沖縄	104	210	9	0	1	1	0	1	326	3
宮城	167	169	15	0	0	1	4	18	374	4
福島	29	87	1	0	0	0	0	8	125	0
山形	50	42	4	0	2	0	0	8	106	4
岩手	90	19	4	0	0	1	7	0	121	6
秋田	23	18	1	0	1	2	0	0	45	0
青森	40	41	2	0	0	0	4	2	89	3
札幌	330	208	17	0	0	1	6	9	571	1
函館	35	49	10	0	0	0	2	1	97	8
旭川	29	40	2	0	0	0	0	0	71	0
釧路	31	24	0	0	0	0	0	2	57	0
香川	28	112	9	0	0	1	0	21	171	5
徳島	4	52	3	0	4	7	0	4	74	0
高知	4	71	20	0	2	0	0	7	104	14
愛媛	8	81	1	0	0	0	1	8	99	2
合計	6,961	8,742	657	484	154	911	491	1,426	19,826	1,198
予定件数	5900	9100	718 (138)	678 (408)	162 (2)	1238 (468)	590 (340)	1834 (144)	20,220 (1,500)	1500

注) 予定件数の( )内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者・少年援助件数	15,703	15,000	42.90	41.10
その他	4,123	5,220	11.27	14.30
合計	19,826	20,220	54.17	55.40
中国残留孤児基金援助	10	10	-	-

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者	6,961	5,900	19.02	16.16
少年	8,742	9,100	23.89	24.93
犯罪被害者	657	718	1.80	1.97
難民	484	678	1.32	1.86
子ども	154	162	0.42	0.44
外国人	911	1,238	2.49	3.39
精神障害者等	491	590	1.34	1.62
高齢者等	1,426	1,834	3.90	5.02
合計	19,826	20,220	54.17	55.40

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考)H22	(参考)H21
4月	499	562	56	67	12	61	56	119	1,432	1,299	2,044
5月	598	648	36	44	13	65	50	125	1,579	1,327	2,025
6月	667	809	45	61	8	78	37	149	1,854	1,685	1,612
7月	565	807	53	41	11	55	37	124	1,693	1,622	1,587
8月	585	797	66	36	16	72	52	114	1,738	1,468	1,338
9月	529	721	61	31	16	72	31	109	1,570	1,480	1,352
10月	671	829	38	37	8	79	31	105	1,798	1,581	1,490
11月	616	875	55	33	19	51	33	110	1,792	1,614	1,480
12月	463	773	55	22	12	95	34	119	1,573	1,375	1,314
1月	518	527	59	21	14	101	30	113	1,383	1,218	1,052
2月	608	685	58	50	10	82	47	113	1,653	1,370	1,342
3月	642	709	75	41	15	100	53	126	1,761	1,548	1,528
合計	6,961	8,742	657	484	154	911	491	1,426	19,826	17,587	18,164

(参考: 月平均)	580	729	55	40	13	76	41	119	1,652		
-----------	-----	-----	----	----	----	----	----	-----	-------	--	--

## 【資料22】平成23年度プレスリリース実施一覧

### 1 本部署で実施したもの

【参照】 [http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu\\_info/index\\_press.html](http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/index_press.html)

	リリース内容	リリース日
1	新役員就任披露及び業務実績について	2011/4/11
2	法テラス・日弁連主催/東日本大震災電話相談」で受け付けた相談内容の傾向について	2011/5/6
3	新社会人500名への「法的トラブル」に関するクイズ&意識調査	2011/5/20
4	宮城沿岸部3か所(南三陸・東松島・山元町)に出張所開設	2011/9/6
5	法テラス南三陸開所式・記念行事「一斉無料相談会」開催	2011/9/16
6	法テラス南三陸相談実績速報	2011/10/21
7	被災者専用フリーダイヤル「震災 法テラスダイヤル」開設	2011/11/2
8	法テラス山元開所記念イベント「一斉無料相談会」開催	2011/11/15
9	東日本大震災 相談実例Q&A集作成	2011/11/22
10	法テラス認知度調査結果について	2012/1/30
11	全国一斉無料法律相談会の開催について	2012/1/30
12	「女性の悩みごと相談」について	2012/2/23
13	法テラス大槌開所記念イベント「一斉無料相談会」開催	2012/2/23
14	東日本大震災法律援助事業の開始について	2012/3/23

2 地方事務所で実施したもの

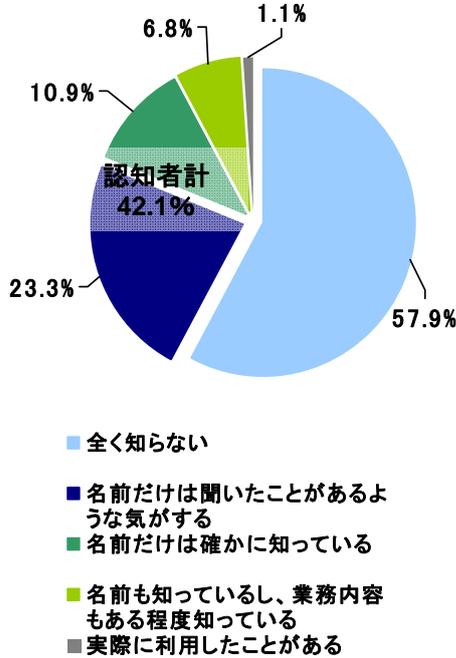
	地方事務所名	回数	リリース内容
1	東京地方事務所	1回	第6回東京地方協議会開催について
2	神奈川県地方事務所	2回	法テラスの日イベントについて 他
3	埼玉地方事務所	4回	法テラス埼玉 特別相談会の開催について 他
4	千葉地方事務所	3回	震災特例法施行について 他
5	茨城地方事務所	8回	茨城地方協議会の開催について 他
6	栃木地方事務所	6回	震災Q&A発行について 他
7	群馬地方事務所	3回	法テラス群馬 地方協議会の開催について 他
8	静岡地方事務所	8回	静岡県との共催事業「多重債務から命を守るために」シンポジウムについて 他
9	山梨地方事務所	8回	法教育シンポジウムの開催について 他
10	大阪地方事務所	2回	法テラスを騙った詐欺に関する記者発表について 他
11	京都地方事務所	5回	『法テラスの日記念無料法律相談会』について 他
12	兵庫地方事務所	7回	法テラス兵庫地方協議会の開催について 他
13	奈良地方事務所	3回	[司法ソーシャルワーク講演会]開催について 他
14	滋賀地方事務所	1回	「法テラスの日」について
15	和歌山地方事務所	5回	「法テラスの日」無料相談会、22年度実績報告等について 他
16	愛知地方事務所	1回	法テラスを名乗り委任料架空請求
17	三重地方事務所	1回	「法テラスの日」無料相談会、22年度実績報告等について
18	岐阜地方事務所	4回	民事法律扶助促進 資力を問わない無料法律相談会について 他
19	福井地方事務所	1回	法テラス設立5周年記念記者会見について
20	石川地方事務所	2回	「震災特例法に関する記者発表」について 他
21	広島地方事務所	2回	「法テラスの日」について 他
22	山口地方事務所	3回	法テラス設立5周年について 他
23	岡山地方事務所	1回	「法テラスの日」について
24	鳥取地方事務所	3回	「震災 法テラスダイヤル」について 他
25	島根地方事務所	13回	巡回相談の実施について 他
26	福岡地方事務所	5回	「認知度調査結果」について 他
27	佐賀地方事務所	2回	「法テラスの日」について 他
28	長崎地方事務所	1回	「法テラスの日」について 他
29	大分地方事務所	5回	地方協議会開催について 他
30	熊本地方事務所	3回	震災特例法に係る本部資料 他
31	宮崎地方事務所	3回	「震災 法テラスダイヤル」について 他
32	沖縄地方事務所	1回	法テラスの日に伴う記者会見の実施について
33	宮城地方事務所	12回	「法テラスの日」について 他
34	福島地方事務所	5回	東日本大震災法律援助事業について 他
35	山形地方事務所	2回	法テラスの日について 他
36	岩手地方事務所	7回	被災地支援・大槌出張所開設について 他
37	秋田地方事務所	4回	「東日本大震災被災者援助特例法(震災特例法)」について 他
38	青森地方事務所	7回	「民事法律扶助の利用促進のための無料法律相談会 他
39	札幌地方事務所	1回	法テラスの日について
40	函館地方事務所	5回	法テラス開業5周年街頭啓発について 他
41	旭川地方事務所	1回	法テラスの日について
42	釧路地方事務所	2回	法テラスの日について 他
43	香川地方事務所	1回	「法テラスの日」について
44	徳島地方事務所	4回	「無料法律相談会」について 他
45	高知地方事務所	2回	「常勤弁護士着任」記者会見について 他
46	愛媛地方事務所	2回	「法テラスの日」について
総計:172回			

【資料23】 広報活動関連資料

図1 「法テラス」認知状況等調査結果（抜粋）

調査時期：2011年12月

①法テラスの認知度（サンプル数：1,100）



②認知者の認知経路（サンプル数：463）

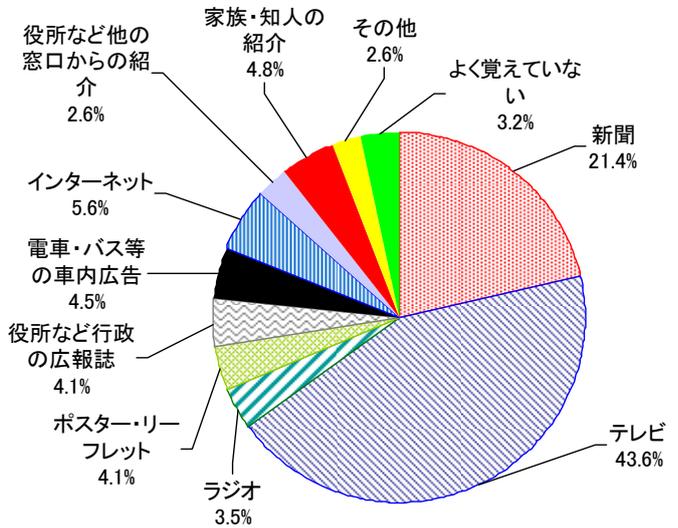
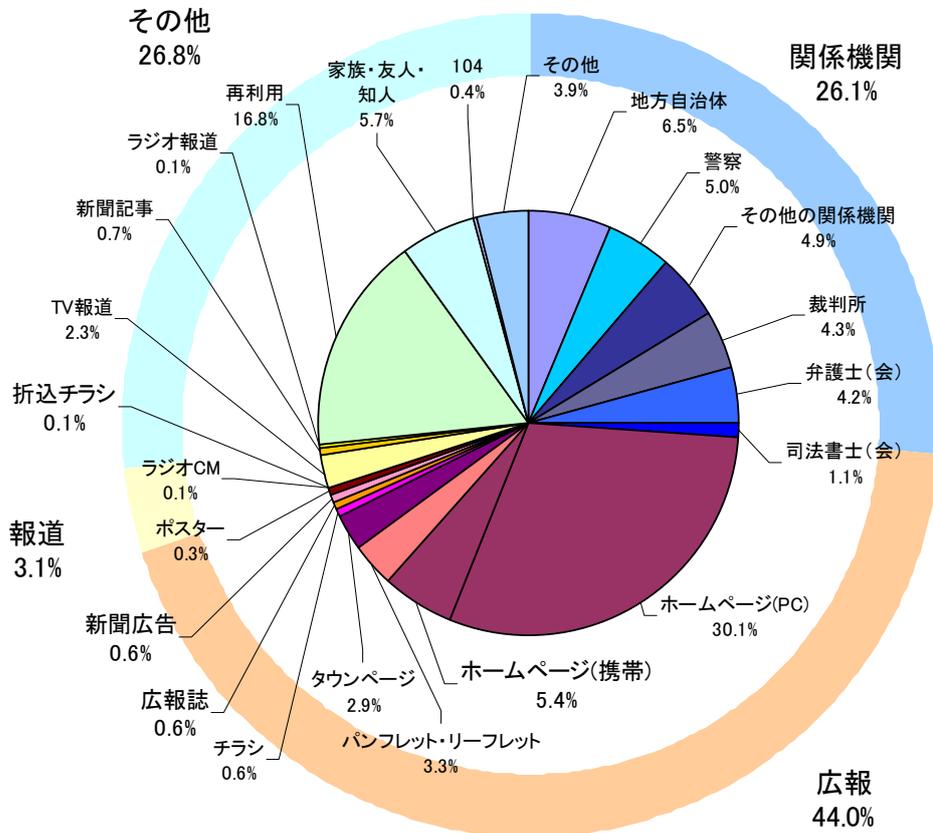


図2 コールセンター利用者の認知経路

2011年4月～2012年3月



【資料24】最近5年間の援助決定件数の推移

地方事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年比(倍)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年比(倍)
東京	12,018	13,677	17,875	18,952	17,660	0.93	12,601	10,935	13,302	15,702	17,871	1.14
神奈川	3,437	5,173	6,941	7,586	7,422	0.98	2,622	3,389	5,048	6,268	7,136	1.14
埼玉	2,361	2,769	4,170	4,618	4,791	1.04	1,928	2,599	3,400	3,934	4,110	1.04
千葉	1,536	1,963	2,805	3,694	3,444	0.93	1,052	1,451	1,997	2,785	3,188	1.14
茨城	1,157	1,749	2,244	2,123	1,448	0.68	778	1,153	1,587	1,930	1,882	0.98
栃木	667	804	1,124	1,265	1,156	0.91	462	591	688	985	1,152	1.17
群馬	802	965	1,371	1,421	1,263	0.89	562	666	894	1,267	1,252	0.99
静岡	1,283	1,654	2,388	2,405	2,264	0.94	1,000	1,396	1,597	2,144	2,156	1.01
山梨	421	473	612	593	595	1.00	329	408	444	623	507	0.81
長野	633	687	911	1,033	991	0.96	564	578	736	860	888	1.03
新潟	1,002	1,246	1,487	1,694	1,551	0.92	756	994	1,100	1,431	1,673	1.17
大阪	7,274	7,651	9,249	10,759	10,511	0.98	7,001	6,653	6,811	8,774	10,497	1.20
京都	2,197	2,118	2,744	3,178	3,105	0.98	2,153	1,923	2,231	2,715	2,813	1.04
兵庫	3,827	4,169	4,948	5,144	4,535	0.88	3,508	3,620	3,890	4,975	4,449	0.89
奈良	1,039	1,220	1,308	1,405	1,280	0.91	945	932	1,162	1,324	1,211	0.91
滋賀	524	525	673	769	791	1.03	414	458	493	598	901	1.51
和歌山	885	848	968	944	822	0.87	507	692	814	878	796	0.91
愛知	2,011	2,428	3,464	3,771	3,736	0.99	1,496	2,195	2,461	3,214	3,567	1.11
三重	636	721	943	876	773	0.88	494	651	731	893	816	0.91
岐阜	621	695	785	831	846	1.02	368	580	746	706	847	1.20
福井	283	482	559	490	485	0.99	257	321	436	435	458	1.05
石川	719	753	1,086	1,112	980	0.88	586	698	855	974	1,119	1.15
富山	340	418	566	546	479	0.88	275	311	520	495	499	1.01
広島	1,494	1,834	2,178	2,449	2,213	0.90	1,243	1,683	2,359	2,123	2,266	1.07
山口	621	724	1,058	1,059	792	0.75	412	718	702	996	1,149	1.15
岡山	844	832	1,030	1,191	1,169	0.98	661	797	619	1,002	1,870	1.87
鳥取	441	623	679	647	640	0.99	273	469	608	602	625	1.04
島根	323	396	549	497	477	0.96	278	333	435	485	503	1.04
福岡	3,622	4,082	5,100	6,465	6,377	0.99	2,762	3,329	4,031	5,625	6,098	1.08
佐賀	464	571	656	679	773	1.14	359	474	573	530	737	1.39
長崎	909	1,148	1,351	1,490	1,242	0.83	646	774	1,066	1,212	1,503	1.24
大分	849	1,053	1,211	1,326	1,188	0.90	687	777	975	1,294	1,235	0.95
熊本	971	1,100	1,444	1,736	1,663	0.96	546	766	1,023	1,245	1,592	1.28
鹿児島	740	888	1,104	1,305	1,494	1.14	628	779	836	1,118	1,384	1.24
宮崎	897	1,132	1,400	1,746	1,611	0.92	597	791	1,109	1,441	1,591	1.10
沖縄	656	711	897	1,099	1,367	1.24	437	594	614	932	1,081	1.16
宮城	2,865	3,363	3,804	3,376	2,564	0.76	2,312	2,921	3,253	3,331	3,118	0.94
福島	727	903	1,241	1,158	872	0.75	603	723	938	1,130	1,078	0.95
山形	923	1,032	1,324	1,228	1,076	0.88	949	1,009	1,112	1,272	1,036	0.81
岩手	1,113	1,296	1,397	1,422	926	0.65	884	1,051	1,290	1,357	1,205	0.89
秋田	1,028	983	1,156	1,190	875	0.74	833	973	1,013	1,191	1,105	0.93
青森	883	1,298	1,493	1,493	1,238	0.83	617	982	1,297	1,497	1,265	0.85
札幌	3,383	3,612	4,153	4,682	5,022	1.07	3,396	3,273	3,852	4,175	4,546	1.09
函館	654	813	805	812	645	0.79	474	621	766	772	747	0.97
旭川	619	832	941	1,112	1,074	0.97	541	681	846	915	991	1.08
釧路	716	1,032	1,248	1,403	1,366	0.97	626	791	1,073	1,295	1,309	1.01
香川	279	354	452	490	433	0.88	211	240	381	468	480	1.03
徳島	592	553	658	667	575	0.86	464	490	519	693	588	0.85
高知	390	534	706	857	660	0.77	282	422	615	710	751	1.06
愛媛	431	656	735	795	655	0.82	249	450	600	658	738	1.12
合計	73,107	85,543	107,991	117,583	109,915	0.93	62,628	70,105	84,448	101,979	110,379	1.08
19年度比(倍)	-	1.17	1.48	1.61	1.50 (46)	-	-	1.12	1.35	1.63	1.76	-

【資料25】 常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧

～旭川地方事務所～

巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成23年4月	名寄	民事法律扶助	裁判
平成23年4月	名寄	民事法律扶助事件、国選	裁判、接見、相談
平成23年4月	紋別	国選	裁判
平成23年5月	名寄	民事法律扶助事件	裁判
平成23年5月	名寄	士別市無料相談	法律相談
平成23年5月	名寄	民事法律扶助事件	裁判
平成23年7月	名寄	民事法律扶助事件	裁判
平成23年7月	名寄	民事法律扶助事件	裁判
平成23年9月	留萌	民事法律扶助事件	裁判
平成23年9月	留萌	民事法律扶助事件	裁判
平成23年10月	留萌	民事法律扶助事件	裁判
平成23年12月	留萌	民事法律扶助事件	裁判
平成23年12月	紋別	国選	接見
平成24年1月	紋別	国選	接見
平成24年2月	紋別	国選	裁判

【資料26】国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方 事務所	平成23年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	615	662	703	593	506	596	724	714	493	540	620	653	7,419
多摩	189	194	172	156	143	170	204	206	122	136	179	176	2,047
神奈川	237	337	355	262	238	297	303	336	210	264	269	241	3,349
川崎	42	80	66	57	34	59	51	61	49	40	53	42	634
小田原	53	57	66	46	38	54	58	55	33	35	47	36	578
埼玉	322	282	318	300	259	229	325	348	249	246	258	326	3,462
川越	73	69	64	65	40	52	60	58	44	49	59	63	696
千葉	294	322	360	331	261	275	282	297	242	257	302	255	3,478
松戸	34	64	65	56	43	48	42	67	50	54	77	64	664
茨城	110	127	148	112	83	133	143	122	93	78	119	96	1,364
栃木	132	135	158	108	117	141	148	113	111	110	102	97	1,472
群馬	102	94	102	106	102	134	162	115	102	72	104	86	1,281
静岡	46	81	93	76	50	67	77	79	50	45	51	49	764
沼津	55	84	86	54	50	70	106	61	29	59	64	47	765
浜松	60	72	99	49	57	68	100	78	59	61	48	35	786
山梨	30	37	19	30	33	32	30	18	28	27	35	28	347
長野	66	58	62	69	41	65	80	63	56	55	76	43	734
新潟	54	84	128	88	59	130	79	70	42	65	54	66	919
大阪	497	587	586	493	472	625	710	545	429	460	559	497	6,460
京都	123	184	198	154	135	123	202	166	119	115	128	117	1,764
兵庫	97	146	164	117	130	105	150	137	103	118	124	106	1,497
阪神	57	56	79	51	52	59	63	61	47	55	73	47	700
姫路	48	65	63	53	56	47	53	76	68	55	53	54	691
奈良	54	77	75	61	59	80	64	69	31	60	71	64	765
滋賀	62	64	119	79	48	83	120	70	65	44	66	70	890
和歌山	63	75	58	66	46	43	47	55	50	42	34	39	618
愛知	245	292	302	269	267	262	330	270	186	230	266	236	3,155
三河	81	116	105	102	82	79	83	83	56	82	94	104	1,067
三重	62	64	83	76	76	67	83	84	55	59	81	49	839
岐阜	59	73	92	73	62	57	71	79	52	64	70	54	806
福井	22	31	33	38	35	40	46	24	16	13	25	22	345
石川	38	22	46	44	34	42	52	37	27	27	36	27	432
富山	18	22	29	23	13	36	42	24	12	21	21	29	290
広島	147	145	151	138	123	118	161	145	116	128	137	148	1,657
山口	46	63	74	70	58	72	70	66	74	55	70	79	797
岡山	91	112	134	113	98	103	128	126	86	92	106	91	1,280
鳥取	16	26	30	19	25	25	24	24	20	18	15	13	255
島根	26	30	35	35	25	34	32	29	11	29	20	26	332
福岡	216	228	266	271	210	230	254	251	185	196	219	217	2,743
北九州	78	103	96	99	73	94	89	87	60	66	74	78	997
佐賀	49	48	60	55	40	52	78	40	40	34	54	33	583
長崎	30	38	46	47	43	41	51	54	29	27	33	44	483
大分	39	36	59	40	36	31	46	35	35	36	40	35	468
熊本	57	92	139	68	80	89	143	73	56	57	59	44	957
鹿児島	41	47	68	65	47	50	79	62	51	35	61	48	654
宮崎	44	75	92	55	34	75	102	65	40	58	65	46	751
沖縄	79	104	126	104	85	104	122	97	103	79	88	66	1,157
宮城	25	75	116	117	83	95	133	90	77	82	122	93	1,108
福島	65	63	104	94	63	77	81	81	70	67	66	69	900
山形	34	46	45	48	48	48	37	36	40	32	30	43	487
岩手	17	38	27	56	28	29	59	28	45	35	30	36	428
秋田	33	33	43	39	39	44	34	28	26	21	24	14	378
青森	45	33	52	62	53	44	42	40	31	38	41	35	516
札幌	138	166	215	167	152	168	192	165	132	105	139	138	1,877
函館	29	34	32	22	30	26	25	27	17	20	28	13	303
旭川	29	39	35	28	27	29	37	33	13	23	24	20	337
釧路	30	37	55	46	32	35	40	42	23	30	31	25	426
香川	56	70	57	53	50	37	53	57	43	38	55	45	614
徳島	31	44	39	34	37	19	36	39	26	19	21	22	367
高知	37	61	85	60	34	35	45	66	27	38	35	28	551
愛媛	42	59	90	61	58	63	65	58	50	69	64	46	725
合計	5,610	6,658	7,467	6,323	5,432	6,235	7,348	6,585	4,904	5,165	5,969	5,513	73,209

(注) 集計日（平成24年4月23日）時点の件数。

【資料27】 国選弁護事件受理件数（被告人）

地方 事務所	平成23年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	732	685	831	821	741	558	712	776	734	665	615	767	8,637
多摩	100	148	136	107	120	96	130	119	131	98	109	107	1,401
神奈川	145	191	220	183	159	154	184	217	205	130	163	185	2,136
川崎	26	50	46	42	37	39	34	48	37	35	29	34	457
小田原	38	40	40	34	34	35	43	44	44	35	26	32	445
埼玉	141	164	192	188	166	150	152	194	211	156	112	76	1,902
川越	38	52	53	46	51	51	40	58	49	37	19	14	508
千葉	159	197	241	224	226	197	189	237	240	165	189	222	2,486
松戸	31	36	48	51	44	29	34	40	43	37	37	47	477
茨城	101	104	181	132	107	116	132	153	161	104	106	115	1,512
栃木	89	122	124	108	74	108	100	117	126	95	86	95	1,244
群馬	67	143	100	81	90	76	110	116	110	67	61	75	1,096
静岡	36	45	53	69	43	39	58	50	54	37	55	36	575
沼津	49	41	73	54	45	52	63	79	43	32	42	50	623
浜松	50	44	70	60	37	51	65	64	59	44	37	38	619
山梨	44	31	44	31	29	34	38	32	37	41	28	46	435
長野	69	65	89	81	62	63	88	85	108	96	72	57	935
新潟	66	53	105	95	48	79	83	70	82	72	41	58	852
大阪	571	590	660	572	603	609	710	686	659	508	601	697	7,466
京都	105	113	157	150	116	108	138	128	146	138	98	107	1,504
兵庫	101	109	162	119	117	102	101	117	108	96	73	117	1,322
阪神	52	55	71	53	64	62	64	71	66	53	61	65	737
姫路	41	44	72	73	45	45	49	50	70	50	49	64	652
奈良	58	52	70	51	53	73	70	55	66	56	49	66	719
滋賀	51	48	74	74	39	52	84	72	73	43	39	60	709
和歌山	57	92	73	64	54	60	61	49	71	60	49	51	741
愛知	208	203	276	246	279	235	252	288	249	176	231	238	2,881
三河	72	64	81	80	101	58	72	77	86	51	77	86	905
三重	63	54	69	60	80	58	80	80	73	65	65	61	808
岐阜	45	51	76	69	67	48	58	85	74	53	53	64	743
福井	25	20	22	33	36	27	30	30	24	16	20	26	309
石川	54	23	43	40	42	58	55	45	56	55	39	47	557
富山	18	16	17	36	35	26	41	35	20	14	23	12	293
広島	120	99	133	132	121	110	114	154	160	108	126	141	1,518
山口	26	41	57	57	58	60	53	54	65	40	38	61	610
岡山	70	101	107	87	92	76	94	106	126	92	85	79	1,115
鳥取	28	25	37	23	24	29	25	30	32	26	16	15	310
島根	20	17	32	27	24	38	37	25	27	26	28	34	335
福岡	226	216	233	234	241	210	216	216	281	195	176	200	2,644
北九州	58	70	67	83	72	71	66	62	86	74	45	62	816
佐賀	51	29	58	37	32	40	36	53	41	30	30	45	482
長崎	30	30	49	34	56	40	44	45	57	33	41	43	502
大分	30	41	52	62	51	32	44	51	53	54	44	45	559
熊本	53	67	94	92	75	60	92	90	76	56	49	61	865
鹿児島	49	42	55	56	50	48	35	58	63	52	39	49	596
宮崎	26	47	62	43	42	37	59	56	61	30	56	47	566
沖縄	68	90	97	77	74	65	82	90	127	84	65	73	992
宮城	52	46	88	124	96	67	84	86	88	76	72	61	940
福島	63	57	80	88	70	69	83	78	85	57	64	57	851
山形	26	43	35	35	42	38	38	17	46	23	25	43	411
岩手	19	23	35	34	38	30	43	36	46	35	23	42	404
秋田	27	42	43	36	37	41	41	38	35	41	14	32	427
青森	65	42	52	65	50	53	58	36	62	35	38	45	601
札幌	121	131	176	148	113	143	140	130	136	79	124	135	1,576
函館	11	29	27	19	19	14	14	13	22	13	20	13	214
旭川	18	14	23	25	26	21	22	28	19	13	19	19	247
釧路	25	28	44	50	28	36	37	48	28	26	19	28	397
香川	92	75	76	67	77	57	70	74	85	83	75	87	918
徳島	32	35	29	27	36	27	37	33	51	34	20	27	388
高知	52	60	63	71	51	59	50	61	50	50	33	41	641
愛媛	48	59	79	67	49	57	74	70	97	57	48	58	763
合計	5,008	5,344	6,552	6,027	5,588	5,176	5,908	6,205	6,420	4,902	4,786	5,458	67,374

（注） 被告人の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。従って上記は集計日（平成24年4月23日）時点の件数である。

【資料28】常勤弁護士就職説明会等実施状況

日本弁護士連合会、単位弁護士会における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1	平成23年9月	東京都	司法試験合格者	200人
2	10月	大阪府	司法試験合格者	150人
3	10月	東京都	司法試験合格者	200人
4	平成24年1月	北海道	司法修習生	40人
5	1月	宮城県	司法修習生	60人
6	1月	兵庫県	司法修習生	50人
7	2月	広島県	司法修習生	90人
司法研修所における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
8	平成23年8月	埼玉県	司法修習生	80人
大手司法試験予備校における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
9	平成23年9月	東京都	司法試験合格者	100人
10	9月	東京都	司法試験合格者	100人
11	10月	東京都	司法試験合格者	50人
12	11月	東京都	司法試験合格者	50人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
13	平成23年9月	東京都	司法試験合格者・法科大学院生・弁護士	180人
14	11月	大阪府	司法試験合格者	90人
15	11月	東京都	司法修習生	40人

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも、随時実施している。

※ 参加者数については、配布資料部数としているところもあるので、実際の参加者と相違する場合もある。

【資料29】平成23年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数	
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	平成23年9月12日～9月16日	9名	
2			平成23年10月4日～10月8日	7名	
3		大阪地方事務所	平成23年9月12日～9月16日	3名	
4			平成23年10月17日～10月21日	3名	
5	法テラス中規模型事務所修習	千葉地方事務所	平成23年9月12日～9月22日	1名	
6		福岡地方事務所	平成23年8月23日～8月27日	6名	
7	法テラス小規模型事務所修習	静岡地方事務所	平成23年8月9日～9月2日	2名	
8		静岡地方事務所沼津支部	平成23年9月12日～9月16日	2名	
9		静岡地方事務所浜松支部	平成23年9月12日～9月16日	2名	
10		和歌山地方事務所	平成23年8月1日～8月19日	1名	
11			平成23年8月22日～9月9日	1名	
12		三重地方事務所	平成23年10月17日～10月21日	1名	
13		滋賀地方事務所	平成23年10月4日～10月8日	1名	
14		島根地方事務所	平成23年9月26日～9月30日	1名	
15		釧路地方事務所	平成23年9月5日～9月9日	1名	
16		長崎地方事務所	平成23年10月18日～10月22日	2名	
17		沖縄地方事務所	平成23年10月17日～10月21日	2名	
18		香川地方事務所	平成23年9月26日～10月7日	2名	
19		愛媛地方事務所	平成23年8月22日～8月26日	2名	
20		法テラス過疎地型事務所修習	佐渡地域事務所	平成23年8月1日～8月5日	1名
21				平成23年10月3日～10月7日	1名
22			南和地域事務所	平成23年7月29日～8月4日	1名
23			倉吉地域事務所	平成23年7月29日～8月11日	1名
24				平成23年9月26日～10月7日	1名
25			対馬地域事務所	平成23年7月29日～8月11日	1名
26	八戸地域事務所		平成23年10月11日～10月21日	2名	
27	安芸地域事務所		平成23年10月17日～10月21日	1名	
28	須崎地域事務所		平成23年8月1日～8月5日	1名	
29			平成23年10月3日～10月7日	1名	
30	熊谷地域事務所		平成23年10月11日～10月28日	1名	
31	法テラス扶助国選型事務所修習	佐世保地域事務所	平成23年9月12日～9月16日	1名	
32			平成23年11月7日～11月11日	1名	

【資料30】平成23年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

番号	法科大学院名	受入先事務所	受入時期	受入人数	
1	青山学院大学法科大学院	東京地方事務所	平成24年2月27日～3月9日	1名	
2	大阪学院大学法科大学院	兵庫地方事務所阪神支部	平成23年8月29日～8月31日	1名	
3			平成23年9月1日～9月2日		
			平成23年9月20日～9月22日		
			平成23年9月26日～9月27日		
3			平成23年9月28日～9月30日	1名	
			平成23年10月6日～10月7日		
			平成23年11月4日		
4	学習院大学法科大学院	千葉地方事務所	平成23年8月22日～9月2日	1名	
5	慶應義塾大学法科大学院	東京地方事務所	平成23年8月8日～8月12日	1名	
6			平成23年8月22日～8月26日	1名	
7			平成23年9月5日～9月9日	1名	
8		東京地方事務所多摩支部	平成23年9月9日～9月15日	1名	
9		千葉地方事務所	平成23年9月5日～9月16日	1名	
10		静岡地方事務所	平成23年8月8日～8月12日	1名	
11		静岡地方事務所浜松支部	平成23年8月22日～8月26日	1名	
12		宮古地域事務所	平成23年8月22日～8月26日	1名	
13		佐渡地域事務所	平成23年9月5日～9月9日	1名	
14		函館地方事務所	平成23年8月29日～9月2日	1名	
15		旭川地方事務所	平成23年8月22日～8月26日	1名	
16		福島地方事務所	平成23年8月22日～8月26日	1名	
17		魚津地域事務所	平成23年8月29日～9月2日	1名	
18		兵庫地方事務所阪神支部	平成23年9月5日～9月16日	1名	
19		鳥取地方事務所	平成23年8月29日～9月2日	1名	
20		福岡地方事務所	平成23年8月29日～9月2日	1名	
21		福岡地方事務所北九州支部	平成23年8月26日～9月6日	1名	
22		五島地域事務所	平成23年9月5日～9月9日	1名	
23		上智大学法科大学院	三重地方事務所	平成23年8月22日～8月26日	1名
24			奄美地域事務所	平成23年8月22日～8月26日	1名
25		専修大学法科大学院	千葉地方事務所	平成23年9月20日～9月28日	1名
26		創価大学法科大学院	東京地方事務所	平成23年8月8日～8月12日	1名
27	名古屋大学法科大学院	愛知地方事務所	平成23年8月22日～8月26日	1名	
28			平成23年9月5日～9月9日	1名	
29		愛知地方事務所三河支部	平成23年8月22日～9月5日	1名	
30	新潟大学法科大学院	長野地方事務所	平成23年8月29日～9月2日	1名	
31		群馬地方事務所	平成23年8月25日～9月2日	1名	
32	一橋大学法科大学院	牛久地域事務所	平成23年8月22日～8月26日	1名	
33	法政大学法科大学院	東京地方事務所	平成23年8月1日～8月5日	1名	
34		栃木地方事務所	平成23年8月23日～8月28日	1名	
35	明治大学法科大学院	東京地方事務所	平成23年8月22日～9月2日	1名	
36			平成23年8月29日～9月9日	1名	
37		千葉地方事務所	平成23年8月8日～8月19日	1名	
38	琉球大学法科大学院	沖縄地方事務所	平成23年9月26日～9月30日	1名	

【資料31】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

	平成21年(4月1日)	平成22年(4月1日)	平成23年(4月1日)	平成24年(4月1日)
東京	229	269	321	335
神奈川	25	49	78	79
埼玉	28	30	34	34
千葉	43	43	56	102
茨城	31	39	43	49
栃木	22	22	31	40
群馬	25	25	25	25
静岡	34	34	38	52
山梨	15	15	14	27
長野	42	76	76	75
新潟	33	33	47	51
大阪	93	90	91	97
京都	51	84	94	104
兵庫	59	64	63	66
奈良	11	20	21	21
滋賀	10	10	10	17
和歌山	28	28	29	36
愛知	60	71	81	106
三重	32	32	31	31
岐阜	17	21	22	36
福井	22	21	23	33
石川	28	28	27	32
富山	11	11	11	11
広島	10	11	12	22
山口	16	16	16	16
岡山	29	29	27	42
鳥取	11	11	10	21
島根	14	13	16	17
福岡	149	177	187	196
佐賀	28	30	32	27
長崎	15	15	24	28
大分	14	30	42	49
熊本	14	18	26	27
鹿児島	29	29	27	28
宮崎	19	19	19	27
沖縄	12	11	11	11
宮城	20	19	24	31
福島	21	21	27	35
山形	20	20	19	30
岩手	28	28	27	26
秋田	32	33	32	32
青森	4	20	21	22
札幌	28	41	44	81
函館	14	13	12	16
旭川	5	6	5	7
釧路	17	17	17	19
香川	23	37	26	28
徳島	23	23	23	36
高知	11	18	17	12
愛媛	15	19	19	19
合計	1,570	1,839	2,028	2,364

【資料32】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

	平成20年(12月1日)	平成21年(4月1日)	平成22年(4月1日)	平成23年(4月1日)	平成24年(4月1日)
東京	175	181	237	283	335
神奈川	54	67	84	106	128
埼玉	19	31	43	52	59
千葉	64	78	79	76	114
茨城	23	34	46	52	76
栃木	10	19	22	40	56
群馬	38	38	39	40	51
静岡	34	36	37	38	43
山梨	16	18	19	18	28
長野	70	51	61	78	92
新潟	30	33	45	56	69
大阪	77	85	107	125	132
京都	19	50	62	57	91
兵庫	39	41	50	58	64
奈良	13	16	43	45	52
滋賀	18	19	19	20	27
和歌山	26	26	26	28	35
愛知	76	77	79	79	110
三重	24	27	32	38	38
岐阜	16	16	19	20	27
福井	16	18	20	26	29
石川	16	16	30	30	38
富山	15	16	17	17	19
広島	19	44	52	58	88
山口	13	42	46	55	57
岡山	19	22	22	23	38
鳥取	26	23	23	21	23
島根	12	18	20	23	27
福岡	55	102	138	156	164
佐賀	29	29	30	37	37
長崎	49	59	58	60	68
大分	26	30	39	49	58
熊本	59	70	86	100	103
鹿児島	35	33	39	30	36
宮崎	34	47	52	53	84
沖縄	22	27	26	27	29
宮城	11	25	25	35	43
福島	16	19	22	23	23
山形	24	26	26	32	36
岩手	25	27	28	25	25
秋田	13	13	15	14	18
青森	2	4	20	16	24
札幌	51	52	72	72	102
函館	10	11	15	16	20
旭川	15	20	24	28	38
釧路	7	19	24	28	34
香川	19	17	19	26	28
徳島	31	29	28	29	47
高知	10	12	19	23	20
愛媛	27	31	35	35	31
合計	1,547	1,844	2,219	2,476	3,014

【資料33】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

1 法曹経験のある常勤弁護士対象

(1)内定者業務研修

<実施日:平成23年10月13日>

講義	国選弁護・付添業務について
講義	総合法律支援法の概要
講義	受託業務の概要
講義	会計事務について
講義	情報提供業務について

(2) 業務研修等

<実施日:平成23年4月26日～27日>

参加型研修	弁護戦略と公判前整理手続
講義	関係機関との連携について

<実施日:平成23年8月8日～9日(東京)、平成23年8月15日～16日(大阪)>

参加型研修	法廷弁護技術
講義	裁判員裁判における弁護活動について

<実施日:平成23年9月22日>

事例研究	犯人性を争った事件:強盗致傷
事例研究	責任能力を争った事件:放火
事例研究	情状事件(家族間事件):殺人
事例研究	情状事件(共犯事件、少年逆送事件):傷害致死

<実施日:平成23年11月8日～9日>

参加型研修	実務研修(民事編)
講義	行政ADRを活用した紛争解決について(公害紛争処理制度の活用)

2 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士対象

(1)新任業務研修

<実施日:平成24年1月19日～20日>

講義	国選弁護・付添業務について
講義	犯罪被害者支援について
講義	民事法律扶助業務の概説
講義	常勤弁護士の職務について
講義	総合法律支援法の概要
講義	受託業務の概要
講義	各種手続について(1)
講義	各種手続について(2)
講義	会計事務について
講義	情報提供業務について
講義	法テラスにおける接遇のあり方

(2) 定期基礎研修

ア 新63期常勤弁護士対象 定期基礎研修

<実施日:平成23年5月20日(東京)、5月27日(大阪) 第3回>

参加型研修	実務研修(民事編)高齢者・消費者
参加型研修	実務研修(刑事編)否認捜査
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

<実施日:平成23年6月17日(東京)、6月24日(大阪) 第4回>

参加型研修	実務研修(民事編)相続、親子関係
参加型研修	実務研修(刑事編)否認公判
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

<実施日:平成23年7月15日(東京)、7月22日(大阪) 第5回>

講義	スタッフ弁護士の役割と事務所運営
参加型研修	実務研修(民事編)労働
参加型研修	実務研修(刑事編)倫理
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

イ 新第64期常勤弁護士対象 定期基礎研修

<実施日:平成24年2月16日～17日 第1回>

参加型研修	民事実務演習(1)
参加型研修	刑事実務演習(1)
講義	弁護士倫理
参加型研修	民事実務演習(2)
参加型研修	刑事実務演習(2)
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

(3) 赴任前業務研修

<実施日:平成23年10月14日>

講義	スタッフの日常業務支援(養成事務所、赴任先事務所での業務遂行上の留意点と支援室でのサポート体制)
講義	民事法律扶助について
講義	赴任後の業務関係について
講義	裁判員裁判事件への取組みについて
講義	被災者支援について
講義	赴任前業務研修(事務員との関わり方・指導方法等について)
講義	苦情・労務管理について

3 ブロック別研修

◎関東B(東京・千葉・神奈川・静岡・長野)

<実施日:平成23年5月15日～16日>

講義	高齢者・障害者福祉の基本知識と相談の際の心構え
参加型研修	典型的な高齢者・障害者相談ロールプレーと講評ないし議論
経験交流ゼミ	常勤弁護士が扱った事件相談の報告ないし再現
経験交流ゼミ	各地における関係機関及び弁護士会との連携の活動報告及び意見交換

◎関東A(埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・新潟)

<実施日:平成23年5月27日>

講義	犯罪被害者支援について
経験交流ゼミ	刑事事件経験交流ゼミ
経験交流ゼミ	民事事件経験交流ゼミ
経験交流ゼミ	各地の事例経験交流

◎中部(愛知・三重・岐阜・福井・富山)

<実施日:平成23年5月28日>

講義	大震災に対する対応等について
講義	法テラスならではの仕事について
経験交流ゼミ	中部ブロック常勤弁護士の今後の検討課題について事例報告・検討

◎四国(香川・徳島・高知・愛媛)

<実施日:平成23年6月4日～5日>

経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	その他活動(連携等)に関する活動報告及び意見交換
講義	触法障害者支援の内容と現状の問題点について

◎近畿(大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山)

<実施日:平成23年6月10日>

講義	消費者事件実務について
経験交流ゼミ	近畿ブロック常勤弁護士間の経験交流(経験事例発表)
経験交流ゼミ	日常業務の意見交換

◎中国(広島・山口・鳥取・島根)

<実施日:平成23年6月17日>

経験交流ゼミ	過疎高齢化問題を中心に参加者から事前提出された疑問点等について
経験交流ゼミ	過疎高齢化地域の抱える高齢者障害者問題の紹介と弁護士連携のあり方を検討
参加型研修	学校現場において行われている実際の法教育授業実践及びその際の弁護士の関与の仕方について、武藤教諭と協力して行った過去の実践経験例に基づいて、実際の授業形式を実践する
講義	法教育－学校の現場と法曹(弁護士会)との連携－

◎中国(広島・山口・鳥取・島根)

<実施日:平成23年7月27日>

講義	交通事故の実務に関する講義(主に被害者側の相談・事件対応を題材に)
参加型研修	連携活動・講演活動・法廷活動等に当たった話法トレーニング

◎九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄)

<実施日:平成23年9月2日>

講義	依存症からの回復を目指して
経験交流ゼミ	日常業務について意見交換
経験交流ゼミ	刑事裁判経験交流

◎近畿(大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山)

<実施日:平成23年9月2日>

講義	行政事件の基礎
参加型研修	実践・生活保護申請同行
経験交流ゼミ	地域の関係各機関(弁護士会含む)との連携に関する実践例の発表及び検討
経験交流ゼミ	法テラス福知山・法テラス阪神・法テラス南和の事例発表
経験交流ゼミ	日常業務の意見交換

◎北海道・東北(北海道・福島・岩手・秋田・青森)

<実施日:平成23年9月9日～10日>

経験交流ゼミ	各弁護士の取り組み報告(福島・宮古を中心に)
講義	震災特有の法律問題(労働・原発・保険ほか)
経験交流ゼミ	ブロック別意見交換会
経験交流ゼミ	北海道・東北ブロック常勤弁護士の経験交流

◎中部(愛知・三重・岐阜・福井・富山)

<実施日:平成23年9月10日>

事例報告	常勤弁護士による事例報告・ケース検討
経験交流ゼミ	各事務所の取組・法テラス制度上の課題等について報告・協議

◎関東A・B(埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・新潟)(東京・千葉・神奈川・静岡・長野)

<実施日:平成23年11月18日>

経験交流ゼミ	常勤弁護士が扱った事件の報告及び意見交換
講義	薬物依存症と刑事弁護について
経験交流ゼミ	弁護士の情報提供・相談体制のあり方
経験交流ゼミ	法テラス東京地方事務所・法テラス東京法律事務所・裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士支援室等の見学

◎四国(香川・徳島・高知・愛媛)

<実施日:平成23年11月19日～20日>

経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	その他活動(連携等)に関する活動報告及び意見交換
講義	犯罪被害者の心の理解－二次的被害の防止に向けて－

◎近畿(大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山)

<実施日:平成23年11月24日>

講義	司法過疎地域での弁護士業務
経験交流ゼミ	常勤弁護士が経験した事例についての報告及び意見交換

◎中部(愛知・三重・岐阜・福井・富山)

<実施日:平成23年12月3日>

講義・事例研究	「子の引渡し」事件事務の概要及びケース研究(事例比較)
経験交流ゼミ	捜査の違法性を主張して争っている事例の報告
経験交流ゼミ	法哲学の出前授業の報告
経験交流ゼミ	債務不存在確認訴訟の事例報告
経験交流ゼミ	中部ブロック常勤弁護士間の経験交流

◎中部(愛知・三重・岐阜・福井・富山)

<実施日:平成24年2月18日>

講義	交通事故否認事件
経験交流ゼミ	国際離婚の事例報告
講義	少年院退院少年の定着支援
講義	情状弁護事件における実刑判決後、被告人が精神に異常をきたした場合の処理
経験交流ゼミ	中部ブロック常勤弁護士間の経験交流

◎関東A(埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・新潟)

<実施日:平成24年2月24日>

講義	高齢者支援
経験交流ゼミ	刑事事件、民事事件経験交流ゼミ

◎近畿(大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山)

<実施日:平成24年3月2日>

講義	身体拘束からの開放に関する実務的な問題について
経験交流ゼミ	常勤弁護士が経験した事例についての報告及び意見交換

◎中国(広島・山口・鳥取・島根)

<実施日:平成24年3月2日>

講義	民事執行・民事保全の実務
講義	労働事件(労働者側)の実務

◎北海道・東北(北海道・福島・岩手・秋田・青森)

<実施日:平成24年3月16日～17日>

講義	後見業務における福祉機関等と弁護士の連携
経験交流ゼミ	活動等報告及び質疑応答
講義	スタッフ間の情報交換

【資料34】平成23年度地方協議会開催一覧

番号	地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
1	東京	平成23年11月7日	13:30～16:30	業務実績報告、制度説明、スタッフ弁護士の紹介、活動概要、グループ討議、施設見学	17名
2		平成24年1月26日	14:00～16:30	関係機関との連携におけるスタッフ弁護士の役割について(高齢者・障害者・長期入院患者、刑事施設被收容者、民事法律扶助対象外の外国人の抱える問題の相談に対して、スタッフ弁護士より、関係機関との連携の実例を紹介)	121名
3	東京 (多摩支部)	平成24年2月6日	13:30～15:30	活動報告、意見交換会「地域において法テラスの求められているものは何か」	60名
4	神奈川 (川崎支部)	平成23年11月8日	14:00～16:10	基調講演「児童虐待について」(法テラス川崎副支部長 古澤真尋)及び「自転車による交通事故について」(法テラス川崎副支部長 伊藤諭)、質疑応答	30名
5	神奈川	平成23年11月18日	14:30～17:00	基調報告(各基調報告者)、質疑・意見交換	65名
6	神奈川 (小田原支部)	平成23年11月22日	15:00～16:30	基調報告「生活保護制度の概要について」(小田原市福祉政策課 石黒純)及び「法テラスを介したDV事件の進め方」(法テラス小田原支部長 町川智康)、質疑応答	28名
7	埼玉	平成23年10月27日	13:30～16:00	平成22年度事業実績報告、基調報告「東日本大震災と法テラスの役割」(法テラス川越法律事務所常勤弁護士 岡本卓夫)、パネルディスカッション「県内における被災者支援の現状」	60名
8	埼玉 (川越支部)	平成23年11月29日	14:30～16:00	法テラスの各業務について、スタッフ弁護士の業務について、意見交換	33名
9	千葉	平成23年7月25日	14:30～16:30	高齢者・障害者向け出張法律相談(無料)の運用開始について	45名
10	茨城	平成23年10月26日	13:30～15:30	法テラスの業務報告、意見交換(事前に行ったアンケートへの回答等)	93名
11	栃木	平成24年2月6日	14:00～16:00	法テラスの組織と業務の概要、開業からこれまでの法テラス栃木の業務実績、「法テラスと関係機関団体との連携協力関係のあり方について～離婚問題を中心に」(コーディネーター 杉田副所長)	14名
12	群馬	平成23年11月8日	13:30～16:00	業務説明、法テラスを紹介する際の注意事項、協議内容について、事務所内見学等	65名
13	静岡 (浜松支部)	平成24年2月6日	14:00～15:30	業務報告、新任常勤弁護士等紹介、民事法律扶助制度の説明及び利用方法。事前アンケート回答等に基づく質疑応答。	68名
14	静岡 (沼津支部)	平成24年2月16日	14:00～16:00	法テラス沼津業務件数等報告、寸劇「法テラスの利用法」ある家事事件を通して、意見交換、質疑応答	49名
15	静岡	平成24年2月24日	14:00～16:30	業務報告、基調講演「東海地震：想定される災害について」及び「東日本大震災への法テラスの取組について」、災害対策に関する報告、質疑応答	54名
16	山梨	平成23年10月20日	14:00～16:45	業務報告、講演「外国人の法的地位その他諸問題」、関係機関・団体による取組の紹介、意見交換・質疑応答	65名
17	長野	平成23年11月15日	13:30～15:30	常勤弁護士の講話「社会的弱者の支援活動を体験し弁護士として感じること」、法テラスの支援制度について	28名
18	新潟	平成23年11月1日	13:30～15:30	業務報告、民事法律扶助制度の概要並びにその中における生活保護受給者及び東日本大震災被災者に係る運用について、各相談窓口の近況、質疑・意見交換	22名
19	大阪	平成23年12月13日	15:00～17:00	現状報告(情報提供、犯罪被害者支援、民事法律扶助、国選弁護等関連、日弁連委託援助業務について)、意見交換、質疑応答	53名
20	京都	平成23年12月12日	14:30～16:30	活動概況、講演「地方における法律家の役割」(本部非常勤職員・可児法律事務所所長 太田晃弘)、質疑応答・意見交換	24名
21	兵庫	平成24年2月16日	13:30～16:00	活動実績報告、スタッフ弁護士活動報告(前法テラス阪神法律事務所所長 弁護士 徳山育弘)、意見交換及び質疑応答(テーマ「司法過疎対策等について」)	79名
22	奈良	平成24年2月17日	14:00～15:30	講演会及び説明会「社会的弱者の地域生活を支えるための「司法ソーシャルワーク」の可能性(社会福祉士・弁護士 太田晃弘)	96名
23	滋賀	平成24年2月23日	14:00～16:00	業務状況説明、関係機関からの席上報告①滋賀県消費生活センター「センターの取組や最近の相談状況等について」、②滋賀県健康福祉部健康福祉政策課「東日本大震災による避難者の受入・相談状況等について」、事前アンケートを基にした関係機関・団体との意見交換会	53名
24	和歌山	平成23年10月13日	13:30～15:30	基調講演「多重債務者(貧困)救済へ向けての連携について」(和歌山弁護士会長 由良登信)、法テラス利用の勧め、事前アンケートに基づく今後の連携のあり方等、意見交換	69名
25		平成24年1月24日	13:30～15:30	新任常勤弁護士の挨拶、法テラス利用の勧め、基調講演「法テラスと被災者支援について」(佐々木 文 本部第一事業部長)、今後の連携のあり方、意見交換	21名
26	愛知	平成23年11月22日	13:30～16:00	高齢者・障害者をめぐる法的トラブルへのアプローチ(三河地区)、平成23年度実績報告及び事業内容の説明、スタッフ弁護士が取組んだ事例の説明	50名
27		平成24年1月19日	13:30～16:30	高齢者または障害者の援助を行う関係機関との意見交換	71名
28	三重	平成23年11月18日	14:00～	業務実績報告、業務説明及び情報提供業務を中心とした各機関との連携についての意見交換	11名

番号	地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
29	岐阜	平成23年11月18日	13:30～15:30	情報提供、民事法律扶助、スタッフ弁護士の業務説明、他の社協との連携による解決事業をスタッフ弁護士から紹介、情報提供の実施例を即興寸劇で紹介、懇談会	21名
30	福井	平成23年12月13日	13:30～15:30	法テラスの具体的な業務概要(情報提供業務・民事法律扶助業務)を説明後、質疑応答	14名
31	石川	平成23年7月15日	13:30～15:00	民事法律扶助の報告、各機関、団体の相談窓口の取組状況報告、参加機関・団体の取組状況報告	4名
32		平成23年9月13日	13:30～15:00	民事法律扶助の報告、各機関、団体の相談窓口の取組状況報告、参加機関・団体の取組状況報告	10名
33		平成23年11月15日	13:30～15:00	情報提供、民事法律扶助、犯罪被害者支援の報告、各機関、団体の相談窓口の取組状況報告	16名
34	富山	平成24年3月5日	13:30～15:00	業務状況説明(富山、魚津)、講演「高齢者消費者被害事例と対策について」(講師 弁護士 西川浩夫)	42名
35	広島	平成23年8月23日	13:00～15:30	法テラスの業務説明、法テラスの日県下一斉無料法律相談会について、東日本大震災対応	17名
36		平成23年9月6日	13:30～15:30	法テラスの業務説明、法テラスの日県下一斉無料法律相談会について、東日本大震災対応【福山】	5名
37		平成23年12月16日	13:30～15:30	関係機関の活動紹介、協議(刑事事件の各段階における各機関の被害者支援について)	10名
38		平成24年3月8日	13:30～15:30	関係機関紹介、犯罪被害者支援問題に関する事例検討	10名
39	山口	平成23年10月14日	14:00～15:30	業務説明、講演「常勤弁護士からの現場報告-今、法律の現場では何が起きているか-」、参加関係機関からのお知らせ	62名
40	岡山	平成23年7月13日	13:30～15:30	玉野市在住の民生委員・児童委員を対象とした法テラスの業務説明及び実績報告、講演「法テラスの役割と相談事例」弁護士法人岡山パブリック法律事務所長	19名
41	鳥取	平成23年12月1日	14:00～16:00	業務内容・実績報告、実際の相談の流れ(相談申込から援助決定・終結まで)、スタッフ弁護士事例報告、意見交換・質疑応答、個別相談会	19名
42	島根	平成23年6月6日	13:30～15:30	平成22年度実績活動報告、講演「成年後見制度をはじめとする高齢者福祉に関する法律制度について」	69名
43		平成23年10月24日	14:00～16:00	業務活動報告(島根地方事務所、西郷法律事務所)、意見交換会	20名
44	福岡	平成24年11月21日	14:00～16:00	業務実績報告、分科会報告・パネルディスカッション、質疑応答	84名
45		平成23年12月5日	14:00～16:00	法テラス北九州の業務及び実績について(業務説明DVD鑑賞)、常勤弁護士の活動について、民事法律扶助業務の変更点、質問について、意見交換会	65名
46	佐賀	平成23年11月16日	13:30～15:30	業務報告及び事前アンケートに基づく意見交換会	18名
47		平成24年2月9日	13:30～16:00	関係機関の業務報告並びに各種制度の広報活動の説明	18名
48	長崎	平成23年11月17日	13:30～16:30	スタッフ弁護士の活動及び実際の連携事例、司法過疎地域のスタッフ弁護士の活動報告、長崎県弁護士会高齢者委員会と弁護士会の活用の仕方を寸劇で紹介、質問・要望事項についての回答及び意見交換	62名
49	大分	平成23年7月13日	13:00～16:00	大分県内市町村相談窓口と法テラスの連携強化	14名
50		平成23年11月7日	13:00～16:00	大分県内市町村社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会と法テラスの連携強化	15名
51		平成24年2月22日	13:00～16:00	地域包括支援センターと法テラスの連携強化	48名
52	熊本	平成23年12月9日	14:00～16:00	情報提供業務について、窓口対応専門職員による事例検討	63名
53	鹿児島	平成24年2月17日	13:30～15:30	業務説明、鹿児島大学大学院司法政策研究科米田憲市教授講演「国民生活の「質」と司法制度の「質」、意見交換	82名
54	宮崎	平成23年12月14日	14:00～16:00	業務説明及び意見交換(法テラスの業務全般について、生活再建と法テラス、質疑及び関係機関との連携・協力等について)	28名
55		平成24年12月21日	14:00～16:00	法テラスの業務全般について、生活再建と法テラス、質疑及び関係機関との連携・協力等について	11名
56		平成24年1月25日	14:00～16:00	法テラスの業務全般について、生活再建と法テラス、成年後見制度と法テラス、質疑及び関係機関との連携・協力等について	57名

番号	地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
57	沖縄	平成24年2月28日	13:30～15:45	パネルディスカッション～関係機関との連携強化に向けて～(法テラスの使い方の説明、高齢者・障害者の司法アクセス・意見交換)	34名
58	宮城	平成24年2月13日	13:30～15:30	弁護士による講演「東日本大震災と復興」、業務内容と実績の報告、意見交換(各関係機関との連携強化の方案について)	64名
59	福島	平成23年9月22日	13:00～15:00	大震災を踏まえた被災者支援(原簿補償等)	34名
60	山形	平成23年11月16日	14:00～16:00	業務報告、情報提供事例報告、法テラスが行う犯罪被害者支援業務、講演「DV被害者支援事例報告」(山形弁護士会 青柳紀子 弁護士)	51名
61		平成23年11月18日	13:30～15:15	第3回庄内地区地方協議会。業務報告、情報提供事例報告、法テラスが行う犯罪被害者支援業務、講演「DV被害者支援事例報告」(山形弁護士会 青柳紀子 弁護士)	19名
62		平成23年12月2日	15:00～16:30	第2回置賜地区地方協議会。業務報告、情報提供事例報告、法テラスが行う犯罪被害者支援業務、講演「DV被害者支援事例報告」(山形弁護士会 青柳紀子 弁護士)、講演「法テラスと被災者支援」(本部第一事業部長 佐々木 文)	16名
63	岩手	平成24年11月9日	14:00～16:20	業務報告、協議事項「震災後の段階に応じた情報提供、法律相談のあり方について」、「震災に関し法テラスに期待する活動について」	45名
64	秋田	平成23年11月9日	13:30～15:00	業務状況の説明、政府インターネットテレビ「法的トラブルの強い味方法テラス」上映、スタッフ弁護士による事例紹介、法テラス秋田の利用方法の説明	54名
65	青森	平成23年10月21日	14:00～16:00	法テラスの業務説明、事業実績報告及び活動状況等説明	47名
66	札幌	平成23年10月4日	13:30～15:30	分科会(情報提供1グループ・民事法律扶助2グループ・犯罪被害者支援1グループ)による討議	79名
67	函館	平成23年10月26日	13:30～15:30	業務報告(函館地方事務所、江差法律事務所、函館法律事務所)、関係機関・団体との連携・協力関係について、関係機関・団体等参加者との意見交換	96名
68	旭川	平成23年10月11日	14:00～16:00	質疑・要望・意見交換等を中心とした形式 DVD上映「法的解決への総合案内所(平成22年3月制作)」	47名
69	釧路	平成23年10月13日	14:00～16:00	十勝管内、業務報告、関係機関・団体との連携及び法教育に関する意見交換、DVD上映「法テラス 法的解決への総合案内所」	18名
70		平成23年10月26日	13:00～15:00	北見・網走管内、業務報告、関係機関・団体との連携及び法教育に関する意見交換、DVD上映「法テラス 法的解決への総合案内所」	23名
71		平成23年11月17日	14:00～16:00	釧路・根室管内、業務報告、関係機関・団体との連携及び法教育に関する意見交換、DVD上映「法テラス 法的解決への総合案内所」	41名
72	香川	平成24年2月21日	13:30～15:30	業務内容説明、高松市、小豆島、直島、県東部の社会福祉協議会担当者との懇談会	8名
73	徳島	平成23年10月28日	13:30～15:30	業務解説、業務報告、仙台コールセンター長による講演「法テラスにおけるコールセンターの役割～情報提供最前線の現場より～」、意見交換	73名
74	高知	平成23年5月10日	12:15～	住居確保のための保証人問題 家賃の滞納予防について	6名
75		平成23年5月27日	13:30～	地域生活定着支援事業概要紹介と地域生活定着支援センター設立準備状況報告について、地域生活定着支援センター開設後の関係機関との連携方法について	37名
76		平成23年6月10日	12:15～	住居確保のための保証人問題	5名
77		平成23年6月21日	15:00～	地方相談会の実施についての日程調整等打合せ 犯罪被害者等早期援助団体設立に向けての進捗状況等	19名
78		平成23年7月13日	13:30～	NPO法人やどかりサポートについて報告(視察者の森本司法書士)、リカバリーサポート準備について	6名
79		平成23年8月24日	13:30～	リカバリーサポート事業準備協議会(高知県健康生会が取り次いだ住宅保証実績情報を集約、分類、統計をまとめ、法人立上げのたたき台作成)	8名
80		平成23年9月9日	17:30～	刑事弁護関係(裁判員裁判について)、講義形式等(講師:駿河台大学法科大学院教授 青木孝之)	55名
81		平成23年10月13日	13:30～	安芸地域、地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、関係機関との連携のあり方、要望、法テラス契約弁護士及び契約司法書士の活用方法、狭い地域における利益相反関係の捉え方	17名
82		平成23年10月19日	13:30～	高知地域、地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、関係機関との連携のあり方、要望、法テラス契約弁護士及び契約司法書士の活用方法、狭い地域における利益相反関係の捉え方	37名
83		平成23年10月25日	13:30～	四万十地域、地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、関係機関との連携のあり方、要望、法テラス契約弁護士及び契約司法書士の活用方法、狭い地域における利益相反関係の捉え方	19名
84		平成23年10月27日	13:30～	須崎地域、地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、関係機関との連携のあり方、要望、法テラス契約弁護士及び契約司法書士の活用方法、狭い地域における利益相反関係の捉え方	16名

番号	地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
85		平成23年11月9日	13:30～	リカバリーサポート事業準備協議会(高知県健全生会が取次いだ住宅保障実績情報を集約、分類、統計をまとめ、事業主体となる組織の選定等についての継続協議)	6名
86		平成23年12月22日	15:00～	リカバリーサポート事業準備協議会(機関保障制度設計(対象者、利用要件、保証内容、運用骨子等))	7名
87		平成24年1月23日	13:30～	社会的包摂事業設置準備の関係機関地方協議会(協議会名称変更)厚生労働省社会・援護局が実施する社会的包摂ワンストップ相談支援事業による地域センター設置を図るための関係機関連携協議	22名
88		平成24年2月15日	13:30～	厚生労働省社会・援護局が実施する社会的包摂ワンストップ相談支援事業による地域センター設置を図るための関係機関連携協議(関係機関拡大)	22名
89		平成24年2月16日	15:00～	リカバリーサポート事業準備協議会(NPO法人設立準備委員会設置について、役員選出、定款等作成、助成手続申請等)	7名
90		平成24年3月15日	15:00～	リカバリーサポート事業準備協議会(NPO法人設立準備委員会設置について、会計管理方法について等)	12名
91		平成24年3月27日	13:30～	厚生労働省社会・援護局が実施する社会的包摂ワンストップ相談支援事業による地域センター設置を図るための関係機関連携協議(関係機関拡大)、平成24年3月11日当該事業稼働開始後の報告及び今後の見通し	22名
92	愛媛	平成23年10月11日	13:00～16:30	講演「法テラスの現状と課題」(講師:大川 真郎 理事)	92名

## 平成23年度地方協議会参考事例一覧

埼玉	法テラス川越法律事務所岡本卓夫常勤弁護士による基調報告「東日本大震災と法テラスの役割」を行った。パネルディスカッションにおいては「県内における被災者支援の現状」をテーマに被災者支援に対する関係機関との連携について説明を行った。
千葉	高齢化社会を取巻く問題について、成年後見制度を始めとする高齢者福祉に関する法律制度をテーマに掲げ、県弁護士会から「高齢者・障害者の権利に関する委員会」委員長に出席を要請するなど、利用者の意見が反映されるような人選を行った。
茨城	事前に行ったアンケートを基に意見交換を行い、議論を深めた。76団体93名の参加者であった。
群馬	事務所内見学を行い、法テラスの設備、業務を実地に見せることで相互理解を深めた。
静岡	静岡県地震防災センターによる基調講演「東日本大震災から学ぶ新しい東海地震像」を行った。本部第一事業部佐々木部長から、関係機関に対して「法テラスと被災者支援」について東日本大震災被災者への法テラスの活動状況を説明し、震災面からの連携について協議した。
浜松	事前に行ったアンケートを基に意見交換を行い、議論を深めた。新任常勤弁護士等紹介の機会を設けた。
沼津	寸劇「法テラスの利用法・ある家事事件を通して」を通じて法テラスの利用法等につき、理解しやすく発表した。
新潟	東日本大震災被災者に係る民事法律扶助制度の運用を取り上げ、法テラスが立て替えられる費用の範囲、立替金の償還、免除について通常の被援助者、生活保護受給者と比較して説明を行った。
滋賀	避難されている方の今後の生活再建を中心に滋賀県健康福祉部健康福祉政策課から、「東日本大震災による避難者の受入・相談状況等について」のテーマについて説明があった。事前アンケートを基にした関係機関・団体との意見交換会において、対応不能な案件の紹介等につき協議し、情報提供業務における今後の連携の在り方について課題を見いだした。
和歌山	協議会の議題である多重債務に関する事前アンケートを71団体に対し送付し、47団体から回収した。協議会では事前に行ったアンケートを基に意見交換を行い、今後の連携の在り方を模索した。事後にもアンケートを実施し、意見の集約に努めた。
岐阜	社会福祉協議会との連携による解決事案を常勤弁護士から紹介した。情報提供の実施例を即興寸劇で紹介するなど、法テラスでの法律相談の流れについて説明を工夫した。協議会は新聞（岐阜新聞）に掲載された。
石川	加賀、能登、金沢地区の3地区に分け、地区ごとに地方協議会を開催した。
広島	社会福祉協議会に対して、ワンストップサービスを行う広島県災害復興支援士業連絡会の活動状況等について、説明を行った。
島根	司法過疎地域である隠岐の島での開催が新聞（山陰中央新報）に掲載された。
佐賀	業務報告のほかに事前に行ったアンケートを基に民生児童委員との意見交換を行った。また、別の日程で関係機関の業務報告並びに各種制度の広報活動の説明を行い、複数回の実施に取り組んだ。

長崎	常勤弁護士の活動及び実際の連携事例、司法過疎地域の常勤弁護士の活動報告に加え、長崎県弁護士会高齢者擁護委員会と共に弁護士会の利用について寸劇を行った。
宮崎	県北、県西、県央の3地区に分け、地区ごとに地方協議会を開催した。
宮城	弁護士による講演「東日本大震災と復興」を実施した。各関係機関との連携強化の方策について意見交換を行い、復興に向けて前進した。
福島	大震災を踏まえた被災者支援（原発補償等）を議題に掲げ、弁護士会が行う、被害者救済センターや原発ADRについて説明し、原発補償、二重ローンについて意見を交換した。
山形	山形弁護士会青柳紀子弁護士による講演「DV被害者支援事例報告」のほか、本部佐々木第一事業部長による「法テラスと被災者支援」と題する講演を行った。
岩手	「震災後の段階に応じた情報提供、法律相談の在り方について」、「震災に関し法テラスに期待する活動について」に関する協議を行い、震災問題に正面から取り組んだ。
札幌	分科会（情報提供1グループ・民事法律扶助2グループ・犯罪被害者支援1グループ）による討議を行った。
徳島	コールセンター長による講演「法テラスにおけるコールセンターの役割～情報提供最前線の現場より～」を行った。
釧路	法教育に関する意見交換等につき、十勝管内、北見・網走管内、釧路・根室管内の3地区に分け、地区ごとに地方協議会を開催した。DVD「法テラス 法的解決への総合案内所」上映し、視聴覚素材も活用した分かりやすい説明を行った。
高知	司法過疎地域である須崎、安芸、中村地域での協議会開催のほか、リカバリーサポート事業（高知県健生会が取り次いだ住宅保障実績情報をまとめ、法人を設置する）、厚生労働省社会・援護局が実施する社会的包摂ワンストップ相談支援事業による地域センター設置を図るための関係機関連携協議を地方協議会と位置付けて、関係機関と継続して年18回の協議会を実施した。
愛媛	大川真郎常務理事による「法テラスの現状と課題」についての講演を実施した。

【資料36】

## 平成23年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧

### 1 工夫されている点

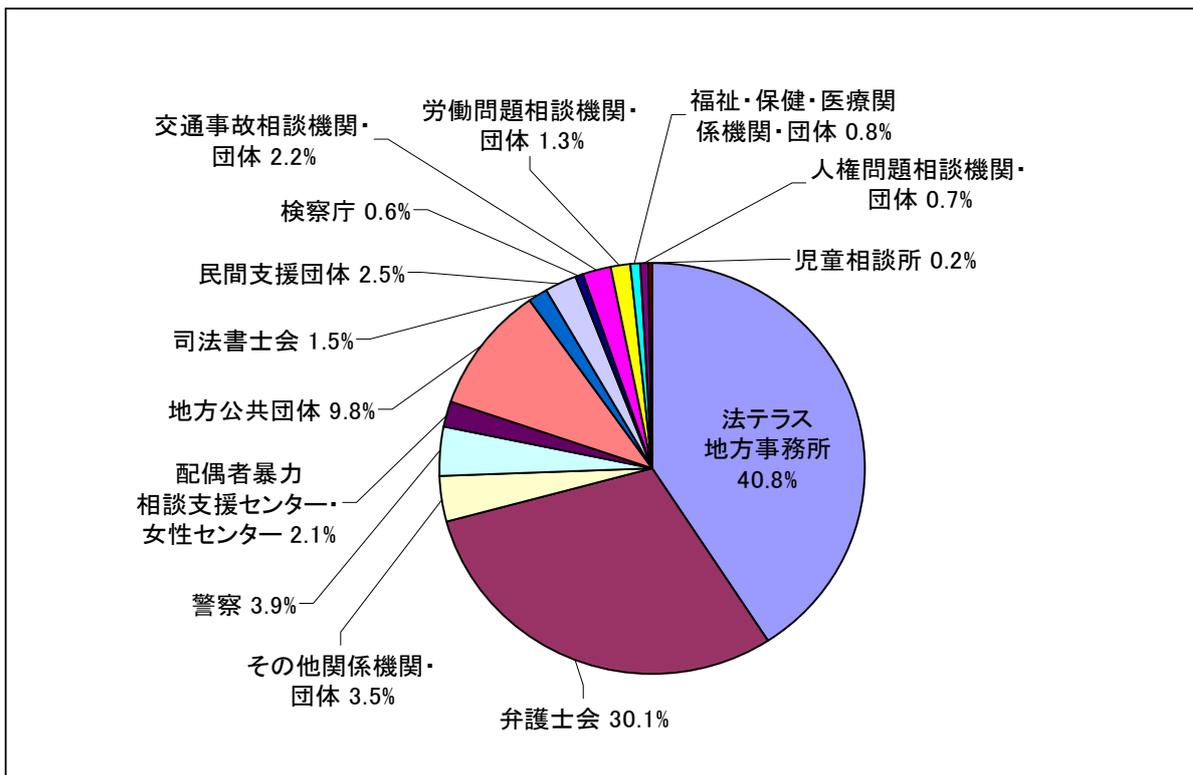
- ① 震災被災者支援を議題に取り上げた(埼玉、静岡、新潟、滋賀、広島、宮城、福島、岩手)。
- ② 司法過疎地域で開催した(西郷、須崎、安芸、中村)。
- ③ 寸劇を行った(沼津、岐阜、長崎)。
- ④ 法教育を議題とした(釧路)。
- ⑤ 事前アンケートを実施した(茨城、浜松、滋賀、和歌山、佐賀、大分)。
- ⑥ 地区ごとに開催した(東京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、石川、広島、島根、福岡、宮崎、山形、釧路、高知)。
- ⑦ 複数の分科会を設けて、いくつかの事案について意見交換を行った(福岡、札幌)。
- ⑧ 記者会見等を行い、報道機関に取り上げられた(沼津、岐阜、島根、愛媛)。
- ⑨ 事務所を見学する時間を設けた(東京、群馬)。
- ⑩ 年度あたり複数回の協議会を実施した(東京、神奈川、埼玉、静岡、和歌山、愛知、石川、広島、島根、福岡、佐賀、大分、宮崎、山形、釧路、高知)。

### 2 協議会を受けて改善を行った点

- ① 1つのテーマ(労働問題)に的を絞り、それらの相談業務を取扱う機関団体を参集した(栃木)。
- ② 民事法律扶助制度における審査期間の短縮化に努めた(宮城)。
- ③ 認知度向上に努め、地方自治体等の媒体に掲載する等広報活動の充実を図った(宮城)。
- ④ 情報提供業務において、既に相談したことはないか、相談の制限等について関係機関を紹介する際の注意点を職員に周知した(茨城)。

【資料37】

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続」の問合せに関する紹介先



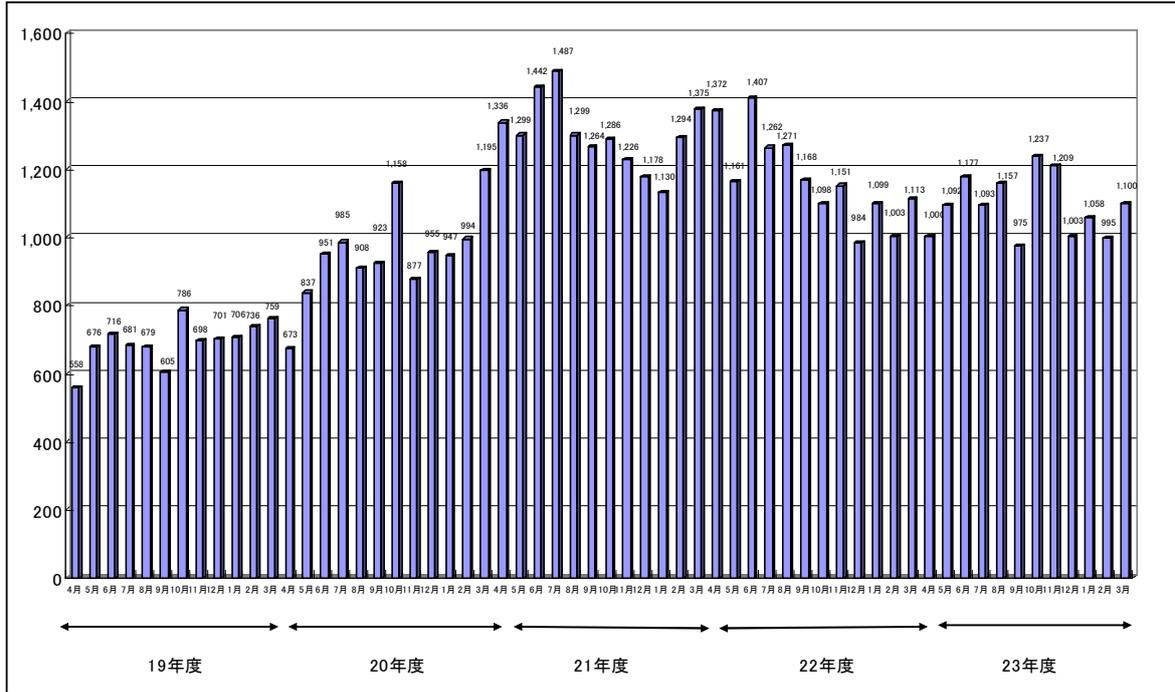
平成23年度紹介件数 4,437件

※犯罪被害・刑事手続等の分類に含む主なもの

- ①刑事手続のしくみ
- ②犯罪の成否
- ③その他犯罪・刑事事件に関するもの  
(生命・身体に対する被害、性被害、DV、虐待、いじめ、セクハラ、嫌がらせ、人権、民事介入暴力を含む。消費者被害を除く。)

【資料38】

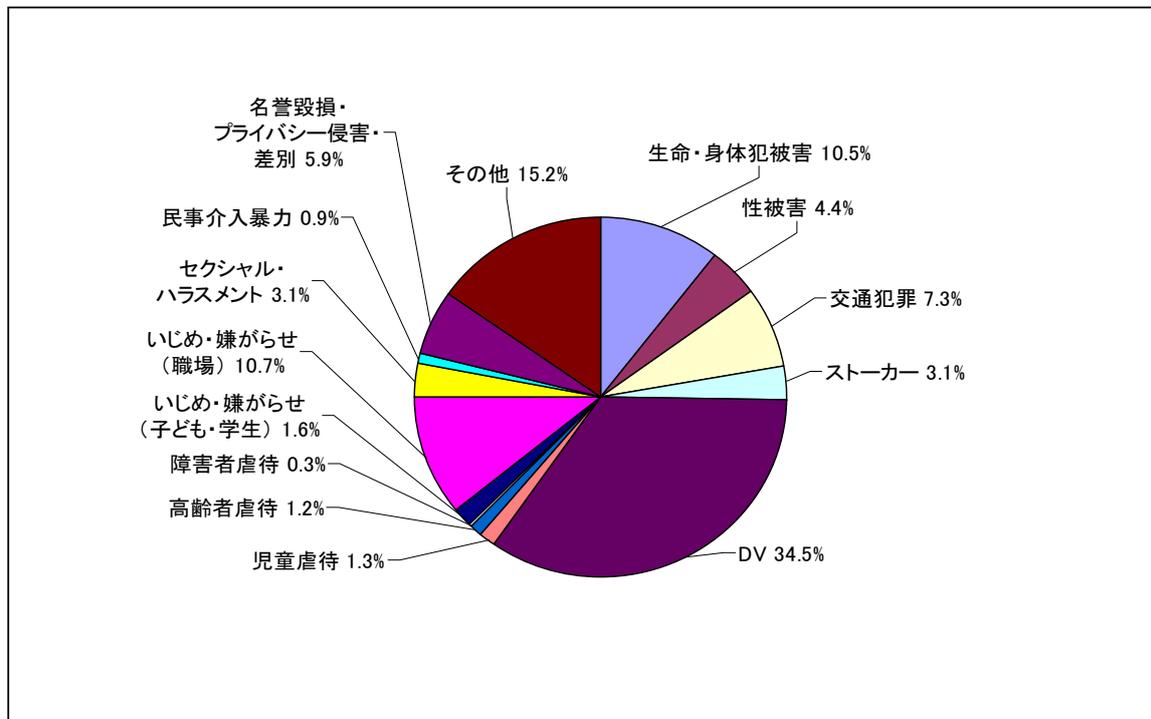
地方事務所における問合せ件数の推移(平成19年4月～平成24年3月)



平成18年度	715件
平成19年度	8,301件
平成20年度	11,403件
平成21年度	15,616件
平成22年度	14,089件
平成23年度	13,096件
合計	63,220件

【資料39】

平成23年度地方事務所で対応した問合せ内容

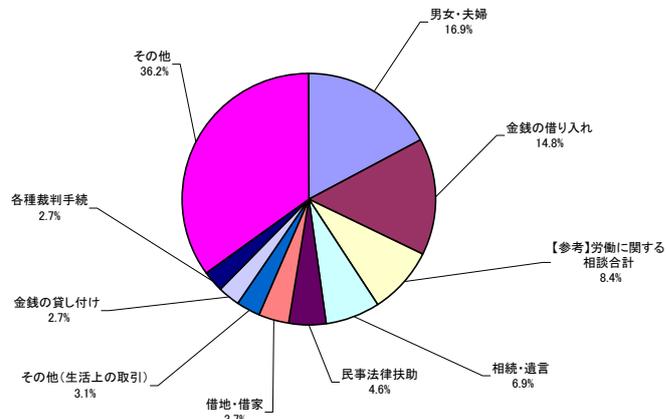


## 【資料40】平成23年度における相談分野の概要（問合せ上位20件）

### コールセンター

相談分野	件数		割合	
	合計	合計	分野別男女比 男性	女性
男女・夫婦	56,180	16.9%	27.9%	72.1%
金銭の借り入れ	49,390	14.8%	53.0%	47.0%
【参考】労働に関する相談合計	27,894	8.4%	53.9%	46.1%
相続・遺言	22,815	6.9%	36.2%	63.8%
民事法律扶助	15,419	4.6%	47.5%	52.5%
借地・借家	12,496	3.7%	50.2%	49.8%
その他(生活上の取引)	10,484	3.1%	51.5%	48.5%
金銭の貸し付け	9,051	2.7%	51.3%	48.7%
各種裁判手続	8,998	2.7%	57.3%	42.7%
犯罪被害者	6,449	1.9%	47.8%	52.2%
定年・退職・解雇	5,921	1.8%	53.0%	47.0%
高齢者・障害者	5,502	1.7%	37.5%	62.5%
賞金・退職金	4,926	1.5%	63.7%	36.3%
子ども	4,589	1.4%	30.0%	70.0%
弁護士	4,449	1.3%	46.7%	53.3%
いじめ・嫌がらせ	4,380	1.3%	48.7%	51.3%
生活福祉	4,311	1.3%	53.6%	46.4%
その他の法律事務	3,840	1.2%	49.0%	51.0%
刑事手続のしくみ	3,711	1.1%	53.9%	46.1%
損害賠償	3,543	1.1%	55.5%	44.5%

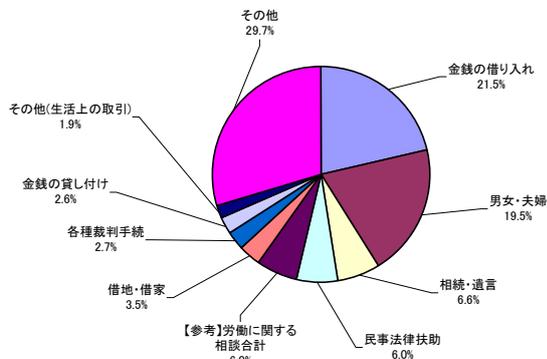
### コールセンター



### 地方事務所

相談分野	件数	割合
金銭の借り入れ	42,761	21.5%
男女・夫婦	38,784	19.5%
相続・遺言	13,147	6.6%
民事法律扶助	12,005	6.0%
【参考】労働に関する相談合計	11,864	6.0%
借地・借家	7,005	3.5%
各種裁判手続	5,405	2.7%
金銭の貸し付け	5,169	2.6%
その他(生活上の取引)	3,813	1.9%
損害賠償	3,426	1.7%
賞金・退職金	3,237	1.6%
子ども	2,914	1.5%
定年・退職・解雇	2,912	1.5%
高齢者・障害者	2,672	1.3%
犯罪被害者	2,303	1.2%
その他(大分類未入力)	2,181	1.1%
人身事故	1,735	0.9%
いじめ・嫌がらせ	1,697	0.9%
慰謝料	1,695	0.9%
隣地との関係	1,516	0.8%
その他(法テラス)	1,505	0.8%

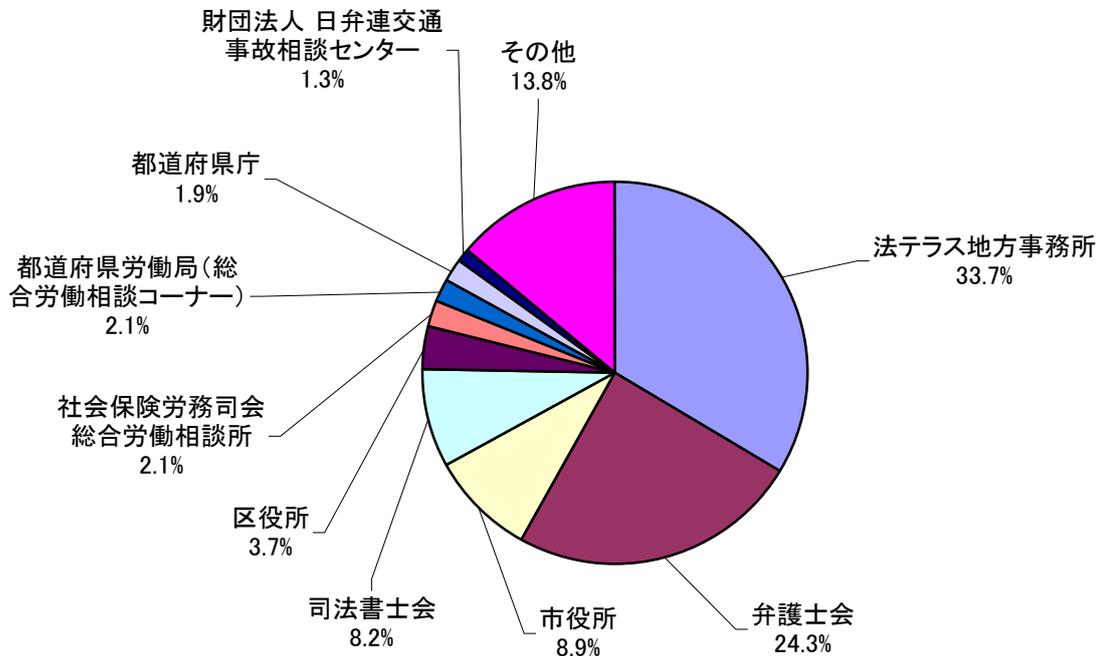
### 地方事務所



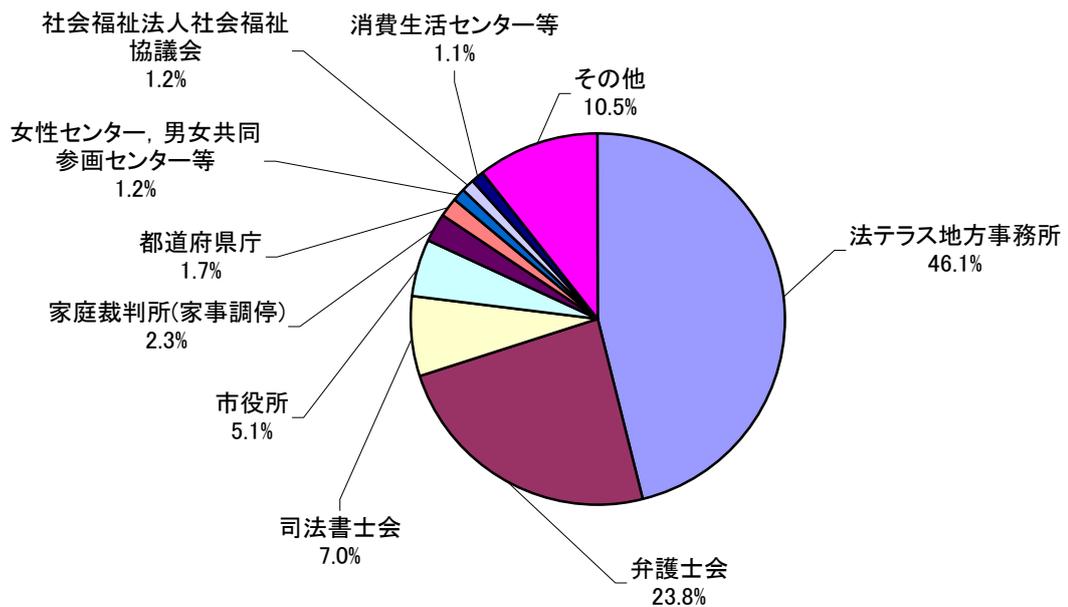
注) 【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含みます。  
注) 問い合わせ件数には、相談分類「情報提供以外」の件数を含みません。

## 【資料41】平成23年度における関係機関紹介状況

### コールセンター



### 地方事務所

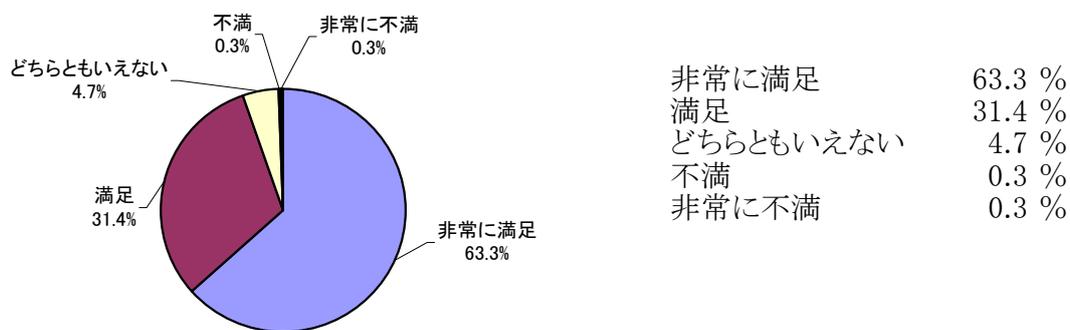


【資料42】平成23年度不服申立件数一覧表

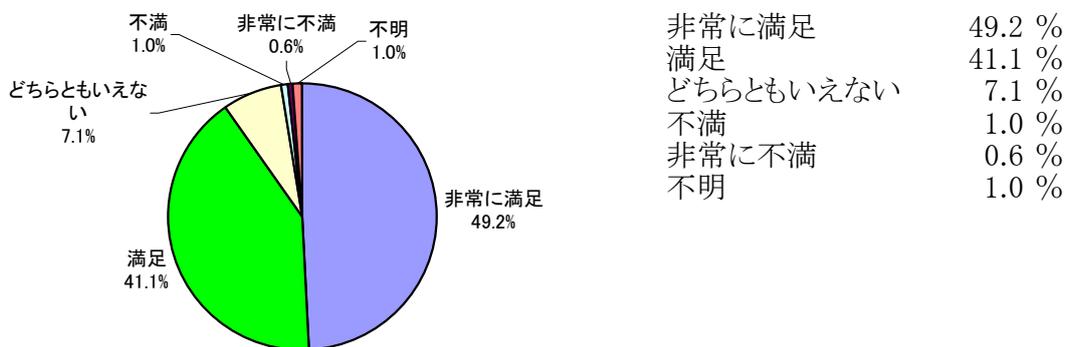
地方事務所	平成23年												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成24年				
											1月	2月	3月	
東京	2	2	5	3	6	1	1	3			4	2	7	36
東京(多摩)	2	1		1		1		1	1			1	1	9
神奈川	1		2	1	3	2	2	1	1	1	1	2	3	19
神奈川(川崎)				1				1						2
神奈川(小田原)														0
埼玉				1	1			1			1	1	2	7
埼玉(川越)				1				1	1					3
千葉	2		1	5	1	2	1	2	1	2	4			21
千葉(松戸)					1	1		1						3
茨城				1		1					1	2		5
栃木	2			2										4
群馬				1						1	2			4
静岡										1	1		2	4
静岡(沼津)		1										1	1	3
静岡(浜松)	1	1	1				2		1			1		7
山梨			1											1
長野	1			1		2						2		6
新潟		1			1	1	1	1	2			1		8
大阪	2	1	3	1	5	4		4	1	1	2	2	2	26
京都	2	2	5	2	1	2	1		3	2	2	1		23
兵庫	2	2							1	1				6
兵庫(阪神)		2	2									1	1	6
兵庫(姫路)												1		1
奈良								1						1
滋賀					1									1
和歌山												1		1
愛知	7	2	3		1				1	3	1	3		21
愛知(三河)	1		1					2		1				5
三重														0
岐阜	1					2	4	1	3	1	1			13
福井												1		1
石川		2		3									1	6
富山			1			1								2
広島	2	1		1	2	1	2	1	1	3	3	1		18
山口		1			1									2
岡山				2										2
島根								1	1					2
鳥取												2		2
福岡	1	2	2					1	1	2	1	2	1	13
福岡(北九州)	1	1										1		3
佐賀					1		1					1		3
長崎				1					2				1	4
大分												1		1
熊本			3					1						4
鹿児島		2		1	2		1	1	1					8
宮崎				1			1							2
沖縄		1											1	2
宮城	2		1	2		1			1				3	10
福島								1						1
山形											1			1
岩手						3								3
秋田			1	1								1		3
青森												1		1
札幌		4	5		2	1	1		2	1	2	1		19
函館		1									1	1		3
旭川		1				1	1					1		4
釧路														0
香川				1							1		1	3
徳島	0								1		2			3
高知	0								1	1				2
愛媛	1													1
合計	33	31	37	34	29	27	21	27	28	32	43	33		375

## 【資料43】 利用者満足度調査

コールセンター利用者満足度調査集計結果より  
 実施期間：平成24年1月25日～2月24日  
 満足度調査件数：1,283件  
 回答率（転送件数／転送対象数）：4.4%



地方事務所面談アンケート集計結果より  
 実施期間：平成23年9月1日～11月28日  
 面談アンケート回収件数：1,516件  
 回答率（回答件数／面談による情報提供件数）：29.5%



【資料44】平成23年度 法教育取組一覧

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員会長会における法テラス業務説明	新宿区民生・児童委員会長	9名
2	東京	平成23年6月	文京区民生・児童委員会長会における法テラス業務説明	文京区民生・児童委員会長	3名
3	東京	平成23年6月	大田区民生・児童委員定例会における法テラス業務説明	大田区民生・児童委員	30名
4	東京	平成23年6月	足立区民生・児童委員会長定例会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員会会長	30名
5	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区牛込筆筈地区民生・児童委員	27名
6	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新宿区榎地区民生・児童委員	28名
7	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区戸塚地区民生・児童委員	35名
8	東京	平成23年6月	文京区民生・児童委員定例会における法テラス業務説明	文京区民生・児童委員	140名
9	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区大久保地区民生・児童委員	43名
10	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区四谷地区民生・児童委員	43名
11	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新宿区若松地区民生・児童委員	30名
12	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区落合第一地区民生・児童委員	24名
13	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新宿区落合第二地区民生・児童委員	26名
14	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区角筈地区民生・児童委員	14名
15	東京	平成23年6月	新宿区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新宿区柏木地区民生・児童委員	28名
16	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会会長会における法テラス業務説明	練馬区民生・児童委員地区協議会会長	80名
17	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区春日・田柄地区民生・児童委員	35名
18	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区水川台・平和台・早宮地区民生・児童委員	37名
19	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区錦・北町地区民生・児童委員	32名
20	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区南大泉地区民生・児童委員	36名
21	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区栄町・桜台地区民生・児童委員	30名
22	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区北大泉地区民生・児童委員	30名
23	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区豊玉地区民生・児童委員	46名
24	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区貫井地区民生・児童委員	37名
25	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区向山・貫井地区民生・児童委員	35名
26	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区大泉学園地区民生・児童委員	28名
27	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区東大泉地区民生・児童委員	37名
28	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区石神井台地区民生・児童委員	29名
29	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区石神井町・下石神井地区民生・児童委員	37名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
30	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区谷原・三原地区民生・児童委員	27名
31	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区民生・児童委員	23名
32	東京	平成23年7月	練馬区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	練馬区上石神井地区民生・児童委員	21名
33	東京	平成23年7月	葛飾区民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	葛飾区民生委員・児童委員	420名
34	東京	平成23年7月	高校生に対する法テラス業務説明(事務所見学等)	東京未来塾生	4名
35	東京	平成23年7月	文京区教育委員会における研修	文京区教育委員会研修参加者	40名
36	東京	平成23年7月	東京都都民の声課外国人相談研究連絡会における研修	東京都外国人相談担当者	15名
37	東京	平成23年8月	東京都国際交流委員会における法テラス業務説明	東京都国際交流委員会職員	25名
38	東京	平成23年8月	中央大学生に対する法テラス業務説明(事務所見学等)	中央大学法学部学生	30名
39	東京	平成23年8月	東京都消費者センター会議における法テラス業務説明	東京都消費生活相談担当者	60名
40	東京	平成23年8月	大田区民生・児童委員地区協議会における研修	大田区西蒲田地区民生・児童委員	40名
41	東京	平成23年9月	足立区民生・児童委員合同協議会における法テラス業務説明	足立区第1G民生・児童委員	120名
42	東京	平成23年9月	足立区民生・児童委員合同協議会における法テラス業務説明	足立区第2G民生・児童委員	70名
43	東京	平成23年9月	足立区民生・児童委員合同協議会における法テラス業務説明	足立区第3G民生・児童委員	70名
44	東京	平成23年9月	足立区民生・児童委員合同協議会における法テラス業務説明	足立区第4G民生・児童委員	70名
45	東京	平成23年9月	足立区民生・児童委員合同協議会における法テラス業務説明	足立区第5G民生・児童委員	70名
46	東京	平成23年9月	足立区民生・児童委員合同協議会における法テラス業務説明	足立区第6G民生・児童委員	70名
47	東京	平成23年9月	足立区民生・児童委員合同協議会における法テラス業務説明	足立区第7G民生・児童委員	70名
48	東京	平成23年9月	北区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	北区第3地区民生・児童委員	115名
49	東京	平成23年9月	東京ウィメンズプラザ職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	東京ウィメンズプラザ職員	2名
50	東京	平成23年9月	北区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	北区滝野川3地区民生・児童委員	94名
51	東京	平成23年9月	北区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	北区赤羽4地区民生・児童委員	130名
52	東京	平成23年10月	東京都立中央図書館における一般市民向け法教育(無料法律セミナー)	東京都民ほか	42名
53	東京	平成23年10月	駿河台大学生に対する法教育授業、法テラス業務説明	駿河台大学大学生	9名
54	東京	平成23年10月	大島町役場職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	大島町役場職員	2名
55	東京	平成23年10月	大島警察署員に対する法テラス業務説明、連携依頼	警視庁大島警察署員	1名
56	東京	平成23年10月	東京都大島支庁職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	東京都大島支庁職員	4名
57	東京	平成23年10月	法の日記念イベントにおける法テラス業務説明	一般市民	40名
58	東京	平成23年10月	小平市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	小平市民生・児童委員	26名
59	東京	平成23年10月	八丈島警察署員に対する法テラス業務説明及び連携依頼	警視庁八丈島警察署員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
60	東京	平成23年10月	日の出町地域包括支援センター講演会における法テラス業務説明	日の出町民ほか	53名
61	東京	平成23年10月	市契約担当課長会における講演	26市契約担当課長	39名
62	東京	平成23年11月	練馬区役所職員研修における講演	練馬区ゲートキーパー	80名
63	東京	平成23年11月	23区法律相談窓口担当者に対する法テラス業務説明	23区法律相談窓口担当者	16名
64	東京	平成23年11月	慶応大学生に対する法テラス業務説明	慶応義塾大学法学部学生	19名
65	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区東部地区民生・児童委員	29名
66	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区沼袋地区民生・児童委員	19名
67	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区上鷺宮地区民生・児童委員	14名
68	東京	平成23年11月	東京都母子・婦人相談連絡会研修における講演	東京都母子・婦人相談員	44名
69	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区上高田地区民生・児童委員	19名
70	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区弥生地区民生・児童委員	18名
71	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区桃園地区民生・児童委員	20名
72	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区新井地区民生・児童委員	15名
73	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区江古田地区民生・児童委員	21名
74	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区昭和・東中野地区民生・児童委員	24名
75	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区南中野地区民生・児童委員	31名
76	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区銅横地区民生・児童委員	18名
77	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区大和地区民生・児童委員	18名
78	東京	平成23年11月	国分寺市民生・児童委員協議会における講演	国分寺市民生・児童委員	61名
79	東京	平成23年11月	府中市民生・児童委員協議会における講演	府中市民生・児童委員	170名
80	東京	平成23年11月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区野方地区民生・児童委員	26名
81	東京	平成23年11月	府中市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	府中市民生・児童委員	174名
82	東京	平成23年12月	中野区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	中野区鷺宮地区民生・児童委員	33名
83	東京	平成23年12月	豊島区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	豊島区长崎第二地区民生・児童委員	50名
84	東京	平成23年12月	豊島区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	豊島区池袋東地区民生・児童委員	37名
85	東京	平成23年12月	法政大学生に対する法テラス業務説明(事務所見学等)	法政大学法学部学生	19名
86	東京	平成23年12月	豊島区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	豊島区池袋西地区民生・児童委員	42名
87	東京	平成23年12月	豊島区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	豊島区巣鴨地区民生・児童委員	39名
88	東京	平成23年12月	豊島区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	豊島区高田地区民生・児童委員	35名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
89	東京	平成23年12月	豊島区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	豊島区長崎第一地区民生・児童委員	34名
90	東京	平成24年2月	一都三県ヤミ金融被害防止キャンペーンにおける法テラス業務説明	一般市民	2,000名
91	東京	平成24年2月	国分寺市DV被害者支援アドボケーター養成講座における講演	国分寺市DV被害者支援アドボケーター	14名
92	東京	平成24年2月	世田谷区立深沢小学生に対する法教育授業	世田谷区立深沢小学校児童	80名
93	東京	平成24年3月	葛飾区立図書館における市民向け法教育(無料法律セミナー)	葛飾区民ほか	60名
94	東京	平成24年3月	立川市地域生活支援センターにおける講演	立川市民ほか	7名
95	東京	平成24年3月	一般市民向け講演(八王子市民講座)	八王子市民ほか	41名
96	東京	平成24年3月	精神保健福祉士に対する法テラス業務説明、連携依頼	精神保健福祉士	3名
97	東京	平成24年3月	葛飾区役所職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	葛飾区福祉課職員	2名
98	神奈川	平成23年4月	富岡東ケアプラザ職員に対する法テラス業務説明	富岡東ケアプラザ職員	50名
99	神奈川	平成23年4月	神奈川県警住民相談係員に対する法テラス業務説明	神奈川県警住民相談係員	27名
100	神奈川	平成23年5月	藤棚地域ケアプラザ職員に対する法テラス業務説明	藤棚地域ケアプラザ職員	7名
101	神奈川	平成23年5月	神奈川県地域保健福祉課職員に関する法テラス業務説明	神奈川県地域保健福祉課職員	30名
102	神奈川	平成23年5月	横浜市障害福祉課職員に対する法テラス業務説明	横浜市障害福祉課職員	20名
103	神奈川	平成23年6月	神奈川県障害福祉課等職員に対する法テラス業務説明	神奈川県障害福祉課、成年後見推進職員	15名
104	神奈川	平成23年6月	神奈川大学生に対する法テラス業務説明	神奈川大学法学部学生	6名
105	神奈川	平成23年6月	港南区社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	港南区社会福祉協議会職員	4名
106	神奈川	平成23年7月	神奈川県生活援護課職員に対する法テラス業務説明	神奈川県保健福祉局地域保健福祉部生活援護課職員	55名
107	神奈川	平成23年7月	横浜市健康福祉局職員に対する法テラス業務説明	横浜市健康福祉局職員	58名
108	神奈川	平成23年8月	横浜市市民相談室における法テラス業務説明	横浜市役所市民相談室・学生(インターンシップ)	3名
109	神奈川	平成23年8月	神奈川県健康福祉局職員に対する法テラス業務説明	神奈川県健康福祉局職員	3名
110	神奈川	平成23年8月	横浜市立日野中央高等学校職員に対する法テラス業務説明	横浜市立日野中央高等学校特別支援学校職員	2名
111	神奈川	平成23年9月	横浜市緑区生活支援センター職員に対する法テラス業務説明	横浜市緑区生活支援センター職員	20名
112	神奈川	平成23年9月	神奈川県地域生活定着支援センター職員に対する法テラス業務説明	神奈川県地域生活定着支援センター職員	5名
113	神奈川	平成23年9月	神奈川県保健福祉局職員に対する法テラス業務説明	神奈川県保健福祉局職員	40名
114	神奈川	平成23年9月	神奈川県警住民相談係員に対する法テラス業務説明	神奈川県警住民相談係員	28名
115	神奈川	平成23年9月	西区役所職員に対する法テラス業務説明	西区役所職員	4名
116	神奈川	平成23年10月	成年後見制度地域研修会における法テラス業務説明(横須賀)	成年後見制度地域研修会参加者	15名
117	神奈川	平成23年10月	保土ヶ谷区社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	保土ヶ谷区社会福祉協議会職員	15名
118	神奈川	平成23年10月	鶴見区福祉保健センター職員に対する法テラス業務説明	鶴見区福祉保健センター職員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
119	神奈川	平成23年10月	港北区税務課職員に対する法テラス業務説明	港北区税務課職員	15名
120	神奈川	平成23年10月	成年後見制度地域研修会における法テラス業務説明	成年後見制度地域研修会参加者	50名
121	神奈川	平成23年11月	横浜市役所職員に対する法テラス業務説明	横浜市役所職員	60名
122	神奈川	平成23年11月	成年後見制度地域研修会における法テラス業務説明(平塚)	成年後見制度地域研修会参加者	15名
123	神奈川	平成23年11月	北里大学職員に対する法テラス業務説明	北里大学職員	23名
124	神奈川	平成23年11月	横浜市役所職員研修における法テラス業務説明	横浜市役所職員	125名
125	神奈川	平成23年11月	成年後見制度地域研修会における法テラス業務説明(小田原)	成年後見制度地域研修会参加者	10名
126	神奈川	平成23年11月	成年後見制度地域研修会における法テラス業務説明(茅ヶ崎)	成年後見制度地域研修会参加者	50名
127	神奈川	平成24年1月	横浜市健康福祉局職員に対する法テラス業務説明	横浜市健康福祉局職員	20名
128	神奈川	平成24年1月	川崎市男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	川崎市男女共同参画センター職員	10名
129	神奈川	平成24年1月	横浜市財政局職員に対する法テラス業務説明	横浜市財政局職員	15名
130	神奈川	平成24年1月	神奈川県社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	神奈川県社会福祉協議会職員	15名
131	神奈川	平成24年1月	神奈川県社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	神奈川県社会福祉協議会職員	15名
132	神奈川	平成24年2月	泉区収納等担当者に対する法テラス業務説明	泉区収納等担当者	16名
133	神奈川	平成24年2月	横浜市役所及び西区役所職員に対する法テラス業務説明	横浜市役所及び西区役所職員	21名
134	神奈川	平成24年2月	反町地域ケアプラザ職員、青葉区・金沢区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	反町地域ケアプラザ職員 青葉区・金沢区民生・児童委員	60名
135	神奈川	平成24年2月	港北区民生委員に対する法テラス業務説明	港北区民生委員	25名
136	神奈川	平成24年2月	大和市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	大和市社会福祉協議会職員	30名
137	神奈川	平成24年2月	横浜市国民健康保険担当職員に対する法テラス業務説明	横浜市国民健康保険担当職員	25名
138	神奈川	平成24年2月	港南区役所職員に対する法テラス業務説明	港南区役所職員	25名
139	神奈川	平成24年2月	旭区役所職員に対する法テラス業務説明	旭区役所職員	5名
140	神奈川	平成24年2月	中区役所職員に対する法テラス業務説明	中区役所職員	6名
141	神奈川	平成24年2月	栄区役所職員に対する法テラス業務説明	栄区役所職員	5名
142	神奈川	平成24年2月	都筑区役所職員に対する法テラス業務説明	都筑区役所職員	4名
143	神奈川	平成24年3月	鶴見区役所職員に対する法テラス業務説明	鶴見区役所職員	5名
144	神奈川	平成24年3月	保土ヶ谷区役所職員に対する法テラス業務説明	保土ヶ谷区役所職員	3名
145	神奈川	平成24年3月	港北区役所職員に対する法テラス業務説明	港北区役所職員	4名
146	神奈川	平成24年3月	緑区役所職員に対する法テラス業務説明	緑区役所職員	2名
147	神奈川	平成24年3月	瀬谷区役所職員に対する法テラス業務説明	瀬谷区役所職員	4名
148	神奈川	平成24年3月	戸塚区役所職員に対する法テラス業務説明	戸塚区役所職員	5名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
149	神奈川	平成24年3月	磯子区役所職員に対する法テラス業務説明	磯子区役所職員	3名
150	神奈川	平成24年3月	神奈川区、金沢区役所職員に対する法テラス業務説明	神奈川区、金沢区役所職員	10名
151	神奈川	平成24年3月	南区役所職員に対する法テラス業務説明	南区役所職員	4名
152	神奈川	平成24年3月	神奈川民事調停協会連合会研修会における法テラス業務説明	神奈川民事調停協会連合会研修会参加者	15名
153	神奈川	平成24年3月	神奈川県警住民相談係員に対する法テラス業務説明	神奈川県警住民相談係員	28名
154	埼玉	平成23年4月	川口市内中小企業新入社員に対する法教育講義	川口市内中小企業新入社員	70名
155	埼玉	平成23年5月	東松山市民生委員に対する法テラス業務説明	東松山市民生委員	152名
156	埼玉	平成23年6月	さいたま市「離婚と人権」講座における法テラス業務説明	さいたま市民(女性)	27名
157	埼玉	平成23年6月	いきがい大学受講者に対する法テラス業務説明	いきがい大学受講者(生涯学習70歳以上)	20名
158	埼玉	平成23年6月	さいたま市「離婚と人権」講座における法テラス業務説明	さいたま市民(女性)	27名
159	埼玉	平成23年10月	戸田市立戸田東小学生等に対する法教育授業	戸田市立戸田東小学校3~5年の生徒、保護者及び教員	62名
160	埼玉	平成23年10月	飯能市民生委員に対する法テラス業務説明	飯能市民生委員	30名
161	埼玉	平成23年10月	所沢市高齢者福祉担当者等に対する法テラス業務説明	所沢市高齢者福祉担当者、ケアマネージャー	50名
162	埼玉	平成23年11月	埼玉県教育職員に対する講義	高等学校教諭10年経験者(地理・歴史・公民)	31名
163	埼玉	平成23年12月	さいたま市「離婚と人権」講座における法テラス業務説明	さいたま市民(女性)	16名
164	埼玉	平成23年12月	埼玉県立朝霞高校生に対する法教育授業	埼玉県立朝霞高等学校2年生	360名
165	埼玉	平成23年12月	さいたま市に在住・在職する女性に対する法教育(講演)	さいたま市に在住・在職する女性	30名
166	埼玉	平成23年12月	さいたま市ケースワーカーに対する法テラス業務説明	さいたま市10区のケースワーカー	36名
167	埼玉	平成24年1月	さいたま市社会科高校教諭に対する法教育についての講義	さいたま市社会科高校教諭	31名
168	埼玉	平成24年1月	私立淑徳与野中学生に対する法教育授業	私立淑徳与野中学校生徒	10名
169	埼玉	平成24年2月	緑区、南区福祉課職員に対する法テラス業務説明	緑区、南区福祉課職員	30名
170	埼玉	平成24年2月	飯能市民に対する法テラス業務説明	飯能市民	20名
171	埼玉	平成24年3月	行田市税理士に対する講演	行田市内の税理士	50名
172	千葉	平成23年4月	木更津市職員等に対する法テラス業務説明、研修	木更津市南部地域包括支援センター職員、ケアマネージャー、近隣市町村職員等	30名
173	千葉	平成23年4月	袖ヶ浦市民生・児童委員協議会における法テラス業務説明、研修	袖ヶ浦市民生・児童委員、社会福祉協議会職員、近隣市町村職員等	120名
174	千葉	平成23年4月	千葉県職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉県健康福祉指導課(県民生・児童委員協議会)職員・司書	2名
175	千葉	平成23年5月	千葉県健康福祉部職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉県健康福祉部職員	2名
176	千葉	平成23年5月	千葉県健康福祉指導課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉県健康福祉指導課(県民生・児童委員協議会)職員	1名
177	千葉	平成23年5月	千葉県男女協同参画課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉県男女共同参画課(DV対策ネットワーク会議)職員	2名
178	千葉	平成23年5月	千葉県高齢者福祉課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉県高齢者福祉課職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
179	千葉	平成23年5月	千葉県内各市町村民生・児童委員協議会代表者・事務局長に対する法テラス業務説明	千葉県内各市町村民生・児童委員協議会代表者・事務局長	100名
180	千葉	平成23年6月	VAICコミュニティケア研究所職員に対する法テラス業務説明	VAICコミュニティケア研究所職員	5名
181	千葉	平成23年6月	千葉県DV・児童虐待相談新任職員研修における法テラス業務説明	千葉県新規採用DV・児童虐待相談職員	60名
182	千葉	平成23年6月	千葉県DV・児童虐待相談新任職員研修における法テラス業務説明	千葉県新規採用DV・児童虐待相談職員	60名
183	千葉	平成23年7月	千葉県聴覚障害センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉県聴覚障害センター職員	1名
184	千葉	平成23年7月	山武地域民生委員等に対する法テラス業務説明、研修	山武地域の民生委員、行政担当者等	80名
185	千葉	平成23年7月	居宅介護支援事業所・サービス提供事業所連絡会議における法テラス業務説明、研修	居宅介護支援事業所・サービス提供事業所従事者	52名
186	千葉	平成23年7月	千葉県県民生活課職員に対する法テラス業務説明、研修	千葉県県民生活課職員	80名
187	千葉	平成23年7月	千葉市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等に対する法テラス業務説明、研修	千葉市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等	120名
188	千葉	平成23年7月	千葉市国際交流センター職員に対する法テラス業務説明、研修	千葉市国際交流センター職員	2名
189	千葉	平成23年7月	高齢者福祉施設協会研修における法テラス業務説明	県内高齢者福祉施設代表者	400名
190	千葉	平成23年7月	千葉県市町村人権施策連絡会における法テラス業務説明、研修	県内市町村の人権擁護関係職員	30名
191	千葉	平成23年7月	中核地域生活支援センター連絡調整会議(障害部会)における法テラス業務説明、研修	市原市周辺の障害者支援機関代表者等	50名
192	千葉	平成23年7月	千葉県国際交流センター外国人担当者意見交換会における法テラス業務説明、研修	千葉県国際交流センター相談員、職員	30名
193	千葉	平成23年8月	千葉県民共生センター職員に対する法テラス業務説明	千葉県民共生センター職員	35名
194	千葉	平成23年8月	中核地域生活支援センター連絡調整会議(高齢者部会)における法テラス業務説明、研修	市原市周辺の高齢者支援機関の代表者等	50名
195	千葉	平成23年8月	東庄町民生委員、人権擁護委員等に対する法テラス業務説明、研修	東庄町民生委員、人権擁護委員、行政相談員、保護司	45名
196	千葉	平成23年9月	千葉県社会福祉士会(山武・東金・芝山・横芝光地区)における法テラス業務説明、研修	千葉県社会福祉士会(山武・東金・芝山・横芝光地区)社会福祉士、ソーシャルワーカー	14名
197	千葉	平成23年9月	山武市社会福祉協議会・山武市親の手をつなぐ会職員に対する法テラス業務説明、研修	山武市社会福祉協議会、山武市親の手をつなぐ会職員	20名
198	千葉	平成23年9月	千葉市民生・児童委員協議会常務会における法テラス業務説明、連携依頼	千葉市民生・児童委員	30名
199	千葉	平成23年9月	南総地区児童養護施設職員・子山こども家庭支援員に対する法テラス業務説明、研修	南総地区児童養護施設職員、子山こども家庭支援員	30名
200	千葉	平成23年10月	千葉市健康福祉局保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉市健康福祉局保護課職員	1名
201	千葉	平成23年10月	千葉市消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明	千葉市消費生活センター相談員	1名
202	千葉	平成23年10月	鎌ヶ谷市社会福祉協議会民生委員に対する法テラス業務説明、研修	鎌ヶ谷市社会福祉協議会民生委員	150名
203	千葉	平成23年10月	千葉県立千葉商業高校生等に対する法教育授業、法テラス業務説明	千葉県立千葉商業高等学校生徒(定時制)、教師	73名
204	千葉	平成23年11月	横芝光町民生委員児童委員協議会における法テラス業務説明、研修	横芝光町民生・児童委員、社会福祉協議会職員、近隣市町村職員	50名
205	千葉	平成23年11月	船橋市外国人相談窓口委員会研修における法テラス業務説明、研修	船橋市外国人相談窓口相談員、職員	15名
206	千葉	平成23年11月	館山市・南房総市の職員等に対する法テラス業務説明	館山市・南房総市の職員、支援機関、地域の法律家等	81名
207	千葉	平成23年11月	印西ブロック市町村社会福祉協議会相談事業運営研究協議会における法テラス業務説明、研修	印西ブロック心配ごと相談員、社会福祉協議会役員、職員	53名
208	千葉	平成23年11月	八街市消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明、研修	八街市消費生活相談員	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
209	千葉	平成23年12月	千葉県立千葉高校生に対する法教育(インターンシップ受入れ)、法テラス業務説明	千葉県立千葉高等学校生徒	2名
210	千葉	平成24年1月	芝山・横芝光町手をつなぐ親の会、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、研修	芝山・横芝光町手をつなぐ親の会、地域包括支援センター職員	50名
211	千葉	平成24年1月	千葉市消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明	千葉市消費生活センター相談員	1名
212	千葉	平成24年1月	勝浦市地域包括支援センター職員、ケアマネージャーに対する法テラス業務説明、研修	勝浦市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー	45名
213	千葉	平成24年1月	千葉市花見川区生活保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉市花見川区生活保護課職員	1名
214	千葉	平成24年1月	市川市生活保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	市川市生活保護課職員	2名
215	千葉	平成24年1月	市川市消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明、連携依頼	市川市消費生活センター相談員	1名
216	千葉	平成24年1月	八千代市生活支援課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	八千代市生活支援課職員	2名
217	千葉	平成24年1月	八千代市消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明、連携依頼	八千代市消費生活センター相談員	2名
218	千葉	平成24年1月	千葉市稲毛区社会援護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉市稲毛区社会援護課職員	2名
219	千葉	平成24年1月	千葉県人権施策連絡会議における法テラス業務説明、研修	千葉県内市町村人権擁護関係職員	25名
220	千葉	平成24年1月	千葉市消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明	千葉市消費生活センター相談員	15名
221	千葉	平成24年1月	船橋市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	船橋市消費生活センター職員	1名
222	千葉	平成24年1月	君津市中央公民館における法テラス業務説明	君津市民ほか	18名
223	千葉	平成24年2月	千葉市若葉区生活保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉市若葉区生活保護課職員	2名
224	千葉	平成24年2月	千葉市保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	千葉市保健福祉センター職員	6名
225	千葉	平成24年2月	四街道市民生・児童委員協議会における法テラス業務説明、研修	四街道市民生・児童委員等	130名
226	千葉	平成24年2月	佐倉市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明、研修	佐倉市消費生活センター職員	1名
227	千葉	平成24年2月	千葉地方法務局管内人権擁護委員第二次研修における法テラス業務説明、研修	千葉地方法務局管内人権擁護委員	50名
228	千葉	平成24年2月	日本産業カウンセラー協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	日本産業カウンセラー協会職員	5名
229	千葉	平成24年2月	山武健康福祉センター職員に対する法テラス業務説明、研修	山武健康福祉センター(さんぶエリアネット)職員	16名
230	千葉	平成24年2月	市原市生活福祉課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	市原市生活福祉課職員	1名
231	千葉	平成24年2月	市原市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	市原市消費生活センター職員	1名
232	千葉	平成24年2月	浦安市社会福祉課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	浦安市社会福祉課職員	2名
233	千葉	平成24年2月	習志野市生活保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	習志野市生活保護課職員	1名
234	千葉	平成24年2月	習志野市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	習志野市消費生活センター職員	1名
235	千葉	平成24年2月	船橋市生活支援課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	船橋市生活支援課職員	1名
236	千葉	平成24年2月	浦安市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	浦安市消費生活センター職員	1名
237	千葉	平成24年2月	児童養護施設子山ホーム職員・児童に対する法テラス業務説明、研修	児童養護施設子山ホーム職員・児童	30名
238	千葉	平成24年2月	千葉県立船橋高校生等に対する法教育授業、法テラス業務説明	千葉県立船橋高等学校生徒・教員(定時制)	100名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
239	千葉	平成24年3月	医療法人医師・職員に対する法テラス業務説明、研修	医療法人親和会浅井病院医師・職員	2名
240	千葉	平成24年3月	千葉市緑区生活保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉市緑区生活保護課職員	2名
241	千葉	平成24年3月	船橋市役所生活支援課職員研修会における法テラス業務説明、研修	船橋市役所生活支援課職員	60名
242	千葉	平成24年3月	千葉市美浜区保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	千葉市美浜区保健福祉センター職員	2名
243	千葉	平成24年3月	八千代市民生委員に対する法テラス業務説明	八千代市民生委員	30名
244	千葉	平成24年3月	千葉県内14機関意見交換会における法テラス業務説明、研修	県内電話相談窓口関係機関14団体職員	30名
245	千葉	平成24年3月	大網白里町ケアマネージャー連絡会における法テラス業務説明、研修	大網白里町ケアマネージャー	35名
246	茨城	平成23年6月	関係17機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	36名
247	茨城	平成23年6月	関係9機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	16名
248	茨城	平成23年6月	関係12機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	17名
249	茨城	平成23年7月	関係10機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	16名
250	茨城	平成23年7月	関係9機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	14名
251	茨城	平成23年7月	多重債務者連絡協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	32名
252	茨城	平成23年7月	個別労働紛争協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	14名
253	茨城	平成23年7月	阿見町心配ごと相談員研修における法テラス業務説明	阿見町心配ごと相談員	14名
254	茨城	平成23年7月	関係13機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	22名
255	茨城	平成23年8月	中学校社会科教員等研修における法テラス業務説明	中学校教師	10名
256	茨城	平成23年8月	龍ヶ崎市心配ごと相談員研修における法テラス業務説明	龍ヶ崎市心配ごと相談員	12名
257	茨城	平成23年8月	関係6機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	6機関
258	茨城	平成23年8月	関係6機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	11名
259	茨城	平成23年8月	薬物乱用問題研究会における法テラス業務説明	薬物乱用問題研究会関係職員	21名
260	茨城	平成23年8月	多重債務対策意見交換会における法テラス業務説明	多重債務対策意見交換会関係職員	10名
261	茨城	平成23年8月	茨城県被害者支援連絡協議会幹事会における法テラス業務説明	茨城県被害者支援連絡協議会関係職員	59名
262	茨城	平成23年8月	関係5機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	10名
263	茨城	平成23年8月	男女共同参画関係相談員等会議における法テラス業務説明	男女共同参画関係相談員等	50名
264	茨城	平成23年9月	関係5機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	7名
265	茨城	平成23年9月	日常生活自立支援事業連絡会研修会における法テラス業務説明	日常生活自立支援事業連絡会関係職員	50名
266	茨城	平成23年9月	関係8機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	11名
267	茨城	平成23年9月	関係8機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	17名
268	茨城	平成23年9月	茨城町心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	茨城町心配ごと相談員	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
269	茨城	平成23年9月	関係11機関職員に対する業務説明	関係機関職員	23名
270	茨城	平成23年11月	関係8機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	12名
271	茨城	平成23年11月	民生・児童委員研修における法テラス業務説明	民生・児童委員	43名
272	茨城	平成23年11月	関係12機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	12名
273	茨城	平成23年11月	堺町心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	堺町心配ごと相談員	10名
274	茨城	平成23年11月	かすみがうら市心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	かすみがうら市心配ごと相談員	10名
275	茨城	平成23年11月	DV対策ネット中央会議における法テラス業務説明	DV対策ネット中央会議関係職員	34名
276	茨城	平成23年11月	関係8機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	8名
277	茨城	平成23年11月	相談業務関係機関連絡会議における法テラス業務説明会	相談業務関係機関連絡会議関係職員	48名
278	茨城	平成23年12月	関係11機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	13名
279	茨城	平成24年1月	関係機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	1機関
280	茨城	平成24年1月	地域福祉推進委員定例会における法テラス業務説明	地域福祉推進委員	23名
281	茨城	平成24年2月	多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	多重債務者対策協議会関係職員	28名
282	茨城	平成24年2月	多重債務問題ネットワーク連絡会議における法テラス業務	多重債務問題ネットワーク連絡会議関係職員	10名
283	茨城	平成24年2月	桜川市心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	桜川市心配ごと相談員	10名
284	茨城	平成24年3月	下妻市心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	下妻市心配ごと相談員	8名
285	茨城	平成24年3月	茨城町心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	茨城町心配ごと相談員	10名
286	栃木	平成23年5月	栃木県警本部被害者支援・相談実務専科教養における法テラス業務説明	栃木県警警察官	20名
287	栃木	平成23年12月	とちぎ男女共同参画センター婦人保護業務関係職員研修会における法テラス業務説明	県、市福祉事務所婦人相談員、母子自立支援員、職員	40名
288	群馬	平成23年6月	高崎市国際交流協会通訳・翻訳ボランティアに対する法テラス業務説明	通訳・翻訳ボランティア	30名
289	群馬	平成23年8月	県内労働相談担当者に対する法テラス業務説明	県内労働相談担当者	12名
290	群馬	平成23年10月	犯罪被害者支援団体支援活動員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援団体支援活動員	25名
291	群馬	平成23年10月	伊勢崎市民生委員・児童委員協議会における法テラス業務説明	伊勢崎市民生・児童委員	30名
292	群馬	平成23年10月	前橋市民生委員・児童委員協議会における法テラス業務説明	前橋市民生・児童委員	30名
293	群馬	平成23年10月	前橋市民生委員・児童委員協議会における法テラス業務説明	前橋市朝日地区民生・児童委員	30名
294	群馬	平成24年2月	群馬県立万場高校生等に対する講演	群馬県立万場高等学校教諭及び生徒	70名
295	静岡	平成23年6月	下田地域生活福祉就学支援協議会における法テラス業務説明	下田地域生活福祉就学支援協議会	20名
296	静岡	平成23年7月	東伊豆町地域包括ケア会議における高齢者をめぐる法律問題に関する講演	東伊豆町地域包括ケア会議関係職員	20名
297	静岡	平成23年9月	静岡県自殺対策研修会における法テラス業務説明等	静岡県自殺対策研修会参加職員	35名
298	静岡	平成23年9月	静岡県自殺防止協議会における法テラス業務説明	静岡県自殺防止協議会関係職員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
299	静岡	平成23年11月	賀茂地域包括支援センターサークルにおける法教育講義	賀茂地域包括支援センターサークル参加者	20名
300	静岡	平成24年2月	東伊豆町地域包括ケア会議における法教育講義	東伊豆町地域包括ケア会議関係職員	20名
301	静岡	平成24年2月	賀茂地域包括支援センターサークルにおける法テラス業務説明	賀茂地域包括支援センターサークル参加者	20名
302	山梨	平成23年5月	調停委員に対する法テラス業務説明	調停委員	50名
303	山梨	平成23年7月	被害者支援センター支援員に対する法テラス業務説明	被害者支援センター支援員	50名
304	山梨	平成23年8月	山梨学院大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	山梨学院大学法科大学院生	20名
305	山梨	平成24年2月	甲府地方法務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	甲府地方法務局管内人権擁護委員	11名
306	山梨	平成24年2月	甲府地方法務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	甲府地方法務局管内人権擁護委員	100名
307	山梨	平成24年2月	被害者支援センター支援員に対する法テラス業務説明	被害者支援センター支援員	50名
308	長野	平成23年4月	長野市新規採用職員研修における法テラス業務説明	長野市新規採用職員	60名
309	長野	平成23年4月	作新大学院始業式における法テラス業務説明	作新大学院生等	230名
310	長野	平成23年5月	佐久人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	佐久人権擁護委員	40名
311	長野	平成23年6月	飯山人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	飯山人権擁護委員	35名
312	長野	平成23年6月	長野人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	長野人権擁護委員	40名
313	長野	平成23年8月	長野県宅建協会研修会における法テラス業務説明	長野県宅建協会研修会参加者	45名
314	長野	平成23年8月	長野人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	長野人権擁護委員	30名
315	長野	平成23年8月	自殺防止対策推進ネットワーク会議における法テラス業務説明	自殺防止対策推進ネットワーク会議関係職員	29機関
316	長野	平成23年9月	小諸・佐久エリア関係16機関職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員	30名
317	長野	平成23年9月	長野県消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明	長野県消費生活センター相談員	28名
318	長野	平成23年11月	長野人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	長野人権擁護委員	30名
319	長野	平成23年11月	木曾人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	木曾人権擁護委員	30名
320	長野	平成23年11月	木曾郡町村・松本在住弁護士会窓口担当者に対する法テラス業務説明	木曾郡町村・松本在住弁護士会窓口担当者	40名
321	長野	平成24年1月	総合労働相談員研修における法テラス業務説明	個別労働紛争解決関係機関連絡協議会関係職員	35名
322	長野	平成24年2月	長野人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	長野人権擁護委員	40名
323	長野	平成24年2月	法テラスフォーラムin長野2012における法テラス業務説明、講演、セミナー	一般市民、関係機関職員	250名
324	新潟	平成23年5月	新潟市西区民生委員研修会における法テラス業務説明、講演	新潟市西区民生委員	60名
325	新潟	平成23年11月	一般市民向け法教育(図書館連携セミナー)	新潟市民ほか	30名
326	新潟	平成23年12月	新潟県女性相談センター相談員に対する法テラス業務説明	新潟県女性相談センター相談員	15名
327	大阪	平成23年4月	泉佐野市中心配ごと相談所相談員研修における法テラス業務説明	泉佐野市社会福祉協議会心配ごと相談員	20名
328	大阪	平成23年8月	消費生活相談員研修講座における法テラス業務説明	消費生活相談員	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
329	大阪	平成24年1月	大阪家事調停協会講演会における法テラス業務説明	家事調停委員	100名
330	大阪	平成24年2月	大阪大学職員等に対する法テラス業務説明	大阪大学基礎工学部総務課、ハラスメント対策事務室、学務課職員	10名
331	大阪	平成24年3月	堺市民生・児童委員連合会理事会における法テラス業務説明	堺市民生・児童委員連合会理事会参加者	20名
332	大阪	平成24年3月	堺市定例校区民生・児童委員長等に対する法テラス業務説明	堺市定例校区民生・児童委員長等	100名
333	京都	平成23年5月	京都市立京都御池中学生に対する法教育(体験学習)	京都市立京都御池中学校生徒	1名
334	京都	平成23年5月	龍谷大学生に対する法テラス業務説明(事務所見学等)	龍谷大学法学部学生	5名
335	京都	平成23年6月	京都産業大学法科大学院生に対する法教育講義	京都産業大学法科大学院生	10名
336	京都	平成23年7月	京都府立鴨沂高等学校教員に対する法教育授業	京都府立鴨沂高等学校教員	35名
337	京都	平成23年7月	弁護士会法律相談委託団体研修会における法テラス業務説明	弁護士会法律相談委託団体研修会参加者	50名
338	京都	平成23年8月	京都府南部身体障害者支援相談員研修会における法テラス業務説明	京都府南部身体障害者支援相談員等	120名
339	京都	平成23年8月	京都府北部身体障害者支援相談員研修会における法テラス業務説明	京都府北部身体障害者支援相談員等	120名
340	京都	平成23年9月	京都市身体障害者団体連合会相談員研修会における法テラス業務説明	京都市身体障害者団体連合会相談員等	100名
341	京都	平成23年9月	京都市DV相談支援センター職員に対する法テラス業務説明	京都市DV相談支援センター職員	2名
342	京都	平成23年11月	京都府内全警察署犯罪被害者支援担当警察官研修会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援担当警察官	35名
343	京都	平成23年11月	京都平安ライオンズクラブにおける法テラス業務説明	一般市民	40名
344	京都	平成23年11月	京都市保健福祉局生活福祉部担当部長に対する法テラス業務説明	京都市保健福祉局生活福祉部担当部長	1名
345	京都	平成23年12月	向日市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	向日市民生・児童委員	70名
346	京都	平成24年2月	亀岡市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	亀岡市民生・児童委員	190名
347	京都	平成24年3月	京都家事調停協会調停委員に対する法テラス業務説明	京都家事調停協会調停委員	30名
348	京都	平成24年3月	社会福祉法人南山城学園、京都府地域生活定着支援センター職員に対する法テラス業務説明	社会福祉法人南山城学園、京都府地域生活定着支援センター職員	3名
349	兵庫	平成23年5月	兵庫県立男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	兵庫県立男女共同参画センター職員	8名
350	兵庫	平成23年6月	男女共同参画センター等関係職員に対する法テラス業務説明	関係機関職員等	75名
351	兵庫	平成23年6月	垂水区福祉課職員に対する法テラス業務説明	垂水区福祉課職員	10名
352	兵庫	平成23年8月	西区ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	西区ケアマネージャー	15名
353	兵庫	平成23年9月	灘区ケースワーカーに対する法テラス業務説明	灘区ケースワーカー	12名
354	兵庫	平成23年9月	西区ケアマネージャー等に対する法テラス業務説明	西区ケアマネージャー、民生委員、地域住民	50名
355	兵庫	平成23年9月	西宮市塩瀬・山口地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	西宮市塩瀬・山口地域包括支援センター職員	20名
356	兵庫	平成23年9月	垂水区舞子台ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	垂水区舞子台ケアマネージャー	30名
357	兵庫	平成23年9月	中央区保健福祉部職員に対する法テラス業務説明	中央区保健福祉部職員	50名
358	兵庫	平成23年10月	兵庫区ケースワーカーに対する法テラス業務説明	兵庫区ケースワーカー	9名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
359	兵庫	平成23年10月	長田区ケースワーカーに対する法テラス業務説明	長田区ケースワーカー	7名
360	兵庫	平成23年10月	神戸地方法務局社支局管内人権擁護員に対する法テラス業務説明	神戸地方法務局社支局管内人権擁護員	50名
361	兵庫	平成23年11月	須磨区神港園ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	須磨区神港園ケアマネージャー	30名
362	兵庫	平成23年11月	私立甲南高校生に対する法教育授業	私立甲南高等学校生徒	16名
363	兵庫	平成23年12月	男女共同参画関係自治体相談関係職員に対する法テラス業務説明	男女共同参画関係自治体相談関係職員	50名
364	兵庫	平成23年12月	兵庫県行政評価委員に対する法テラス業務説明	兵庫県行政評価委員	35名
365	兵庫	平成23年12月	垂水区ケースワーカーに対する法テラス業務説明	垂水区ケースワーカー	35名
366	兵庫	平成24年1月	兵庫区ケースワーカーに対する法テラス業務説明	兵庫区ケースワーカー	10名
367	兵庫	平成24年3月	兵庫区保健福祉部ケースワーカーに対する法テラス業務説明	兵庫区保健福祉部ケースワーカー	8名
368	奈良	平成23年11月	福祉関係者に対する法テラス業務説明	奈良市地域自立支援協議会会員、障害者福祉関係者	80名
369	奈良	平成24年2月	司法ソーシャルワーク講演会における法テラス業務説明	ケアマネージャー、社会福祉士、介護事業所職員、民生委員等	96名
370	奈良	平成24年2月	ケアマネージャー、ホームヘルパー等介護職員に対する法テラス業務説明	ケアマネージャー、ホームヘルパー等介護職員	40名
371	滋賀	平成23年6月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会関係職員	12名
372	滋賀	平成23年8月	長浜市役所における講演、法テラス業務説明	長浜市民ほか、関係機関職員	30名
373	和歌山	平成23年5月	女性相談所相談員等に対する法テラス業務説明	女性相談所相談員等	20名
374	和歌山	平成23年6月	エフエムわかやま出演による法テラス業務説明	一般市民	可聴 52万名
375	和歌山	平成23年8月	県内大学生等に対する法教育(インターンシップ受入れ)	県内大学大学生等	2名
376	和歌山	平成24年1月	県社会福祉協議会担当職員研修における法テラス業務説明	和歌山市・田辺市社会福祉協議会職員	30名
377	和歌山	平成24年2月	知的障がい児施設職員に対する法テラス業務説明	知的障がい児施設職員	35名
378	愛知	平成23年5月	名古屋市男女平等参画推進センター女性相談員研修における法テラス業務説明	名古屋市男女平等参画推進センター女性相談員	30名
379	愛知	平成23年10月	被害者サポートセンターあいち活動員研修会における法テラス業務説明	被害者サポートセンターあいち活動員	20名
380	愛知	平成23年11月	日進市役所福祉課職員・民生委員に対する法テラス業務説明	日進市役所福祉課職員・民生委員	20名
381	愛知	平成23年12月	中部更正保護委員会研修会における法テラス業務説明	中部管内保護観察所職員・保護司	25名
382	愛知	平成23年12月	ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	ケアマネージャー	30名
383	愛知	平成23年12月	名古屋市長区北部いきいきセンターにおける講演	一般市民	80名
384	愛知	平成24年2月	愛知県貸金業対策連絡会議における法テラス業務説明	愛知県貸金業対策連絡会議関係職員	30機関
385	愛知	平成24年3月	愛知県健康福祉部高齢福祉課会議における法テラス業務説明	愛知県健康福祉部高齢福祉課会議関係職員	200名
386	愛知	平成24年3月	清須市高齢福祉課講演会における法教育講義	高齢者(寿大学受講生)等	100名
387	三重	平成23年8月	桑名市就学支援講座における法テラス業務説明	桑名市民ほか	31名
388	三重	平成23年11月	地域権利擁護支援研修における法テラス業務説明	地域権利擁護支援研修参加者	47名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
389	三重	平成23年12月	名張市就業支援講座における法テラス業務説明	名張市民ほか	50名
390	岐阜	平成23年6月	関市社会福祉協議会福祉総合相談ケース検討会における法テラス業務説明	関市社会福祉協議会福祉総合相談ケース検討会参加者	50名
391	岐阜	平成23年10月	岐阜人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	岐阜人権擁護委員	30名
392	岐阜	平成23年11月	美濃加茂人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	美濃加茂人権擁護委員	30名
393	岐阜	平成23年11月	岐阜労働局相談員に対する法テラス業務説明	岐阜労働局相談員	30名
394	岐阜	平成24年2月	岐阜県家庭相談員協議会における法テラス業務説明	岐阜県家庭相談員	30名
395	岐阜	平成24年2月	東白川村社会福祉協議会相談員に対する法テラス業務説明	東白川村社会福祉協議会相談員	20名
396	岐阜	平成24年3月	みのかも地域包括支援センター相談員に対する法テラス業務説明	みのかも地域包括支援センター相談員	30名
397	岐阜	平成24年3月	可児市民生・児童委員連絡協議会における法テラス業務説明	可児市民生委員	150名
398	石川	平成23年4月	石川県家事調停委員に対する法テラス業務説明	家事調停委員	50名
399	石川	平成23年7月	石川県多重問題対策協議会会員に対する法テラス業務説明	石川県多重問題対策協議会会員	25名
400	石川	平成23年7月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会会員に対する法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会会員	25名
401	石川	平成23年9月	県民相談相互支援ネットワーク連絡会会員に対する法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク連絡会会員	29名
402	石川	平成24年2月	県民相談相互支援ネットワーク連絡会会員に対する法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク連絡会会員	22名
403	富山	平成23年5月	とやま被害者支援センター会議における法テラス業務説明	とやま被害者支援センター会議参加者	50名
404	富山	平成23年5月	富山市八尾南地域包括支援センター研修会における法テラス業務説明	富山市八尾南地域包括支援センター研修会参加者	30名
405	富山	平成23年6月	新湊市民生・児童委員研修会における法テラス業務説明	新湊市民生・児童委員	100名
406	富山	平成23年8月	砺波厚生センター管内地域保健福祉連絡研修会における法テラス業務説明	砺波厚生センター職員、保健・医療・福祉関係者等	50名
407	富山	平成23年8月	富山県女性相談センター相談員定例研修会における法テラス業務説明	富山県女性相談センター職員、各市町村女性相談員等	50名
408	富山	平成23年9月	新保熊野地域包括支援センター研修会における法テラス業務説明	新保熊野地域包括支援センター研修会参加者	30名
409	富山	平成23年10月	高岡市特別擁護老人ホーム二上苑職員研修会における法テラス業務説明	高岡市特別擁護老人ホーム二上苑職員	60名
410	富山	平成23年10月	高岡市社会福祉課職員研修会における法テラス業務説明	高岡市社会福祉課職員	50名
411	富山	平成23年11月	富山地方法務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	富山地方法務局管内人権擁護委員	50名
412	富山	平成23年11月	柳町・清水町地域包括支援センター研修会における法テラス業務説明	柳町・清水町地域包括支援センター研修会参加者	40名
413	富山	平成24年2月	富山県警本部職員研修会における法テラス業務説明	富山県警本部職員	30名
414	広島	平成23年4月	エフエムふくやま出演による法テラス業務説明	一般市民	可聴 50万名
415	広島	平成23年4月	広島平和文化センター職員等に対する法テラス業務説明	広島平和文化センター職員等	50名
416	広島	平成23年5月	広島県立図書館における一般市民向け法教育(法律講演会)	一般市民	40名
417	広島	平成23年5月	広島県警庄原警察署職員等に対する講演	広島県警庄原警察署職員等	50名
418	広島	平成23年5月	広島市安佐北区内地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	広島市安佐北区内地域包括支援センター職員等	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
419	広島	平成23年6月	広島市立江波中学生に対する法教育授業	広島市立江波中学校生徒	100名
420	広島	平成23年6月	福山市県民文化センター責任者講習における法教育講義	福山市県民文化センター責任者講習参加者	50名
421	広島	平成23年6月	裁判傍聴セミナーにおける法教育講義	一般市民	10名
422	広島	平成23年6月	庄原市東城地域介護保険連絡会における法テラス業務説明	庄原市東城地域介護保険連絡会参加者	30名
423	広島	平成23年6月	広島修道大学生に対する法教育講義	広島修道大学大学生	150名
424	広島	平成23年7月	三篠公民館における講演	広島市民ほか	5名
425	広島	平成23年7月	庄原市東城地域介護保険連絡会における法テラス業務説明	庄原市東城地域介護保険連絡会参加者	30名
426	広島	平成23年7月	広島修道大学生に対する法教育講義	広島修道大学大学生	150名
427	広島	平成23年8月	広島大学ジュニアロースクールにおける法教育講義	広島市内中学・高等学校生徒	100名
428	広島	平成23年8月	広島修道大学生に対する法教育講義	広島修道大学大学生	200名
429	広島	平成23年8月	三原市社会福祉協議会における講演	三原市社会福祉協議会相談員	50名
430	広島	平成23年8月	三原市大和保健福祉センター相談員に対する法教育(講演)	三原市大和保健福祉センター相談員	50名
431	広島	平成23年9月	広島県立図書館における一般市民向け法教育(法律講演会)	一般市民	50名
432	広島	平成23年10月	網引公民館における一般市民向け法教育(講演)	一般市民	10名
433	広島	平成23年10月	呉市立片山中学生に対する法教育授業	呉市立片山中学校生徒	60名
434	広島	平成23年10月	広島県立障害者リハビリテーションセンター職員等に対する法教育講義	広島県立障害者リハビリテーションセンター職員等	50名
435	広島	平成23年10月	広島県警察学校における法テラス業務説明	広島県警警察官	50名
436	広島	平成23年10月	市民活動センターにおける講演	市民活動センター相談員	15名
437	広島	平成23年11月	広島県市町村保健活動協議会三次・庄原支部所属相談員に対する法テラス業務説明	広島県市町村保健活動センター相談員	50名
438	広島	平成23年11月	福山市立神辺東中学生に対する法教育授業	福山市立神辺東中学校生徒	100名
439	広島	平成23年11月	広島県母子寡婦福祉連合会職員に対する法教育(講演)	広島県母子寡婦福祉連合会職員	40名
440	広島	平成23年11月	県民相談員研修における講演	県生活センター及び各地域県民相談室県民相談担当者	60名
441	広島	平成23年12月	一般市民に対する法教育(講演)	一般市民	50名
442	広島	平成23年12月	呉清明園職員等に対する法テラス業務説明	呉清明園職員等	10名
443	広島	平成23年12月	安芸郡坂町母子自立支援員に対する法テラス業務説明	安芸郡坂町母子自立支援員	10名
444	広島	平成24年1月	尾道市立高西中学生に対する法教育授業	尾道市立高西中学校生徒	150名
445	広島	平成24年1月	広島県環境県民局消費生活課における法テラス業務説明	広島県消費生活相談員	50名
446	広島	平成24年2月	広島県立大柿高校生に対する法教育授業	広島県立大柿高等学校生徒	60名
447	広島	平成24年3月	広島市男女共同参画推進センター相談員研修における法テラス業務説明	広島市男女共同参画センター相談員	20名
448	山口	平成23年4月	法テラスの日講演会	一般市民、民生・児童委員、保護司	64名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
449	山口	平成23年6月	NPO法人ハートラインやまぐち犯罪被害者直接支援員養成講座における法テラス業務説明	犯罪被害者直接支援員養成講座参加者	20名
450	山口	平成23年9月	山口地方方法務局管内人権擁護委員第二次研修における法テラス業務説明	山口地方方法務局管内人権擁護委員	25名
451	山口	平成23年10月	山口地方方法務局管内人権擁護委員第二次研修における法テラス業務説明	山口地方方法務局管内人権擁護委員	16名
452	山口	平成23年10月	山口市民生・児童委員協議会生活福祉部会研修会における法テラス業務説明	山口市民生・児童委員協議会生活福祉部会研修会参加者	75名
453	岡山	平成23年12月	岡山県立岡山御津高校生に対する法教育授業	岡山県立岡山御津高等学校生徒	30名
454	鳥取	平成23年7月	鳥取地方方法務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	鳥取地方方法務局管内人権擁護委員	15名
455	鳥取	平成23年8月	民生・児童委員に対する法テラス業務説明	民生・児童委員三役	6名
456	鳥取	平成23年8月	民生・児童委員理事に対する法テラス業務説明	民生・児童委員理事	10名
457	鳥取	平成23年8月	民生・児童委員等に対する法テラス業務説明	民生・児童委員各地区代表者	30名
458	鳥取	平成23年9月	鳥取地方方法務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	鳥取地方方法務局管内人権擁護委員	10名
459	鳥取	平成23年11月	鳥取地方方法務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	鳥取地方方法務局管内人権擁護委員	8名
460	鳥取	平成24年2月	民生・児童委員等に対する法テラス業務説明	日南・日野・江府地区の民生・児童委員、福祉関係職員	50名
461	島根	平成23年4月	県パーソナルサポーター研修会における法テラス業務説明	県パーソナルサポートセンター研修会参加者	20名
462	島根	平成23年4月	浜田人権擁護委員協議会・人権擁護委員研修会における法テラス業務説明	松江法務局浜田支局管内人権擁護委員	10名
463	島根	平成23年6月	松江地方方法務局人権相談員等養成研修における法テラス業務説明	松江地方方法務局管内人権擁護委員	15名
464	島根	平成23年7月	社会福祉協議会、民生・児童委員連絡会議における法テラス業務説明	社会福祉協議会職員、民生・児童委員等	15名
465	島根	平成23年7月	松江圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	暴力対策関係機関連絡協議会関係職員	30名
466	島根	平成23年8月	隠岐圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	暴力対策関係機関連絡協議会関係職員	12名
467	島根	平成23年8月	島根大学法科大学院生に対する法教育(エクスターンシップ受入れ)	島根大学法科大学院生	5名
468	島根	平成23年9月	松江市立湖東中学生に対する法教育(体験学習)	松江市立湖東中学校生徒	25名
469	島根	平成23年10月	日常生活自立支援事業生活支援員研修会における法テラス業務説明	隠岐の島社会福祉協議会支援員	10名
470	島根	平成23年10月	松江地方方法務局人権擁護委員第三次研修における法テラス業務説明	松江地方方法務局管内人権擁護委員	20名
471	島根	平成23年10月	浜田市三隅支所消費者問題講演会における法テラス業務説明	浜田市民ほか	20名
472	島根	平成23年10月	島根県立浜田高校生に対する法教育授業	島根県立浜田高等学校生徒	30名
473	島根	平成23年11月	法律相談講演会における法テラス業務説明	知夫村民ほか	15名
474	島根	平成24年1月	成年後見制度についての講演会における講演	奥出雲町民ほか	13名
475	島根	平成24年1月	暮らしに役立つ図書館講座における講演	島根県民ほか	15名
476	島根	平成24年2月	城山大学・高齢者生涯学習における講演	浜田市民ほか	30名
477	島根	平成24年2月	暮らしに役立つ図書館講座における講演	島根県民ほか	12名
478	島根	平成24年3月	安来市イベントにおける法テラス業務説明	安来市民ほか	100名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
479	島根	平成24年3月	暮らしに役立つ図書館講座における講演	島根県民ほか	12名
480	島根	平成24年3月	島根県立隠岐高校生に対する法教育授業への協力・監修	島根県立隠岐高等学校生徒	30名
481	福岡	平成23年7月	宇美町心配ごと相談員勉強会における法テラス業務説明	宇美町心配ごと相談員	13名
482	福岡	平成23年7月	DV防止及び被害者支援セミナーにおける法テラス業務説明	DV防止及び被害者支援セミナー参加者	80名
483	福岡	平成23年9月	女性問題にかかわる相談員養成講座における法テラス業務説明	女性問題にかかわる相談員養成講座参加者	80名
484	福岡	平成24年2月	消費者学級に対する法テラス業務説明	五月会消費者学級	35名
485	佐賀	平成24年2月	嬉野市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	嬉野市民生・児童委員	46名
486	佐賀	平成24年2月	江北町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	江北町民生・児童委員	26名
487	長崎	平成23年5月	県警察本部職員に対する法テラス業務説明	長崎県警察本部職員	20名
488	長崎	平成23年5月	長崎市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	長崎市緑ヶ丘・淵地域包括支援センター職員	14名
489	長崎	平成23年6月	特定営利活動法人ウイキャンサポート職員に対する法テラス業務説明	特定営利活動法人ウイキャンサポート職員	10名
490	長崎	平成23年6月	長崎市地域包括支援センター職員、地区住民に対する法テラス業務説明	長崎市小江原・式見地域包括支援センター職員、地区住民	30名
491	長崎	平成23年6月	長崎市社会保険福祉総務課等職員に対する法テラス業務説明	長崎市社会保険福祉総務課、長崎市民生委員各地区会長・職員	5名
492	長崎	平成23年6月	長崎市障害福祉センター等職員に対する法テラス業務説明	長崎市障害福祉センター、長崎市社会福祉協議会他3機関の職員	30名
493	長崎	平成23年6月	西海市社会課・安全安心課職員に対する法テラス業務説明	西海市社会課・安全安心課職員	17名
494	長崎	平成23年7月	長崎市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	長崎市淵地域包括支援センター職員	50名
495	長崎	平成23年7月	NPO法人職員等に対する法テラス業務説明	NPOサンミック出島、NPOチューリップの会、長崎ダルク職員、長崎県民	50名
496	長崎	平成23年7月	長崎県消費者行政相談窓口相談員に対する法テラス業務説明	長崎県内消費者行政相談窓口相談員	20名
497	長崎	平成23年7月	長崎市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	長崎市小江原・式見地域包括支援センター職員	30名
498	長崎	平成23年8月	長崎市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	長崎市滑石・横尾地域包括支援センター職員	30名
499	長崎	平成23年9月	NPO法人職員等に対する法テラス業務説明	NPOサンミック出島・長崎県看護協会職員、長崎県民	300名
500	長崎	平成23年10月	長崎市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	長崎市小江原・式見地域包括支援センター職員、地域住民	100名
501	長崎	平成23年11月	長崎中央公民館における法テラス業務説明	長崎市民ほか	100名
502	長崎	平成23年11月	長崎中央公民館における法テラス業務説明	長崎市民ほか	100名
503	長崎	平成23年11月	長崎市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	長崎市岩屋地域包括支援センター職員	30名
504	長崎	平成23年11月	長崎北病院医療ソーシャルワーカーに対する法テラス業務説明	長崎北病院医療ソーシャルワーカー	30名
505	長崎	平成23年12月	長崎大学生に対する法教育講義、法テラス業務説明	長崎大学小学校教諭養成課・教育原理論受講大学生	100名
506	長崎	平成24年1月	社会保険福祉士に対する法テラス業務説明、連携依頼	道ノ尾病院連携の社会保険福祉士	10名
507	長崎	平成24年1月	長崎県立中五島高校生等に対する法教育授業、法テラス業務説明	長崎県立中五島高等学校生徒等	50名
508	長崎	平成24年1月	社会保険福祉士に対する法テラス業務説明、連携依頼	長崎市社会福祉協議会社会保険福祉士	5名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
509	長崎	平成24年1月	市民後見人の会会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	市民後見人の会会員	25名
510	長崎	平成24年2月	長崎県立上五島高校生等に対する法教育授業、法テラス業務説明	長崎県立上五島高等学校生徒等	100名
511	長崎	平成24年2月	社会福祉法人園生に対する法教育授業、法テラス業務説明	社会福祉法人ブレル会希望の灯学園生	20名
512	長崎	平成24年2月	長崎市ケアマネージャー等に対する法教育講義、法テラス業務説明	長崎市花岡地区ケアマネージャー、民生委員	20名
513	長崎	平成24年2月	長崎市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	長崎市地域包括支援センター職員、社会福祉士	20名
514	長崎	平成24年2月	長崎市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	長崎市戸町地域包括支援センター職員、ケアマネージャー、介護ヘルパー、民生委員	50名
515	長崎	平成24年2月	長崎県立小浜高校生等に対する法教育授業、法テラス業務説明	長崎県立小浜高等学校生徒等	50名
516	長崎	平成24年2月	介護支援事業者職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援事業者職員	60名
517	長崎	平成24年3月	自治会員等に対する法教育講義、法テラス業務説明	自治会員、民生委員、ボランティア	80名
518	長崎	平成24年3月	対馬市立大船越中学校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	対馬市立大船越中学校生徒	30名
519	長崎	平成24年3月	佐世保市ケアマネージャー等に対する法テラス業務説明	佐世保市ケアマネージャー、社会福祉士、介護福祉士	20名
520	長崎	平成24年3月	雲仙・南島原地域包括支援センター社会福祉士に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	雲仙及び南島原地域包括支援センター社会福祉士	20名
521	長崎	平成24年3月	長崎市社会福祉協議会相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市社会福祉協議会相談員	20名
522	大分	平成23年6月	大分市保健所研修会における法教育(講演)	大分市保健所精神障害者相談員、保健師	25名
523	大分	平成23年7月	大分県警察学校における法テラス業務説明	大分県警察官	20名
524	大分	平成23年8月	大分市内小・中学生に対する法教育(裁判傍聴)	大分市内の小・中学校生徒	20名
525	大分	平成23年11月	別府市民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	別府市民生・委員児童委員協議会参加者(民生・児童委員)	70名
526	大分	平成24年2月	別府市社会福祉協議会における法テラス業務説明	別府市社会福祉協議会職員、相談員	10名
527	熊本	平成23年8月	熊本県犯罪被害者等支援県・市町村連絡会議における法テラス業務説明	熊本県・市町村の犯罪被害者支援関係職員	50名
528	熊本	平成24年1月	熊本大学生に対する法教育講義	熊本大学法学部学生	150名
529	熊本	平成24年1月	熊本市立黒髪小学校家庭教育学級における法テラス業務説明	小学校の家庭教育学級参加者	22名
530	熊本	平成24年1月	熊本民事調停委員研修会における法テラス業務説明	熊本民事調停委員	25名
531	熊本	平成24年2月	大津町社会福祉協議会心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	社会福祉協議会心配ごと相談員	20名
532	熊本	平成24年2月	阿蘇市社会福祉協議会心配ごと相談員研修会における法テラス業務説明	社会福祉協議会心配ごと相談員	25名
533	熊本	平成24年2月	熊本県立高森高校生に対する法教育授業	熊本県立高森高等学校3年生	42名
534	熊本	平成24年3月	高森町役場職員に対する法テラス業務説明	高森役場職員	30名
535	熊本	平成24年3月	高森町駐在嘱託員に対する法テラス業務説明	高森町駐在嘱託員(地域区長等)	32名
536	熊本	平成24年3月	高森町商工会講習会における法テラス業務説明	高森町商工会会員	10名
537	熊本	平成24年3月	高森町民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	高森町民生・児童委員	30名
538	鹿児島	平成23年9月	鹿児島大学3年生に対する法教育(インターンシップ受入れ)	鹿児島大学大学生	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
539	鹿児島	平成23年11月	霧島人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	霧島人権擁護委員	31名
540	鹿児島	平成24年1月	伊佐市役所職員等に対する法テラス業務説明	伊佐市役所(保健師、地域包括支援センター、福祉事務所職員)	43名
541	宮崎	平成23年4月	高鍋町社会福祉協議会における法テラス業務説明	児湯地区民生委員	60名
542	宮崎	平成23年4月	都城市総合文化ホールにおける法テラス業務説明	都城市民	25名
543	宮崎	平成23年9月	宮崎県立延岡星雲高校生に対する法教育授業	宮崎県立延岡星雲高等学校生徒	30名
544	宮崎	平成23年9月	宮崎県立宮崎大宮高校生に対する法教育授業	宮崎県立宮崎大宮高等学校生徒	30名
545	沖縄	平成23年12月	法律講座における法テラス業務説明	関係機関職員	36機関
546	沖縄	平成24年2月	全国被害者支援ネットワーク九州・沖縄ブロック研修会における法テラス業務説明	全国被害者支援ネットワーク九州・沖縄ブロック研修会参加者	40名
547	沖縄	平成24年2月	沖縄県中部福祉保健所生活保護班に対する法テラス業務説明	沖縄県中部福祉保健所生活保護班職員	27名
548	宮城	平成23年12月	保護司に対する法テラス業務説明	保護司	5名
549	宮城	平成24年2月	山元町地域包括支援センター市民講座における講演	山元町民	10名
550	宮城	平成24年2月	山元町立山下第一小中学生に対する法テラス業務説明	山元町立山下第一小学校児童	50名
551	宮城	平成24年2月	仙台市福祉関係者に対する法テラス業務説明	仙台市地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉事務所職員	20名
552	山形	平成23年5月	上山市ふれあい相談所春の研修会における法テラス業務説明	上山市社会福祉協議会職員	19名
553	山形	平成23年6月	県民相談相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	山形県内相談機関職員	30機関
554	岩手	平成23年9月	山田町役場町民課における法テラス業務説明	山田町役場町民課職員	2名
555	岩手	平成23年9月	宮古市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	宮古市消費生活センター職員	2名
556	岩手	平成23年9月	釜石市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	釜石市消費生活センター職員	2名
557	岩手	平成23年9月	一関市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	一関市環境課職員	2名
558	岩手	平成23年10月	紫波町精神患者家族会に対する法テラス業務説明	紫波町精神患者家族会	24名
559	岩手	平成24年1月	被災地相談員に対する法テラス業務説明	被災地相談員	100名
560	岩手	平成24年1月	大槌町役場町民課職員に対する法テラス業務説明	大槌町役場町民課職員	1名
561	岩手	平成24年2月	釜石市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	釜石市消費生活センター職員	2名
562	岩手	平成24年2月	山田町役場町民課職員に対する法テラス業務説明	山田町役場町民課職員	1名
563	岩手	平成24年2月	宮古市災害エフエムによる法テラス業務説明	一般市民	可聴 6万3千人
564	岩手	平成24年2月	宮古市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	宮古市消費生活センター職員	2名
565	岩手	平成24年2月	岩手県復興局職員に対する法テラス業務説明	岩手県復興局職員	1名
566	岩手	平成24年2月	遠野市地域生活課職員に対する法テラス業務説明	遠野市地域生活課職員	1名
567	岩手	平成24年3月	滝沢村社会福祉協議会相談員に対する法テラス業務説明	滝沢村社会福祉協議会相談員	15名
568	岩手	平成24年3月	パーソナルサポーター養成講座参加者に対する法テラス業務説明	パーソナルサポーター養成講座参加者	60名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
569	岩手	平成24年3月	山田町総務課職員に対する法テラス業務説明	山田町総務課職員	2名
570	岩手	平成24年3月	釜石市社会福祉協議会における法テラス業務説明	釜石市社会福祉協議会職員	1名
571	岩手	平成24年3月	遠野市社会福祉協議会における法テラス業務説明	遠野市社会福祉協議会職員	2名
572	岩手	平成24年3月	釜石地区復興連絡会議における法テラス業務説明	自治体、NPO等復興連絡会議参加者	30名
573	岩手	平成24年3月	遠野市社会福祉協議会等における法テラス業務説明	遠野市社会福祉協議会職員、遠野・大槌まごころネットNPO職員	5名
574	岩手	平成24年3月	大槌町各種店舗における法テラス業務説明	大槌町民	10名
575	岩手	平成24年3月	宮古社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉協議会職員	2名
576	岩手	平成24年3月	宮古市消防署職員に対する法テラス業務説明	宮古市消防署職員	1名
577	秋田	平成23年5月	秋田県警被害者支援専科研修における法テラス業務説明	秋田県警警察官	18名
578	秋田	平成23年8月	秋田市女性学級講和会における法テラス業務説明	秋田市民ほか	14名
579	秋田	平成23年8月	秋田県多重債務対策協議会における法テラス業務説明	関係機関担当者	25名
580	秋田	平成23年9月	湯沢市役所職員に対する法テラス業務説明	湯沢市役所職員	1名
581	秋田	平成23年9月	仙北市役所職員に対する法テラス業務説明	仙北市役所職員	1名
582	秋田	平成23年9月	秋田官公庁行政相談連絡協議会における法テラス業務説明	秋田官公庁行政相談連絡協議会参加者	16名
583	秋田	平成23年10月	にかほ市役所職員に対する法テラス業務説明	にかほ市役所職員	1名
584	秋田	平成23年10月	鹿角市役所職員に対する法テラス業務説明	鹿角市役所職員	1名
585	秋田	平成23年10月	北秋田市役所職員に対する法テラス業務説明	北秋田市役所職員	1名
586	秋田	平成23年11月	湯沢市社会福祉士等との事例勉強会における法テラス業務説明	湯沢市社会福祉士等	13名
587	秋田	平成23年11月	湯沢市役所職員に対する法テラス業務説明	湯沢市役所職員	1名
588	秋田	平成23年11月	男鹿市役所職員に対する法テラス業務説明	男鹿市役所職員	1名
589	秋田	平成23年12月	潟上市役所職員に対する法テラス業務説明	潟上市役所職員	1名
590	秋田	平成23年12月	高齢者権利擁護推進事業事例検討会における法テラス業務説明	高齢者権利擁護推進事業事例検討会(県南地区)参加社会福祉士等	12名
591	秋田	平成23年12月	高齢者権利擁護推進事業事例検討会における法テラス業務説明	高齢者権利擁護推進事業事例検討会(県北地区)参加社会福祉士等	11名
592	秋田	平成24年1月	社会福祉協議会職員、民生委員に対する法テラス業務説明	社会福祉協議会職員、民生委員	250名
593	秋田	平成24年2月	湯沢市市民後見組織体制構築研究会における法テラス業務説明	湯沢市市民後見組織体制構築研究会参加社会福祉士等	20名
594	秋田	平成24年2月	羽後町社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	羽後町社会福祉協議会職員、評議員、民生委員	25名
595	秋田	平成24年2月	男鹿市役所職員に対する法テラス業務説明	男鹿市役所職員	60名
596	秋田	平成24年3月	湯沢市市民後見組織体制構築研究会における法テラス業務説明	湯沢市市民後見組織体制構築研究会参加社会福祉士等	20名
597	秋田	平成24年3月	潟上市社会福祉協議会相談員研修における法テラス業務説明	潟上市社会福祉協議会相談員、職員	27名
598	青森	平成23年6月	青森県警警察安全相談担当警察官に対する法テラス業務説明	青森県警安全相談担当警察官	18名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
599	青森	平成23年6月	青森地域介護支援専門員研修における法教育講義	青森地域介護支援専門員	80名
600	青森	平成23年10月	青森地方法務局人権擁護委員研修会における法テラス業務説明	青森地方法務局管内人権擁護委員	15名
601	青森	平成23年10月	青森市地域包括支援センター連絡会担当者会議における法教育(講演)	青森市地域包括支援センター連絡会担当者会議関係職員	50名
602	青森	平成24年3月	おいらせ町自殺予防ゲートキーパー研修会における法教育講義	おいらせ町自殺予防ゲートキーパー研修会参加者	30名
603	札幌	平成23年6月	札幌市民生委員会における法テラス業務説明	札幌市西区民生委員	40名
604	札幌	平成23年7月	小樽民生・児童委員16地区協議会における法テラス業務説明	小樽市民生・児童委員	42名
605	札幌	平成23年7月	中央労働委員会北海道地域地方調整委員会における法テラス業務説明	中央労働委員会北海道地域地方調整委員	10名
606	札幌	平成23年9月	空知配偶者暴力連絡会議における法テラス業務説明	空知配偶者暴力連絡会議関係職員	59名
607	札幌	平成23年10月	東北・北海道図書館研修における法テラス業務説明	東北・北海道図書館研修参加者	100名
608	札幌	平成23年10月	石狩地域配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議における法テラス業務説明	石狩地域配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会関係職員	46名
609	札幌	平成23年10月	札幌市母子寡婦福祉連合会離婚・離婚前の養育費相談会における法テラス業務説明	札幌市母子寡婦福祉連合会離婚・離婚前の養育費相談会参加母子家庭世帯	40名
610	札幌	平成23年11月	伊達市介護支援専門員連絡会研修における法テラス業務説明	伊達市介護支援専門員	40名
611	札幌	平成23年11月	北海道後志総合振興局主催による生活保護関係職員研修における法テラス業務説明	後志地区生活保護関係職員	20名
612	札幌	平成23年12月	北星学園大学生に対する法教育講義	北星学園大学大学生	91名
613	函館	平成23年9月	NPO法人「学び」サポートセンターコンシューマーサークル参加者に対する講演	NPO法人どうなん「学び」サポートセンターコンシューマーサークル参加者	30名
614	函館	平成23年9月	函館地方法務局管内人権擁護委員第二次研修会における講演	函館地方法務局管内人権擁護委員等	20名
615	函館	平成23年10月	函館市高齢者大学生に対する法教育講義	函館市高齢者大学生、受講者、関係者	300名
616	函館	平成23年10月	函館地方法務局管内人権擁護委員第三次研修会における講演	函館地方法務局管内人権擁護委員等	20名
617	函館	平成24年2月	函館地方法務局管内人権擁護委員研修会における講演	函館地方法務局管内人権擁護委員等	30名
618	函館	平成24年2月	北斗市民生委員第4民事協会における法テラス業務説明	北斗市民生委員	30名
619	函館	平成24年2月	北斗市民生委員第1事協会における法テラス業務説明	北斗市民生委員	35名
620	函館	平成24年2月	北斗市民生委員第2事協会における法テラス業務説明	北斗市民生委員	30名
621	函館	平成24年2月	江差町立江差中学生に対する法教育授業	江差町立江差中学校生徒	60名
622	函館	平成24年2月	函館市民生委員正・副会長に対する法テラス業務説明	函館市民生委員正・副会長	65名
623	函館	平成24年2月	函館消費者大学開学記念事業「身近な法律・消費者フォーラム」における法教育講義	函館消費者大学フォーラム参加者	50名
624	函館	平成24年3月	江差町民生委員研修会における法テラス業務説明	江差町民生委員	35名
625	旭川	平成23年7月	旭川管内調停委員に対する法テラス業務説明	旭川管内調停委員	92名
626	旭川	平成23年12月	旭川市消費生活センター、旭川市消費者協会担当者に対する法テラス業務説明	旭川市消費生活センター、同消費者協会職員	3名
627	釧路	平成23年9月	生命保険意見交換会における法テラス業務説明	生命保険意見交換会参加者	36名
628	釧路	平成23年11月	根室地域配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に係る関係機関連絡会議における法テラス業務説明	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に係る関係機関連絡会議関係職員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
629	釧路	平成23年11月	釧路市多重債務者庁内連絡会議における法テラス業務説明	釧路市多重債務者庁内連絡会議関係職員	30名
630	釧路	平成23年12月	オホーツク総合振興局管内配偶者暴力防止関係機関連絡会議における法テラス業務説明	オホーツク総合振興局管内関係機関・団体職員	54名
631	釧路	平成23年12月	釧路市生涯学習課社会人学級における講演	釧路市民ほか	11名
632	釧路	平成24年1月	釧路地域DV防止関係機関連絡会議における法テラス業務説明	釧路地域DV防止関係機関連絡会議関係職員	28名
633	釧路	平成24年1月	釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議関係職員	28名
634	釧路	平成24年2月	高齢者を対象とした「寿大学」における法教育講義	清里町一般市民	50名
635	釧路	平成24年3月	悪質貸金業者対策連絡会議(北海道貸金業関係連絡会釧路幹事会)における法テラス業務説明	悪質貸金業者対策連絡会議関係職員	28名
636	釧路	平成24年3月	阿寒地区介護支援専門員連絡会議における法テラス業務説明	介護サービス事業者、地域包括職員等	20名
637	釧路	平成24年3月	西部地域包括ケア会議における法テラス業務説明	介護サービス事業者、地域包括職員、民生委員等	30名
638	香川	平成23年5月	香川県子供女性相談センター職員に対する法テラス業務説明	香川県子供女性相談センター職員	4名
639	香川	平成23年5月	NPO法人被害者支援センターかがわ職員に対する法テラス業務説明	NPO法人被害者支援センターかがわ職員	1名
640	香川	平成23年5月	香川労働局職員に対する法テラス業務説明	香川労働局職員	4名
641	香川	平成23年5月	独立行政法人中小企業基盤整備機構四国支部職員に対する法テラス業務説明	独立行政法人中小企業基盤整備機構四国支部職員	1名
642	香川	平成23年5月	高松市男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	高松市男女共同参画センター職員	4名
643	香川	平成23年5月	財団法人香川県暴力追放運動推進センター職員に対する法テラス業務説明	財団法人香川県暴力追放運動推進センター職員	1名
644	香川	平成23年5月	四国経済産業局職員に対する法テラス業務説明	四国経済産業局職員	2名
645	香川	平成23年5月	香川県社会保険労務士会に対する法テラス業務説明	香川県社会保険労務士会	4名
646	香川	平成23年5月	香川県教育センター職員に対する法テラス業務説明	香川県教育センター職員	2名
647	香川	平成23年5月	高松西年金事務所職員に対する法テラス業務説明	高松西年金事務所職員	1名
648	香川	平成23年5月	独立行政法人労働者健康福祉機構香川産業保険推進センター職員に対する法テラス業務説明	独立行政法人労働者健康福祉機構香川産業保険推進センター職員	1名
649	香川	平成23年6月	財団法人交通事故紛争処理センター職員に対する法テラス業務説明	財団法人交通事故紛争処理センター高松支部職員	1名
650	香川	平成23年6月	香川県土地家屋調査士会境界問題相談センターかがわ職員に対する法テラス業務説明	香川県土地家屋調査士会境界問題相談センターかがわ職員	1名
651	香川	平成23年6月	社団法人日本損害保険協会四国支部高松自動車保険請求相談センター職員に対する法テラス業務説明	社団法人日本損害保険協会四国支部高松自動車保険請求相談センター職員	1名
652	香川	平成23年6月	高松東年金事務所職員に対する法テラス業務説明	高松東年金事務所職員	1名
653	香川	平成23年6月	社団法人香川県銀行協会職員に対する法テラス業務説明	社団法人香川県銀行協会職員	1名
654	香川	平成23年6月	香川県精神保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	香川県精神保健福祉センター職員	1名
655	香川	平成23年6月	香川県消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	香川県消費生活センター職員	1名
656	香川	平成23年6月	香川県男女共同参画相談プラザ職員に対する法テラス業務説明	香川県男女共同参画相談プラザ職員	1名
657	香川	平成23年6月	香川県総務部人権・同和政策課職員に対する法テラス業務説明	香川県総務部人権・同和政策課職員	1名
658	香川	平成23年6月	香川県労働委員会職員に対する法テラス業務説明	香川県労働委員会職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
659	香川	平成23年6月	香川県警察本部被害者保護対策室職員に対する法テラス業務説明	香川県警察本部被害者保護対策室職員	1名
660	香川	平成23年6月	財団法人香川県国際交流協会職員に対する法テラス業務説明	財団法人香川県国際交流協会職員	2名
661	香川	平成23年6月	香川県社会福祉士会(丸亀市)職員に対する法テラス業務説明	香川県社会福祉士会(丸亀市)職員	2名
662	香川	平成23年6月	多度津町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	多度津町社会福祉協議会職員	3名
663	香川	平成23年6月	善通寺市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	善通寺市社会福祉協議会職員	3名
664	香川	平成23年6月	三木町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	三木町社会福祉協議会職員	3名
665	香川	平成23年6月	三木町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	三木町地域包括支援センター職員	2名
666	香川	平成23年6月	香川県障害福祉相談所職員に対する法テラス業務説明	香川県障害福祉相談所職員	2名
667	香川	平成23年6月	さぬき市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	さぬき市社会福祉協議会職員	2名
668	香川	平成23年6月	さぬき市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	さぬき市地域包括支援センター職員	2名
669	香川	平成23年6月	香川県東讃県民センター職員に対する法テラス業務説明	香川県東讃県民センター職員	2名
670	香川	平成23年6月	東かがわ市総務部政策課職員に対する法テラス業務説明	東かがわ市総務部政策課職員	2名
671	香川	平成23年6月	東かがわ市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	東かがわ市社会福祉協議会職員	2名
672	香川	平成23年6月	東かがわ市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	東かがわ市地域包括支援センター職員	2名
673	香川	平成23年6月	丸亀市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	丸亀市社会福祉協議会職員	3名
674	香川	平成23年6月	丸亀市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	丸亀市地域包括支援センター職員	2名
675	香川	平成23年6月	香川県中讃保健福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	香川県中讃保健福祉事務所職員	2名
676	香川	平成23年6月	香川県西部子供相談センター職員に対する法テラス業務説明	香川県西部子供相談センター職員	2名
677	香川	平成23年6月	丸亀市生活環境部生活課職員に対する法テラス業務説明	丸亀市生活環境部生活課職員	2名
678	香川	平成23年6月	宇多津町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	宇多津町社会福祉協議会職員	2名
679	香川	平成23年6月	宇多津町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	宇多津町地域包括支援センター職員	2名
680	香川	平成23年6月	琴平町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	琴平町社会福祉協議会職員	2名
681	香川	平成23年6月	琴平町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	琴平町地域包括支援センター職員	2名
682	香川	平成23年6月	まんのう町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	まんのう町社会福祉協議会職員	2名
683	香川	平成23年6月	まんのう町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	まんのう町地域包括支援センター職員	2名
684	香川	平成23年6月	三豊市市民部人権課職員に対する法テラス業務説明	三豊市市民部人権課職員	2名
685	香川	平成23年6月	三豊市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	三豊市地域包括支援センター職員	2名
686	香川	平成23年6月	香川県西讃県民センター職員に対する法テラス業務説明	香川県西讃県民センター職員	2名
687	香川	平成23年6月	観音寺市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	観音寺市社会福祉協議会職員	2名
688	香川	平成23年6月	観音寺市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	観音寺市地域包括支援センター職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
689	香川	平成23年6月	三豊市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	三豊市社会福祉協議会職員	2名
690	香川	平成23年7月	香川県社会福祉士協議会職員に対する法テラス業務説明	香川県社会福祉士協議会職員	3名
691	香川	平成23年7月	高松市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	高松市社会福祉協議会職員	3名
692	香川	平成23年7月	高松市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	高松市地域包括支援センター職員	4名
693	香川	平成23年7月	土庄町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	土庄町地域包括支援センター職員	2名
694	香川	平成23年7月	土庄町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	土庄町社会福祉協議会職員	2名
695	香川	平成23年7月	香川県小豆県民センター職員に対する法テラス業務説明	香川県小豆県民センター職員	2名
696	香川	平成23年7月	小豆島町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	小豆島町社会福祉協議会職員	2名
697	香川	平成23年7月	小豆島町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	小豆島町地域包括支援センター職員	2名
698	徳島	平成23年6月	徳島県警警察学校における法テラス業務説明	徳島県警警察官	12名
699	徳島	平成23年7月	上板町民生委員に対する法テラス業務説明	上板町民生委員	30名
700	徳島	平成23年7月	四国文理大学生に対する法テラス業務説明	四国文理大学大学生	30名
701	徳島	平成23年9月	徳島県民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	徳島県民生・児童委員	130名
702	徳島	平成23年9月	徳島県民生・児童委員協議会における法教育(講演)	徳島県民生・児童委員	130名
703	徳島	平成23年10月	藍住町における法テラス業務説明会	藍住町職員	60名
704	徳島	平成23年10月	小松島市社会福祉協議会における法テラス業務説明会	小松島市社会福祉協議会職員	60名
705	徳島	平成23年10月	小松島市社会福祉協議会における法教育(講演)	小松島市社会福祉協議会職員	60名
706	徳島	平成23年11月	徳島県男女共同参画課における法テラス業務説明	徳島県男女共同参画課関係職員	20名
707	徳島	平成23年11月	銀行協会における法テラス業務説明会	銀行協会加盟銀行各社	14名
708	徳島	平成23年12月	徳島市保健所における法テラス業務説明	徳島市保健所職員	30名
709	徳島	平成24年1月	市民向け法律講座における法テラス業務説明	一般市民	6名
710	徳島	平成24年1月	市民向け法教育講義(法律講座)	一般市民	6名
711	徳島	平成24年2月	徳島市女性センターにおける法テラス業務説明	徳島市女性センター職員	30名
712	徳島	平成24年2月	阿南市役所における法テラス業務説明	阿南市役所職員	20名
713	徳島	平成24年2月	市民向け法律講座における法テラス業務説明	一般市民	11名
714	徳島	平成24年2月	市民向け法教育講義(消費者講座)	一般市民	30名
715	徳島	平成24年2月	徳島市女性センターにおける法教育講義	徳島市女性センター関係職員	30名
716	徳島	平成24年2月	市民向け法教育講義(法律講座)	一般市民	11名
717	徳島	平成24年3月	調停協会総会における法テラス業務説明	調停委員	60名
718	徳島	平成24年3月	西部子ども女性相談センターにおける法テラス業務説明	西部子ども女性相談センター職員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
719	徳島	平成24年3月	美馬市における法テラス業務説明	美馬市民生委員	150名
720	徳島	平成24年3月	徳島県子ども未来課における法テラス業務説明	徳島県子ども未来課職員	40名
721	徳島	平成24年3月	市民向け法律講座における法テラス業務説明	一般市民	35名
722	徳島	平成24年3月	西部子ども女性相談センターにおける法教育講義	西部子ども女性相談センター職員	30名
723	徳島	平成24年3月	市民向け法教育講義(法律講座)	一般市民	35名
724	高知	平成23年6月	高知県警察本部における法テラス業務説明	高知県警察相談員及び警察官	40名
725	高知	平成23年6月	NPO法人こうち被害者支援センター支援員に対する法テラス業務説明	NPO法人こうち被害者支援センター支援員	25名
726	高知	平成23年9月	いの町立吾北中学生に対する法教育授業	いの町立吾北中学校生徒	20名
727	高知	平成23年11月	高知県銀行協会代表者会における法テラス業務説明	各銀行の支店長	20名
728	高知	平成23年12月	高知市立愛宕中学生に対する法教育授業	高知市立愛宕中学校3年2組生	40名
729	愛媛	平成23年4月	松山地方方法務局西条人権協議会研修における法テラス業務説明	松山地方方法務局西条支局管内人権擁護委員、人権担当市役所職員	30名
730	愛媛	平成23年6月	NPO法人被害者こころの支援センターえひめ支援活動員に対する法テラス業務説明	NPO法人被害者こころの支援センターえひめ支援活動員	10名
731	愛媛	平成23年6月	消費生活相談員スキルアップ研修における法テラス業務説明	消費生活相談員等	31名
732	愛媛	平成23年7月	松山人権擁護委員会上浮穴部会研修会における法テラス業務説明	松山地方方法務局管内人権擁護委員	15名
733	愛媛	平成23年8月	愛媛県警察学校「性犯罪捜査専科」の専科生及び性犯罪従事捜査員に対する法テラス業務説明	愛媛県警察学校専科生、性犯罪捜査員等	47名
734	愛媛	平成23年10月	愛媛県警察学校における法テラス業務説明	愛媛県警察官	28名

※参加人数が明らかでない場合は機関数または配布資料数を記載

# Legal Literacy

法を学び、明日を笑顔に。

## 平成23年度 法教育シンポジウム in 香川

法教育とは、子供たちに法律や司法制度を[暗記させる]ことが目的ではありません。法やルールの考え方、司法制度の機能や意義についての[理解をうながす]もの。つまり、子供たちに[考える力]や[公正な判断力]を身に付けてもらうことを目指すものです。考える力が重視されている今、法教育の意義と実践のあり方を考えるため、学校現場における法教育の実践報告を軸としたシンポジウムを開催します。

**日時** 平成24年2月11日(土) [開場]12:30 [開会]13:00  
[閉会]16:25 (予定)

**会場** かがわ国際会議場 高松市サンポート2-1  
高松シンボルタワー6階

参加無料 定員 300名



主催/日本司法支援センター(法テラス)、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、香川県弁護士会、四国新聞社、全国地方新聞社連合会  
後援/香川県教育委員会、高松市教育委員会、日本司法書士会連合会、香川県司法書士会、社団法人商事法務研究会、一般社団法人共同通信社

お問い合わせ▶四国新聞社 広告局企画開発部 TEL:087-833-1180(土日祝を除く10:00~18:00)

# 平成23年度 法教育シンポジウム in 香川

## プログラム

13:00 ▶ 開会・挨拶	大川 真郎 <small>（日本司法研修センター講師）</small>
13:10 ▶ 基調講演	「新学習指導要領における法教育」 橋本 康弘 <small>（福井大学教育地域科学研究科准教授）</small>
13:40 ▶ 法教育実践報告	「古高松中学校における法教育の実践報告」 牧本 剛典 <small>（高松市立古高松中学校教諭）</small> 馬場 基尚 <small>（法テラス香川事務所長、弁護士）</small>
14:40 ▶ 休憩（15分）	
14:55 ▶ パネルディスカッション	「法教育の普及に向けて」 （パネリスト） 北澤 颯 <small>（北かがのこども法律事務所代表パートナー、法律事務所）</small> 氏部 昭仁 <small>（高松市立古高松中学校生徒指導主事）</small> 樽谷 佳樹 <small>（高松市PTA連盟協議会会長）</small> 橋本 康弘 <small>（福井大学教育地域科学研究科准教授）</small> 馬場 基尚 <small>（法テラス香川事務所長、弁護士）</small> （コーディネーター） 丸山 嘉代 <small>（法務省大臣官房付）</small>
16:25 ▶ 閉会・挨拶	関谷 利裕 <small>（香川弁護士会会長）</small>



北澤 颯

## 会場：かがわ国際会議場



●交通アクセス  
JR高松駅から徒歩約3分  
ことでん高松築港駅から徒歩約5分  
高松中央ICから車で約20分  
高松西ICから車で約20分  
高松空港連絡リムジンバスJR高松駅行きで約40分

## お申込み方法

参加をご希望の方は、郵便番号・住所・名前・職業・電話番号・年齢・性別のほか法教育に関するご意見・ご質問がございましたらご記入の上、1月31日頃までにホームページ、携帯サイト、Eメール、ハガキ、FAXにてご応募ください。  
※参加者には開催日5日前までに「参加証」を発送・送信致します。当日ご入場の際は、参加証をご持参ください。  
※応募者多数の場合は抽選となります。  
※応募に関する個人情報、当シンポジウムの事務のみに使用し、シンポジウムの終了後はすべて消去します。

●お申込み先 四国新聞社 広告局企画開発部  
[平成23年度 法教育シンポジウム in 香川] 係

ホームページ [法教育シンポジウム](http://www.houkyouiku-shinpo.jp/) 検索

<http://www.houkyouiku-shinpo.jp/>

携帯サイト ※5G未対応の機種は、ご利用できません。

Eメール [koukoku4@shikoku-np.co.jp](mailto:koukoku4@shikoku-np.co.jp)

ハガキ 〒760-8572 香川県高松市中野町15-1

## FAXでのお申込み FAX:087-833-8993 (24時間受付)

FAX用参加申込書 四国新聞社 広告局企画開発部 [平成23年度 法教育シンポジウム in 香川] 係

お一人目	住所 〒		
	氏名 <small>ふりがな</small>	職業	電話番号 ( ) -
	年齢	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	法教育に関して、お書き添えに伝えたいご意見・ご質問がございましたら後欄にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。		
お二人目	住所 〒		
	氏名 <small>ふりがな</small>	職業	電話番号 ( ) -
	年齢	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	法教育に関して、お書き添えに伝えたいご意見・ご質問がございましたら後欄にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。		

【資料46】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

地方事務所	開催日時	参加人数 合計	内容
東京	H23.6.1	262	民事法律扶助業務に関する説明会として、民事法律扶助利用の問題点、民事法律扶助申込手続について、民事法律扶助事件を担当するに当たっての注意点を説明。
	H23.6.3	246	同上
	H23.6.9	50	主に新規契約弁護士を対象に、民事法律扶助業務の現状、申込手続、扶助事件担当時の注意点を説明。
神奈川	H23.8.31	15	新規登録弁護士に対し、国選弁護・民事法律扶助業務に関する説明(制度の基本的な説明)
	H23.9.16	15	民事法律扶助業務に関する説明(準生保免除など)
	H23.12.26	50	新規登録弁護士に対し、国選弁護・民事法律扶助業務に関する説明(制度の基本的な説明)
	H24.3.26	15	民事法律扶助業務に関する説明(制度の基本的な説明、苦情対応など)
埼玉	H24.2.27	56	①民事法律扶助の概説 ②扶助制度を正しく有益に使うために
千葉	H23.12.21	33	新規登録弁護士向けガイダンスとして、民事法律扶助制度の概要、契約申込みについて説明。
茨城	H23.11.10	29	民事法律扶助制度の利用について
	H24.1.19	13	法テラスの業務について(扶助、国選、受託)
栃木	H23.12.26	10	弁護士会における新人研修として、扶助業務の概略を説明するとともに、契約書類を配布し、基本契約締結を勧誘。
群馬	H24.7.2~7.3	83	民事法律扶助業務について(於 群馬弁護士会夏期合宿)
	H24.3.13	20	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助業務全般について説明。
静岡	H24.2.7	28	新規登録弁護士(静岡支部・浜松支部・沼津支部)に対し、弁護士会の新人研修の際に、「民事法律扶助の業務」について説明(法テラスの理念、業務全般、手続、注意点等)。
	H24.3.17	20	県内で合格した新規登録司法書士に対し、法テラスの理念、利用の流れ、手順等について説明。
山梨	H24.1.17	7	民事法律扶助の概要
長野	H24.1.17	15	弁護士会の新規登録会員を対象とした民事法律扶助制度の説明、利用方法について
新潟	H23.7.2	20	司法書士会の研修会において、「民事法律扶助全般」を説明。
大阪	H23.9.30	15	民事法律扶助事業/法律援助事業について(弁護士会と共催)
	H23.10.26	60	民事法律扶助業務制度利用研修(弁護士会と共催)
	H24.2.3	100	民事法律扶助事業/法律援助事業について(弁護士会と共催)
京都	H23.9.26	26	新規登録弁護士への民事法律扶助研修
	H24.1.17	40	同上
	H24.2.15	60	法テラスの現状と課題、審査委員から見た法律扶助、申込の手続・注意点、資力基準に関する注意点、法テラス職員からのお願い
兵庫	H23.7.5	11	弁護士及び法律事務所職員向け講習会「民事法律扶助活用のノウハウ」
	H23.9.12	10	相談担当、審査担当者向け研修会として、相談担当弁護士、審査委員による意見交換を実施
	H24.1.20	60	兵庫県弁護士会新規登録会員向け説明会「法テラス業務と利用のしかた」
奈良	H23.10.26	35	①扶助制度概要説明 ②扶助制度(資力判定)の説明【司法書士会館にて実施】
	H24.3.8	22	同上【弁護士会館にて実施】
滋賀	H23.12.16	5	新規契約弁護士を対象に、扶助制度周知研修(弁護士会と共催)
	H24.1.12	5	同上
	H24.3.2	10	司法書士への扶助制度周知研修
和歌山	H24.1.27	5	新規登録会員を対象に、扶助全般(法テラスの利用方法等)について説明
愛知	H23.6.15	130	民事扶助資力基準及び扶助申込手続
	H23.10.27	150	同上
三重	H24.2.4	32	60期から64期弁護士を対象とした民事法律扶助業務の説明。
	H24.3.7	32	司法過疎業務などの体験記の講演、民事法律扶助についての説明
岐阜	H24.1.28	150	「民事法律扶助の活用」として、直近改正された書類作成援助(破産)のポイント解説も含め、扶助の活用をPR。
	H24.2.26	11	審査委員会意見交換会(研修)として、報酬基準について、資力要件の基準等、最近の改正点を説明。
福井	H23.11.14	1	民事法律扶助業務全般について
	H24.1.13	3	同上

地方事務所	開催日時	参加人数 合計	内容
石川	—	—	年度当初に全契約弁護士・司法書士へ本年度の扶助事業の実施についてお願いとして書面で通知している。また、新規登録会員にも民事法律扶助業務資料を配布し、制度の周知を図るとともに、基本契約の申込を呼びかけている。
富山	—	—	新規登録弁護士については、これまで、扶助制度を利用している事務所に所属している方が多数であるため、事務所にも手続について協力いただいている。また、契約司法書士については、窓口に来られた際、扶助制度の概要について説明している。 なお、扶助制度について改正があれば、その都度、契約弁護士・司法書士に改正点を通知している。
広島	H24.1.16	30	新規登録弁護士(64期)に対して民事法律扶助業務説明
山口	H23.9.3	70	民事法律扶助制度等について説明
	H24.2.3	6	新規登録会員向けに、法テラスの業務説明(山口県弁護士会と共催)
岡山	H24.1.31	100	民事法律扶助全般(①法テラスとの契約に関して、②法律相談援助、③代理援助の申込み、④長期未結案件の報告、⑤質疑応答)
鳥取	—	—	契約弁護士・司法書士数が少ないため、適宜説明している。
島根	H24.1.14	7	民事担当副所長による民事法律扶助業務についての説明
福岡	H23.9.1	22	新63期を対象に、刑事事件深化コース(選択型実務実習)・法テラスの業務概要説明を実施。
	H24.1.25	7	新64期を対象に、法テラスの業務について説明。
	H24.2.15	37	①民事法律扶助制度の概要、②私選委任、③関連事件の援助申込、④追加代理援助契約書(司法書士対象)、⑤償還方法設定、⑥準生保要件該当者の猶予及び免除申請
佐賀	H24.1.6	10	佐賀県弁護士会の新規登録会員に対する研修として、法テラスの業務全般及び関係機関との連携状況や広報関係などについて説明。
長崎	H24.1.14	13	刑事事件(少年事件及び被害者支援関係含む)、債務整理事件
大分	H23.8.27	50	登録司法書士を対象に、「事務職員向け 実務研修会」として、扶助業務の事務手続における業務のポイントを解説。
	H23.9.9	9	登録弁護士、事務職員を対象に、「事務職員向け 実務研修会」として、扶助業務の事務手続における業務のポイントを解説。
	H24.1.10	4	新入会員を対象に、「弁護士会 新入会員オリエンテーション」として、法テラス概要及び扶助業務を解説。
熊本	H24.1.24	30	①民事法律扶助制度の説明、②法テラスへの契約申込手続
鹿児島	H24.1.20	34	法律相談援助・代理援助・書類作成援助について
宮崎	H24.1.10	14	民事法律扶助業務の説明
沖縄	—	—	・制度変更等については、適宜文書にて周知を行なっているため。 ・毎年、新規登録弁護士に対し、民事法律扶助業務についての研修を実施しており、おおよその理解が得られているため。
宮城	H24.1.12	25	新規登録会員(弁護士)への業務説明
福島	—	—	平成24年3月30日に民事法律扶助業務に関する資料を、弁護士140名、司法書士110名宛てに送付。
山形	H23.7.15	27	①民事法律扶助業務の概要と手続の流れ、②資力基準と立替基準、③援助申込書・相談票の書き方と記載例
	H23.7.29	46	同上
岩手	H24.3.15	18	民事法律扶助業務の実務全体の流れ(審査回付の注意点、審査のポイント、償還義務、猶予、免除)
秋田	—	—	事務所独自の業務説明に関する紙面を、定期的に(おおむね1か月に1回)発行し、研修会の開催に代えた。
青森	H24.2.29	8	援助申込必要書類・申込書の記入方法等について
札幌	H23.8.1	260	平成23年度の業務の変更点について(札幌弁護士会と共催)
	H24.2.9	60	新規登録会員オリエンテーション 契約弁護士となるための業務研修
函館	H24.2.16	14	地方扶助審査委員を対象に、審査態勢・運用の変更点や最近の審査の問題点等を協議し、決定内容については契約弁護士等に通知。
旭川	H24.1.13	5	新規契約弁護士を対象に、民事法律扶助業務全般について説明。
釧路	H24.2.28	15	民事法律扶助、国選及び日弁連受託援助業務等研修(釧路・根室)
	H24.3.16	11	同上の内容を十勝地区で実施。
香川	—	—	事務所における説明会は開催してはいるが、弁護士・司法書士からの個別の質問については、その都度丁寧に説明。また、新規登録弁護士・司法書士に対しては各書式を送付した上で、概略を説明。書式変更の際にはその都度事務所へ送付して対応。
徳島	H23.5.27	8	弁護士会にて扶助制度の利用について説明(手続の流れ、注意点、書式等について)。
	H23.11.12	30	司法書士会(美馬市)に出向き、扶助制度(手続等)について説明。
	H23.11.26	30	司法書士会(阿南市)に出向き、扶助制度(手続等)について説明。
	H24.1.30	11	弁護士会にて、新規登録会員向けに扶助制度の概要及び利用方法・手続等について説明。
	H24.2.21	1	司法書士事務所に出向き、扶助制度(手続等)について説明。
	H24.2.23	1	同上
高知	H24.3.15	13	実例を紹介しながらDVに関する民事法律扶助による救済方法等を含めた勉強会を実施。
愛媛	H24.2.8	6	新規契約弁護士に対する扶助業務全般に関する研修

【資料47】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況(平成24年3月末現在)

1 国選被害者参加弁護士の選定請求受付件数及び人員 746件920名

年度	平成20年度				平成20年度 合計
	12月	1月	2月	3月	
件数	0	4	11	14	29
人員	0	4	12	16	32

年度	平成21年度												平成21年度 合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数	12	4	15	15	16	17	20	25	16	22	20	22	204
人員	20	5	17	15	22	20	20	26	17	25	23	28	238

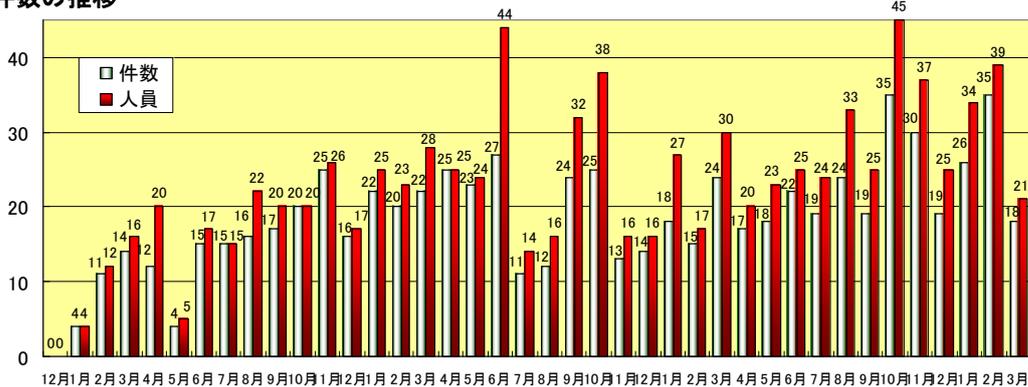
  

年度	平成22年度												平成22年度 合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数	25	23	27	11	12	24	25	13	14	18	15	24	231
人員	25	24	44	14	16	32	38	16	16	27	17	30	299

年度	平成23年度												平成23年度 合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数	17	18	22	19	24	19	35	30	19	26	35	18	282
人員	20	23	25	24	33	25	45	37	25	34	39	21	351

2 件数の推移



3 罪名内訳

罪名	選定請求件数						
	合計	(割合)	平成20年度 (4か月)	平成21年度 (12か月)	平成22年度 (12か月)	平成23年度 (12か月)	
殺人(殺人未遂)	141	( 18.9% )	6	50	40	45	
傷害	117	( 15.7% )	6	27	31	53	
傷害致死	53	( 7.1% )	4	5	19	25	
強姦・強制わいせつ等	242	( 32.5% )	6	68	77	91	
危険運転致死傷	8	( 1.1% )	0	3	3	2	
過失致死傷	業務上	5	( 0.7% )	0	1	3	1
	重過失	3	( 0.4% )	0	3	0	0
	自動車運転	107	( 14.3% )	5	31	31	40
逮捕・監禁等	9	( 1.2% )	0	3	3	3	
略取・誘拐等	4	( 0.5% )	0	2	1	1	
人身売買	0	( - )	0	0	0	0	
強盗致死傷・強盗強姦等	51	( 6.8% )	2	9	21	19	
その他刑法犯	5	( 0.7% )	0	1	2	2	
特別法犯	1	( 0.1% )	0	1	0	0	
合計	746	( 100.0% )	29	204	231	282	

【資料48】平成23年度 被疑者国選事件指名通知状況

	指名通知件数		
	指名通知件数	翌日回し件数	24時間超過件数
東京	7,434	163	8
(多摩)	2,035	76	14
神奈川	3,354	2,773	15
(川崎)	638	445	4
(小田原)	583	570	8
埼玉	3,462	518	4
(川越)	697	93	1
千葉	3,486	1,263	27
(松戸)	659	25	0
茨城	1,364	53	3
栃木	1,472	27	0
群馬	1,280	58	1
静岡	763	6	1
(沼津)	765	16	0
(浜松)	783	6	0
山梨	347	0	0
長野	734	40	0
新潟	912	38	3
大阪	6,480	583	159
京都	1,764	65	0
兵庫	1,500	2	0
(阪神)	705	2	1
(姫路)	690	3	0
奈良	753	14	5
滋賀	892	15	8
和歌山	612	5	2
愛知	3,158	2,494	96
(三河)	1,069	424	38
三重	840	39	2
岐阜	799	16	8
福井	342	28	1
石川	430	50	4
富山	290	51	3
広島	1,654	102	7
山口	797	9	1
岡山	1,283	122	14
鳥取	256	6	0
島根	328	22	0
福岡	2,749	548	48
(北九州)	998	19	1
佐賀	582	101	1
長崎	483	70	4
大分	469	11	3
熊本	946	28	3
鹿児島	647	60	0
宮崎	747	26	1
沖縄	1,158	60	15
宮城	1,117	289	4
福島	900	256	18
山形	477	83	0
岩手	428	26	1
秋田	375	71	1
青森	516	92	5
札幌	1,879	48	6
函館	303	0	0
旭川	338	10	0
釧路	425	21	0
香川	615	7	0
徳島	330	8	1
高知	548	19	0
愛媛	727	103	2
<b>合計</b>	<b>73,167</b>	<b>12,178</b>	<b>552</b>

**【資料49】立替金残高表**

(単位:円)

区分	金額
期首立替金残高	33,573,093,296
新規立替額	15,600,536,347
償還額	△ 10,358,759,587
償還免除額	△ 2,989,758,163
みなし消滅額	△ 12,927,557
期末立替金残高	35,812,184,336

【資料50】 法律相談費

(単位:円)

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談	事務所相談	相談件数計	簡易援助	金額
	件数	件数		件数	
東京	34,272	6,283	40,555	127	211,827,150
神奈川	10,433	6,876	17,309	59	86,950,500
埼玉	5,857	5,671	11,528	81	60,099,900
千葉	6,360	3,716	10,076	28	50,895,420
茨城	1,095	3,267	4,362	8	21,895,650
栃木	316	2,129	2,445	13	12,465,600
群馬	940	1,167	2,107	3	9,266,300
静岡	4,104	1,970	6,074	47	27,318,900
山梨	1,393	992	2,385	6	11,719,050
長野	492	1,877	2,369	17	12,623,100
新潟	2,327	2,274	4,601	26	24,211,950
大阪	15,761	7,931	23,692	28	117,696,053
京都	4,569	2,098	6,667	28	32,752,650
兵庫	6,665	4,604	11,269	62	54,308,220
奈良	1,131	2,056	3,187	16	14,826,000
滋賀	986	1,352	2,338	23	12,028,800
和歌山	952	847	1,799	3	9,448,950
愛知	5,337	1,941	7,278	64	35,288,950
三重	1,074	1,083	2,157	12	12,877,200
岐阜	1,921	772	2,693	23	11,926,950
福井	574	646	1,220	0	5,990,250
石川	780	963	1,743	6	9,091,950
富山	737	476	1,213	4	5,664,750
広島	2,475	4,496	6,971	33	33,631,200
山口	1,342	1,876	3,218	20	15,634,500
岡山	1,124	1,181	2,305	15	11,816,700
鳥取	857	978	1,835	20	9,456,300
島根	877	490	1,367	12	6,819,750
福岡	7,272	5,978	13,250	44	61,974,150
佐賀	808	1,348	2,156	14	10,857,000
長崎	2,122	2,621	4,743	78	22,955,070
大分	2,279	2,113	4,392	17	19,829,250
熊本	1,482	2,917	4,399	25	21,186,900
鹿児島	1,173	3,094	4,267	48	22,083,850
宮崎	1,309	3,618	4,927	58	23,740,500
沖縄	1,907	2,760	4,667	24	22,238,600
宮城	9,609	2,009	11,618	6	69,144,980
福島	1,902	1,528	3,430	7	20,065,620
山形	565	1,829	2,394	21	12,154,800
岩手	2,151	1,483	3,634	17	35,640,532
秋田	1,028	1,679	2,707	9	13,299,300
青森	2,582	1,320	3,902	35	16,923,000
札幌	18	10,223	10,241	42	52,947,150
函館	1,230	206	1,436	8	6,451,410
旭川	629	1,569	2,198	12	11,413,500
釧路	587	2,865	3,452	44	16,746,450
香川	892	1,065	1,957	2	8,906,100
徳島	840	949	1,789	4	9,465,750
高知	1,208	879	2,087	27	10,355,100
愛媛	1,009	971	1,980	4	8,388,450
全国計	157,353	123,036	280,389	1,330	1,425,300,155

注1) 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

注2) センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料51】 代理援助立替金実績

(単位:円)

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	507,706,022	1,789,245,024	128,311,594	243,000	2,425,505,640
神奈川	210,938,698	765,611,925	100,138,472	520,000	1,077,209,095
埼玉	122,948,789	506,368,668	37,049,808	1,238,000	667,605,265
千葉	82,915,462	358,319,250	29,924,983	0	471,159,695
茨城	35,914,278	148,177,675	9,127,274	18,000	193,237,227
栃木	31,415,780	129,981,007	12,942,092	0	174,338,879
群馬	30,416,225	129,587,050	17,195,545	0	177,198,820
静岡	50,127,199	229,748,480	20,768,375	0	300,644,054
山梨	13,659,901	66,136,350	8,426,830	0	88,223,081
長野	35,612,386	101,500,900	15,244,005	0	152,357,291
新潟	35,322,288	155,256,800	23,646,110	0	214,225,198
大阪	251,179,640	1,049,118,624	94,305,711	△ 1,000,000	1,393,603,975
京都	73,981,480	305,336,700	36,987,105	0	416,305,285
兵庫	107,453,850	454,667,120	52,164,276	0	614,285,246
奈良	33,211,943	135,920,700	11,401,199	20,000	180,553,842
滋賀	18,333,389	77,480,750	8,359,368	0	104,173,507
和歌山	19,216,326	79,495,700	6,050,514	0	104,762,540
愛知	98,570,337	380,106,750	45,638,710	0	524,315,797
三重	17,571,607	75,731,800	12,809,250	0	106,112,657
岐阜	19,432,186	89,187,300	9,325,282	0	117,944,768
福井	12,272,364	53,195,300	5,994,159	0	71,461,823
石川	23,359,502	101,372,200	13,716,850	0	138,448,552
富山	11,620,218	52,275,750	4,611,360	0	68,507,328
広島	55,104,837	220,806,985	18,974,000	0	294,885,822
山口	19,154,516	78,222,950	5,495,837	0	102,873,303
岡山	28,068,699	130,471,847	10,780,225	0	169,320,771
鳥取	15,311,547	64,140,300	5,279,405	0	84,731,252
島根	12,845,211	51,923,500	6,424,418	0	71,193,129
福岡	144,400,334	625,045,560	60,494,100	0	829,939,994
佐賀	17,286,525	78,039,625	8,288,160	0	103,614,310
長崎	29,856,627	131,730,230	9,310,812	0	170,897,669
大分	28,724,045	118,947,650	8,317,426	0	155,989,121
熊本	41,871,076	160,602,180	14,596,839	0	217,070,095
鹿児島	31,250,140	135,390,975	16,556,659	0	183,197,774
宮崎	38,415,477	160,281,650	17,226,027	0	215,923,154
沖縄	24,206,049	111,995,838	15,171,002	0	151,372,889
宮城	66,299,867	262,305,756	41,570,428	0	370,176,051
福島	20,251,257	87,119,650	10,604,842	0	117,975,749
山形	25,368,058	113,792,750	8,528,322	0	147,689,130
岩手	22,050,346	99,969,600	10,028,550	0	132,048,496
秋田	20,660,060	90,797,900	7,702,373	0	119,160,333
青森	27,518,230	121,248,060	5,720,255	0	154,486,545
札幌	134,855,222	519,030,350	43,599,696	60,000	697,545,268
函館	15,758,250	76,788,000	4,085,200	0	96,631,450
旭川	28,526,316	109,015,900	8,362,092	0	145,904,308
釧路	34,931,788	149,230,728	15,138,349	0	199,300,865
香川	10,896,052	46,017,100	6,008,526	0	62,921,678
徳島	12,599,726	56,747,675	3,788,890	0	73,136,291
高知	11,259,064	54,973,850	5,236,340	0	71,469,254
愛媛	15,068,260	70,683,776	2,700,711	0	88,452,747
合計	2,775,717,449	11,159,142,208	1,074,128,356	1,099,000	15,010,087,013

注) 実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料52】書類作成援助立替金実績

(単位:円)

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	5,503,550	20,318,500	25,822,050
神奈川	5,022,710	18,143,500	23,166,210
埼玉	5,124,080	17,761,800	22,885,880
千葉	3,538,960	13,408,500	16,947,460
茨城	564,780	2,357,250	2,922,030
栃木	589,770	2,275,500	2,865,270
群馬	746,740	3,375,750	4,122,490
静岡	5,372,998	18,125,972	23,498,970
山梨	317,580	1,459,500	1,777,080
長野	1,875,960	7,197,750	9,073,710
新潟	2,329,120	10,038,000	12,367,120
大阪	11,583,250	39,989,200	51,572,450
京都	3,632,410	11,721,625	15,354,035
兵庫	10,401,490	35,593,250	45,994,740
奈良	1,843,710	5,670,000	7,513,710
滋賀	688,690	2,856,000	3,544,690
和歌山	1,010,770	4,191,250	5,202,020
愛知	3,577,600	10,308,000	13,885,600
三重	2,034,380	7,932,750	9,967,130
岐阜	1,203,760	3,591,000	4,794,760
福井	353,870	1,596,000	1,949,870
石川	741,240	2,971,500	3,712,740
富山	508,290	2,520,000	3,028,290
広島	2,336,950	9,224,250	11,561,200
山口	701,400	2,798,250	3,499,650
岡山	885,640	3,409,876	4,295,516
鳥取	372,450	1,564,500	1,936,950
島根	292,290	1,370,250	1,662,540
福岡	13,503,490	49,439,250	62,942,740
佐賀	1,439,770	5,586,000	7,025,770
長崎	1,420,460	4,851,000	6,271,460
大分	736,060	2,840,000	3,576,060
熊本	2,507,530	8,804,250	11,311,780
鹿児島	4,422,881	18,086,250	22,509,131
宮崎	2,147,200	7,012,175	9,159,375
沖縄	7,591,860	29,436,750	37,028,610
宮城	839,480	3,328,500	4,167,980
福島	898,450	4,084,000	4,982,450
山形	378,580	1,701,000	2,079,580
岩手	662,900	2,777,250	3,440,150
秋田	1,814,800	6,074,250	7,889,050
青森	2,551,180	10,568,250	13,119,430
札幌	4,651,310	15,015,000	19,666,310
函館	459,160	2,058,000	2,517,160
旭川	2,093,730	4,032,000	6,125,730
釧路	673,740	2,352,000	3,025,740
香川	350,030	1,358,000	1,708,030
徳島	825,640	3,186,750	4,012,390
高知	3,798,300	15,104,250	18,902,550
愛媛	1,110,010	3,480,750	4,590,760
合計	128,030,999	462,945,398	590,976,397

注) 実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料53】平成22年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

	H22.4.1 ~ H23.3.31									
	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談 (内数)
東京	1,600	872	113	407	48	496	5	363	3,904	450
神奈川	133	632	76	2	23	39	4	23	932	5
埼玉	298	354	33	0	1	5	1	174	866	19
千葉	64	449	11	76	2	67	0	44	713	74
茨城	14	61	1	21	0	76	0	2	175	71
栃木	7	143	2	0	1	3	0	5	161	1
群馬	17	59	1	0	0	5	0	10	92	1
静岡	129	130	13	0	0	2	0	21	295	2
山梨	12	18	1	0	0	0	1	3	35	0
長野	23	68	3	0	0	1	0	2	97	0
新潟	64	84	4	0	3	1	0	3	159	3
大阪	660	600	43	41	9	116	19	131	1,619	84
京都	207	301	31	4	3	7	8	19	580	4
兵庫	56	257	16	10	2	6	9	44	400	9
奈良	23	74	6	0	1	1	1	21	127	0
滋賀	14	85	1	0	2	4	0	9	115	0
和歌山	14	54	1	0	2	0	1	5	77	0
愛知	248	593	21	7	15	113	17	62	1,076	35
三重	14	69	0	0	2	9	0	14	108	0
岐阜	22	103	2	1	0	0	1	49	178	1
福井	12	29	2	0	0	0	0	12	55	0
石川	24	36	17	0	0	0	0	8	85	1
富山	13	28	0	0	1	0	0	5	47	0
広島	97	213	13	0	3	3	13	26	368	11
山口	46	88	6	0	0	0	2	6	148	2
岡山	100	103	17	0	16	3	4	28	271	5
鳥取	20	9	7	0	0	0	0	3	39	2
島根	30	24	4	0	0	0	0	2	60	1
福岡	531	634	53	0	7	6	299	162	1,692	309
佐賀	27	83	1	0	0	0	6	4	121	3
長崎	45	56	4	1	1	1	1	4	113	1
大分	67	53	8	0	1	1	10	3	143	8
熊本	37	174	6	0	0	15	0	6	238	2
鹿児島	27	57	10	0	0	1	6	1	102	4
宮崎	66	83	0	0	0	1	2	2	154	0
沖縄	84	199	12	0	0	0	0	4	299	3
宮城	171	159	14	0	1	1	0	35	381	0
福島	11	95	3	0	2	0	0	8	119	0
山形	36	33	2	0	0	0	1	1	73	2
岩手	68	29	4	0	0	0	4	1	106	3
秋田	16	29	0	0	1	1	0	1	48	0
青森	31	36	2	0	0	0	1	0	70	0
札幌	279	231	15	0	0	0	0	5	530	1
函館	12	31	7	0	0	0	2	1	53	6
旭川	11	20	4	0	0	1	0	0	36	0
釧路	24	22	3	0	0	0	0	1	50	0
香川	19	108	4	0	0	0	0	19	150	3
徳島	2	49	0	0	0	40	0	3	94	0
高知	18	85	30	0	4	0	0	11	148	18
愛媛	13	65	1	0	0	1	0	5	85	0
合計	5,556	7,867	628	570	151	1,026	418	1,371	17,587	1,144
予定件数	5750	8320	592 (72)	609 (349)	154 (4)	843 (273)	337 (212)	2090 (90)	18695 (1000)	1000

注) 予定件数の( )内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者・少年援助件数	13,423	14,070	36.78	38.55
その他	4,164	4,625	11.41	12.67
合計	17,587	18,695	48.18	51.22
中国残留孤児基金援助	2	15	-	-

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者	5,556	5,750	15.22	15.75
少年	7,867	8,320	21.55	22.79
犯罪被害者	628	592	1.72	1.62
難民	570	609	1.56	1.67
子ども	151	154	0.41	0.42
外国人	1,026	843	2.81	2.31
精神障害者等	418	337	1.15	0.92
高齢者等	1,371	2,090	3.76	5.73
合計	17,587	18,695	48.18	51.22

	月 別 統 計										
	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考)H21	(参考)H20
4月	481	473	57	45	14	53	35	141	1,299	2,044	1,324
5月	465	557	45	45	4	67	33	111	1,327	2,025	1,422
6月	546	729	59	60	9	91	42	149	1,685	1,612	1,654
7月	512	727	51	56	11	95	38	132	1,622	1,587	1,519
8月	442	699	43	52	11	86	37	98	1,468	1,338	1,331
9月	452	680	50	39	16	95	36	112	1,480	1,352	1,452
10月	523	751	40	53	16	72	27	99	1,581	1,490	1,835
11月	483	778	63	28	15	109	33	105	1,614	1,480	1,601
12月	357	690	57	34	10	79	37	111	1,375	1,314	1,547
1月	377	515	50	44	8	108	34	82	1,218	1,052	1,431
2月	443	591	54	53	13	79	32	105	1,370	1,342	1,699
3月	475	677	59	61	24	92	34	126	1,548	1,528	2,001
合計	5,556	7,867	628	570	151	1,026	418	1,371	17,587	18,164	18,816
(参考:月平均)	463	656	52	48	13	86	35	114	1,466		